

決算特別委員会等記録

平成30年度一般会計・特別会計決算及び企業会計決算

自 令和元年10月3日

至 令和元年10月25日

沖縄県議会

決算特別委員会等記録

平成30年度一般会計・特別会計決算及び企業会計決算

自 令和元年10月3日

至 令和元年10月25日

沖縄県議会

目 次

令和元年第5回沖縄県議会(定例会)

第1号(10月3日)	1
1 委員長の互選	3
2 副委員長の互選	3
3 乙第27号議案及び乙第28号議案、認定第1号から認定第24号まで(一般会計・特別会計決算及び企業会計決算)について	3
4 決算特別委員会運営要領について	3
5 理事の選任	4

令和元年第5回沖縄県議会(定例会)閉会中継続審査

第1号(10月16日)	14
1 平成30年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明	15
2 平成30年度沖縄県一般会計及び特別会計決算審査の概要説明	16
3 平成30年度沖縄県病院事業会計決算の概要説明	18
4 平成30年度沖縄県病院事業会計決算審査の概要説明	19
5 平成30年度沖縄県水道事業会計及び工業用水道事業会計決算の概要説明並びに未処分利益剰余金の処分についての概要説明	20
6 平成30年度沖縄県水道事業会計及び工業用水道事業会計決算審査の概要説明	22
7 平成30年度沖縄県一般会計及び特別会計決算に対する質疑	24
山川典二君	24
花城大輔君	25
照屋守之君	29
当山勝利君	37
亀濱玲子さん	40
瀬長美佐雄君	43
新垣光荣君	45
金城泰邦君	47
金城勉君	48

総務企画委員会第1号(10月17日)

1 平成30年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明	51
知事公室	51
総務部	52
公安委員会	54
2 平成30年度決算に対する質疑	55
花城大輔君	55
又吉清義君	60
中川京貴君	65
仲田弘毅君	68
宮城一郎君	71
当山勝利君	73
仲宗根悟君	77
新垣光荣君	79
比嘉瑞己君	82
上原章君	86
當間盛夫君	90

経済労働委員会第1号(10月17日)

1 平成30年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明	95
農林水産部	95
労働委員会事務局	97
2 平成30年度決算に対する質疑	98
大浜一郎君	98
西銘啓史郎君	103
山川典二君	107
島袋大君	110
親川敬君	114
瀬長美佐雄君	117
嘉陽宗儀君	121
金城勉君	124
大城憲幸君	127

文教厚生委員会第1号(10月17日)

1 平成30年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明	134
子ども生活福祉部	134
教育委員会	136
2 平成30年度決算に対する質疑	137
新垣新君	137
末松文信君	142
照屋守之君	147

次呂久 成 崇君	150	2 平成30年度決算に対する質疑	245
亀 濱 玲 子さん	153	大 城 一 馬君	246
比 嘉 京 子さん	157	親 川 敬君	248
平 良 昭 一君	161	瀬 長 美佐雄君	251
金 城 泰 邦君	166	嘉 陽 宗 儀君	256
		金 城 勉君	258
土木環境委員会第1号(10月17日)	173	大 城 憲 幸君	262
1 平成30年度沖縄県一般会計及び特別		大 浜 一 郎君	266
会計決算の概要説明	173	西 銘 啓史郎君	271
土木建築部	173	山 川 典 二君	275
2 平成30年度決算に対する質疑	175	島 袋 大君	279
座 波 一君	176	3 決算調査報告書記載内容等について	282
具志堅 透君	179		
照 屋 大 河君	184	文教厚生委員会第2号(10月18日)	285
崎 山 嗣 幸君	187	1 平成30年度沖縄県一般会計及び病院	
赤 嶺 昇君	189	事業会計決算の概要説明	285
上 原 正 次君	192	保健医療部	285
玉 城 武 光君	194	病院事業局	287
糸 洲 朝 則君	197	2 平成30年度決算に対する質疑	288
山 内 末 子さん	201	次呂久 成 崇君	289
		亀 濱 玲 子さん	293
総務企画委員会第2号(10月18日)	207	比 嘉 京 子さん	300
1 平成30年度沖縄県一般会計決算の概		平 良 昭 一君	305
要説明	207	金 城 泰 邦君	310
企画部	207	新 垣 新君	313
出納事務局	208	末 松 文 信君	314
監査委員事務局	209	照 屋 守 之君	316
人事委員会事務局	209	3 決算調査報告書記載内容等について	324
議会事務局	209	照 屋 守 之君	324
2 平成30年度決算に対する質疑	210	次呂久 成 崇君	324
宮 城 一 郎君	210	平 良 昭 一君	324
当 山 勝 利君	213	亀 濱 玲 子さん	325
新 垣 光 栄君	218	新 垣 新君	325
比 嘉 瑞 己君	222	末 松 文 信君	325
上 原 章君	225		
當 間 盛 夫君	229	土木環境委員会第2号(10月18日)	327
花 城 大 輔君	232	1 平成30年度沖縄県一般会計、平成30	
又 吉 清 義君	235	年度沖縄県水道事業会計及び工業水	
仲 田 弘 毅君	238	道事会計決算の概要説明並びに未処	
3 決算調査報告書記載内容等について	240	分利益剰余金の処分についての概要	
		説明	327
経済労働委員会第2号(10月18日)	242	環境部	327
1 平成30年度沖縄県一般会計及び特別		企業局	328
会計決算の概要説明	242	2 平成30年度決算に対する質疑	331
商工労働部	242	照 屋 大 河君	331
文化観光スポーツ部	244	崎 山 嗣 幸君	335

上原正次君	338
赤嶺昇君	340
玉城武光君	346
糸洲朝則君	348
山内末子さん	353
座波一君	357
具志堅透君	361
3 決算調査報告書記載内容等について	365
第2号(10月25日)	367
1 常任委員長に対する質疑	368
2 要調査事項の取り扱いについて	372
3 知事の委員会出席を求める動議	372
4 知事の委員会出席を求める動議に対する意見、討論	373
照屋守之君	373
亀濱玲子さん	373
花城大輔君	373
山川典二君	374
5 動議の採決	374
6 審査日程の変更について	374
7 令和元年第5回議会乙第27号議案及び同乙第28号議案の採決	375
8 令和元年第5回議会認定第1号に対する意見、討論	375
照屋守之君	375
9 令和元年第5回議会認定第1号の採決	376
10 令和元年第5回議会認定第2号から同認定第24号までの採決	376
11 決算特別委員会議案処理一覧表	377
12 決算特別委員会決算処理一覧表	378
巻末資料(各常任委員長からの決算調査報告書)	381

令和元年10月3日

令和元年第5回
沖縄県議会(定例会) **決算特別委員会記録**

(第1号)

令和元年第5回 沖縄県議会（定例会） 決算特別委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和元年10月3日（木曜日）
開会 午後5時39分
散会 午後5時57分
場所 第7委員会室

本委員会に付託された事件

（10月3日付託）

- 1 乙第27号議案 平成30年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 2 乙第28号議案 平成30年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 3 認定第1号 平成30年度沖縄県一般会計決算の認定について
- 4 認定第2号 平成30年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
- 5 認定第3号 平成30年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
- 6 認定第4号 平成30年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
- 7 認定第5号 平成30年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
- 8 認定第6号 平成30年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
- 9 認定第7号 平成30年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
- 10 認定第8号 平成30年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
- 11 認定第9号 平成30年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
- 12 認定第10号 平成30年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
- 13 認定第11号 平成30年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
- 14 認定第12号 平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 15 認定第13号 平成30年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
- 16 認定第14号 平成30年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定に

ついて

- 17 認定第15号 平成30年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
- 18 認定第16号 平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 19 認定第17号 平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
- 20 認定第18号 平成30年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 21 認定第19号 平成30年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 22 認定第20号 平成30年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
- 23 認定第21号 平成30年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 24 認定第22号 平成30年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 25 認定第23号 平成30年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 26 認定第24号 平成30年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

委員の選任

令和元年10月3日、本委員会の委員は議長の指名で次のとおり選任された。

山 川 典 二君	花 城 大 輔君
末 松 文 信君	具志堅 透君
照 屋 守 之君	当 山 勝 利君
亀 濱 玲 子さん	照 屋 大 河君
仲宗根 悟君	親 川 敬君
新 垣 光 栄君	新 垣 清 涼君
瀬 長 美佐雄君	玉 城 武 光君
金 城 泰 邦君	金 城 勉君
當 間 盛 夫君	

本日の委員会に付した事件

- 1 委員長の互選
- 2 副委員長の互選
- 3 乙第27号議案 平成30年度沖縄県水道事業会

- 計未処分利益剰余金の処分について
- 4 乙第28号議案 平成30年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
 - 5 認定第1号 平成30年度沖縄県一般会計決算の認定について
 - 6 認定第2号 平成30年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
 - 7 認定第3号 平成30年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
 - 8 認定第4号 平成30年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
 - 9 認定第5号 平成30年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
 - 10 認定第6号 平成30年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
 - 11 認定第7号 平成30年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
 - 12 認定第8号 平成30年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
 - 13 認定第9号 平成30年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
 - 14 認定第10号 平成30年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
 - 15 認定第11号 平成30年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
 - 16 認定第12号 平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
 - 17 認定第13号 平成30年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
 - 18 認定第14号 平成30年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
 - 19 認定第15号 平成30年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
 - 20 認定第16号 平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
 - 21 認定第17号 平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
 - 22 認定第18号 平成30年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
 - 23 認定第19号 平成30年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
 - 24 認定第20号 平成30年度沖縄県公債管理特別

会計決算の認定について

- 25 認定第21号 平成30年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 26 認定第22号 平成30年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 27 認定第23号 平成30年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 28 認定第24号 平成30年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
- 29 閉会中継続審査について
- 30 決算特別委員会運営要領について
- 31 理事の選任

委員長、副委員長の互選

令和元年10月3日、玉城武光君が委員長に、山川典二君が副委員長に選任された。

理事の選任

令和元年10月3日、末松文信君、当山勝利君及び新垣光栄君が理事に選任された。

出席委員

委員長	玉	城	武	光	君				
副委員長	山	川	典	二	君				
委員	花	城	大	輔	君	末	松	文	信
						君			
	具	志	堅	透	君	当	山	勝	利
						君			
	亀	濱	玲	子	さん	照	屋	大	河
						君			
	仲	宗	根	悟	君	親	川		敬
						君			
	新	垣	光	栄	君	新	垣	清	涼
						君			
	瀬	長	美	佐	雄	君	金	城	泰
						君			
	金	城		勉	君	當	間	盛	夫
						君			

欠席委員

照屋守之君

○下地広道議会事務局政務調査課主幹 決算特別委員会設置後、初めての委員会でありますので委員長及び副委員長の互選を行う必要があります。

委員長の互選に関する職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっております。

出席委員中、末松文信委員が年長者であります。

よって、この際、末松文信委員に委員長の互選に関する職務をお願いいたします。

末松文信委員、委員長席に御着席願います。

（末松文信委員、委員長席に着席）

○末松文信年長委員 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

委員会条例第7条第2項の規定により、年長の私が委員長互選の職務を行います。

どうぞ、よろしく願いいたします。

これより、委員長の互選を行います。

委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、互選の方法を指名推選、被推薦人を玉城武光君とし、指名は委員長の職務を行う委員が行う旨の協議があった。)

○末松文信年長委員 再開いたします。

委員長の互選については、休憩中に御協議いたしましたとおりに指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信年長委員 御異議なしと認めます。

よって、委員長には玉城武光君を指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信年長委員 御異議なしと認めます。

よって、委員長には玉城武光君が選任されました。

ただいま委員長が選任されましたので、委員長と交代いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、年長委員退席、委員長着席)

○玉城武光委員長 再開いたします。

このたび、委員各位の御推挙により、決算特別委員長に就任しました玉城武光でございます。

委員会の運営につきましては公正・中立を旨とし、円滑に進めてまいりたいと存じますので、各委員の御指導と御協力を賜りますようお願いいたします。

○玉城武光委員長 次に、副委員長の互選を行います。

副委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、互選の方法を指名推選、被推薦人を山川典二君とし、指名は委員長が行う旨の協議があった。)

○玉城武光委員長 再開いたします。

副委員長の互選については、休憩中に御協議いたしましたとおりに指名推選によることとし、委員長の私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城武光委員長 御異議なしと認めます。

よって、副委員長には山川典二君を指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城武光委員長 御異議なしと認めます。

よって、副委員長には山川典二君が選任されました。

ただいま副委員長が選任されましたので、御挨拶を自席でお願いいたします。

○山川典二委員 よろしく願いいたします。

○玉城武光委員長 以上で、委員長及び副委員長の互選は終わりました。

○玉城武光委員長 休憩いたします。

(休憩中に、議題の取り扱いについて協議)

○玉城武光委員長 再開いたします。

乙第27号議案及び乙第28号議案の議決議案2件並びに認定第1号から認定第24号までの決算24件を一括して議題といたします。

ただいま議題となりました議決議案2件及び決算24件については、閉会中に審査することとし、議長に対して、閉会中継続審査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城武光委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○玉城武光委員長 次に、決算特別委員会運営要領について、御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から決算特別委員会運営要領案の概要説明後に協議を行い、案のとおりに決することで意見の一致を見た。)

○玉城武光委員長 再開いたします。

決算特別委員会運営要領については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城武光委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○玉城武光委員長 次に、ただいま決定されました決算特別委員会運営要領に基づき、委員長及び副委員長のほかに、理事の選任が必要でありますので、理事3人の選任について御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、理事の選任について協議)

○玉城武光委員長 再開いたします。

これより、理事3人の選任について、お諮りいたします。

理事に末松文信委員、当山勝利委員及び新垣光栄委員の3人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城武光委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

理事の皆さんには、委員会の円滑な運営に御協力いただきますようお願いいたします。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定されました決算特別委員会運営要領に基づく、各常任委員会への閉会中調査の依頼につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城武光委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

次回は、10月16日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

決算特別委員会運営要領

この要領は、「決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)」(平成28年10月12日議会運営委員会決定)に定めるもののほか、決算特別委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることにより、委員会の円滑な運営に資するものとする。

1 委員席の配置

別紙1のとおりとする。

2 審査日程

審査日程は別紙2のとおりとする。ただし、審査の都合により必要があるときは、委員会に諮り変更することができる。

3 各常任委員会に対する調査依頼

- (1) 決算特別委員長(以下「委員長」という。)は、別添様式1により各常任委員長に閉会中調査を依頼するものとする。
- (2) 各常任委員長は、上記の閉会中調査終了後に別添様式2により決算調査報告書(以下「調査報告書」という。)を委員長に提出するものとする。
なお、調査報告書に記載する特記事項は、議案に対する附帯決議のような事項等とするものとする。

4 説明員

決算の概要説明は、会計管理者、病院事業局長及び企業局長が行い、決算審査意見の概要説明は代表監査委員が行うものとする。

5 決算及び決算審査意見の概要説明に対する質疑

- (1) 質疑の時間は、委員1人10分とする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。
その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑をする間は着席しなければならない。
- (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
- (4) 質疑時間の終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
- (5) 質疑は一問一答方式で、自席から起立の上で行うものとする。
- (6) 質疑の順序は多数会派順とする。

6 調査報告書に対する質疑

- (1) 常任委員長に対する質疑の通告は、別添様式3により政務調査課に提出するものとする。
- (2) 委員長は、調査報告書に対し質疑の通告がなされた場合には、別添様式4により当該常任委員長の出席を求めるものとする。
- (3) 常任委員長への質疑は、当該常任委員長に対し2回を超えないものとする。

7 要調査事項に対する質疑

- (1) 要調査事項に対する質疑（以下「総括質疑」という。）を行うため知事等に出席を求めることが決定された場合、知事等への総括質疑の通告締切日時は、決算特別委員会において総括質疑を行う日の前日（県の休日を除く。）の午後3時とし、別添様式3により政務調査課に提出するものとする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

8 理事会

- (1) 理事会は、委員長、副委員長及び理事3人をもって構成する。
- (2) 理事は、委員長が委員会に諮って指名する。
- (3) 理事は、委員会の円滑な運営について委員長及び副委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。
- (4) 理事会は、委員会の決定に基づき要調査事項及び特記事項の取り扱い並びに総括質疑の実施の必要性等について協議を行うものとする。

雑 則

以上のほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員長が委員会に諮って定める。

委員席の配置

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

議 会 事 務 局				
-----------	--	--	--	--

(録音・計時) 議 会 事 務 局				補 助 答 弁 席
----------------------	--	--	--	--------------

議 会 事 務 局
玉 城 武 光 委 員 長

	説 明		員 席	
--	-----	--	-----	--

	亀濱玲子委員	当山勝利委員
--	--------	--------

末松文信委員	花城大輔委員	山川典二委員
--------	--------	--------

親川敬委員	仲宗根悟委員	照屋大河委員
-------	--------	--------

金城泰邦委員	照屋守之委員	具志堅透委員
--------	--------	--------

瀬長美佐雄委員	新垣清涼委員	新垣光栄委員
---------	--------	--------

	當間盛夫委員	金城勉委員
--	--------	-------

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

決算特別委員会審査日程

年 月 日	曜 日	時 間	事 項	関係室部局等
令和元年 10月3日	木	本会議 及び各 委員会 終了後	決算特別委員会 ○委員長及び副委員長の互選 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件	
10月16日	水	午前10時	決算特別委員会 ○概要説明 ・平成30年度一般会計及び特別会計決算 ・平成30年度企業会計決算 ・平成30年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について 平成30年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・一般会計、特別会計及び企業会計に対する審査意見 ○会計管理者及び代表監査委員に対する質疑	会計管理者 病院事業局長 企業局長 代表監査委員
10月17日	木	午前10時	各常任委員会 ○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
10月18日	金	午前10時	各常任委員会 ○所管事務に係る決算事項の調査 ○決算調査報告書記載内容等についての協議	関係室部局
10月21日	月		決算調査報告書整理日	
10月23日	水		決算調査報告書整理日	
10月24日	木		決算特別委員への決算調査報告書の配付 (午前9時) 各常任委員長に対する質疑の通告締め切り (午後3時)	
10月25日	金	午前10時	決算特別委員会 ○各常任委員長に対する質疑 ○「要調査事項」及び「特記事項」の取り扱い等についての協議 ○総括質疑の取り扱いについての協議	
10月28日	月	午前10時	決算特別委員会 ○総括質疑 ○採決 ・平成30年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・平成30年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・平成30年度一般会計及び特別会計決算 ・平成30年度企業会計決算	

様式 1

令和 年 月 日

各常任委員長
○ ○ ○ ○ 殿

決算特別委員長
○ ○ ○ ○

決算議案の調査依頼について

本委員会に付託された決算議案のうち、下記について貴委員会において閉会中調査を行っていただくようお願いいたします。

なお、調査結果につきましては、月 日までに所定の様式により御報告くださいますようお願い申し上げます。

記

(例)

認定第○号 令和○年度沖縄県一般会計決算の認定について
(○○○○委員会所管分)

認定第○号 令和○年度沖縄県○○○○○○特別会計決算の認定について

認定第○号 令和○年度沖縄県○○○○○○事業会計決算の認定について

様式 3

令和 年 月 日 午前・午後 時 分 受付

質 疑 発 言 通 告

種別	常任委員長 ・ 知事等
質 疑 の 要 旨	

上記により質疑したいので、決算特別委員会運営要領の規定により
通告します。

令和 年 月 日
決算特別委員 印

決算特別委員長 殿

※ 記載例は、議会運営委員会決定事項集「17 発言通告書の記載方法等について」の記載例をごらんください。

様式 2

令和 年 月 日

決算特別委員長
○ ○ ○ ○ 殿

各常任委員長
○ ○ ○ ○

決 算 調 査 報 告 書

月 日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 委員会における質疑・答弁の内容
- 2 要調査事項
- 3 特記事項

様式 4

令和 年 月 日

各常任委員長
○ ○ ○ ○ 殿

決算特別委員長
○ ○ ○ ○

決算特別委員会への出席について

貴職から報告のあった決算調査報告書に関し、質疑の通告があったので、下記のとおり出席を求めます。

記

- 1 日 時 令和 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時
- 2 場 所 第 7 委員会室

決算議案の審査等に関する基本的事項 (常任委員会に対する調査依頼について)

決算議案の審査については、その効率的で充実した審査に資することを目的とし、各常任委員会において決算特別委員会から調査依頼を受け、専門的な立場から所管事務に係る決算事項を調査する方式としたところである。こうした決算議案の審査・調査に当たっては、下記の基本的事項を定めることにより、決算特別委員会及び各常任委員会の円滑な運営に資するものとする。

記

- 1 決算特別委員会の開催場所について
決算特別委員会は第7委員会室で行うものとする。
- 2 審査日程について
決算議案の審査日程はおおむね別紙1のとおりとし、具体的な決算特別委員会の審査日程は同委員会において決定するものとする。
- 3 調査依頼事項について
 - (1) 各常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る決算事項とする。
 - (2) 調査依頼に関する様式は別に定めるものとする。
- 4 各常任委員会における調査について
 - (1) 質疑の時間は、各審査日委員1人10分とする。
 - (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日、時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡する委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
 - (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
 - (4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
 - (5) 質疑の順序については多数会派順とする。なお、2日目は第2多数会派から質疑を行い、第1多数会派は最後に行うものとする。
 - (6) 監査委員である議員は調査には加わらないものとする。
 - (7) 各常任委員会での採決は行わないものとする。
- 5 決算調査報告書の作成及び配付について
 - (1) 決算調査報告書(以下「調査報告書」という。)は、各常任委員会での協議に基づき各常任委員長が作成するものとする。この場合、各常任委員会での協議を省略して調査報告書の作成を各常任委員長に一任することができるものとする。
 - (2) 調査報告書に記載する事項は、各常任委員会における質疑・答弁の主な内容、決算特別委員会においてさらに調査が必要とされる事項(以下「要調査事項」という。)及び特記事項とする。

(3) 要調査事項について

ア 各常任委員会における質疑において、要調査事項を提起しようとする委員は、その該当事項を要調査事項とする旨を発言するものとする。

イ 各常任委員会における質疑終了後、要調査事項を提起しようとする委員が要調査事項とする理由等を説明した後、決算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項の整理を行った上で、要調査事項を決算特別委員会に報告するものとする。

ウ 各常任委員会における上記イの意見交換や整理の中において、要調査事項として報告することについて反対の意見が述べられた場合には、決算特別委員会に報告する際にその意見もあわせて報告するものとする。

(4) 調査報告書は、決算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日（県の休日を除く。）の正午までに決算特別委員に配付するものとする。

(5) 調査報告書の様式は別に定めるものとする。

6 調査報告書に対する質疑について

(1) 調査報告書に関し、常任委員長に対する質疑の通告がなされた場合には、当該常任委員長の出席を求めるものとする。

(2) 常任委員長に対する質疑通告の締切日時は、決算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日（県の休日を除く。）の午後3時とする。

7 要調査事項に対する質疑について

(1) 審査の最終日に要調査事項に対する質疑（以下「総括質疑」という。）を行うため知事等の出席を求める場合には、決算特別委員会において質疑を行う要調査事項及び知事等の出席を求めることについて決定するものとする。

(2) 知事等への総括質疑は、上記（1）において決定した要調査事項についてまず決算特別委員長が代表して行い、答弁を聴取した後、各委員からの質疑を行うものとする。

8 質疑の時間及び方法等について

決算特別委員会における質疑の時間及び方法その他必要な事項は当該委員会において決定するものとする。

9 理事会について

決算特別委員会の円滑な運営等を図るための調整、協議等を行うため同委員会に理事会を設置するものとする。

(別紙1)

決算議案の審査日程

年月日	委員会	時間	事項	関係室部局等
9月定例会 会期中 (1日目)	決算特別 委員会	本会議及 び各委員 会終了後	○委員長及び副委員長の互選 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件	
以降 閉会中 (2日目)	決算特別 委員会	10時	○令和○年度一般会計及び特別会計決算 の概要説明 ○令和○年度企業会計決算の概要説明 ○決算審査意見概要説明 ○会計管理者及び代表監査委員に対する 質疑	会計管理者 病院事業局長 企業局長 代表監査委員
(3日目)	各常任 委員会	10時	○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
(4日目)	各常任 委員会	10時	○所管事務に係る決算事項の調査 ○決算調査報告書記載内容等についての 協議	関係室部局
(5日目)			○決算調査報告書整理日	
(6日目)			○決算調査報告書整理日	
(7日目)			○決算特別委員への決算調査報告書の配付 ○常任委員長に対する質疑の通告締め切り	報告書配付 時刻:午前9時 質疑通告締め切 り時刻:午後3時
(8日目)	決算特別 委員会	10時	○常任委員長に対する質疑 ○「要調査事項」及び「特記事項」の 取り扱い等についての協議 ○総括質疑の取り扱いについての協議	
(9日目)	決算特別 委員会	10時	○総括質疑 ○採決	関係室部局等

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

年長委員 末松文信

委員長 玉城武光

令和元年10月16日

令和元年 第5回
沖縄県議会(定例会)
閉会中継続審査

決算特別委員会記録

(第 1 号)

令和元年 第 5 回
 沖縄県議会（定例会）
 閉会中継続審査

決算特別委員会記録（第 1 号）

開会の日時、場所

年月日 令和元年10月16日（水曜日）
 開会 午前10時0分
 散会 午後4時31分
 場所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 令和元年 平成30年度沖縄県水道事業会計
第5回議会 未処分利益剰余金の処分につ
乙第27号議案 て
- 2 令和元年 平成30年度沖縄県工業用水道事
第5回議会 業会計未処分利益剰余金の処分
乙第28号議案 について
- 3 令和元年 平成30年度沖縄県一般会計決算
第5回議会 の認定について
- 認定第1号
- 4 令和元年 平成30年度沖縄県農業改良資金
第5回議会 特別会計決算の認定について
- 認定第2号
- 5 令和元年 平成30年度沖縄県小規模企業者
第5回議会 等設備導入資金特別会計決算の
認定第3号 認定について
- 6 令和元年 平成30年度沖縄県中小企業振興
第5回議会 資金特別会計決算の認定につ
認定第4号 て
- 7 令和元年 平成30年度沖縄県下地島空港特
第5回議会 別会計決算の認定について
- 認定第5号
- 8 令和元年 平成30年度沖縄県母子父子寡婦
第5回議会 福祉資金特別会計決算の認定に
認定第6号 ついて
- 9 令和元年 平成30年度沖縄県下水道事業特
第5回議会 別会計決算の認定について
- 認定第7号
- 10 令和元年 平成30年度沖縄県所有者不明土
第5回議会 地管理特別会計決算の認定につ
認定第8号 いて
- 11 令和元年 平成30年度沖縄県沿岸漁業改善
第5回議会 資金特別会計決算の認定につ
認定第9号 て
- 12 令和元年 平成30年度沖縄県中央卸売市場

- 第5回議会 事業特別会計決算の認定につ
認定第10号 て
- 13 令和元年 平成30年度沖縄県林業・木材産
第5回議会 業改善資金特別会計決算の認定
認定第11号 について
- 14 令和元年 平成30年度沖縄県中城湾港（新
第5回議会 港地区）臨海部土地造成事業特
認定第12号 別会計決算の認定について
- 15 令和元年 平成30年度沖縄県宜野湾港整備
第5回議会 事業特別会計決算の認定につ
認定第13号 て
- 16 令和元年 平成30年度沖縄県国際物流拠点
第5回議会 産業集積地域那覇地区特別会計
認定第14号 決算の認定について
- 17 令和元年 平成30年度沖縄県産業振興基金
第5回議会 特別会計決算の認定につ
認定第15号 いて
- 18 令和元年 平成30年度沖縄県中城湾港（新
第5回議会 港地区）整備事業特別会計決算
認定第16号 の認定について
- 19 令和元年 平成30年度沖縄県中城湾港マリ
第5回議会 ン・タウン特別会計決算の認定
認定第17号 について
- 20 令和元年 平成30年度沖縄県駐車場事業特
第5回議会 別会計決算の認定につ
認定第18号 いて
- 21 令和元年 平成30年度沖縄県中城湾港（泡
第5回議会 瀬地区）臨海部土地造成事業特
認定第19号 別会計決算の認定について
- 22 令和元年 平成30年度沖縄県公債管理特別
第5回議会 会計決算の認定につ
認定第20号 いて
- 23 令和元年 平成30年度沖縄県国民健康保険
第5回議会 事業特別会計決算の認定につ
認定第21号 いて
- 24 令和元年 平成30年度沖縄県病院事業会計
第5回議会 決算の認定につ
認定第22号 いて
- 25 令和元年 平成30年度沖縄県水道事業会計
第5回議会 決算の認定につ
認定第23号 いて

26 令和元年 平成30年度沖縄県工業用水道事
第5回議会 業会計決算の認定について
認定第24号

出席委員

委員長	玉城武光君		
副委員長	山川典二君		
委員	花城大輔君	末松文信君	
	具志堅透君	照屋守之君	
	当山勝利君	亀濱玲子さん	
	照屋大河君	仲宗根悟君	
	親川敬君	新垣光荣君	
	新垣清涼君	瀬長美佐雄君	
	金城泰邦君	金城勉君	
當間盛夫君			

説明のため出席した者の職、氏名

会計管理者	伊川秀樹君
企業局長	金城武君
病院事業局長	我那覇仁君
代表監査委員	當間秀史君
監査委員事務局長	安慶名均君

○玉城武光委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

令和元年第5回議会乙第27号議案及び同乙第28号議案の議決議案2件、令和元年第5回議会認定第1号から同認定第24号までの決算24件を一括して議題といたします。

本日の説明員として、会計管理者、病院事業局長、企業局長及び代表監査委員の出席を求めています。

それでは、審査日程に従い、会計管理者、病院事業局長及び企業局長から決算の概要説明並びに代表監査委員から決算審査意見の概要説明を聴取した後、会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を行います。

なお、病院事業局長及び企業局長に対する質疑は、調査を依頼しております常任委員会において、明10月17日及び18日に行われます。

まず初めに、会計管理者から令和元年第5回議会認定第1号から同認定第21号までの決算21件について概要説明を求めます。

伊川秀樹会計管理者。

○伊川秀樹会計管理者 おはようございます。

それでは、ただいま議案となっております認定第1号から第21号までの平成30年度沖縄県一般会計決算及び特別会計決算について、その概要を御説明い

たします。

本日は、サイドブックに掲載されております平成30年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書（抜粋）により説明をさせていただきます。

平成30年度沖縄県歳入歳出決算書につきましてはサイドブックに掲載しておりますが、ページ数が多いことから、説明資料といたしまして決算書を抜粋して作成しております。また、参考資料として平成30年度歳入歳出決算の概要も掲載しておりますので、適宜、参考にいただければと思います。

ただいま青いメッセージで通知いたしました平成30年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書（抜粋）をタップし、資料をごらんください。

それでは、決算書（抜粋）に沿って御説明をしたいと思います。

決算書（抜粋）資料4ページをごらんください。

資料のページは両端に付してありまして、中央の数字は決算書のページをあらわしております。

一般会計の歳入歳出決算事項別明細書、歳入の総括表となっております。表は、款別1の県税から15の県債までの、左から右に予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額となっております。

それでは、一番下の行の歳入合計欄で御説明いたします。

予算現額は、4ページ一番下の右端の金額で7977億9015万322円、収入済額は7346億1062万2416円となっております。予算現額に対する収入済額の割合、収入率は92.1%となっております。

不納欠損額は2億6538万6113円となっております。不納欠損額の主なものは、款別で1の県税1億3090万8088円、14の諸収入1億733万3286円となっております。

収入未済額は34億773万7587円となっております。収入未済額の主なものは、1の県税17億1660万5406円、8の使用料及び手数料7億4524万5917円、14の諸収入8億5900万4226円となっております。

次に、6ページをごらんください。

歳入歳出決算事項別明細書、歳出の総括表であります。表は、款別1の議会費から14の予備費の、左から右に予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額となっております。

それでは、一番下の行の歳出合計欄で御説明をいたします。

予算現額、7ページ一番下の左端の金額となっております。7977億9015万322円に対し、支出済額は7245億4139万8618円となっております。予算現額に対する支出済額の割合、執行率は90.8%となってお

ります。

翌年度繰越額は、繰越明許費が581億8140万6197円、事故繰越が1億5776万8440円となっております。繰越明許費の主なものは、8の土木費331億1550万3090円、事故繰越の主なものは、土木費8601万8000円となっております。

不用額は149億957万7067円となっております。不用額の主なものは、10の教育費23億4788万7699円、2の総務費22億5071万4500円となっております。

次に、実質収支について御説明いたします。

8ページをごらんください。

一般会計の実質収支に関する調書で、単位は千円で表示しております。

1の歳入総額7346億1062万2000円、2の歳出総額7245億4139万9000円となっております。3の歳入歳出差引額、いわゆる形式収支額は100億6922万3000円、歳入歳出差引額から、4の翌年度へ繰り越すべき財源59億9900万4000円を差し引いた、5の実質収支額は40億7021万9000円となります。

次に、農業改良資金特別会計などの20の特別会計について御説明いたします。

それでは、10ページをよろしくお願ひいたします。

20の特別会計の歳入歳出事項別明細書の歳入の総括表となっております。表は、1の農業改良資金特別会計から20の国民健康保険事業特別会計までの会計別となっております。

特別会計の歳入について、歳入合計欄で御説明をいたします。

12ページをごらんください。

予算現額の計は、12ページ右端の金額2638億3741万9771円、収入済額は2680億4358万5547円となっております。収入率は101.6%となっております。

不納欠損額は952万1682円となっております。

収入未済額は36億6129万1455円となっております。

次に、14ページをごらんください。

特別会計の歳入歳出事項別明細書の歳出となっております。

16ページをごらんください。

歳出合計欄となっておりますので、合計欄で御説明をいたします。

予算現額、17ページの左端の金額となります。2638億3741万9771円に対し、支出済額2607億2077万2672円となっております。執行率は98.8%となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が13億2588万2300円となっております、不用額は17億9076万4799円となっております。

以上で、令和元年第5回沖縄県議会認定第1号から第21号、平成30年度沖縄県一般会計決算及び特別会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○玉城武光委員長 会計管理者の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から同決算に対する審査意見の概要説明を求めます。

當間秀史代表監査委員。

○當間秀史代表監査委員 おはようございます。よろしくお願ひします。

それでは、審査意見の概要を御説明いたします。

サイドボックスに掲載されております平成30年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書により御説明させていただきます。ただいま青いメッセージで通知しました平成30年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書をタップしてください。

それでは、右から左に画面をスクロールしていただき、意見書の1ページを表示ください。

第1、審査の概要について御説明いたします。

平成30年度の沖縄県歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により知事から令和元年8月1日及び同月30日付で審査に付されました。

監査委員は同決算書及び関係書類について審査を行い、9月9日に知事へ審査意見書を提出いたしました。

審査の対象となった会計は、一般会計及び20の特別会計であります。

審査に当たっては、決算の計数は正確であるか、決算の様式は所定の様式に従って調製されているか、予算執行は法令に適合して行われているか、財政運営は合理的かつ健全に行われているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかなどの諸点に主眼を置き、決算書と関係諸帳簿及び証拠書類等との照合を行い実施しました。

右から左に画面をスクロールしていただき、意見書の2ページを御表示ください。

第2、審査の結果及び意見について御説明いたします。

まず1、審査結果であります。

平成30年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数は、それぞれ関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、いずれも正確であると認められました。

また、予算の執行、収入及び支出に関する事務並びに財産の取得、管理及び処分については、一部に

是正または改善を要する事項が見られたものの、おおむね適正に処理されていると認められました。

次に2、審査意見であります。

歳入歳出決算の状況につきましては、所管である会計管理者から説明がありましたので、私の説明は割愛させていただきます。

右から左に画面をスクロールしていただき、意見書の3ページを御表示ください。

8行目をごらんください。

平成30年度の一般会計及び特別会計は、合理的かつ健全に運営され、予算に計上された各般の事務事業についてはおおむね適正に執行されていきました。しかし、事業の遂行に当たっては、一部に是正または改善を要する事項があることから、次の4点に留意し、適切な措置を講ずるよう要望しております。

1点目は、(1) 行財政運営についてであります。

平成30年度決算の状況を普通会計ベースで見ますと、歳入では地方税等の増により、自主財源が前年度に比べ1億3000万円、0.1%増加しております。歳入全体に占める割合も33.6%と、前年度に比べ1.0ポイント上回っております。しかし、全体の66.4%を地方交付税や国庫支出金等の依存財源が占めていることから、依然として国の予算の動向や地方財政対策に大きく影響を受ける財政構造となっております。

歳出では、義務的経費及び投資的経費が減となっております。

決算額や指標の数値に変動はあるものの、県の財政構造に大きな変化は見られない反面、高齢化の進行等に伴い、今後とも社会保障関係費等の義務的経費の増加が見込まれることから、引き続き、経費節減や効率的・効果的な事業執行に努めるとともに、産業振興による安定的な税源の涵養等、歳入確保に向けた不断の取り組みが必要だと考えております。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画の実現を確かなものとするために、平成30年度からの4年間を実施期間とする沖縄県行政運営プログラムを策定し、県民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供に取り組んでいるところです。引き続き、同プログラムに基づき県民福祉の一層の増進に向け、歳入と歳出のバランスがとれた持続力のある行政運営に努めていただくよう要望しております。

右から左に画面をスクロールしていただき、意見書の4ページを御表示ください。

2点目は、(2) 収入未済額の縮減及び不納欠損処理についてであります。

まず、平成30年度の収入未済額は、一般会計と特別会計の合計で70億6902万9042円となっており、前

年度と比べ、8億3599万6909円、10.6%減少しております。収入未済額の主なものは、一般会計で県税が17億1660万5406円、諸収入が8億5900万4226円、使用料及び手数料が7億4524万5917円、特別会計で小規模企業者等設備導入資金が29億4969万7517円、農業改良資金が3億9584万5421円及び母子父子寡婦福祉資金が1億331万8894円となっております。

収入未済額の縮減は、住民負担の公平性と歳入の確保の観点から重要な課題であります。

今後とも、新たな未収金の発生防止と効率的で実効性のある徴収を図るため、契約などの債権発生時に滞納に備えた方策をとることや、滞納初期における状況把握等による納付・償還指導、福祉制度の活用など、関係機関と連携し、債務者の実情に即したさまざまな方策を講ずるよう要望しております。

次に、平成30年度の不納欠損額は、一般会計と特別会計の合計額で2億7490万7795円となっております。

債権の管理については、債権を放置したまま時効を迎えることのないよう、個々の債務者の実態把握に努めるとともに、督促、差し押さえ及び債務の承認等関係法令に基づく措置を的確に講ずるなど適切に対処する必要があります。また、不納欠損として整理すべきものについては、適切に事務手続を進めるよう要望しております。

3点目は、(3) 事業執行についてであります。

一般会計の予算の執行率は90.8%で、前年度を0.5ポイント下回っております。また、特別会計の予算執行率については98.8%で、前年度を0.6ポイント上回っております。

翌年度繰越額は、一般会計が583億3917万4637円、特別会計が13億2588万2300円、合計で596億6505万6937円となっており、前年度に比べ48億8714万2844円、8.9%増加しております。

右から左に画面をスクロールしていただき、意見書の5ページを表示ください。

不用額は、一般会計が149億957万7067円、特別会計が17億9076万4799円、合計で167億34万1866円となっており、前年度に比べ17億3324万5979円、9.4%減少しております。

事業の執行に当たっては、事前に関係機関との十分な調整を行った上で所要経費を見積もり、進捗状況を的確に把握しながら適切な対応を図り、不用額の圧縮に努めるよう要望しております。

4点目は、(4) 会計処理等についてであります。

財務会計事務については、契約や支出に係る事務、財産や備品の管理に係る事務、証紙収入に係る事務

などについて、財務規則に定められた手続によらない不適正なものが見られました。

特に一部執行機関の事業について、組織的意思決定を欠いた不適正な会計処理が行われ、内部統制が機能しないまま支出命令がなされておりました。また、出納機関においては、十分な審査がなされず、不適正な支出が行われておりました。

このため、職員にあっては、法令遵守が求められていることに留意して職務を遂行し、管理職員等においては、決裁に際しての精査はもとより、業務の進捗管理を徹底し、内部統制が機能するよう取り組んでいただきたい。また、出納員においては、事務処理が法令等に適合しているか注意深く確認し、出納事務の適正な執行に努めていただきたいと考えております。

今般、地方自治法等の一部が改正され、地方公共団体の長は令和2年度より内部統制体制を整備し、毎会計年度、内部統制に関して評価した報告書に監査委員の意見を付して議会に提出するとともに、公表することとされています。

内部統制を強化し、最少の経費で最大の効果を上げるという行財政運営の基本原則にのっとり、さまざまな取り組みを通して、より一層確かな事業管理、適切な事務処理に努めるよう要望しております。

以上が審査意見であります。

なお、6ページ以降に、会計管理者において調製された平成30年度沖縄県歳入歳出決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、沖縄県歳入歳出決算審査意見の概要説明を終わります。

○玉城武光委員長 代表監査委員の説明は終わりました。

次に、病院事業局長から令和元年第5回議会認定第22号の決算について概要説明を求めます。

我那覇仁病院事業局長。

○我那覇仁病院事業局長 おはようございます。

それでは、病院事業局の平成30年度決算の概要について、サイドブックに掲載されております平成30年度沖縄県病院事業会計決算書に基づいて、御説明申し上げます。

決算書の15ページをごらんください。

初めに、事業概要から御説明いたします。

事業報告書の1の概況の(1)総括事項について、ア、沖縄県病院事業は、県立北部病院を初め6つの県立病院と16カ所の附属診療所を運営し、イ、医師や看護師等の医療技術員の確保とともに、施設及び

医療機器の充実を図るなど、医療水準の向上に努めております。エ、業務状況については、入院患者延べ数が64万6516人、外来患者延べ数が76万8199人で、総利用患者延べ数は141万4715人となり、前年度と比べて1万4250人の減少となりました。

次に、決算状況について御説明いたします。恐縮ですが、1ページに戻りまして御説明いたします。

まず、決算報告書の(1)収益的収入及び支出について、収入の第1款病院事業収益は、合計590億6941万9000円に対して、決算額は560億8628万5225円で、差額は29億8313万3775円となっております。その主な要因は、第1項の医業収益において、29億1468万8503円の差額が生じたことによるものであります。

次に、支出の第1款病院事業費用は、当初予算額に流用額等を加えた合計582億9751万9400円に対して、決算額は557億6491万8376円で、不用額は25億3260万1024円となっております。その主な要因は、第1項の医業費用において、24億2799万645円の不用が生じたことによるものであります。

2ページをごらんください。

(2)資本的収入及び支出について、収入の第1款資本的収入は、当初予算額に補正予算額等を加えた合計110億439万4000円に対して、決算額は91億9401万9180円で、差額は18億1037万4820円となっております。その主な要因は、第1項の企業債において、15億8574万7000円の差額が生じたことによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、当初予算額に補正予算額等を加えた合計128億5233万1828円に対して、決算額は111億7646万7498円で、翌年度への繰越額が4億4946万6880円で、不用額が12億2639万7450円となっております。その主な要因は、第1項の建設改良費において、12億2336万4373円の不用が生じたことによるものであります。

3ページをごらんください。

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの損益計算書について、1の医業収益は入院収益、外来収益などを合計した480億6047万7563円で、2の医業費用は給与費、材料費、経費などを合計した541億4438万8552円で、1の医業収益から2の医業費用を差し引いた医業損失は60億8391万989円となっております。

3の医業外収益は、受取利息配当金、他会計補助金、国庫補助金などの合計で76億9552万9640円となっております。

4ページをごらんください。

4の医業外費用は、支払利息、長期前払消費税勘定償却、雑損失を合計した20億7080万4736円で、医業外収益から医業外費用を差し引きますと56億2472万4904円の利益を計上しているものの、経常損失は4億5918万6085円となっております。

5の特別利益は2億1699万8863円で、6の特別損失は2億3605万7238円であり、差し引き1905万8375円の損失を計上しており、当年度純損失は4億7824万4460円となっております。

当年度未処理欠損金は93億2617万9271円で、これは前年度繰越欠損金88億4804万2499円から利益剰余金変動額10万7688円を差し引き、当年度純損失を加えた額となっております。

5ページをごらんください。

剰余金計算書について、表の右の欄、資本合計をごらんください。

前年度末残高マイナス5億9527万7560円に対し、前年度処分額が0円、当年度変動額はマイナス4億7824万4460円で、当年度末残高はマイナス10億7352万2020円となっております。

下の欠損金処理計算書について、1行目、当年度末残高の未処理欠損金は93億2617万9271円で、これにつきましては全額を翌年度に繰り越すこととなります。

6ページをごらんください。

平成31年3月31日現在における貸借対照表について、まず、資産の部における1の固定資産は、(1)の有形固定資産と、7ページに移りまして(2)の無形固定資産、(3)の投資を合わせた合計で461億7684万9238円となっております。2の流動資産は、(1)の現金預金、(2)の未収金、(3)の貯蔵品などを合わせた合計で144億4202万7583円となっております。1の固定資産、2の流動資産を合わせた資産合計は606億1887万6821円となっております。

8ページをごらんください。

次に、負債の部における3の固定負債は、(1)の企業債、(2)の他会計借入金などを合わせた合計で370億9885万4909円となっております。4の流動負債は、(2)の企業債、(3)の他会計借入金、(4)のリース債務などを合わせた合計で92億4281万8970円となっております。5の繰延収益で、(1)の長期前受金から収益化累計額を差し引いた繰延収益合計は153億5072万4962円となっております。3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益を合わせた負債合計は616億9239万8841円となっております。

9ページをごらんください。

資本の部における資本金合計は18億7858万4732円

となっております。7の剰余金は、(1)の資本剰余金、(2)の利益剰余金の合計でマイナス29億5210万6752円となっております。6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計はマイナス10億7352万2020円で、これに負債合計を加えた負債資本合計は606億1887万6821円となっております。

以上で、認定第22号平成30年度沖縄県病院事業会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○玉城武光委員長 病院事業局長の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から同決算に対する審査意見の概要説明を求めます。

當間秀史代表監査委員。

○當間秀史代表監査委員 それでは、審査意見の概要を説明いたします。

サイドブックに掲載されております平成30年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書により御説明させていただきます。ただいま青いメッセージで通知しました平成30年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書をタップお願いします。

それでは、右から左に画面をスクロールしていただきまして、意見書の1ページを表示ください。

第1、審査の概要について御説明いたします。

まず1、審査の対象であります。

平成30年度の沖縄県病院事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により、知事から令和元年8月1日付で審査に付されました。

監査委員は、同決算書及び関係書類について審査を行い、9月9日に知事へ審査意見書を提出いたしました。

次に2、審査の手続きであります。

審査に当たっては、病院事業の運営が常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかについて、決算書及び決算附属書類と関係書類等との照合などを行い実施しました。

右から左へ画面をスクロールしていただきまして、意見書の2ページを御表示ください。

第2、審査の結果及び意見について御説明いたします。

まず1、審査結果であります。

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法等の関係法規に準拠して作成され、その計数は正確であり、平成30年度の経営成績及び平成31年3月31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

(1) 経営成績及び(2) 財政状態につきましては、所管である病院事業局長から説明がありましたので、私の説明は割愛させていただきます。

右から左へ画面をスクロールしていただきまして、意見書の4ページを御表示ください。

2、審査意見であります。

県立病院は、救急医療、小児・周産期医療、離島・僻地医療、精神医療などの政策医療を提供するとともに、地域医療を確保することにより県民の生命及び健康を守り、生活の安心を支える重要な役割を担っております。

このため、その機能を持続的に果たすことができるよう、経営の安定化が求められております。

しかしながら、平成30年度決算は4億7824万4460円の純損失を計上しました。その結果、当年度末の累積欠損金は93億2617万9271円に拡大するとともに、資本合計は10億7352万2020円のマイナスとなり、前年度に引き続き極めて厳しい状況にあります。

県立病院が公的医療としての役割を果たすためには、職員一人一人が収益の向上と費用の縮減を意識し、組織が丸となって経営改善に向けて早急に取り組むことが必要であります。

今後の病院運営に当たっては次の事項に留意し、適切な措置を講じるよう要望しております。

1点目は、(1) 経営改善の取り組みについてであります。

県立病院が本県における基幹病院として、また、地域における中核病院として、今後も必要な医療を適切かつ安定的に提供していくためには自律的な経営のもと、健全経営を確保する必要があります。

そのため、医業収益の確保や医業費用の縮減などに取り組み、手元流動性の確保などに向けて実効性のある対策を講ずるよう要望しております。

右から左へ画面をスクロールしていただき、意見書の5ページを御表示ください。

2点目は、(2) 医師等医療スタッフの確保についてであります。

地域の医療ニーズに対応して、良質で安定した医療サービスを提供するためには、医師、看護師などの医療スタッフを安定的に確保する必要があります。

県立病院の一部では、医師の欠員等により、診療科の休診や診療制限を行っているところがあることから、良質な医療の提供を図るため、引き続き医師、看護師など医療スタッフの安定的な確保と定着を図るとともに、働き方改革への取り組みを進めていただくよう要望しております。

3点目は、(3) 会計事務について是正・改善を要

する事項についてであります。

病院事業局の定期監査を実施した結果、昨年度に引き続き契約や支出、各種手当に係る基本的な会計事務の不適正な処理が多く確認され、依然として指摘件数が多い状況にあります。

このため、発生原因を分析するとともに、事務担当者に対する研修はもとより管理監督者に対する階層別研修や事務指導を持続的に行うほか、膨大となっている事務量を適正かつ効率的に処理するための抜本的かつ効果的な方策を組織として検討するよう要望しております。

画面をスクロールしていただき、意見書の6ページを御表示ください。

4点目は、(4) 昨年度の審査意見についてであります。

平成29年度決算審査意見書において、病院事業会計の貸借対照表中、その他流動資産に計上されている6500万円のうち6000万円の内容が明らかでないため、精査していただきたいとの意見を付してあります。

病院事業局は、その後行った検証の結果に基づき、平成30年度決算において必要な訂正を行っており、審査の結果、その他流動資産の内容については、財政状態を適正に表示しているものと認められました。

以上が審査意見であります。

なお、7ページ以降に、管理者である病院事業局長において調製された平成30年度沖縄県病院事業会計決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、沖縄県病院事業会計決算審査意見の概要説明を終わります。

○玉城武光委員長 代表監査委員の説明は終わりました。

次に、企業局長から令和元年第5回議会乙第27号議案及び同乙第28号議案の議決議案2件、令和元年第5回議会認定第23号及び同認定第24号の決算2件について概要説明を求めます。

金城武企業局長。

○金城武企業局長 おはようございます。

平成30年度の水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算並びに両会計決算の結果生じました未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明申し上げます。

本日は、サイドブックに掲載されております決算書及び議案書(その2)により御説明させていただきます。

初めに、認定第23号平成30年度沖縄県水道事業会

計決算について、御説明いたします。

ただいま通知しました決算書の1ページをタップしてごらんください。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明を申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は、予算額合計297億2675万2000円に対して、決算額は299億8207万7944円で予算額に比べて2億5532万5944円の増収となっております。その主な要因は、第1項の営業収益における給水収益の増加によるものであります。

次に、支出の第1款水道事業費用は、予算額合計301億1130万2648円に対して、決算額は293億8652万4386円で、翌年度繰越額が1億5468万1685円、不用額が5億7009万6577円となっております。不用額の主な内容は、第1項の営業費用における修繕費等の減少によるものであります。

2ページをお願いいたします。

(2)資本的収入及び支出について御説明を申し上げます。

収入の第1款資本的収入は、予算額合計142億9707万3000円に対して、決算額は104億4632万1728円で、予算額に比べて38億5075万1272円の減収となっております。その主な要因は、建設改良工事の繰り越しに伴い、第2項の国庫補助金が減少したことなどによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計194億4570万5986円に対して、決算額は152億4646万5950円で、翌年度への繰越額が38億1852万1033円、不用額が3億8071万9003円となっております。

繰り越しが生じた主な要因は、第1項の建設改良費において、工事計画の変更等に不測の日数を要したことによるものであります。

次に、3ページの損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明を申し上げます。

1の営業収益156億5945万2円に対して、2の営業費用は270億28万6024円で113億4083万6022円の営業損失が生じております。

3の営業外収益は129億2447万9467円に対して、4ページの4の営業外費用は12億2928万8387円で、右端の上のほうになります。116億9519万1080円の営業外利益が生じており、経常利益は3億5435万5058円となっております。

5の特別利益、6の特別損失を加味した当年度の純利益は3億9791万576円となり、この当年度純利益が、当年度末処分利益剰余金となっております。

次に、5ページの剰余金計算書について、御説明を申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高447億9752万5888円に対し、当年度変動額が4億2393万8987円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は452億2146万4875円となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

右端にあります未処分利益剰余金については、当年度末残高3億9791万576円の全額を、今後の企業債償還に充てるため、議会の議決を経て、減債積立金に積み立てることにしております。

次に、7ページの貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明を申し上げます。

まず、資産の部につきましては、8ページの中段あたりになりますが、資産合計4361億271万171円となっております。

負債の部につきましては、次のページの9ページの下の方、負債合計3908億8124万5296円となっております。

資本の部につきましては、10ページの下から2行目になりますが、資本合計452億2146万4875円となっております。

なお、11ページから13ページは決算に関する注記、また、15ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認をいただきたいと思っております。

以上で、認定第23号平成30年度沖縄県水道事業会計決算の概要説明を終わります。

続きまして、ただいま通知いたしました決算書の47ページをタップしてごらんください。

引き続きまして、認定第24号平成30年度沖縄県工業用水道事業会計決算について御説明を申し上げます。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款工業用水道事業収益は、予算額合計6億7029万9000円に対して、決算額は6億6384万4856円で、予算額に比べて645万4144円の減収となっております。その主な要因は、第3項の特別利益の減少によるものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用は予算額合計6億7394万9472円に対して、決算額は6億4635万2834円で、翌年度への繰越額が293万7195円、不用額が2465万9443円となっております。不用額の主な内容は、第1項の営業費用における負担金等の減少によるものであります。

次に、48ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款資本的収入は、予算額合計1億7619万3000円に対して、決算額は1億2104万5000円で、予算額に比べて5514万8000円の減収となっております。その主な要因は、第1項の国庫補助金が翌年度へ繰り延べになったこと等によるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計1億1753万5256円に対して、決算額は9964万9540円で、翌年度への繰越額が1454万3052円、不用額は334万2664円となっております。不用額の主な内容は、第1項の建設改良費における入札執行残等によるものであります。

次に、49ページの損益計算書に基づき、経営成績について御説明を申し上げます。

1の営業収益2億7599万8555円に対して、2の営業費用は6億1204万205円で、営業損失が3億3604万1650円生じております。

3の営業外収益3億6576万5822円に対して、これは50ページのほうになりますが、4の営業外費用が1264万2361円で、右端上のほうになりますが、3億5312万3461円の営業外利益が生じており、経常利益は1708万1811円となっております。

5の特別損失を加味した当年度の純利益は1706万8685円となり、この当年度純利益が、当年度未処分利益剰余金となっております。

次に、51ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高14億65万1027円に対し、当年度変動額が1706万8692円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は14億1771万9719円となっております。

次に、52ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書(案)について御説明を申し上げます。

右端にあります未処分利益剰余金については、当年度末残高1706万8685円の全額を、今後の建設改良費に充てるため、議会の議決を経て、建設改良積立金に積み立てることにしております。

次に、53ページの貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明を申し上げます。

まず、資産の部については54ページの中段あたりになりますが、資産合計67億6969万8097円となっております。

負債の部につきましては、55ページの下の方になりますが、負債合計53億5197万8378円となってお

ります。

資本の部につきましては、56ページの下から2行目になりますが、資本合計14億1771万9719円となっております。

なお、57ページから59ページは決算に関する注記、また、61ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上で、認定第24号平成30年度沖縄県工業用水道事業会計決算の概要説明を終わります。

次に、当該決算と関連のあります議案として提出しております未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明申し上げます。

ただいま通知をいたしました議案書(その2)の89ページをタップしてごらんください。

乙第27号議案平成30年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明をいたします。

本議案は、決算における未処分利益剰余金の処分を行うためには、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とすることから、提出したものであります。

内容につきましては、平成30年度水道事業会計の未処分利益剰余金3億9791万576円の処分について、今後の企業債償還に充てるため、全額を減債積立金に積み立てるものであります。

続きまして、90ページをごらんください。

乙第28号議案平成30年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

本議案は、決算における未処分利益剰余金の処分を行うためには、水道事業会計と同様に、議会の議決を必要とすることから、提出したものであります。

内容につきましては、平成30年度工業用水道事業会計の未処分利益剰余金1706万8685円の処分について、今後の建設改良費に充てるため、全額を建設改良積立金に積み立てるものであります。

以上で、乙第27号議案及び乙第28号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城武光委員長 企業局長の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から令和元年第5回議会認定第23号及び同認定第24号に対する審査意見の概要説明を求めます。

當間秀史代表監査委員。

○當間秀史代表監査委員 それでは、審査意見の概要を説明いたします。

サイドブックに掲載されております平成30年度

沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書により御説明させていただきます。

ただいま通知しました平成30年度沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書をタップしてください。

それでは、右から左に画面をスクロールしていただき、意見書の1ページを御表示ください。

第1、審査の概要について御説明いたします。

1、審査の対象であります。

平成30年度の沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により、知事から、令和元年8月1日付で審査に付されました。

監査委員は、同決算書及び関係書類について審査を行い、9月9日に知事へ審査意見書を提出しました。

次に2、審査の手続であります。

審査に当たっては、水道事業及び工業用水道事業の運営が常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかについて、決算書及び決算附属書類と関係書類等との照合などを行い実施しました。

右から左へ画面をスクロールしていただき、意見書の2ページを御表示ください。

第2、審査の結果及び意見について御説明いたします。

まず1、審査結果であります。

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法等の関係法規に準拠して作成され、その計数は正確であり、平成30年度の経営成績及び平成31年3月31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

水道事業会計の経営成績及び財政状態について、また、4ページから記載しております工業用水道事業会計の経営成績及び財政状態につきましては、所管である企業局長から説明がありましたので、私の説明は割愛させていただきます。

右から左へ画面をスクロールしていただき、意見書の6ページを御表示ください。

次に2、審査意見であります。

平成30年度は沖縄県企業局中長期計画の初年度に当たり、企業局においては同計画の基本理念のもと、施策目標である安全で安心な水の供給、安定した水の供給、健全な経営の持続、県民に信頼され満足度の高い水道の実現に向けた施策、取り組みを進めております。

平成30年度の経営成績は、水道事業会計、工業用

水道事業会計ともに純利益を計上しているものの、施設の更新や耐震化などにより各事業会計を取り巻く経営環境は厳しい状況にあります。

今後とも、同計画で掲げられた施策目標の実現に向けた施策、取り組みを着実に推進し、さらなる経営基盤の強化に努めていただくよう要望しております。

まず、水道事業会計については、3億9791万576円の純利益を計上しております。

純利益は、前年度に比較して2億7625万2033円減少しており、これは動力費や交付金などの営業費用が増加したことなどによるものであります。

今後、給水収益がおおむね横ばいで推移する一方で、施設の耐震化や老朽化に伴う修繕・更新による資金需要の増加などから、経営状況は厳しくなることが予想されています。

事業運営に当たっては、同計画に掲げる施策目標の達成に向けて、各種施策、取り組みを着実に推進するよう要望しております。

また、沖縄本島周辺離島8村への水道用水供給事業の広域化の実施については、各村との調整を十分に行って取り組むことを要望しております。

次に、工業用水道事業会計については、1706万8685円の純利益を計上しております。

純利益は、前年度に比較して1777万9197円減少しております。これは、長期前受金戻入の減などにより営業外収益が減少したことなどによるものであります。

また、施設利用率は53.4%で、施設規模に見合った需要が確保されておらず、供給単価は給水原価を6.91円下回っており、経営環境は依然として厳しい状況にあります。

今後の事業運営に当たっては、水道用水供給事業と連動して経営の効率化に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、工業用水道の布設沿線地域に立地する企業の需要開拓を推進し、経営の健全化を図っていただくよう要望しております。

以上が審査意見であります。

なお、7ページ以降に、管理者である企業局長において調製された平成30年度沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計の決算審査意見の概要説明を終わります。
○玉城武光委員長 代表監査委員の説明は終わりました。

以上で、令和元年第5回議会乙第27号議案及び同

乙第28号議案、令和元年第5回議会認定第1号から同認定第24号までの決算の概要説明及び同審査意見の概要説明は終わりました。

我那覇仁病院事業局長及び金城武企業局長、御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、病院事業局長及び企業局長退室)

○玉城武光委員長 再開いたします。

これより会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を行います。

なお、本日の質疑につきましては、決算特別委員会運営要領に従って行うことにいたします。

本日の委員会は、決算議案の概要及び決算審査意見書の概要を聴取し、大局的な観点から決算の全体的な状況などについて審査することにしております。

なお、決算議案に係る各部局ごとの詳細な審査については、本特別委員会の依頼により所管の常任委員会において審査することになっております。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、自席で起立の上、重複することのないよう簡潔に発言するよう御協力をお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、資料の該当ページをタブレットの通知機能により委員みずから通知し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は在席する必要がありますので、あらかじめ御了承願います。

質疑時間の譲渡です。

山川委員から5分、具志堅委員から10分、末松委員から10分、質疑時間を照屋守之委員に譲渡したいとの申し出がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

山川典二委員。

○山川典二委員 よろしく申し上げます。

平成30年の沖縄県病院事業会計決算審査意見書に基づいて、質問をさせていただきます。

決算審査意見書の2ページ、審査の結果及び意見、その中の経営成績と財政状態、病院事業局長は決算書の数字を羅列したばかりでお帰りになりましたから、監査の立場でこの決算審査に当たって、経営成績そして財政状態の中身を、簡潔でよろしいですから御説明お願いします。

○當間秀史代表監査委員 平成30年度の病院事業の決算の状況としましては、収益は一定程度伸びておりますが、費用もある程度伸びているという状況の中で、医業収益はやはり赤字となっているということがありまして、それを受けて、累積欠損金も当然のことながら積み重なってきたということで、今回は、昨年度から引き続いております資本のほう、いわゆる債務超過ということで、資本の合計は昨年が6億円、今回これに4億円が加わって、10億円債務超過となっている、マイナスという状況です。

○山川典二委員 4ページの審査意見のほうで、先ほども代表監査から御説明はありましたけれども、4ページの審査意見の中に、平成30年度決算の病院事業収益が559億7300万6066円に対し、病院事業費用は564億5125万526円、純損失は4億7824万円余り。その結果、累積は、先ほど数字はお示ししませんでしたけれども、累積欠損金は93億2617万9271円、そして、資本合計で10億7352万2020円のマイナスで、これは剰余金から処理をしますから、既にその資本の部分では負債が資本を上回っている状況ということでございます。この中で、前年度に引き続き、極めて厳しい状況にあると先ほど代表監査はおっしゃいましたけれども、この極めて厳しいという認識内容はどういうことでしょうか。

○當間秀史代表監査委員 この極めて厳しいという監査委員の認識ですけれども、この表現は前年度からの表現となっております。極めて厳しいという表現なんですけれども、これは前年度から資本合計がマイナスになってきたということがあって、こういう民間でいう債務超過の状況があることからそういう表現となっております。

○山川典二委員 去年の新聞記事、ことしの新聞記事、代表監査が謝花副知事にこの監査意見書を提出したときに、そのとき去年も厳しい状況であると。それに対して謝花副知事は、病院事業局が一丸となって取り組むと。ところが、今回もこれだけの赤字になって、累積が93億円近く。ことしも大変厳しいとおっしゃっていますが、監査の立場から、この赤字の原因はいろいろと指摘もありますけれども、本当にこれを解消するために何が必要だというふうに、監査のお立場でよろしいですから、お考えでしょうか。考え方を聞かせてください。

○當間秀史代表監査委員 基本的に病院経営ですので、まず医業収益のほうで、診療単価とかあるいは病床の効率的な利用とかによる収益をふやすということと、医業費用、薬品であるとか診療材料費の縮小を図る、あるいは委託業務等の費用の縮小を図る

ということとともに、あわせて職員一人一人の意識改革が必要かと思っております。

○**山川典二委員** 一般会計から、今赤字の大変厳しい財政内容ですから、総額で82億円近く繰り入れをしています。一般会計から82億円繰り入れして、まだ赤字なんです。やっぱりこれは構造的に問題があるというふうに認識せざるを得ませんが、私は監査の立場でもっと厳しく、これは指摘をすべきだというふうに思いますね。ただ、極めて厳しい状況であるだけじゃなくて、具体的に。私は公立病院の役員、そして離島も抱えておりますから、これは大変重要な役割がある。ところが、一方で経済性の健全経営も発揮しなければいけないという、もちろん立場もある。そういう意味では、病院事業局内部だけではなかなか処理できませんので、私はある意味監査の立場で厳しく、これは不適当な会計処理等もあるわけでありますから、会計のほうになるんですけど。そういうことをもっともっと厳しく、私は書いて構わないと思います。そうじゃないとこれはもう大変ですよ、今後のこの病院事業経営というのは。この監査の報告に対しまして、病院事業局からあるいは局長から、何らかのレスポンスとか、そういうのはありましたか。

○**當間秀史代表監査委員** 今のところ、そういった反応はございません。

○**山川典二委員** これは、また所管の常任委員会であとは任せますけれども、やはり監査で指摘したものに対して、各事業部で非常に厳しい状況のあるようなところは、やはりこれはもう少し意見交換といいますかね、そういうものも私は必要だというふうに思いますが、これは会計の責任者も含めてお二人の意見をいただきたいんですが、そういうことって必要じゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○**當間秀史代表監査委員** おっしゃるとおりだと思います。ただ、この決算審査意見書の限界もちょっとありまして、これは県立病院7病院の全体の総まとめの中の意見書となっております。ただ、病院はやっぱり一事業体ごと、北部から八重山までのそういった病院ごとに経営を見ていくのが一番よくて、それぞれの病院について経営の意見を交わすというのがいいのかなとは思っております。今回見ても、宮古病院とそれから南部病院は黒字になっております。

そういった中で、全体をトータルすると赤字というような状況があるので、今後詳細なそういう病院の分析も必要になってくるかと、我々としてもそういうのもしながら、病院とはやっぱり意見交換をし

ていくべきだろうなと考えております。

○**伊川秀樹会計管理者** 私のほうでもお答えしたいところなんですけども、実は地方公営企業法とあとは地方自治法によりまして、病院事業局と企業局は私の所管外となっておりますので、よろしくお願いたします。

○**山川典二委員** ありがとうございます。

今のように、代表監査のこの意見、非常に貴重でありますので、それはぜひ実施できるように、また今後取り組んでいただければありがたいなと思います。

終わります。ありがとうございます。

○**玉城武光委員長** 花城大輔委員。

○**花城大輔委員** 数字の質問に入る前に、実はきのうからかなりもやもやしてまして、確認したいことがあります。

この決算委員会の質疑、何のためにやるのか確認したいです。

○**玉城武光委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から、決算についての説明を受け各委員の質疑を通して議会としてしっかり審査していくものであるとの説明があった。)

○**玉城武光委員長** 再開いたします。

花城大輔委員。

○**花城大輔委員** 実は、2週間前に職員の方が訪ねてきて、1週間前に質問の内容が欲しいというふうになりましたので、作成をしてお渡しをしました。そしたら、この内容は本日は聞けないよということで、ちょっとびっくりはしたんですけど、見直してみたところ、なるほど常任委員会で質疑する内容のものだなというふうに理解はしました。そして、もう一度つくり直してお渡ししましたら、これは経労委員会で聞いてくださいということでありましたが、私は経労委員ではありませんので、この内容に非常に興味がありますから答弁できる人を準備できないんですかということを行いましたら、無言でありました。私は、こういうふうに制限された内容でやるものに対して非常に疑問を持っていますけど、これ誰か説明できますかね。

○**玉城武光委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から、本日の決算特別委員会では決算の全体概要を聴取した上で審査し、各部局の詳細な審査については、本委員会の依頼により所管の常任委員会で調査することになっている旨の説明があった。)

○玉城武光委員長 再開いたします。

花城大輔委員。

○花城大輔委員 常任委員会に付託する内容があるということも理解はしていますし、ただ、私細かい説明を求めているわけでもなくて、内容も聞かずに入り口からそういうふうにするというのは、非常に疑問を感じます。この職員の方が自分の考えでやったとは思いません。なので、非常に今後のあり方について、私は一言くぎを刺しておきたいと思います。

では、本来の質問に移りたいと思いますけども、平成29年度の収入済額に対して、平成30年度は2.7%減額されているわけです。この予算が減額されている中で、非常に県の内容としては苦しくなっているものだと私は思っていたんですが、実はその中で支出済額が、さらに予算が減った分よりも支出済額が減っているんですよ。これはどういうふうに理解をすればいいのかということの説明求めたいと思います。

○伊川秀樹会計管理者 多分、今のお話の部分というのは、歳入総額から歳出総額を引いた形式収支額というんですかね、その部分についての御質問だと思うんですけども、確かに昨年と比べまして、国庫で、歳入部分で約206億円、歳出部分で224億円ということで減額になっている中において、形式収支額を見ますと18億円増という状況になっております。形式収支というのは御承知のように、今お話があった歳入決算総額から歳出決算総額を引いた額ということであらわしておきまして、歳入部分というのは、それぞれの国の財政制度等によって、今回国庫等が影響を受けているということと、あとは、歳出総額はその時々々の財政需要等によって予算の現額等が変わっていくという中におきまして、今回大きな要因が、減額された中において翌年度の繰り越しが実際583億円ということで、前年度に比較して約45億円が増。あとは、不用額は24億円減額されたということなどが影響して、形式収支18億円という数字になっているかと考えております。

○花城大輔委員 繰り返しになりますけども、収入も減ったけれども、支出も減ったわけですよ。ただ、今の県政の内容を見てみると、予算が足りなくて非常に困っている分野があらゆるところに出てきていると思うんです。なので、この形式収支額がふえていることは、どういうふうに理解すればいいんですかと聞いているんですけど。

○伊川秀樹会計管理者 形式収支の意味合い等は先ほど御説明しましたけれども、形式収支は繰り越し等の事業等の財源を引く前の数字でございますので、

実質的に今年度の黒字額等をあらわす財政の指標が、資料の1ページの下にあります実質収支額ですね。それに、さらに前年度の実質収支を引いた純粋な今年度の黒字額が単年度収支額ということで、そこら辺が40億円とか5億円ということで黒字額を計上している中において、18億円というのは、大変申しわけないんですけども、繰り返しになりますけども、歳入総額から歳出総額を引いた単純な差額だということで御理解いただければと思います。

○花城大輔委員 それでは、この支出済額の決算額については、当初予定していた支出済額からどの程度達成されたかと理解すればいいですか。

○伊川秀樹会計管理者 予算のそれぞれの各部局、各課の予算の執行状況等、細かい事業等の達成度というのは各常任委員会の中で議論されます主要政策の達成状況等がございますけれども、ここでどの程度歳出の中において予算が執行されるかというのでいいますと、予算の執行率、支出割合ということで、執行率で表現いたしますと、平成30年度決算ベースでは90.8%、昨年度は91.3%ということで、0.5ポイントの減ということで予算執行状況も落ちている状況です。

○花城大輔委員 一般的に見ると使われていないじゃないかと、予算残っているじゃないかというふうな見られ方もするんで、ちょっと気になったので質問しましたけど。

次に、平成30年度歳入歳出決算の概要の中の2ページの歳入の状況であります。財産収入が非常に前年度より上回っているというふうになっています。これ、30億7796万円が47億円になっている。これは、大きく増加している内訳は何でしょうか。

○伊川秀樹会計管理者 御承知のように今年度はかなりふえている状況でありまして、その主な原因が、警察の共済等がございましたサザンプラザ海邦の売却、土地・建物、その売却が主たる要因で、約13億円という内容でございます。

○花城大輔委員 47億円のうちの13億円がサザンプラザ海邦。ほかにはどういったものがあるんですか。

○伊川秀樹会計管理者 あとは細かいものの積み上げになっていきますけれども、県有地等の貸付地がございまして、その売り払い増によって約3億円ないし4億円ほどの不動産売却収入等がございまして、

○花城大輔委員 あと、この歳入の内訳の中で、非常に、如実に増加しているものがあと幾つかあります。例えば、寄附金も4900万円だったものが10億円を超えるようになっていきますけど、これどのようなことがあって、このように寄附金がふえてきたのか、

お願いします。

○伊川秀樹会計管理者 平成29年度、おっしゃるとおり約4995万円、この金額から今年度約10億円と上がっておりますけれども、この主な理由は、沖縄県の土地開発公社がございまして、土地開発公社の中の事業等が非常に好調でございまして、皆さん御承知のように、豊見城地先等の部分の売却等が非常に進んでございまして、今回土地開発公社のほうから一公社の状況は総務省の管轄になりますけれども、総務省等と相談をした中において、自主的な寄附金ということで、約10億円の寄附金が公社から県のほうに入っております。

○花城大輔委員 次に、その下のほうにある市町村たばこ税の交付金、これは皆増ということは、去年までなかったものが新しく組み込まれたというふうに理解をしているんですけれども、去年まで市町村交付金はなかったんですか。何か仕組みが変わったのでしょうか。

○伊川秀樹会計管理者 市町村たばこ税、県交付金なんですけれども、制度が特に変わったわけではなくて、税務課等の中においては、制度の中において消費・購入が行われる市町村とたばこ税収の帰属市町村との乖離を是正するための制度がございまして、今回その制度の中において交付金が支払われるということで聞いている状況です。

○花城大輔委員 次に、3ページのほうの不納欠損額と収入未済額についてなんですけれども、この不納欠損額が収入未済額にかわるタイミングというか、規則みたいなものがあつたら教えてください。

○伊川秀樹会計管理者 収入未済額、まずこれから最初に始まるんですけれども、当該年度の歳入ということで、調定された徴収金のうち、債務者等の支払い等何らかの理由によりまして、当該年度の出納閉鎖、5月31日ですけれども、それまでに納入されなかったものが収入未済額ということで計上されていきます。その収入未済額は、そこで終わることではなくて、今年度発生した収入未済額につきましては、繰り越しということで調定をいたしまして、翌年度以降も引き続きその収入未済の徴収に努めていくということで、債権管理でありますけれども、ということになります。その中で、債権管理を各部の各事業課で対応しておりますけれども、その債権管理をしている中において、公法上の債権であれば5年で一般的には時効が完成しますので、この公法上の債権の場合に5年の時効が完成した場合には、既に調定された歳入で徴収ができないということで、認定確認できたもので不納欠損。あとは、民法上の

債権ということで、一般的には—これ全てが10年ではないんですけれども、民法上の一般的な時効の期限が10年になっておりますので、例えば、一般的には死亡したとか、債権債務者の住所等が不明等で徴収不可能だという場合には、時効の援用等をいただいで、最終的には不納欠損、収入ができないものということで整理していくという関係になっております。

○花城大輔委員 いわゆる時効が来れば不納欠損額という理解でいいんですかね。

これは、この不納欠損額として処理したのに対して、債務者へはどのような扱いになるんですか。例えば、そのまま請求は続けるだとか、もしくはもうこれは一切免除されるのか、その辺はどうなっていますか。

○伊川秀樹会計管理者 債権管理ということで徴収を続けてきたんですけれども、こういう方々の場合には経済困窮者ないし、あとは破産等ということで、経済的な理由が多目になっておりますので、今のように最終的に不納欠損、時効の援用ということになりますので、そこで債権債務関係は消滅いたしますので、請求等は行われなくなるといふふうに考えております。

○花城大輔委員 民間と違ってお役所といいますか、その辺の債務者に対する請求のやり方というのは、例えば内容証明を送って終わりとか、追跡が非常に甘いような気がします。なので、この辺は民間に倣うといいますか、少し監査のほうからも一言、言っただけいたらというふうに思っております。

そして、不用額が13.8%の減にはなっています。これは前々から総務部長が全庁を挙げてこの不用額の削減に取り組んでいるというお話があつて、その結果だとは思いますが、ただ、金額がまだ149億円と非常に多いというふうにも思っております。県としては、この辺どのような考え方をしているか、お願いします。

○當間秀史代表監査委員 不用額149億円ですけれども、この不用額が生じる理由としましては、事業を実施した場合における実績が減ったという実績減、それから入札をしたときの執行残、年度途中の予期せぬ事情による不用とか、あるいは災害復旧などの、その性質上やむを得ない事情があつて不用になるということの理由になりますけれども、可能な限り縮減に努める必要があると考えております。監査委員としましては、事業の執行に当たっては、事前に関係機関との十分な調整を図った上での所要経費の見積もり、進捗状況を的確に把握しながら適切な対応

を図る等々により、圧縮に努めることを要望しているところでは。

○花城大輔委員 続いて、平成30年度沖縄県歳入歳出決算書の2ページと3ページ、平成30年度沖縄県一般会計決算書。これ、当初立てた予算に対して、その予算が実際に機能するののかということを調べて、調定額というものを算出しますね。この調定額というのが出てくる時期というのは、どの段階で決定するんですか。

○伊川秀樹会計管理者 一般的な部分で、沖縄県の財務規則等で調定する場合には収入金一国庫補助事業等はわかりやすい一例だと思いますけれども、事業の交付申請をしまして、交付決定をいただければ国から示達等が来ますので、その部分をいただいて、事業課において収入を行う時期が来ておりますので調定を行うということで、調定の場合、収入金があるときにその調定を行う時期ということでよろしいかと思えます。

○花城大輔委員 これを見てみると、当初予算を立てて調定額が出て、そして決算額が調定額と同じものと、調定額と違うものがありますね。これも、この収入の種類といいますか、その内容によってこの違いが出てくるというふうに理解していいのか、説明をお願いしたいと思います。

○伊川秀樹会計管理者 昨今の経済状況は非常に好景気の中において、わかりやすいのは全体的な県税の部分だと思いますけれども、多分、税務課等において、過去の徴収実績等をもとに当初予算を組んで、あとは一般財源ですので、県税ですね、9月とそれぞれの四半期ごと、ないしは上半期の徴収状況を見ながら調定をして、2月補正等で最終的に、決算補正と言われていた2月補正で、最終の金額の調定をして繰り入れてはいきますけれども、今回も調定額と決算額、多分県税全体の中で数十億円の差額は出ていると思いますけれども、やっぱりこういう景気が好調な場合には、法人事業税ないし個人県民税の伸び等は思ったより伸びるということで、こういう上振れは出てきますね。あと、地方交付税等の場合には、算定基準がはっきりしていて金額等のそごはそんなに生じないんですけれども、特別交付税、今回のような災害等に対応するのが特別交付税ですので、他の地域、他の都道府県を見たところ、災害等が発生した場合には特別交付税の見積もり等が非常に難しくなってくるので、その場合には下振れということで影響が出てくる状況はあります。

○花城大輔委員 それでは、次の質問なんですけど、また戻って平成30年度歳入歳出決算の概要の中の

11ページの歳出の状況でありますけど、小規模企業者等設備導入資金特別会計、これ平成29年度は1億7000万円、これが平成30年度では6億円ということで、非常に大幅に増加をしています。今、企業の景気がいいと言われている中で、このように大幅に増加をして施策を立てるといことはどのような背景があるのか。また、今の中小企業の状況をどのように把握しているのか、その説明をお願いしたいと思います。

○當間秀史代表監査委員 まず、小規模企業者等設備導入資金特別会計ですけれども、支出済額が大幅に増になっているところですが、これは延滞先からの元金及び利子収入が多く入ってきまして、それで独立行政法人中小企業基盤整備機構へ償還金として支出したということで、それによる増加です。なお、この小規模企業者等設備導入資金の貸付事業については平成26年度で終了をしております。ですから、今は償還、お金を返すだけの会計となっております。

それから、中小企業振興資金特別会計の支出済額が大幅増になった要因ですけれども、これは特別会計から一般会計への繰出金5億円があったことから、大幅増となっております。これは特別会計の資金規模の適正化を図るため、当面貸付原資として利用する予定のない余剰金について一般会計へ戻したということを確認しております。

以上です。

○花城大輔委員 それでは、似たような予算になるかと思うんですが、小規模企業者等設備導入資金の特別会計の収入未済額が約29億4900万円となっております。これは、単純にこれは滞納をしている企業がこれだけの額があるということの理解でよろしいでしょうか。

○當間秀史代表監査委員 そのように理解していただきたいと思えます。

○花城大輔委員 また、同じくこの附属書類の中で、中小企業振興資金特別会計においては、収入未済額がゼロになっているんですね。これはどのように理解すればよろしいのでしょうか。

○伊川秀樹会計管理者 中小企業振興資金特別会計の内容なんですけれども、沖縄県の産業振興公社に対しまして、同公社が実施する中小企業機械類の貸与事業に必要な資金の貸し付けを行っておりまして、同公社の場合には県と締結した金銭消費貸借契約に基づきまして、毎年度契約上どおりの返済を行っているということで、収入未済が発生しない状況であります。

○**花城大輔委員** 同じ項目で、不用額が2億3000万円程度残っています。これ、まだまだ融資可能枠があるという見方でいいのか。そして、先ほども申しましたけれども、今の沖縄県内の企業のトレンドといますか、この借入金に対する銀行以外で県がやる理由とかも含めてお願いをしたいと思います。

○**伊川秀樹会計管理者** 県がやる理由というのはまず置いておきまして、今お話の部分の平成30年度の貸し付けの実態なんですけれども、枠そのものが4億円ありますけれども、実績は委員御指摘のとおり、執行率は約43%前後ですかね、ちょっと低率でありまして、県とか公社、商工労働部等の所管からの話ですと、関係機関はもとより販売店とかディーラー等への本制度の周知徹底、利用促進をお願いしているということです。制度の、県が対応をしていく部分というのは、大変申しわけないんですけれども所管部のほうで対応をしていただければと思います。

○**花城大輔委員** あと少し質問があったんですけれども、冒頭にお話しした内容に合わせて、ここで質問を終わりたいと思います。ぜひこの決算委員会の内容、進め方については御一考をいただきたいというふうに思います。

終わります。

○**玉城武光委員長** 休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時15分再開

○**玉城武光委員長** 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

照屋守之委員。

○**照屋守之委員** お願いします。

質疑に入ります前に、所見を申し上げたいと思っております。これは交付金支出に係る決算審査の場でありまして交付金支出に関する所見にしたいと思っておりますけれども。私は、今起こっている会食問題、これは癒着の疑惑とかあるいは官製談合の疑惑とか、そういうふうなことも含めて、これが交付金の疑惑につながっているというふうに考えております。これは本会議でも、その会食の写真が示されましたけれども、これまさに知事と受託業者、県職員で、万国津梁の委員の方々の写真です。この写真を見ると、一目瞭然、何かおかしくないですかということになっております。いろんな県民の方々に聞いてみても、これはないでしょうと。特に、知事のそばに座っている方が沖縄事務所の所長で、これ相当親しい間柄なんですよ。この方が9月30日付でおやめになられて、今いないというふうなことを考えていくと、これは監査の立場からも、この状況を

見過ごせないと思っておりますよ。ですから、そういうふうなことも含めて、私どもは百条委員会をつくって、やっぱり県民にこれは真相を究明したほうがいいというふうな考え方です。昨日の、知事の契約前夜の受託者との会食問題に係る百条委員会の設置がされなかったということは、私は非常に残念に思っています。特に、これまで百条委員会の設置を行ってきた与党の議員の皆様方の賛同が得られなかったこと、これも残念ですね。百条委員会で説明を尽くして、疑惑を晴らすことが知事や与党議員の責任じゃないかなと思っているわけなんですけれども、問題がないと言っているわけですから、そこはしっかり堂々と百条委員会を設置して対応をすべきだろうというふうに思っているわけです。ちなみに私は4期目になりますけど、この期間に2回、百条委員会が設置されております。真相究明を行ってきました。この現在の与党の議員の方々が、積極的に百条委員会をつくってやろうという形で2回やってきました。また、口利き問題では、何でかわからんけど百条委員会が設置されないと。我々が提案しても与党議員が反対をしたというふうな経緯もあります。この口利き問題はどうなったかということ、裁判で口利きが認定された。ということからすると、やっぱり我々は県議会の責任として、そういう裁判という前にきちっと真相究明をしていけば、裁判まで発展をしなかったんだろうなというふうに思っておりますけれども。そういうふうなことも含めて、今考えております。10月10日に玉城知事が定例記者会見で、受託者との会食問題について、猛省と謝罪の表明をやっております。私は県議会では、これは本会議でも言いましたけれども、知事に対してこの件を質問しているんですよ。そのものとして、非常に違和感と、知事に対する不信感を今、持っております。沖縄自民党の議員に対しては、知事は、プライベートな会合、仕事の話はしなかった、誰がいるか知らなかった、このような趣旨の答弁で、会食参加は問題なしとしておりました。10月10日の会見では猛省、謝罪です。理解できないんですよ、どう考えても。9月30日の県議会で取り上げてから、10月10日の会見まで12日間あるわけですよ。本会議での質問、委員会での審査、あるいは別にしても、この疑惑の内容がどんどん明らかになってきました。玉城知事も、その様子をずっと注視しながら把握をしていたはずですよ。そこで10月10日の会見での表明だと思っておりますけれども、玉城知事は、私から考えると、やっぱり議会ではそういうふうには言っていますから、先に議会に説明をしてから会見をするということが

筋だろうと思っておりますけれども、私は議長に申し入れをしております。この件については我々、対応をしたいなと思っておりますけれども。議会で問題視されて、いろんな質問を受けてやったのに、議会には説明せずにああいう会見をする。議会ではなぜやらないといけないかといったら、私どもの質問に対して答弁していますから、私どもは知事の答弁によって質問が変わっていきます。ですから、我々の答弁はあのおり来ているわけですよ。ところが、最初から謝罪というふうなことで議会で言っていれば、質問内容ががらっと変わっていくわけです。ですから、そういうことも含めてですね。しかも、15日閉会、その前日14日に訪米するわけですよ。全く理解ができません。知事は、新聞報道にもありましたように、まだ相手先が決まっていなかったか、訪米に行って、そういうような報道もあって、全く理解ができません。10月10日の知事の会見の猛省、謝罪は、明らかに癒着疑惑、談合疑惑を与えたことに対するものだと私は考えております。談合疑惑等に対する猛省、謝罪、そう捉えております。そうすると、知事はこの責任を認めて、わびたことになると私は考えております。もし玉城知事は、当初からそういう形でプライベートだから問題ないというふうな形にすると、あの会見で猛省とか謝罪をする必要はありませんよ。会見すらやる必要はないんじゃないですか。正しいわけですからね。ですから、このことから、10月10日の会見については、玉城知事が官製談合や癒着疑惑に対する猛省や謝罪であると考えているわけでありまして。ですから、その責任の所在をしっかりと確認するために、やっぱり百条委員会の設置が必要だというふうに今考えているわけです。同時に、この問題はとにかく大変不可解なことが非常に多いんですよ。会食に参加した徳森りまさんが9月30日に退職したこと。既に2100万円余りが支払われていること。会食に参加した鈴木さんが、業務の延長線の話をした。そのような趣旨の報道もあり、あるいはまた万国津梁会議の委員もこの会食に参加しているわけですよ。この委員というのは、受託者2400万円から委員の報酬が支払われるわけですよ。そのような形で、さまざまな、まだ解明すべき点がありますけれども、定例会も終わりました。玉城知事による官製談合疑惑、玉城県政の官製談合疑惑を解明するプロジェクトチームというのを私どもは立ち上げております。ですから、一つ一つこれまでのものを検証をしながら、やっぱりこれは百条委員会を設置して、しっかり取り組みをしていくということが今県議会に求められているんだら

うなど。県民はじっと、これを注視しています、きょうの新報にも、社説のほうにも、やっぱり県民への説明責任を果たすという、そういうふうなこともありますから、やっぱりこれはどう考えても知事の今のやり方は説明責任を果たしていないということが言えるんだらうというふうに思っております。

以上を申し上げて質疑に入りますけれども、まず監査の役割、責任、お願いします。

○**當間秀史代表監査委員** 監査委員は地方自治法第199条第1項によりまして、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査するというようになっております。

○**照屋守之委員** この今の監査の種類とか、それと今、監査委員事務局の体制、職員数も含めてお願いします。

○**當間秀史代表監査委員** お答えします。

まず、監査委員事務局の職員体制としては18名、監査委員は4名というのは御存じのことかとは思いますが。監査の種別としては、いわゆる定期の監査、それから随時監査、行政監査、それから財政的援助団体の監査、現金出納の検査もありますし、指定金融機関の監査もあります。また、さらに住民の請求による監査、あるいは議会の請求による監査、知事の要求による監査等もございまして。

○**照屋守之委員** 知事部局、執行機関との関係はどうですか。

○**當間秀史代表監査委員** 地方自治法第198条の3の規定により、監査委員は、その職務を遂行するに当たっては常に公正不偏の態度を保持して監査をしなければならないとされ、また、同じく地方自治法の138条の2により、みずからの判断と責任において、誠実に事務を管理し執行する義務を負うとされております。また、196条第1項によりまして、監査委員は、議会の同意を得て知事が選任し、罷免の際にも議会の同意が必要とされ、監査の任命に議会の関与を求めていることから、独立性が付与されているとされています。

○**照屋守之委員** そうしますと、これは一般の県民からすると、これ誰のための、何のための監査ですか。

○**當間秀史代表監査委員** これにつきましては監査基準のほうで定めておりますけれども、監査の目的というのは、県の事務事業が住民の福祉の増進に寄与し、かつ最小の経費で最大の効果を上げているか、また、その組織運営が合理的に合理化されているかについて監査をするということでございます。

○照屋守之委員 例えば、一般競争入札とか指名競争入札、委託契約、さまざまな契約形態がありますよね。その経緯とか契約の内容とか金額とかについて、どのように監査をしますか。

○當間秀史代表監査委員 ある程度一般的に申し上げますと、監査については監査委員事務局の職員が、監査当日、支出案件を選びまして、予算執行何いであるとか支出負担行為書及び支出調書など、一連の書類の提出を求めて、関係職員の説明を受けながら、手続が規則等に基づき処理されているか、関係書類が整っているかを確認します。また、監査は事務事業の全てを監査するのではなくて、一般的に用いられている監査の対象の一部を抽出して行う試査という方法で実施しております。この試査の抽出に当たっては、金額の大きなもの、そして特にミスを犯しやすいもの、ほかのものと比較して特異なものを優先的に選択するなど、監査の効率化を図っているところです。

○照屋守之委員 例えば、私ども県議会議員、我々も執行部機関をチェックするという権限が与えられておりまして、我々の部分で限界があるときに、いろんな外にもお願いしたりするわけですけど、私ども県議会議員が皆さん方に今、この件のこういう状況で皆さん方、日常的にその監査をしていると、この案件についてしっかりやってもらいたいと、これの目的はこうこうこうだという形で要望したときに、皆さん方は監査として対応できるんですか。

○當間秀史代表監査委員 これにつきましては、議会の場合は議会からの監査の請求によって監査できるということになっておりますけど、その際はやはり議会の議決を経ることが必要になるのかなとは思っています。さらに、住民監査請求があればそれは当然受けましても、一般的に議員個別にこれを監査してくれといった場合、それについては今のところ、特にこのことが一般的に公な事実として周知されている場合等において、監査委員協議会、監査委員4名おりますので、その4名の監査委員の合議をもって監査を決定すると。それは随時監査になるかと思えますけれども、そういう手法はあるかと思えます。

○照屋守之委員 不透明なことがあって、例えば契約上の問題とか公のお金の支出の問題等も含めて、これはやっぱり少しおかしいんじゃないのというふうなことがあったときに、これを例えば指摘したときにどうやって皆さん方は対応するんですか。

○當間秀史代表監査委員 その指摘された内容の精度といいますか確度も当然検討をしますし、一般的にそういった問題、新聞等で問題になった事案につ

きましては、通常、その事案が終わった当該年度の翌年度に、定期監査の一環の中で重点的に監査をするというようなことをしております。これまでも県税の公金横領であるとか、若夏学院においての公金横領、あるいは今回の小禄高校での役務費の流用問題については、次年度の定期監査において重点的に監査をするということを考えております。

○照屋守之委員 皆様方は監査として、後ほど確認をしますけれども、さまざまいろんな指摘事項がありますよね。実態はこうだ、こういう指摘をするということをやりますけれども、今、こういうような問題が起こっているから確認できないかというふうにしたら、それはその年度が終わって、次の定期監査で重点的にやるとかというふうには、そんな悠長なことを言われていられますか。これは、その期間に起こっていることを一先ほど監査の目的は、県民のためにやるわけですよ、県民の住民福祉。それは議会では、例えばいろんな、さまざまな問題がある、マスコミにも取り上げられているということになれば、そこはしっかりその時点から、何も言わなくても監査として動くべきなんじゃないんですか。何のために定期的監査、随時監査、そういうふうなものがあるんですか。そこは、どういうふうにあれですか。今、実際起こっているものについて、報道も含めて、そういう形で起こっているものについて、公金にかかわるといふような部分があったときに、それは今、既にそういうふうな監査体制に入っているんですか、どうですか。

○當間秀史代表監査委員 今、そういった現に新聞報道とかでされている事案につきまして、即、今監査をするかということ、その事案の内容を、要するに今ここで監査を行わなければ公金の流出が継続的に行われるという緊急かつ差し迫った事態の場合につきましては、当然監査としても随時監査を行う、監査委員全員に諮って行うことになるかと思えますけれども、そうでなければ定期監査の一環の中で重点的な監査をするというのが通常の手法となっております。

○照屋守之委員 公金の流出の可能性があればそこは考えるということですね。わかりました。

この監査に当たっての関係法令、先ほど地方自治法と言っていました。そのほかにも関係法令はありますか。

○當間秀史代表監査委員 監査に当たっての関係法令、お話のあった地方自治法、それから同じく本施行令、施行規則、それから地方公営企業法、あるいは監査委員条例であるとか、沖縄県財務規則、沖縄

県公有財産規則。入札等に関しては、例えば独占禁止法とか、補助金に関しては補助金適正化法というのもございます。

○照屋守之委員 その契約等さまざまについて、執行部が守るべき関係法令というのはどういふのがありますか。

○當間秀史代表監査委員 契約の問題となりますと、契約につきましても、これも地方自治法の規定に基づきまして、売買、賃借、請負、その他の契約については、県といえども私法上の契約になりますので、私人の場合と同じように契約自由の原則であるとか、信義誠実の原則、それから契約の効力、その他契約の実態については民法、商法等の私法の適用を受けることとなります。

○照屋守之委員 そういうことも含めて、先ほどから申し上げておりますように、皆様方がきちっと監査というのを関係法令に基づいてしっかりやる。執行部もそういうふうな体制にある。ところが、往々にしてこのそれぞれの関係法令を何か余り、その定めというか、そういうふうなものを基本にしていないようなことが見受けられたりとか、そういうのがあるんですよ。例えば、そういう契約問題で受託団体が法的な縛りがあるものについて、そこをきちっと契約をお願いする県が精査をしていないとか、そういうふうな活動の中身とか、あるいはまた関係法令に対して余り、大丈夫ですかというぐらいの、そういうふうなことが起こったりしますけれども、そういうことについては、なかなか皆様方のところに数字的なものではあらわれてきませんね。こういうふうなことが本来一番大事なんですよ。きちっと法令、あるいは手続、条例とか規則にのっとった形でその契約をする、あるいは契約の適格団体であるかという、そういうふうなものが大事なんだけど、そういうふうなものがもしなされていないとしたら、そこは皆様方がその交付金を扱う側として、これはどう対応をしますか。

○當間秀史代表監査委員 契約に際してというか、契約する前に、県というのは、例えば工事であれば入札とかの中で入札参加資格要件というのがありますので、その中できちっと契約者が適格であるかどうかは当然判断されております。また、プロポーザル方式についても、これは審査会の中で当然資格審査はされているという前提のもとで、我々は監査を進めているところであります。

○照屋守之委員 監査の代表監査が言うことではないんじゃないですか、今のは。先ほど言いましたように、公正、不党、独立と言っていないませんでしたか。

何で、今のお話は執行部側のお話じゃないですか。だから、そこは執行部がそういうふうにももちろんやっている。それが本当に正しいのかどうかということも含めて、きちっと調べていくのが監査の立場じゃないですか。皆さん方はそう言うけど、我々が収集した情報では、こういうふうになっています、ああいうふうになっています、これどうなっていますかというのが、中立的で、公正・公平、不党な形の監査のありようじゃないですか。向こうがそう言っているからそれでいいという、これは全く議会と同じじゃないですか。もう一回お願いします。

○當間秀史代表監査委員 おっしゃることもよくわかりますけれども、ただ、監査をするにおいて、ある程度そういった資格審査については、執行部のほうできちんと当然、法令に従ってなされているという前提のもとに、我々はそれから数字のチェックに入っていきます。この執行部がやる資格審査の一つ一つについて監査をするとなると、とても全ての部局の監査事務を全うすることはできないということはあるかと思えます。

○照屋守之委員 法的な存在とそういうような監査の果たす役割、責任というふうなことの説明と今の説明はおかしいですよ。執行部が説明するのが正しいという前提で監査するんですか。沖縄県の監査はそうやっているんですか。独立しているんですよ。これは、ありようがおかしいですよ。後でこの辺の具体的なものを詰めましょうね。今の執行部前提というのは、先ほどからずっと説明している監査の法的な役割等も含めて、この今の説明はおかしいですよ。

次に、この意見書の5ページ、まず10行目から12行目の説明、具体的な事例も含めてお願いできますか。

○安慶名均監査委員事務局長 お答えします。

今のは、意見書の10行目は、(4)の会計処理等についての冒頭の部分だと思えますが、この内容は契約に係る事務が適正でなかったものについては、予定価格調書の未作成、あるいは見積書をとっていなかったもの、分割による随意契約等がありました。また、支出にかかわる事務としては、適正じゃなかったものとしては、支払い遅延、旅費の過不足払い、支出負担行為等のおくれ等があります。それから、財産、備品の管理に係るものについては、公有財産及び備品登録の不備、あるいは備品の忘失等があります。証紙収入、収納に係る部分については、県証紙の消印漏れ、あるいは証紙収納のおくれ、証紙収納簿が作成されていないというような事案がありました。

以上です。

○**照屋守之委員** 次に、13行目から16行目の説明と、これも具体的に説明お願いできますか。

○**安慶名均監査委員事務局長** お答えします。

この不適正な会計処理があったという部分でありますけれども、これは、具体的な内容としては、保健医療部において執行された事業の一部において、予算執行伺いや支出負担行為の決裁、あるいは公印審査等を欠いたまま補助金の交付決定通知書が外部に送付されるなどの不適正な事務処理、会計処理がございました。また、組織内での予算の管理、事務事業の進捗管理がなされておらず、国への請求事務のおくれ等がありまして、国庫補助金の全部または一部が受け入れをされないままに、県費で補助金の支出命令が行われていたというような事案でございます。

○**照屋守之委員** 次に、17行、18行、説明、具体的な事例をお願いできますか。

○**安慶名均監査委員事務局長** 不適切な支出を行っていたという部分でございますが、この保健医療部の案件に関して、監査委員から会計管理者に対しまして次のような指摘を行いました。会計管理者は支出の際、財務規則第58条の審査の確認、地方自治法第232の4第2項及び財務規則第76条に定める支出負担行為の審査を実施していなかったということについて述べた部分でございます。

○**照屋守之委員** 19から20行、この指摘が適正に行われているか、監査としてどのようにチェックしていきますか。

○**安慶名均監査委員事務局長** お答えします。

まず、執行機関におきましては、地方自治法及び沖縄県の財務規則等に基づき、適切な事務処理、財務処理を実施し、業務の進捗管理を徹底する必要があります。また、出納機関においては、事務処理が法令等に適合しているか注意深く確認をし、出納事務の適正な執行に努める必要があることを述べております。現在このような指摘をして、こういった取り扱いをした理由あるいは防止策の取り組みと、この監査委員の指摘に対する措置状況の報告を求めているところでございます。

○**照屋守之委員** 次に、21行目から23行目の説明と、具体的な事例をお願いできますか。

○**安慶名均監査委員事務局長** お答えします。

職員におきましては、地方自治法及び沖縄県財務規則に基づき適切な事務処理、財務処理を実施し、管理職員においてはその決裁文書の内容等について精査をし、日々業務の進捗管理を徹底する必要があ

ります。また、組織的なチェック体制の強化によって、事務処理の適正な執行を確保する必要があるということをお述べております。

○**照屋守之委員** 26から31行目の説明とこの現状、そして、これは監査委員の体制も強化すべきじゃないかなと思っておりますけれども、そのことも含めて御説明をお願いできますか。

○**安慶名均監査委員事務局長** 地方自治法が一部改正をされまして、知事は令和2年度から内部統制体制を整備し、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、これに監査委員の意見を付して議会に提出するとともに公表することが義務づけられております。国のガイドラインによりますと、監査委員はこの知事が作成をした内部統制評価報告書について、評価手続に沿って適切に実施をされたかどうか、また、評価結果の判断が適切に行われているかどうか、こういった観点から審査を行い、意見を付すこととされております。それから、監査委員の体制でございますが、今後内部統制評価報告書の審査等が現在の業務に加わってまいりますので、監査委員事務局、監査委員の抱える業務は増加するということが見込まれてはおります。今後の実施状況を踏まえながら、その体制等も含めていろいろと検討をしていくことになるかと思っております。

○**照屋守之委員** この5ページの会計処理等について、財務会計等事務については契約や支出に係る事務、財務規則等に定めた手続によらない不適正なものが見られた。それに対して、執行機関及び出納機関においては、内部統制を十分に機能させ、法令等に基づく適正な会計処理を行わなければならないというふうに言っていますね。ですから、先ほど當間代表監査委員がおっしゃっているのは、執行部がこれがいいという前提では、こういうことってできないんですよ。先ほどの答弁、訂正したほうがいいんじゃないですか。あの答弁が前提になっていたら、こういうことはできませんよ、監査は。訂正したほうがいいんじゃないですか、どうですか。

○**當間秀史代表監査委員** 私が申し上げているのは、要するに監査をするに際して特に行うことは、財務の執行に関する事務を重点的に見るところがあります。ですから、その基礎となっている、例えば入札資格の要件審査とかというものについては、これは当然、執行部で適正に審査されているという認識のもとで現在の監査が成り立っています。ただ、おっしゃるように、今後の監査の中でいろいろな事案が出てくる中で、執行部において資格審査がされていないということが顕著になってくれば、当然それは

監査の対象にはなってくると思います。

○照屋守之委員 こういうことがあるんですね。契約のときとか事業を進めていく上では何ら問題ないと。ところが、このような会食問題みたいなもので疑惑を指摘されて、沖縄県の事務所長がいつの間にか退職してしまう。その後、説明がなされないわけですね。既に2166万円が支払われていると。この支払いも含めて、やっぱり疑問を持ちますよ。そうすると、その当時は問題ないにしても、このような現状を見ていると、監査の立場から、あら、一体これどういうことなのかなというふうな形で疑問を持つ。既にお金も支払いされているわけですよ、90%が。これは会計処理の立場から、チェックせざるを得ない状況じゃないですか。どうですか。

○當間秀史代表監査委員 ですから、今おっしゃる案件については、これは平成30年度会計の事業だと思いますので、翌年度、監査委員においては重点的にといたしますか、特に意を用いて監査をするということになると思います。

○照屋守之委員 ですから代表監査は、こういうことがあって通常こうだけど、特別な事例があればそれは考えないといけないというふうな答弁がありますけれども。定期監査もやっているわけですよ。随時監査、行政監査、いろんな監査の形態があるわけですよ。毎月毎月、そういう契約金でお金が支払われたという、そういう事例もあるわけですよ。それは、この定期監査とかそういうふうなものでわかるんじゃないですか。2166万円支払いがされていますよ。これ、通常の検査で今年度やっているんじゃないですか、どうですか。

○當間秀史代表監査委員 定期監査の事業年度は、その暦年で1月から12月まで行っておりまして、今回我々が監査しているのは昨年1月から12月分を監査しているということでございます。

○照屋守之委員 いや、監査というのは、今は決算のトータルのことだけど、毎月毎月その年度1年間を、定期的にいろいろやっているわけですよ。この間にお金が出ていくわけですよ。このお金が、今言ったように2166万円出ているわけですよ。それはもちろん、お金が出ていくのは皆さん方、定期的に監査するからわかっているわけですよ。監査しているわけですよ。今、やっているわけですよ。やっているか、やっていないか、それを教えてください。

○當間秀史代表監査委員 今おっしゃった事案については、まだやっておりません。さっき申し上げたように、暦年で監査をします。ことしの事案はことしの事案として、次年度の1月以降に監査が入ると

いうことになります。ことしの1月から12月分については、翌年の1月から監査が入っていくということでございます。

○照屋守之委員 それでは、今実際にある事業があって、まだ事業終わっていませんけど、90%が既に支払われております。先ほど言いましたように、その責任者、沖縄の所長はそこにいらっしゃいません。お金は払ったのに、いらっしゃいません。本部はヤマトにあるわけですけど。ですから、そういうふうな不透明なことが起こってくると、県民からすると、仕事はさせたのにというふうな不安があります。ですから、この支払った分の内容というか、そこはきちっと監査としてチェックする必要があると思っております。これはやっていただけますか。

○當間秀史代表監査委員 申し上げたように、来年実施、重点的というか、意を用いて監査することになると思います。

○照屋守之委員 今起こっていることを、来年と言われてもね。これは県民のそういうふうなのに合わないんじゃないですか。おかしいでしょ。今そういう形で言って、その進捗状況の中でのそういうのをきちっとやらないと、おかしい話ですよ。同時に、この支払いは、皆様方がそういうふうな形でいろんな県の財政をチェックして、問題を指摘して改善を求めているわけですね。今、こういうふうなものが起こっている、どうですかというものについて迅速に調べて対応するというのが監査の責務であって、改善を求める人たちが、これ問題があるから調べてもらえませんか、いやいやこれは来年ですって、こんな監査ってありますか。これは監査の方々も含めて、やっぱりそういうふうな指摘される部分については、議会でもいろんなことが起こっているし、報道もあるしという。それは当然皆さん方、これ関心があるでしょ、今起こっていることについて。そこをしっかりとやるのが監査の立場じゃないですか。どうですか。

○當間秀史代表監査委員 先ほど、定期監査については、そういうことだということでありまして。前年の暦年分をやるということですが。ただ、それ以外にも先ほど御質問にお答えしましたけれども、随時監査であるとか、あるいは住民監査請求による監査、知事の求めによる監査、議会による監査については、随時監査と同じように、そういう定期監査のように暦年を定めてやるものとは違いますが、できるものとは考えておりますけれども、ただ、監査委員自体としてこれを今、随時監査をしなければならぬという場合においては、先ほども申し上げました

けども、いわゆる公金の流出が今、監査をしないと継続的に行われているという緊急かつ非常な場合において、そういう随時監査は行われるものと認識しております。

○照屋守之委員 先ほど申し上げておりますように、沖縄事務所は設置したけど住所だけ、ペーパーカンパニー、そういう形で契約をして、ある問題が発覚したらこの沖縄事務所の責任者が退職されていなくなる、90%支払いがされているということになると、もうこれは県民からすると、こんなゆゆしき問題ありませんよ。あと10%あるから、もしかしたらこれも全部支払う可能性がある。だからそこは、きっちり随時監査という仕組みがあれば、そういうふうな形でやっていかないと。そのときには、この契約自体、契約の背景とか中身も含めて、もちろん皆さん方はこの契約にのっかってそういう支払いがされているということを確認しますけれども、そこも含めて随時随時監査あたりで検討して対応してください。どうですか。

○當間秀史代表監査委員 先ほど申し上げたように、随時監査というのは、緊急かつ非常なときに行うということが常でございますので、今お話のあった件については、随時監査になじむとは余り考えられません。考えられませんというか、該当しないのかなという感じがします。また、この問題については、監査委員4名おりますけども、それぞれ独任制でございまして、監査委員全員の合議を必要としておりますので、その辺の部分がありますので、私からはやるとかやらないとかいう回答はすぐにはいたしかねます。

○照屋守之委員 すぐには出さなくても、検討してください。やっぱりこれは先ほどの監査そのもの自体が、法的な立場で、こういう法律で、中立でしっかり県民の側に立って行政をチェックしていく、会計をチェックしていくという立場ですから、そこは今起こっている問題とか、その可能性については憂慮して随時随時対応しないといけないんじゃないですか。これ検討してくださいね。

もう一つは、この契約の内容ですね。契約の内容と、実際にそれを実施されていること、支払いの関係、こういうふうなものが不透明だなど。例えば、契約がこれだけあったら、実際は5あるのが3やっているとというふうなことがあって、支払いはもう既に90%されていると。こういう事態になれば、もう即、調べてみないといけないんじゃないですか。県民の公金ですよ、財産ですよ。契約の内容と、実際にやっているものが違って支払いをされているとい

う、こういうふうなものがあると。そこは随時随時監査として何らかの形で対応しないといけないんじゃないですか。今起こっているわけですから、どうですか。

○當間秀史代表監査委員 繰り返しになりますけれども、そういった事案につきましては通常、定期監査の中でやっているということです。これまでもそういった公金横領の問題とかの事例がありましたけれども、こういった問題につきましても、やはり定期監査の中で、翌暦年に監査を実施しているところでもあります。

○照屋守之委員 皆様方は、この指摘をしている部分と、実際にこういう形をお願いをしても対応しないということであれば、これはどういうことですか、監査というのは。県民の福祉の向上のためにやるという、公正公平にやるという言い方で、せめてこういうものについては引き取って、監査の責任として引き取らせてもらえませんか、検討させてもらえませんかというのが監査の立場じゃないですか。それを、ことしのは来年だ、やれ今こうだああだと言って、おかしいですよ。だから、こういうものがあって、お金の流出が危ないよ、契約どおり、あるいはその中身のとおりそういう事業が実施されていない可能性があるよということを指摘しても、ああそうですかと、その程度ですか。一番腑に落ちないのは、その資料を見ていると、総括責任者という人件費が5万2700円という県の見積書があって、1人、人件費が。それに沿ったような形で、県は2407万7000円、受託者も2407万7000円。1社だけ、金額も入れてぴったりそれも合う。中身を見ていると、総括責任者が、県の見積もりが1人5万2700円、専門員が3万7900円。こんな発注契約の5万2700円という、1人1日、こんなものありますか。これを調べてみる必要はありませんか、どうですか。

○當間秀史代表監査委員 当然、定期監査の中でそういったものもしっかり監査はさせていただくということになります。

○照屋守之委員 今指摘しているんですよ、私は県議会です。住民監査請求、我々は県民のための監視機能、チェック機能を持っている議会の場ですよ、ここは公の。こういう場でこういうことが起こっているよということを言っても、不思議に思いませんか。県の発注する、皆さん方いろんな案件扱っていますよね。この総括責任者が1人5万2700円、20日で100万円ですよ。こういう積算を県がやるんですよ。それで受託するんですよ、1社ですよ。こういうことに対して定期監査でやる。今の問題ですよ。5万2700円

というのが、そういうのがありますか、単価で。どういう職が5万2700円に相当するんですか。監査はどう把握しているんですか、教えてください。

○**當間秀史代表監査委員** 申しわけございませんが、委託料の人件費等については、こちらでは把握していないところであります。

○**玉城武光委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、照屋委員からどのような基準や目安等で監査を行っているのかを答弁するよう指摘がされた。)

○**玉城武光委員長** 再開いたします。

當間秀史代表監査委員。

○**當間秀史代表監査委員** 監査委員が行う監査というものにつきましては、例えば、工事であれば入札の手段であるとか、契約の方法であるとか、それから支払いの方法であるとか、そういうものは監査できますけど、工事の積算内容につきましては、監査委員事務局の体制もそうですけれども、そういった技術的な部分の職員はおりませんし、当然、監査委員にもそういった方はおりませんので、そういった部分の監査は行ってないところであります。一方、監査のそういう技術面の専門知識が不足している部分については、ある程度、施工管理の部分の監査として外部委託を行っているところであります。

○**照屋守之委員** そういうことをおっしゃらずに、今、議会で指摘しているわけですから。後で、後ほど資料で提示してください。だって、そうしないと皆様方は何を根拠に、監査なんかできませんでしょ。だって、この数字が妥当なのかどうかもわからないで、言うなれば、執行部が出されるものを適正に事務処理されたらそれでオーケーという話でしょ。県民が知りたいのは、こういう工事で、1人、人件費5万2700円、これが妥当なのかどうか。1日ですよ、皆さん。これ、恐らく1時間でも5万2700円ですよ。県の参与が2万7000円です、1日。ですから、そういうふうなことを何でそういうかと言ったら、この金額で積み上げていくと、これ2400万円で契約されています。これを通常の金額で契約したら、これが2000万円になる可能性があるんですよ。そうしたら、400万円は損失じゃないですか、県民にとって。同じ仕事をするのに。だから、監査もそういう観点で、最小の経費で最大の効果と言っているわけですよ。具体的にはそういうことなんですよ。そうじゃないですか。単価がこれだけ上げれば、いいですか、時間をかければ、ばんと上がりますよ。これ、5万2700円の根拠がしっかりなければ、この2400万円というのは2000万円になる可能性がある、もっと下がる可能

性がある。こういうことを言っているわけですよ。それを誰がチェックするんですかという話です。執行部に出されればそれでいいよという、おかしいでしょ。ですから、私が言っているのは、契約の1社で満額の受注があったこの写真。こういうふうな具体的なものの支払い、3回にわたってそういう支払いもされているじゃないですか。90%ですよ。こういうことを、今、実態を我々が、皆様方が知らないのであればいいですよ。今、公にこういう形で話している。一般質問でもそういうようなことが言われている。知事もそういう形でわびているというふうな形からすると、当然そこは重点的に、こういうふうな部分の契約はどうだったか、あれはどうだったかというチェックするべきでしょ。これはぜひ、要望しておきますからお願いします。

いずれにしても、とにかく今回起こっている問題については、来年と言わず、随時、逐次チェックしていただいて、契約者の適格性から、先ほど申し上げましたように、監査はその法律のもとにやっている。もちろん契約者もその法律のもとにやっていますから、本当にこの法に照らしたそういう団体なのか、組織なのかということ、改めて監査委員で協議をしてもらって、どういうふうな対応ができるか、そこはぜひ要望しておきます。

○**玉城武光委員長** 再開いたします。

當間代表監査委員から発言の訂正があります。

○**當間秀史代表監査委員** 私の先ほどの答弁の中で、監査委員事務局の体制を18人と申し上げましたけども、これは代表監査も含んでいまして、正確には職員だけで17名ということになります。

おわびして訂正します。

○**照屋守之委員** 保健医療部の件ですけれども、これは、私は文教厚生委員会ですから、そこで改めて中身についてはやりますけれども、この2件の不適正な会計処理ということですけど、この監査が今指摘している説明をお願いできますか。

○**安慶名均監査委員事務局長** お答えいたします。

先ほども代表からも答弁ございましたが、監査委員においては例年1月から8月にかけて定期監査を実施しております。この中で、ことしの6月の5日から7日にかけて事務局の職員が実施をしました保健医療部の定期監査において、収入及び支出に係る証拠書類が未整理、未編綴という事業がありまして、それで内容を確認したところ、予算執行伺いや支出負担行為の決裁、あるいは公印審査等を欠いたまま補助金交付決定通知書が外部に送付されるなどの不適正な事務処理、会計処理が確認できたところでご

ざいます。この不適正な事務処理等について指摘をし、その内容等を明らかにするよう報告を求めたところでございます。

以上です。

○照屋守之委員 この事務処理で、知事の印鑑も部長の印鑑も知らないうちに押してということがあったようですが、これは事実ですか。

○安慶名均監査委員事務局長 正当な決裁手続を経ないまま押印をされていたというのは事実でございます。

○照屋守之委員 大変なことですね。部長、知事の印鑑を押して勝手に出す。こういうのを公文書偽造というんですか。これは後で確認しましょうね。

當間代表監査委員はマスコミに対して、財務事務職員の作法や立ち振る舞いなど基本的なものができていないと指摘しておりますね。これはどういうことですか。

○當間秀史代表監査委員 いわゆる財務を司る職員というか、基本的に財務執行に当たっては、地方自治法であるとか、あるいは地方財政法、さらには財務規則というものを基本的にマスターして、それに従って行動をする必要があります。基本的にそういったものができていないという意味であります。

○照屋守之委員 県の代表監査委員から、作法や振る舞いなど基本的なものができていない財務事務職員。沖縄県大丈夫ですか、これで。だって県の職員って優秀な職員なんですよ、みんな。厳しい試験を受けて採用されて。何で今どきこういう、県の職員に対して立ち振る舞い、礼儀作法。これ、ですから今問題になっている、飲食問題になっている関連のもの、こんなことがあったら何でも起きますよ。それも財務事務職員でしょ。印鑑もまた自分で押すんですよ。これが今の県政だと。不正がないのがおかしいんじゃないですか。どう処分されていますか。

○當間秀史代表監査委員 本件につきましては、当該部である保健医療部から総務部、もっと詳しくは人事課のほうに、職員の非違行為ということでの報告がなされておまして、現在総務部において、この職員の行為の対応について調査をしているところと聞いております。

○照屋守之委員 これは財務事務職員の作法や振る舞いという、こういう基本的なものから監査に指摘をされるような今の沖縄県政ですから、先ほど言いましたように、この会食問題、そういうのも含めて何でもありじゃないですか、こういうのを含めて。今の當間代表監査委員の説明でよくわかりましたよ。これはまさにそういう基本的なものができていない

からこうなるんですね。今御指摘のとおりですよ。ですから、こういうふうな今の県政のありようですから、監査はとにかく相当体制を強化して、今起こっていることにもすぐ対応するというふうな仕組みにならないと、もうよりどころは誰もいないですよ、県民は。あそこはもう基本的なものしか、そういう職員の方々が仕事をするわけでしょ。それを皆さん方は信頼して、それを預かって監査するわけでしょ。おかしいんじゃないですか。改めましょうよ。

以上です。

○玉城武光委員長 当山勝利委員。

○当山勝利委員 よろしくお願ひします。

先ほど来あります、決算意見書の5ページのところの会計処理の、不適切な会計処理があったと。予算伺いや決裁、公印申請のないまま処理されていたということで、職員の処分に関しては先ほど御答弁があったのでそれはそれとして、今この事態をそのまま放置している状況というのは適正なのかどうなのか、お伺ひします。

○安慶名均監査委員事務局長 お答えいたします。

先ほども答弁したところではありますけれども、現在、監査委員のほうでは当該部局に対して、そのことが起きたてんまつとかその後の対策等含めて、措置状況を正式に求めているところでございます。それに答える形で、当該部局ではその原因の確認とか、あるいは今後どういう体制をとってそういうことが起きないようにするか、そういうことは当該部局のほうで今検討されているところだというふうに考えております。

○当山勝利委員 その対応はわかるんですけども、こういう不適切な処理があったことに対して、これは適法ではないですよ、この条例等も含めて。それに対して何もしなくていいんですかということを知っているんですが。

○當間秀史代表監査委員 具体的に言うと、例えば公文書偽造であるとかそういう部分の話だとは思いますが、これは一義的に保健医療部の中で今後この行った行為についての法的な精査も当然していくということになるかと思ひます。そういうものを受けて、措置の方針が決まりましたら、監査委員に報告が来るということになっております。

○当山勝利委員 法的な精査とおっしゃいましたか。それは具体的にどういうことを指すんですか。

○當間秀史代表監査委員 例えば、補助金適正化法等に触れるのか、あるいは刑法の公文書偽造、有印、そういう部分等も今、検討がされるものと考えております。

○当山勝利委員　そういうことをすれば、そのことはそのままいいということなんですか。そのまま県として支出的にはもう問題なしということになるんですか。要するに、その職員さんが処分されたり、こういうことでした、事のてんまつはこうでしたというふうにしてしまえば、これはこれでもうおしまいということなんですか。それとも、それ以外に何かとるべき方法があるのか、ないんですか。

○當間秀史代表監査委員　この件については既にもう支出も終わって、当該病院の中部病院に支出もされておりますので、支出自体としては完結はしているということになります。

○当山勝利委員　これ、例えば国のほうからの指摘によって別のことに波及するとか、そういうことはないんですか。それを、もし起こらないようにすることがあれば、何かとるべき方法はないですか。

○伊川秀樹会計管理者　当山委員からの御質問の部分なんですけども、今、監査委員事務局から指摘があるように、会計課、監査委員事務局といたしましては、今回の命令権者、保健医療部の地域保健課長の支出命令なんですけども、この支出命令には琉大病院と県立の5病院と一正当な債権者からの請求書がついていたということと、先ほど、公印の使用等に不適切な部分がありますけれども、知事印を押した交付決定書、確定通知書がついていて、その部分については保健医療部長の原本証明がついていたということで、会計課としては適切に支出はしておりますけれども、実は先ほどからお話があるように、支出負担行為というのはイコール補助金の交付決定という行為なんですけれども、それについて決裁がない状態なんです。決裁のない状態ということであるのであれば、実は適切な行為ではないので、その部分について、先ほど代表監査委員からもお話があった部分で、適切な法的な対応、処理、改めて決裁をとるという方法がありますけれども、これは行政の一般的な法理論として瑕疵の治癒ということで整理されておまして、判例とかそういう事例等もございます。

○当山勝利委員　その瑕疵の治癒、それは行うべきものなのかどうなのか、お伺いします。

○伊川秀樹会計管理者　こちらは出納機関、会計部門ですので、制度上はやっぱり執行機関、知事部とは牽制的な立場、役割分担が違いますので、改めて予算執行伺いがなければ予算執行伺いをどうするのか、負担行為書の請書をどうするのかとか、交付決定をどうするかということは、やっぱり主体的な一保健医療部の中において改めて確認するということ

だと考えております。

○当山勝利委員　過去に沖縄県でこういうことはあったでしょうか。また、ほかの都道府県でもこういうことはあったのでしょうか。

○伊川秀樹会計管理者　平成29年度決算において、全く同様な一例ではございませんけれども、鳥取県において似たようなそういう瑕疵の治癒とか、民法等に基づく追認という形で適切に対応をされた事例はございますし、沖縄県でも全く同様の事例ではないんですけれども、7000万円以上の動産の契約と購入の場合には議会の議決が必要なんですけれども、平成25年なんですけれども、議会の議決を得ないままに契約等を行った行為があるんですけれども、そこら辺は後ほど議会に説明をして、議会の議決を得てさかのぼって適切に対応をしたという事例がございます。

○当山勝利委員　その過去の沖縄県で起こった事例に似たような形で、今回も本来だったらやらないといけないですよというような先ほど来の答弁だと思いますが、これはもう法的にもそこら辺は、きちんとそういうふうに手続をとれば認められるような事案なんでしょうか。

○伊川秀樹会計管理者　認められるかどうかというのは、こちらのほうでの権限ではございませんので、先ほどの繰り返しになりますけれども、保健医療部の担当課において自主的に判断をされるべきことだというふうに考えています。ただ、こちらとしてもいろいろ課題はございますので、総務私学課の法律相談と顧問弁護士等との意見交換は終わったところです。

○当山勝利委員　そういうことをしないと国の補助金等に影響があるようなこともあるのかなと思ってございますけれども、そこら辺はどう判断されますか。

○伊川秀樹会計管理者　これも、財源としてどの補助金を使うかどうかというのは執行部のほうで確認されますので、国の補助金等交付要綱、交付申請、交付決定、事業の完了等に伴っての国庫の受け入れ等の事務は執行部、保健医療部での業務になりますので、そこら辺で判断、確認をされるべきことだと思います。こちらとしては、きちんと受け入れがあるのであれば、その調定に基づいて歳入受け入れを行うという、会計上の処理は行うまでということになります。

○当山勝利委員　ありがとうございます。

最後にこの件に関して、いろいろ県にはチェック機能があると思うんですけれども、最終、最後のその監査でここは見つかったというのがちょっと腑に

落ちなくてですね。そこら辺、結局はチェック機能が、ある行為によっては、今回のような行為によってはチェックし切れないというのがあるのかなと思いますが、その件について、代表監査の何か意見ありますか。

○當間秀史代表監査委員 今回の問題は、惹起された点は2点あります。1つは、基本的に、その担当職員が基本的な財務規則等の知識がなかったということと、管理職員の進捗管理、内部統制が機能をしていなかったことが要因だと考えられますので、この2点について今後体制を強化すればこういうこともなかろうかと思うところです。

○当山勝利委員 わかりました。

次に移りますが、決算意見書の8ページがあると思います。この8ページの諸収入で、収入未済額が8億5900万円ほどありますけれども、この収入未済額についての主要因について御答弁ください。

○伊川秀樹会計管理者 全体で8億5900万4226円ということで、対前年比1億5000万円ほどの増ということになっておりますけれども、主たる内容が違約金及び延滞利息ということで、内容としましては、農林水産部におけます水産海洋技術センター取水管の復旧工事の契約解除に伴う前払金の返還がありますけれども、これは約6600万円ほど。あとは、国庫補助金返還金に伴う損害賠償金、これは土木建築部ですけれども、具体的な内容としましては、識名トンネルの国庫返還に伴う賠償金ということで約1億3760万円という内容になっております。

○当山勝利委員 わかりました。

そうすると、次なんですけれども、9ページの同じく今度は不納欠損なんですけど、これも収入未済額のほうが相当額的に前年度よりふえていますけれども、これの主要因について教えてください。

○伊川秀樹会計管理者 これも、不納欠損の主たる内容も違約金及び延滞利息等の雑入等が中心でございまして、主たる内容が、談合違約金の2件の約2700万円。あとは、立ち退き等を命じられたにもかかわらずそれに応じなかったということでの県営住宅の損害賠償金で約4000万円という内容になっていきます。

○当山勝利委員 昨年度、要するに雑入の中の(節)雑入で見ると、結局収入未済額が2億円ほどふえています。不納欠損も約4000万円ぐらいふえていますので、結果として2億四、五千万円ぐらい収入未済額がふえていることになるんですけれども、先ほど答弁された例えば農水に関することとか、それから識名トンネルに関するものとか等々によって、それだ

けふえたというふうに理解していいんでしょうかね。

○伊川秀樹会計管理者 主たる内容がその2つが主に中心になっておりますので、そのとおりで思っております。

○当山勝利委員 わかりました。

次、10ページの繰越明許なんですけど、平成29年度も30年度も繰り越しが500億円以上あります。どうしても繰り越しが出るのは理解できはするんですけども、にしてもちょっと額が大きい。土木によっては330億円とか、農水によっては、次のページにあります100億円等々あって、これだけの繰り越しが出るというのも、ちょっといかがなものかなとは思っているんですけども、そこら辺について全国の事例と比べてどうなのか、多いのか少ないのか。財政規模等がありますので、なかなかその単純な比較はできないとは思いますが、そこら辺の比較とか、それから、監査としてこれが適正だと思われるかどうか、御意見もいただけたらと思います。

○伊川秀樹会計管理者 繰越額581億円という、事故繰等を含めると583億円ということで、予算額に占める割合は7.3%ということなんですけれども、特に全国的とか、九州などで決算統計の中で、比較する資料としてはなかなかないんですけども、予算額との関係で繰越額の平均を九州の8県で確認しますと、予算規模等が全然違うんですけども、都道府県によってですね。平均で約680億円、割合は沖縄県の7.3%に対して、7.6%という状況です。

○当山勝利委員 580億円として、沖縄県内の那覇を除いたそれ以外の市は、財政規模的にいうとこれぐらいでも多いぐらいのお金が繰り越しされているので、ちょっと私は大きいんじゃないのかなと個人的には思っていますけれども、そこら辺はまた別途させていただきます。

12ページの一時的借入金というのが4月20日から22日と25日までと、4日間借り入れがありましたということなんですけれども、これの借り入れをされた理由について伺います。

○伊川秀樹会計管理者 昨年の4月20日から22日まで、25日ということで4日間なんですけれども、一時的に資金不足が生じておりまして、その最大でいえばソフト交付金と一沖縄振興特別推進交付金の支払いなんですけれども、支払いが集中する出納整理期間において、国庫受け入れまでの間があって一時的借入金が生じておりまして、全体で借入額としましては174億円ほど借り入れまして、その支払利息としまして1万4288円ということになっております。本県の場合には、一借りの場合には借用証書等の借

り入れの契約ではなくて、債権現金等の部分の中における当座貸越契約がございますので、その契約に基づいての指定ないしは代理金融機関からの一借りという対応でやっております。

○当山勝利委員 そういう事態が起こり得るために銀行ともいろいろ取引されているのはよくわかるんですけれども、なるべくこういうことを回避するような、何か県にはそういうシステムはないんですか。

○伊川秀樹会計管理者 県内でも各市町村、県でもそうですけれども、条例の中には繰りかえ運用ということで制度的にはうたっておりますけれども、本県においては債権を現金にかえての繰りかえ運用は可能ではあるんですけれども、その部分是对応をしていないんですけれども、一借りをしないように済むということで、年末とか出納整理期間においての国庫の支払いが一時的に集中することが生じますので、国庫の受け入れを各部局にお願いしまして、早期の対応とか。あとは総務部財政課に、ソフト交付金等の精算額の受け入れの前倒しをしていただきたいということで、いろいろ対応策は練っている状況です。

○当山勝利委員 そういう資金的な運用はできるけれども、されていないということなんですけれども、それは何か理由があるんですか。

○伊川秀樹会計管理者 基金の場合には、どうしてもその基金の目的等で基金の財源等ございますので、その基金の事業等の資金繰りに影響が生じないよというのも一つありますけれども、以前、繰りかえ運用をしていた時期が平成の1桁の時代にありましたけれども、一時期、監査におきましてそういう繰りかえ運用等は基金の目的等からすると好ましくないという部分もあって今、控えておりまして、ただ、これだけの基金等がある中においては今後どうするかというのは一つの研究課題だとは思っています。

○玉城武光委員長 亀濱玲子委員。

○亀濱玲子委員 よろしくお願ひいたします。何点か質疑をさせていただきたいと思ひます。

決算意見書の2ページから3ページ、内容的には歳入歳出決算書の58、59にある県税についての質問になりますので、よろしくお願ひいたします。

県税の状況あるいは取り組みについてですけれども、平成30年度の一般会計の歳入決算額というのが、前年比2.7%減額しているという中であっても、県税は43億211万円という3.4%の増加というふうになっております。これについて言うと、県が昨年策定いたしました沖縄県の行政運営プログラムについてのこの進捗状況の中を見ると、県税収入の確保は順調

というふうには評価をされている状況であります。その内容について、もう少し詳しく伺いたいというふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。

○伊川秀樹会計管理者 県税の部分につきましては、おっしゃるとおり毎年税収等の伸びが大きいという、一般財源の中での伸びが大きいということで見えておりますけれども、理由等につきましては、法人事業税、法人県民税の増収によるということが主な内容だとは聞いております。今後、県経済の状況が堅調であるという部分と、企業収益の増加、納税義務者が増加しているということと、あと収納率、収入率の向上に努めている部分もございまして、そこら辺が大きな要因かなとは考えております。

○亀濱玲子委員 ありがとうございます。

こういう財政状況にあっても、この税収が、県税がふえていくということに関して言うと、六十何%の国からの予算で運営している中であっては少し希望が持てるかなというふうにも評価したいと思ひます。

続いて、一般会計の収入未済額と不納欠損についてお伺ひしたいと思ひますけれども、同じように決算書では59ページ、意見書では4ページです。収入未済額が一般会計、特別会計、合計で70億円というふうになっておりますが、前年比で約8億円、10.6%減少をしているというふうな数字になっているようございまして。これについて、代表監査からこの評価について少しお聞きしたいというふうに思ひます。

○當間秀史代表監査委員 収入未済額がかなり、おっしゃるようになつております。特に県税に係る未収金がこれまでは多かつたんですが、これが今回2億1500万円程度減少をしたということでございまして。県税におきましては、かなり徴収に努力をしております、現在、県税の収納率というのは99.1%で、全国3位というような状況がありまして、県税におきましてはコンビニ収納は当然ですけれども、今、インターネットを使ったクレジット払い等々も取り組んでいて、このような成績となっているところで

○亀濱玲子委員 ありがとうございます。

続いて、決算書の59ページで、これは会計管理者に教えていただきたいんですけれども、県税の過誤納金というのがありますよね。それについての御説明をいただけますか。

○伊川秀樹会計管理者 平成30年度、県税過誤納金なんですけれども、約6億7000万円、前年度で4億9000万円ですので、金額にしまして1億8000万円ほど、率にして35.9%の増ということなんですけれども

も、主な発生要因というのは税務課あたりから聞き及んでいるところによりますと、法人2税等の申告納付において税額の変更等が伴いまして、後ほど過払いとなった部分につきまして、過誤納金ということで発生しているということを知っているところでは。

○亀濱玲子委員 これは、毎年、余り予測できないので、この金額が変動するというのは、何か行政運営としてはいたし方がない状況というふうに捉えていいんですか。

○伊川秀樹会計管理者 このあたりは、総務部税務課のほうで細かい理由を聞いてほしいんですけども、どうしても中間報告を行う義務がある法人等の部分があるということで、前事業年度の確定年税額の2分の1を中間納付で納める必要があるということなどから、制度的な部分があるようには聞いております。

○亀濱玲子委員 少しこれが見えないというか、もう少しこれが何とかなるのではないかとというふうに思っていていたんですけど、この変動が大きいので、何か工夫ができるものかどうかについては、会計管理者がお答えできる範疇ではないということであれば、これはまた後で少し調べてみたいかなというふうに思います。

続いて、特別会計の収入未済額についてですけど、この中で特徴的な、さきに小規模企業の分については質疑がされておりますので、母子父子寡婦福祉資金1億円余、そして農業改良資金3億円余の収入未済額がありますけど、これについて御説明いただけますか。

○伊川秀樹会計管理者 母子寡婦等につきましては、母子家庭と、寡婦等の経済的な自立、生活意欲の助長ということでの貸付金が主たる内容にはなっておりますけれども、収入未済ということで、今回、約1億300万円、前年度が約1億1500万円ほどですので、約1100万円ほど減っておりますけれども、部のほうにおきまして債権推進マニュアル等に基づいた個別の償還指導等を行ったことが功を奏しているのではないかと考えております。

あと、農業改良資金の収入未済額ですけども、前年度4億1000万円ほど、今回3億9000万円ということで約2000万円ほど、5.2%の減ということなんですけれども、こちらも部で独自に農業改良資金の債権管理マニュアルを作成したということで、電話等による訪問とか、文書による催告、連帯保証人等との面談等、あとは、どの債権にも言える部分なんですけども、民間債権の回収会社、サービサーへの回

収委託ということをはじめたというふうに聞いております。

○亀濱玲子委員 では、今言っているマニュアルの話が出ましたので、その前にこの不納欠損ですね、少しこの母子父子寡婦福祉資金についてお伺いしますけど、この不納欠損についての御説明をいただけますか。

○伊川秀樹会計管理者 まず金額、不納欠損額は前年度190万円、今年度499万円ということで、309万円の増ということで、約1.6倍ほどの増になっておりますけれども、こちら辺も、やっぱり債権の内容等に応じての債権の分類、そこら辺の中において、債権推進マニュアルを作成したと聞いておりますので、その中において正常債権とかということでの債権の適正な分類を行って、不納欠損等に持っていったのではないかと考えております。

○亀濱玲子委員 代表監査委員に聞きますが、いわゆる収入未済額だったり不納欠損だったりについては、適切に対応するようというふうに提言されているわけですけど、実際、平成28年度につくられたりしている適切かつ能率的に債権を管理するマニュアルというのが、ちゃんとこれが機能しているかどうかについては、会計監査のほうとしては、そこまでチェックがされるのかどうかはよくわかりませんが、それはちゃんと機能しているというふうにお考えになっていらっしゃいますか。

○當間秀史代表監査委員 特に債権管理マニュアルができて以降、各部局においてそういった債権を有している担当者のノウハウといいますか、手続が容易、明らかになったことから、この二、三年におきまして、収入未済額というものはどんどん減ってきているので、やっぱり効果が出てきていると監査委員としても考えております。

○亀濱玲子委員 常任委員会で聞かなければいけないことではあったりするんですが、例えば横断的な、福祉につなぐことがきちっとできているとか、あるいは幾つかポイントというのが、行政的に、やって解決に向かうべき方法というのがあるんですけど、それについて提言では書かれておりますが、そういうものについての担当への指導、あるいはチェックみたいなことについては監査委員のほうから何か提言をするということなどは具体的にはあるんですか。

○當間秀史代表監査委員 当然、それについては、例えば福祉制度の活用といういろいろなありますけれども、生活保護の受給であるとか、あるいは身体障害者手帳の交付であるとか、そうすれば更生医療も

受けられますし、自動車税の減免とかもありますので、そういうことについて、いわゆる固定化している方々がおられますよね。この方々については、当然、監査の中でも福祉制度の活用をきちっと進めていたきたいというような提言は現場においてはしております。

○亀濱玲子委員 ありがとうございます。

関連するので引き続いて、収入未済額の県営住宅の使用料の件なんですけど、決算意見書でいうと22ページになろうかというふうに思いますが、それについて、かなり大きな額が全体の中でも占めている家賃のことについて説明をいただけますでしょうか。

○當間秀史代表監査委員 県営住宅の未収金6億4284万円ほどあります。これについては、ほとんど生活困窮者等であるとか、あるいは、なかなか資産があっても払わないという方々もおるようなんですけども、これの徴収強化については、実は沖縄県住宅供給公社に委託をしております、そこには社会福祉士等の資格を持つ専門相談員が配置されておりますので、そういう生活困窮者に対しては相談窓口を設けて対策をとっているということと、滞納を一月しますと催促の対象となりまして、文書あるいは電話、訪問などをやっているということでもあります。さらに、長期間固定化した家賃等については、民間の債権回収会社、いわゆるサービサーなんですけども、そこに委託をお願いしているということでもあります。これは1年以上支払いのないものが対象となっているようです。そういうことで、平成30年度の徴収率というのも、県営住宅につきましては88.1%から88.7%ということで、0.6%上昇してきているということがあります。

○亀濱玲子委員 少し改善をされているというところなんですけど、私は県営住宅に関して言うと、今おっしゃった民間の債権会社にそれを委ねるとか、それはとても私は、むしろ懸念しています。福祉につながって、きちっと対応しないといけないというのが行政の仕事、役割とっていますが、それを住宅情報センターが指定管理になり、そして、払わないところの事情がしっかりと行政につながらないまま、民間の債権会社に追われてしまうということも時々聞いたりしますので、その丁寧な対応が、実は収納率のアップというか、回収につながっていくのではないかというふうに思います。さっきさっと代表監査が民間の債権会社というふうにおっしゃったのが、当たり前みたいにおっしゃっているようにも思えたので、少し心配をして、むしろ行政

がそこに全部委託する、お任せしているんですけど、聞くと大体、行政はそうおっしゃるんですけど、そこに行政がどうやってかかわって行って、これを改善していけるかというようなことが実は課題だというふうに思っています、これについてはお答えできる立場にはなからうというふうに思うので、常任委員会でまた質疑をしていきたいというふうには思っています。

最後になりますけれども、決算意見書の3ページに行財政運営についてという提言があります。その中で、歳入と歳出のバランスのとれた持続性のある行政運営を努めてほしいというようなことがまとめとして書かれておりますけれども、沖縄県がそれについて計画を立てている沖縄県の行政運営プログラム、これが平成30年3月に策定されて、この推進状況を見ると、先ほども何か、県税については順調というふうに先ほど私がお話しさせていただいて、ほぼ順調に来ていますということなんですけど、その中で財政状況がややおくれというふうに指摘されている部分があります。それについての説明を会計管理者に、あるいはその感想、所見を代表監査に、両方いただきたいと思います。

○當間秀史代表監査委員 沖縄県行政運営プログラムにつきましては、取り組み項目の中に、重点実施事項として県税収入の確保、それから未収金の解消、県立病院の経営安定化などがありまして、監査の視点からも重要な取り組みということで、十分な成果を上げていただきたいとは思っております。

進捗状況について、全体で86.2%ということで、順調に進んでいるとは聞いておりますけれども、その進捗がおくれている部分についての内容については、こちらでは把握していないところです。申しわけないです。

○亀濱玲子委員 これは、会計管理者のほうではいかがですか。把握されていますか。これは、財政運営、収支のバランスのとれた持続可能な財政マネジメントの強化というふううたって進めているわけですね、取り組んでいるわけですね。なので、これは会計管理者のほうで、おこなっているものについてどういうふうにお考えかということについて教えてください。

○伊川秀樹会計管理者 所管としては財政課が総括はしておりますけれども、この中身を見ますと、主たる内容が未収金の回収、解消等に伴っての部分で、住民の負担の公平性とか、財源の確保という観点からも、未収金の徴収対策と発生未然防止ということが中身になっておまして、あとは、生活保護の

返還金とか、児童扶養手当の返還金とか、先ほどの母子寡婦の貸付金の返還とか、農業改良資金とか、約7つの細項目が入っております、会計課のほうでは、出納のほうではそこら辺は存じかねます。

○亀濱玲子委員 最後に1つ。このややおくれの大きな内容は、県立病院の経営安定化なんですよ。なので、細かいのを寄せ集めたものの、もちろん問題というのは積み重なって大きく何億となっているわけですけど、その大きな柱の部分がおくれになっているので、これは根本的な解決に向けて取り組まなきゃいけないことなのではないかなと思って質問をしました。答えられる範囲でよろしく願います。

○當間秀史代表監査委員 平成30年度の沖縄県病院事業会計決算審査意見書の中でも厳しい意見を申し上げたところです、病院の経営については、やはり、病院事業経営というのは県民の生命、そして、安心を守るために欠かせないものでありますので、この辺についてしっかり取り組んでいただくよう、監査としても希望しております。

○玉城武光委員長 休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後3時29分再開

○玉城武光委員長 再開いたします。

質疑順序の変更の申し出があります。

休憩いたします。

(休憩中に、瀬長美佐雄委員から新垣光栄委員との質疑順序の変更について申し出があり、協議した結果了承された。)

○玉城武光委員長 再開いたします。

質疑順序の変更について、休憩中に御協議をいたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城武光委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 質問の順番入れかえに御協力いただきましてありがとうございました。

まず、病院事業局に係る質問を行います。昨年の決算審査で大きなテーマにもなりました未払い給与の支払いという、まとまった額が計上されておりましたが、それについて、全て未払いについては解決したということになっているのか、今年度に至っては改められた給与の、残業についてもしっかりと含まれた決算ということになっているのか伺います。

○當間秀史代表監査委員 お尋ねの件ですけども、病院事業局は労働基準監督署から是正勧告を受けて、

平成27年7月22日から平成29年3月31日までの時間外勤務手当の未払い分を支給することとして、平成29年度で全て支給したと聞いております。支給総額は約17億5000万円、対象となった職員は医師566名であると聞いております。

これ以降については、全て全額支払いがされているという状況であります。

○瀬長美佐雄委員 厳しい経営の中でも、そういうきちっと対処したという点では評価したいと思います。県民の命を守るという点で重要な県立病院ですが、医師の欠員というのが指摘にあったかと思えます。それについて、医師欠員によって休診状態になっているというその実態についてわかるのであればお聞かせください。

○安慶名均監査委員事務局長 お答えいたします。

令和元年の9月1日時点で確認したところですが、医師不足による診療休診の診療科は、北部病院の泌尿器科、中部病院及び八重山病院の眼科の3診療科であると聞いております。

○瀬長美佐雄委員 ぜひ、医師を確保して、きちっと県民の命を守るという点で業務が遂行できることを求めたいと思います。

それでは一般会計のほうに移りますが、決算審査意見書の3ページを中心に行政運営の行財政運営についての部分に係ることで、先ほど亀濱委員からもありました、沖縄21世紀ビジョンの後半戦に向かって仕上げの段階ということ、沖縄21世紀ビジョン策定後順調に伸びているというのは、県税の伸び等々で示されているかとは思いますが、この間の監査委員の指摘を受けて、県の行政運営全般について、改善が図られた、あるいは好調な県税の中での自主財源の伸びという点では、監査委員はどういうふうな評価をしているのか伺いたいと思います。総括的でいいです。

○當間秀史代表監査委員 平成30年度は、普通会計ベースで見ますと、歳入については県税収入の増により自主財源が増加して、自主財源比率が向上していると。財政構造の弾力性を示す経常収支比率、実質公債比率についても前年度より改善しているという状況です。また、地方公共団体の財政状況に係る統一的な指標として定められています健全化判断比率の全指標について、健全と判断される基準を満たしているところであります。

○瀬長美佐雄委員 県税の伸びをこの間さかのぼってみると、沖縄21世紀ビジョンが始まったころと比較して、県税の税収の伸びというのが、もし答えられるのであれば答えていただきたい。

○伊川秀樹会計管理者 この6年ほどの直近の県税の伸びですけれども、平成25年度約950億円あった部分が、平成30年度では1311億円ということで、かなりの伸びになっておりまして、平成29年度で1267億円ですので、対前年比でも43億円ほど伸びているという状況で、かなりの推移で県税が伸びているという状況ではございます。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、国税についてはどういふような状況になっているのか、順調に伸びているかとは思いますが、伺います。

○伊川秀樹会計管理者 国税につきましては、国税庁のホームページを参考にしておりますけれども、沖縄国税局の徴収決定額、平成26年度が3171億円、27年度が3508億円、28年度は3602億円、29年度が3831億円ということで、国税のほうでも順調に伸びておりまして、平成30年度分については残念ながらまだ発表はされておられません。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

ちなみに自主財源は強化されているという指摘と同時に、九州各県の平均等にはまだ追いつかない。ちなみに九州各県の自主財源比率と伺いますか、財政力で比較したら今沖縄はどこまで来ているのかお願いします。

○伊川秀樹会計管理者 単年度、平成30年度決算で見ますと、一般会計ベースですけれども、自主財源比率ということで本県が35.4%。ただ、九州等もかなり経済等好調で、相対的なものでございまして、九州の場合43.1%ということで、まだまだ本県の自主財源比率は九州各県と比べるとかなり、まだまだ追いついていないという状況ではあります。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

ちなみに、やっぱり沖縄経済をここまで盛り上げていくという一つの効果としては、一括交付金の効果は大きいと思われそうですが、ここの3ページの下段のほうにあるように、沖縄21世紀ビジョンを遂行する上では必要な一括交付金を、沖縄県としては3500億円程度要求しつつも3000億円というふうな状況になってしまいました。この決算を見たときに、やっぱり沖縄県の計画に照らして、事業遂行の上でも一括交付金の減額は、悪い意味での影響を及ぼしているのではないかというのは感想として私は持っていますが、決算という意味で、その観点から見たときに所見を伺いたいと思います。

○當間秀史代表監査委員 一括交付金につきまして、まず推移から申し上げますと、平成26年度が一番ピークのころでしたけれども、それと比較すると800億円ほど削減はされております。当然、それに伴い国庫

支出金のほうも減額されているわけですが、そうした場合に、県の財政規模、2ページでいいますと歳入歳出予算現額、これが今回7977億円ということで、平成26年度に比べてもかなり規模が小さくなっているというような状況はあります。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに一括交付金に限ってのことではいいますと、沖縄振興予算ですが、一括交付金のこの事業の執行率、あるいは繰り越し、不用額については、どんな状況になっていましたか。

○伊川秀樹会計管理者 まず、ソフト交付金なんですけれども、平成24年度から始まっておりまして、当初は803億円というのが始まりの金額でございまして、その当時の年度内の執行率は、実は50.9%ですね。その後、執行率等、課題等が大きく指摘されている中において、平成30年度におきまして88.4%ということで、年度内執行率はかなり上がっております。ハード交付金は平成24年度815億円、そのときの年度内執行率ですけれども、59.5%です。それが平成30年度におきましては71.2%まで上昇してきております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

一括交付金もそういう意味ではしっかりと執行できるというふうに対応していると。一括交付金の減額については政治判断なのかもしれませんが、ぜひ増額を期待したいと思います。ちなみに、8000億円に満たない沖縄県の予算ですが、実は8000億円という大台に乗ったのが、米軍の駐留経費の日本負担というふうになっているのが状況です。先ほど、国税では3800億円を超える、沖縄県民が国税として納めているものに照らして8000億円程度の今の振興予算だという関係もよくよく見ておきたい。

ちなみに自動車税の収納状況について伺いたいと思いますが、18ページですね。自動車税の税収で、前年度関係、これについて伺いたいと思います。

○伊川秀樹会計管理者 自動車税の平成30年度決算における収入額約145億円で収納率は99.1%、平成29年度は140億円で収納率98.9%ということで、収入額、収納率とも増加している状況です。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、米軍関係の自動車税収についてはどういう状況でしょうか。

○伊川秀樹会計管理者 米軍構成員等の自動車税の調定額、件数でいいますと2万4714件。実は特例税率が適応されておまして、例として排気量が2リットルの小型車の場合が大体7500円ということで、その他の車種も含めて計算しますと、税額は約3億円ということになります。

○瀬長美佐雄委員 これも県民並みに納めてもらえればどうなのかという点で聞いていますが、ちなみに県民と比べて何割軽減されているのかということ、県民並みに納めてもらったならどれだけ税収がふえるのかわかりますか。

○伊川秀樹会計管理者 同じく小型車の例でいえば、まず、地方税法でいう標準税率が3万9500円、特例税率、米軍の場合には7500円ですので、約5分の1程度という状況になります。ちなみに、先ほどの件数等で試算しますと、地方税法に定める標準税率で試算した場合には、約9億円ということで差額は3億円との差で6億円ということになります。

○瀬長美佐雄委員 復帰後に法の適応ということだろうと思いますので、復帰後の米軍関係の自動車税、もし本来の県民並みに取った場合の総額、あるいはその差額はどうなっていますか。

○伊川秀樹会計管理者 復帰後、昭和47年から平成30年度までの47年間の差額での累計額なんですけれども、これが約285億円ということになります。

○瀬長美佐雄委員 復帰47年、戦後75年目を来年迎えるという中にあって、これは監査の皆さんの課題ではありませんが、県民並みに徴収をするというのが沖縄県の姿勢だと思いますが、それについて取り組み状況、ぜひ実現するためにというふうなことですが、もし、その実現方について意見があれば伺いたいと思います。

○伊川秀樹会計管理者 この制度等の要望等については、総務企画委員会と所管部局のほうで確認をしていただきたいと思うんですけれども、中身としましては、いわゆる渉外知事会、そのあたりのほうで同様の要望を国に対して行っているということ聞いております。

○玉城武光委員長 新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 それでは、質疑をさせていただきます。

午前中、審査の概要を説明していただきまして、ありがとうございます。そこで、まず初めに、この平成30年度の審査を行った代表監査、そして会計管理者として、県のこの平成30年度の県の行政運営について、全体的にどのような評価をしているのか、感想を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○當間秀史代表監査委員 平成30年度につきましては、国庫支出金とかそういうものが減少しておりますけれども、一方で県税等の伸びが大きくて、沖縄県の経済の状況からすると、今後も県税収入は伸びていくだろうということがありまして、そういった中で、財政運営については参考となる指標等もかな

り向上しておりまして、実質公債比率も8.4%、それから、県債残高も126億円ほど前年に比べて少なくなっているという状況がありますので、今後ともこのような堅実な財政運営を望んでいるところであります。

○新垣光栄委員 この県税の伸び、自主財源の伸びが景気によって好調であるということで、それのみずから徴収する自主財源について、今後の県の財政見直しからしても、平成30年度は32%を予定していて、それよりも今回は自主財源が前年度よりも1億3000万円、0.1%増額し、収入全体に占める割合も33.6%、32%からすると、私はかなりよくなっていると思います。

この要因は好景気だけの要因なのか、ほかに要因はあるのかお伺いいたします。

○當間秀史代表監査委員 好景気の要因、なかなか難しい問題ですけれども、これまで沖縄県が実施してきた沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づいた各種施策等がかなり実績を上げてきたということだと思います。

○新垣光栄委員 今おっしゃるとおり、そういう施策の部分でよくなった点もあると思います。しかし、県税においては、先ほど収入率が99.1%ということで、さらに全国3位ということでお伺いしました。やはり職員の頑張りも評価していただきたいなと思っておりますけど、その辺の全国3位になった要因とか評価というのは、どのように監査委員として考えておりますか。

○當間秀史代表監査委員 おっしゃるとおり、この99.1%という数字は、全国3位なのでかなり驚異的な収納率ではあると思います。県税の職員においては、これまで、コンビニによるコンビニ収納とか、あるいはクレジットカードでの引き落とし、さらには、県民税につきましては、市町村に法定委託されているものですから、市町村が徴収主体となります。そこについても、県税職員は、市町村職員としての併任発令を受けて市町村と一緒に徴収をしていくということ、市町村との協議会を持って、ともに徴収事務を共同してやっているというような、こういう努力があって、このような成果が出てきていると思います。

○新垣光栄委員 今おっしゃるとおりだと私も思っています。この納付の環境の整備、市町村と連携したことが私はとてもよかったのではないかなど。やはり長期的な目線でやっていただいた。私たち、村議の時代のときにも、県の職員が町村のほうに出向いていただいて、税務課のほうに出向いていただい

て、しっかりタッグを組んで連携してやった結果が、今このような驚異的な数字—先ほど言っていたんですけれども結果につながっていると思います。やはりしっかりとした行財政改革というのは、しっかりとしたプランの中で、長期的な目線でやっていただけるとこういう効果が出てくると思います。

そのような中でも、県税の徴収未済額というのは17億1660万円あるわけなんですけれども、その額と同じように、病院事業会計の未収金として、今、個人負担分の医療未収金が17億円あるんですけれども、その比率というのは、先ほど県税でしたら99.1%、0.9%で17億円になっているんですけれども、この個人負担医療分の未収金の分母というか、幾らに対して17億円あるのか教えていただけないですか。

○當間秀史代表監査委員 申しわけございません。個人負担分の収納率については把握していないところでありまして、今後、この辺の数字も押さえてみたいとは思っています。

○新垣光栄委員 ぜひ未収金の収納率を上げるために、やはり福祉との、先ほど連携ということがありましたとおり、やはり福祉の連携だったり、先ほど徴収率99.1%というシステム、そのような、県も共有しながら徴収率に取り組んでいけば、沖縄県の徴収率の各課の、各部署の徴収率の問題というのは大分解決していくのではないかと。それが解決すると、より政策的にいろんな取り組みができるのではないかと思いますので、ぜひ情報を共有しながら横断的な政策でやっていただきたいと思いますけれども、御意見をお願いいたします。

○當間秀史代表監査委員 やはり未収金の問題については、おっしゃるように、各福祉部門であるとか、そういう、あるいは病院との連携であるとかの、そういう協議が非常に重要となっておりますので、これにつきましては、従来から監査委員としてもこの重要性を承知しているところでありまして、今回も監査意見書については、そういう福祉分野との連携であるとか、あるいは市町村との連携についての状況を書かせていただいたということでもあります。

○新垣光栄委員 実例があるものですから、その辺はやりやすいのではないかなと思っています。

それを踏まえて、あとは内部統制の問題ということで、会計処理等のほうで今、拝見させていただいているんですけれども、私も一般質問で内部統制のことを聞いたんですけれども、答弁がもらえなくて。内部統制とはどういうものなのか、少しばかり教えていただけないですか。

○安慶名均監査委員事務局長 お答えいたします。

内部統制というのは、一般的には、組織内において業務に支障を来すような要因、これをリスクとして識別し、またそれを評価して、それに対して対応策を講ずるということで、組織の中の人々がそれに基づいて業務を行っていくプロセス、これを内部統制といいます。これによって、また事務の適正な執行を確保するその体制、これが内部統制の体制というふうに考えております。

○新垣光栄委員 私も4年前、この内部統制の講習を受けたことがあるんですけれども、この講習の中で、やはり日本の行政は世界一の行政だと。その中で、この内部統制さえしっかりすれば、ほとんどの問題が解決するというお話を聞かせていただきました。そこで、内部統制に関して、来年度から整備を急がれるということで、そういう監査の役目が今後発生してくるということで、しっかりそのようなシステム化、新しいシステム化に関して、新しい行政運営の助けになるようなシステムを構築していく上で、監査委員としてどのように考えているのか、お伺いします。

○當間秀史代表監査委員 おっしゃるように、地方自治法の一部改正によって、知事は令和2年度から内部統制体制を整備して、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成して、監査委員の意見をつけて、それを議会に提出すると。それをまた公表するというようなことになっております。内部統制については、いわゆる監査の指標とも一部重複するようなことがあります。監査としても、この内部統制がしっかり構築されるのであれば、監査の視点というものが今後変わってきますので、ある程度、効率的に監査のほうも実施できるということもありますので、ぜひ内部統制の整備につきましては、県知事部局のほうの実施状況を注視していきたいと考えております。

○新垣光栄委員 変わっていく世界情勢の中で、新しい対応ができるシステムを導入することが、またさらなる沖縄県の限りある資源を有効に活用する重要なポイントとなると思いますので、その辺をしっかりと、内部統制の管理体制をしっかりと構築していただきたいと思います。

そして、またちょっと戻るんですけれども、自主財源を高めるための部分で、構成比が大きい地方消費税の精算金とか県税等があると思うんですけれども、今回、消費税が増税された中で、自主財源における消費税の影響、そして依存財源における影響を、監査委員として今どのように感じているか、ちょっと具体性に欠けるんですけれども、来年度、再来年度が大きく変わると思うんですけれども、自主財源、依存

財源における消費税の影響をどのようにお考えか、お願いいたします。

○當間秀史代表監査委員 10月1日から消費税が上がりましてけれども、地方消費税につきましては、これまでの1.7%から2.2%ということで、0.5ポイント県税収入が当然ふえてくることとなります。あわせて、個人県民税とか法人事業税も伸びております。個人県民税が伸びた理由というのは、納税人口が2万人ふえております。毎年2万人ずつ納税人口もふえてきておりますので、こういう状況からすると、来年もかなり高い伸びで、個人県民税、法人事業税、そして地方消費税は伸びていくものと思われ、そういった中で財政構造を見た場合には、自主財源比率が今のところ33.6%になっておりますけれども、場合によっては35%に近づくこともあるのかなと考えております。

○新垣光栄委員 今、監査委員のほうから、この消費税の影響は自主財源比率、県の財政にとってはそんなに影響はないのではないかなという表現だったと思うんですけども、そこで、そのような行政の流れの中で、今後の財政運営に当たって留意すべき事項があると思うんですけども、どのようなことを今、監査委員としては、運営に当たって留意すべき事項だと考えておりますでしょうか。

○當間秀史代表監査委員 各財政指標については、年々向上はしております。ただ、先ほども申し上げた自主財源比率等々を見た場合に、まだ6割、7割弱は依存財源であるということ。そして、財政力指数というの、九州各県に比べても低い状態にありますので、沖縄県というのは、まだまだ脆弱な財政基盤にあります。ですから、引き続き経費の節減であるとか、効率・効果的な執行、そして産業の振興による税源の涵養等を図る必要があると考えております。

○新垣光栄委員 財源の支出を抑えないといけないということでした。それに加えて、私も、運営の経営に当たって留意すべき事項ということで、県が出している、老朽化による公共施設の対応とか、病院事業の厳しい運営状況とかあるんですけども、私はこの病院事業に関しても相当危機感を覚えておりますし、これから行われる耐震化などの公共事業の老朽化の補修に関して、相当危惧しているものがあります。沖縄県はほかの県と比べて、大変耐候性が弱いというか、内地に行くと余り橋げたなんかさびていないんですけども、沖縄県は、ほぼさびているという状況で、早目、早目に維持管理体制を構築しな

いと、大変な財政負担になると思っているんですけども、そのような公共施設の耐久化に関する意見はなかったのでしょうか。

○當間秀史代表監査委員 施設の老朽化、耐震化等の今後の経費の懸念については、実は、水道事業会計の中ではお話をしておりますけど、一般会計、そして病院事業会計の中では触れられていないところではあります。沖縄県の県有施設整備基金、こういう老朽化した施設の建てかえであるとか、あるいは長寿命化等々に向けての基金として県有施設整備基金がありますけれども、これが現在、決算年度でいうと156億円あるということで、その辺も踏まえながら、今後そういう老朽化施設の建てかえ、あるいは補修、整備について、監査としても目を向けていきたいと考えております。

○新垣光栄委員 ぜひ公共施設の維持管理、老朽化対策に関しても、こういう企業局だけではなくて、一般会計の部分、そして病院事業局の部分もぜひしっかり見ていただきたい。そして、量から質への転換ということで、今回、行政運営プログラムを編集していったわけですから、しっかり質への転換をできるように監査の皆さんの御尽力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○玉城武光委員長 金城泰邦委員。

○金城泰邦委員 二、三点、質問をさせていただきたいと思います。

これまでに委員からのもろもろの質問があったので、大体同じような角度だと思っておりますが、今年度の歳入歳出決算における審査意見書によりますと、皆様の審査意見として、平成30年度の歳入歳出の決算は、前年度と比較をするとその額というのは下回っているということが審査意見に述べられております。そういった中で、平成30年度からは、歳出の一つの要因ともなります沖縄県の国民健康保険事業の特別会計も新たに平成30年度から設置したということも記されておまして、今後はそういった意味では歳出というのも恐らくまた伸びていくのだろうというふうに考えますと、いかにやっぱり歳入というものも伸びていくような政策というものが必要なんだろうなというものが皆様の意見書を読んでみると感じております。先ほど来もありました3ページには、行財政の運営についての意見で、沖縄県の財政力指数というの、九州平均や全国平均を下回っており、依然として脆弱な財政構造となっていると。しかも、高齢化の進行等に伴い、今後とも社会保障関係費等の義務的経費の増加が見込まれることから、引き続

き経費節減や効率的、効果的な事業執行に努めるとともに、産業振興による歳入確保の不断の取り組みが必要であるというふうに書かれております。このように、今後沖縄の財政をしっかりと安定的なものにしていくには、歳入の部分においても、産業振興などしっかりとした不断の取り組みが求められているなどと思いますが、まずその点について改めて所見を伺いたいと思っております。

○當間秀史代表監査委員 沖縄県の行財政運営につきましては、諸指標を見ても堅実な財政運営ではあります。ただ、今後、今お話があったような高齢化、少子化、そして社会保障関係費の伸びというものを考えますと、やはり今後の支出についてはかなり大幅な伸びが予想されます。そういったことから、財政基盤はどうしても沖縄県、全国、九州と比較してもまだまだ弱いところがありますので、当然、行政運営の経費節減を図るとともに、県税等の収入の増を図っていく必要があると考えております。

○金城泰邦委員 ありがとうございます。

同じく、この意見書の5ページにも先ほど来、いろいろやりとりがありました。このように、今沖縄県は歳入もふやし、そして歳出に当たってはしっかりと無駄のない行政運営が必要である状況であります。その会計処理におきましては、依然として組織的決定を欠いた不適正な会計処理が行われていた。さらに管理職員等において内部統制が機能しなかったために、国庫補助金の受け入れがなされないまま、県補助金の支出命令を行っていた。また、出納機関においては、上記事業について法令に基づいた十分な審査がなされず、不適正な支出が行われていたというふうにあります。こういったことが指摘されております。今後、しっかりと財政を、運営を健全なものにするという角度から考えましても、こういった指摘が今後再び起こらないような再発防止をするための考え方、取り組みが必要だと思っておりますが、これについても再発防止という意味を含めて御意見を伺いたいと思います。

○當間秀史代表監査委員 当然、今回起こった事案は、職員のそういう基本的な財務処理等の知識の不足と、管理監督者の統制能力といえますか、監督が十分でなかったということがありますので、今後、知事部局においては、研修等、いわゆる財務研修及び監督者研修等を行うという必要があるかと思っております。また一方で、今回、先ほどお話があった内部統制の評価を確実に行うことがそういった不正な財務事務の発生を防ぐこととなりますので、この部分についてもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

ているところであります。

○金城泰邦委員 ありがとうございます。

今ありました内部統制ということで、同じように意見の中にも5ページに記されておりますが、今後令和2年度以降は、地方公共団体の長は、内部統制体制を整備して、毎会計年度、内部統制に関して評価した報告書に監査委員の意見を付して議会に提出するとあります。令和2年度以降というのは、地方公共団体の長、県知事みずからその事務上のリスクを評価していく必要があるということでしょうか。御答弁お願いいたします。

○安慶名均監査委員事務局長 お答えいたします。

令和2年度から、知事部局においては内部統制体制をスタートさせて、そしてそれについて評価をするということで、今年度はそれに向けて今、知事部局で作業をしているところでございます。令和2年度からスタートしますので、その報告書を作成しましたら、令和3年度になりまして監査委員に提出をされてきて、それについて監査委員は令和3年度から監査委員は審査の作業をするということになります。

○金城泰邦委員 令和3年度、監査にもそれが付されてくるという御説明でありました。今後、こういった形でしっかりと地方公共団体の長みずからが、県の財政をしっかりとしたものにするためのリスクヘッジ、しっかりとやっていただく体制をとってほしいと思います。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございます。

○玉城武光委員長 金城勉委員。

○金城勉委員 それでは、これまでの質問と関連して質問をさせていただきます。

今、自主財源比率の問題や財政力指数の問題等の議論がありましたけれども、数字的に見ると、九州平均より10ポイント前後差があるということなんですけど、個別に九州各県の状況で調べてみると、福岡、熊本などは別にして、あとの県はそんなに大差はないですね。大体三十五、六%前後ということで、沖縄県も2018年34%の自主財源比率というふうになっているんですけども、全国平均や九州平均と比べると10ポイント程度の差があると。この要因というのは、監査の目から見たらどのように映りますか。

○當間秀史代表監査委員 今、委員から指摘があったように、九州といっても福岡、熊本、鹿児島等についてはやはり高いものがございましてけれども、ほかの大分、宮崎とかは沖縄県にほぼ近いような状況

がありまして、この状況を見た場合にやはり福岡県、熊本県は一大きな企業とか、そういう産業振興と、農業とか、そういう全体的なバランスがとれているというところはやはり高いような気がいたしますので、沖縄県も今後産業の振興、当然、観光業、あるいは工業ばかりでなく、農業等もバランスよく振興していくことが肝要かなという気はしております。

○金城勉委員 そうですね、人口規模でいっても、福岡、熊本、鹿児島、次に沖縄が来るので、ちょうど中間ぐらいの規模の県ですから。そういう意味では決して引けをとるような状況ではないので、あとはそういう生産性を高めて、どう具体的な財源力に結びつけていくかということが今後の課題かなという思いがします。

次に、国保特別会計について伺いたいですけれども、この国保特別会計の資料の中に、まず一つ調定額と収入済額が全く同じ数字になっているんですね。この件について御説明いただけますかね。パーフェクトということでもいいんですかね。

○伊川秀樹会計管理者 この歳入と収入の中身、国庫負担金、補助金等とか、それぞれ交付金とか一般会計とか、安定化基金からの繰入金がございますけれども、それと合わせて一番大きなものが約500億円ほどあります。市町村等から交付金等もございますので、ほとんどが公の部分からの収入ということで、歳入予算、収入済額が一緒になっているのかなというふうには考えておりますけれども。

○金城勉委員 国保会計が2018年度から県のほうに移管されたんですけれども、各市町村ごとの国保会計だと非常に脆弱で、その財政基盤が弱いということもあって、それを強化、安定化するために県移管のほうになったんですけれども、これはそういう方向にちゃんと目標どおり推移しておりますか。ちょっと会計監査の皆さん方にはあれかな。

○伊川秀樹会計管理者 細かい事業の目的と方向性は所管部等になると思うんですけども、一般的な国保特会と都道府県が国保の財政運営の主体となるということでの一般的な方向性としては、安定的な財政基盤、財政運営ですか、あと効率的な事業運営。今、委員がおっしゃっていた部分だと、小規模な離島町村などで高額な医療費が発生した場合などのそういう多様なリスクを分散できるとか、あとは市町村が担ってきた標準的な部分の事業を県が統一的に担うことができるとかということで、そこら辺の当初の目的というのは達成されているのではないかなという感じはいたしますけど。

○金城勉委員 それで、その保険料、それぞれの市町村単位でやっていた場合は、それぞれの市町村で保険料も変わっていたんですけども、これが県に移管されたことによって、保険料の標準化というのはどういう状況かおわかりですか。

○伊川秀樹会計管理者 議会等でのいろんな議論があることは承知しておりますけれども、国庫財政運営の中での、特に今後の方向性を大きく左右する保険料の標準化の部分ではございますので、大変申しわけございませんが、関係部局等で確認していただければと思います。

○金城勉委員 済みませんね、ちょっと突っ込んで。あと、中城湾港（泡瀬地区）の特別会計について、不用額が平成30年度は極端に上がっているんですけど、この要因についてわかりますか。

○伊川秀樹会計管理者 平成29年度は公債費等の長期借入利率等が予算時より低くなったということで、約380万円ほどの不用額ではございましたけれども、今年度、実は工事関係等での不用額が出ておまして、泡瀬地区の臨海土地造成費の部分で約6100万円。中身としまして、関係部局等に確認しますと、土地利用検証作業等の影響を受けたということで、土地造成ができなかったということでの不用額と聞いております。

○玉城武光委員長 以上で、会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

（休憩中に、執行部退室）

○玉城武光委員長 再開いたします。

今回は、10月25日 金曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 玉 城 武 光

令和元年10月17日

令和元年 第5回
沖縄県議会(定例会)
閉会中継続審査

総務企画委員会記録

(第 1 号)

令和元年第5回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

総務企画委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和元年10月17日（木曜日）
開会 午前10時2分
散会 午後5時52分
場所 第4委員会室

警務部長 岡本慎一郎君
警務部会計課長 森本直樹君
生活安全部長 小禄重信君
交通部長 宮城正明君
警備部長 花岡一央君

本日の委員会に付した事件

- 令和元年 平成30年度沖縄県一般会計決算
第5回議会の認定について（知事公室、総
認定第1号 務部及び公安委員会所管分）
- 令和元年 平成30年度沖縄県所有者不明土
第5回議会の地管理特別会計決算の認定につ
認定第8号 いて
- 令和元年 平成30年度沖縄県公債管理特別
第5回議会の会計決算の認定について
認定第20号

出席委員

委員長 渡久地 修君
副委員長 新垣 光 栄君
委員 花城 大 輔君 又 吉 清 義君
中川 京 貴君 仲 田 弘 毅君
宮城 一 郎君 当 山 勝 利君
仲宗根 悟君 玉 城 満君
比嘉 瑞 己君 上 原 章君
當間 盛 夫君

説明のため出席した者の職、氏名

知事公室長 池田竹州君
参事兼基地対策課長 溜政仁君
辺野古新基地建設
問題対策課長 多良間一弘君
防災危機管理課長 石川欣吾君
総務部長 金城弘昌君
総務私学課長 座安治君
人事課長 茂太強君
行政管理課長 森田崇史君
財政課長 武田真君
税務課長 小渡貞子さん
管財課長 浦崎康隆君
警察本部長 筒井洋樹君

○渡久地修委員長 ただいまから、総務企画委員会
を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務
に係る決算事項の調査について」に係る令和元年第
5回議会認定第1号、同認定第8号及び同認定第20号
の決算3件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、総務部長及び
警察本部長の出席を求めています。

まず初めに、知事公室長から知事公室関係決算の
概要説明を求めます。

池田竹州知事公室長。

○池田竹州知事公室長 それでは、平成30年度の知
事公室所管の決算の概要について御説明いたします。

ただいま通知いたしましたのは、平成30年度歳入
歳出決算説明資料、知事公室でございます。

通知をタップしてごらんください。

表紙と目次をスクロールして1ページをごらんく
ださい。

初めに、平成30年度一般会計歳入決算状況につ
いて御説明申し上げます。

知事公室所管の歳入決算総額は予算現額34億
4466万9000円に対し、調定額29億9767万5126円、収
入済額29億9767万5126円、過誤納額、不納欠損額、
収入未済額はいずれも0円となっております。また、
調定額に対する収入済額の割合である収入比率は
100%となっております。

次に、歳入を款別に御説明申し上げます。

（款）使用料及び手数料は、予算現額1744万1000円、
調定額及び収入済額ともに4760円となっております。

予算現額に対して収入済額が過小となっている理
由は、証紙収入について、所管する出納事務局にお
いて調定、収入したことによるものであります。

（款）国庫支出金は、予算現額33億6690万円、調
定額及び収入済額ともに29億6056万4505円となっ
ております。

(款) 財産収入は、予算現額142万9000円に対し、調定額及び収入済額ともに115万2624円となっております。

スクロールして2ページをごらんください。

(款) 繰入金は、予算現額1052万9000円に対し、調定額及び収入済額ともに1052万9000円となっております。

(款) 諸収入は、予算現額557万円に対し、調定額及び収入済額ともに582万4237円となっております。

(款) 県債は、予算現額4280万円に対し、調定額及び収入済額ともに1960万円となっております。

以上が、一般会計歳入決算の状況でございます。

スクロールして3ページをごらんください。

次に、平成30年度一般会計歳出決算状況について御説明申し上げます。

知事公室の歳出総額は、予算現額57億5478万5000円に対し、支出済額50億5553万5495円、翌年度繰越額2億7572万4800円、不用額4億2352万4705円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合である執行率は87.8%、予算現額に対する翌年度繰越額の割合である繰越率は4.8%となっております。

翌年度繰越額2億7572万4800円については、(項)総務管理費(目)諸費の特定地域特別振興事業が主なものとなっております。

次に、不用額4億2352万4705円については、主に(項)総務管理費(目)諸費の1億8689万1102円の県民投票に係る市町村交付金の実績が予算額を下回ったことによるものと、(項)防災費(目)防災総務費の1億8391万2238円の委託料の執行残や補助金、補助申請件数が見込みより少なかったことによる補助金の執行残となっております。

以上が、知事公室所管一般会計の平成30年度歳入歳出決算の状況でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、総務部長から総務部関係決算の概要説明を求めます。

金城弘昌総務部長。

○金城弘昌総務部長 平成30年度の総務部所管の一般会計並びに所有者不明土地管理特別会計及び公債管理特別会計の2つの特別会計の歳入歳出決算について、お手元にお配りしております平成30年度歳入歳出決算説明資料に基づいて御説明させていただきます。

なお、説明の都合上、ページを前後いたしますが、

あらかじめ御了承ください。

それでは、各タブレットに通知しておりますのでクリックお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

それでは、総務部所管の歳入総額について御説明申し上げます。

予算現額(A)の欄5613億7485万8円、調定額(B)の欄5560億8908万8017円、収入済額(C)の欄5547億9727万2839円、うち過誤納金6億7596万5571円、不納欠損額(D)の欄1億3734万4019円、収入未済額(E)の欄18億3043万6730円となっております。

調定額に対する収入済額の割合である収入比率は99.8%となっております。

なお、説明資料の右端の欄に沖縄県歳入歳出決算書の該当ページを記載しておりますので御参照ください。

2ページをお願いします。

続いて、総務部所管の歳出総額について御説明申し上げます。

予算現額(A)の欄2387億3767万600円に対し、支出済額(B)の欄2377億4949万7282円、翌年度繰越額(C)の欄7502万5960円、不用額(A-B-C)9億1314万7358円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合である執行率は99.6%となっております。

次に、会計ごとの歳入歳出決算について御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

一般会計の歳入決算の概要について御説明申し上げます。

総務部所管として、予算現額(A)の欄4762億6415万9008円、調定額(B)の欄4710億181万6383円、収入済額(C)の欄4697億2455万3437円、うち過誤納金6億7596万5571円、不納欠損額(D)の欄1億3734万4019円、収入未済額(E)の欄18億1588万4498円、収入比率は、99.7%となっております。

収入済額4697億2455万3437円の主なものは、2行下の(款)県税1310億6772万2622円。また、5ページの下から7行目の(款)地方交付税2080億7817万8000円であります。

3ページにお戻りください。

収入済額のうち過誤納金6億7596万5571円の主なものは、2行下の(款)県税6億7547万3461円であります。

過誤納金の主な理由としては、県税に係る減額更正等による過誤納で、出納整理期間中に還付処理ができない分であります。

なお、当該過誤納については、令和元年度において全て還付処理することとしております。

不納欠損額 1 億3734万4019円の主なものは、2 行下の（款）県税 1 億3090万8088円であります。

その主なものは、（項）県民税、（項）事業税、次のページの 3 行目の（項）軽油引取税、（項）自動車税となっております。

不納欠損の理由としては、滞納処分できる財産がない、滞納者の所在不明等の理由により、関係法令に基づき不納欠損の処理をしたものであります。

3 ページにお戻りください。

収入未済額 18 億1588万4498円について御説明申し上げます。

2 行下の（款）県税の収入未済額 17 億1660万5406 円の主なものは、（項）県民税、（項）不動産税、次のページの（項）自動車税となっております。

その主な要因としましては、納税者の収入の減、失業、病気などによる経済的理由や不動産業者の経営不振による資金難、倒産による滞納などによるものであります。

6 ページをお願いいたします。

真ん中あたりの（款）財産収入の収入未済額 4336 万3556 円は、（項）財産運用収入の（目）財産貸付収入で生じており、その主な要因は、借地人の病気や経営不振、生活苦などの経済的理由によるものであります。

7 ページをお願いいたします。

真ん中あたりの（款）諸収入の収入未済額 5591 万5536 円の主なものは、（項）雑入の（目）違約金及び延納利息で、その主な要因は、財産貸付収入と同じく借地人の病気や経営不振、生活苦などの経済的理由によるものであります。

9 ページをお願いいたします。

一般会計の歳出決算の概要について御説明申し上げます。

総務部所管として、予算現額（A）の欄 1536 億2697 万9600 円に対し、支出済額（B）の欄 1528 億4083 万616 円、翌年度繰越額（C）の欄 7502 万5960 円、不用額 7 億1112 万3024 円、執行率は 99.5% となっております。

翌年度繰越額 7502 万5960 円につきましては、（款）総務費における公共施設のマネジメントを推進する事業において明許繰越として計上しているものであります。

繰越の理由としましては、県有施設 4 施設について保全工事を実施したところ、3 施設において補修箇所が増となったことや設計・工事の入札手続に日

数を要したことにより、年度内の工事完了が困難となったことによるものであります。

次に、不用額 7 億1112 万3024 円について、その主なものを御説明申し上げます。

2 行下の（款）総務費の不用額 4 億6365 万8247 円は、主に（項）総務管理費（目）人事管理費の総務事務システム開発業務委託の執行残や（目）財産管理費の那覇県税事務所をワンフロア化する事業において、3 回にわたる入札不調により、事業が執行できなかったことなどによるものであります。

10 ページをお願いいたします。

1 行目の（款）公債費の不用額 4838 万4949 円は、主に、借入利率が当初見込んでいた利率を下回ったことによる利子の不用であります。

7 行目の（款）諸支出金の不用額 2407 万9828 円は、主に（項）自動車取得税交付金や、次のページの（項）利子割交付金の不用であります。

12 ページをお願いいたします。

1 行目の（款）予備費の不用額 1 億7500 万円は、年度内の緊急支出に充用したものの残額であります。

以上が平成 30 年度一般会計における総務部の決算概要でございます。

引き続き、特別会計の決算概要について御説明いたします。

13 ページをお願いいたします。

所有者不明土地管理特別会計について御説明申し上げます。

当会計は、所有者不明土地の管理及び調査を行うための特別会計であります。

まず、歳入決算の概要について御説明いたします。予算現額（A）の欄 2 億5923 万3000 円、調定額（B）の欄 2 億6015 万8514 円、収入済額（C）の欄 2 億4560 万6282 円、収入未済額（E）の欄 1455 万2232 円となっております。

収入未済額 1455 万2232 円は、主に 4 行下の（目）財産貸付収入 903 万5488 円で、借地人の経済的理由などによる滞納額であります。

14 ページをお願いいたします。

次に、歳出決算の概要について御説明申し上げます。

予算現額（A）の欄 2 億5923 万3000 円に対し、支出済額（B）の欄 8155 万3546 円、不用額 1 億7767 万9454 円となっております。

不用額の主なものは、予備費の支出がなかったことによるものであります。

15 ページをお願いいたします。

公債管理特別会計について御説明申し上げます。

当会計は、公債費を一般会計と区別して管理するための特別会計であります。

まず、歳入決算の概要について御説明申し上げます。

予算現額(A)の欄848億5145万8000円、調定額(B)の欄及び収入済額(C)の欄は同額で、848億2711万3120円となっております。

16ページをお願いいたします。

次に、歳出決算の概要について御説明申し上げます。

予算現額(A)の欄848億5145万8000円に対し、支出済額(B)の欄848億2711万3120円、不用額2434万4880円となっております。

不用額の主なものは(目)利子で、借入利率が当初見込んでいた利率を下回ったために生じた利子の減などによる不用であります。

以上が、総務部所管一般会計及び特別会計の平成30年度歳入歳出決算の概要であります。

御審査のほど、よろしく御願申し上げます。

○**渡久地修委員長** 総務部長の説明は終わりました。

次に、警察本部長から公安委員会関係決算の概要説明を求めます。

筒井洋樹警察本部長。

○**筒井洋樹警察本部長** 公安委員会所管の平成30年度一般会計歳入歳出決算の概要につきまして、お手元に配付の平成30年度歳入歳出決算説明資料に基づき御説明いたします。

説明資料の1ページをごらんください。

初めに、一般会計の歳入決算の概要について御説明いたします。

公安委員会所管の歳入決算の総額は、公安委員会計の行の予算現額27億9890万5000円に対しまして、調定額24億6865万4478円、収入済額が24億5609万6478円、不納欠損額は128万2000円、収入未済額は1127万6000円、調定額に対する収入比率は99.5%となっております。

収入未済額、不納欠損額は、ともに(款)諸収入における(目)過料であります。(目)過料は放置駐車違反車両の使用に対する放置違反金であります。不納欠損の要因は、車両の使用が転居先不明等で納付命令が送達できなかったものや、財産がないため滞納処分が執行できず、時効が成立したものについて不納欠損の処理をしたものであります。

以下、各款ごとに順次御説明いたします。

(款)使用料及び手数料であります。予算現額6415万円、調定額、収入済額ともに5955万1435円となっております。

(款)国庫支出金は、予算現額10億8411万2000円、調定額、収入済額ともに7億6726万1555円であります。

(款)財産収入は、予算現額13億7817万1000円、調定額、収入済額ともに13億7834万7353円であります。

2ページをごらんください。

(款)諸収入は、予算現額2億7247万2000円、調定額2億6349万4135円、収入済額2億5093万6135円、不納欠損額128万2000円、収入未済額1127万6000円であります。

この不納欠損額及び収入未済額は、先ほど説明いたしました放置駐車違反車両の使用が納付する放置違反金に関するものであります。

以上が、一般会計歳入決算の概要であります。

次に、3ページをごらんください。

一般会計の歳出決算の概要について御説明いたします。

公安委員会の歳出決算は、予算現額341億5918万1000円に対しまして、支出済額は330億2423万254円、翌年度繰越額は7億9056万7000円、不用額は3億4438万3746円、執行率は96.7%となっております。

翌年度繰越額につきまして、(項)警察管理費(目)警察施設費は5億6095万7000円となっておりますが、これは糸満警察署庁舎新築工事について、設計内容、仕様の見直しの必要が生じたことによるものであります。

同じく翌年度繰越額につきまして、(項)警察活動費(目)交通指導取締費は2億2961万円となっておりますが、これは信号機電源付加装置整備事業につきまして、平成31年2月補正で増額されたことに伴い、事業量が増加したことにより年度を超えた工期設定が必要となったものであります。

次に、不用額3億4438万3746円について、その主なものについて御説明いたします。

(項)警察管理費(目)警察本部費の不用額2億3522万212円は、主に定年前早期退職者数の減による退職手当の執行残によるものであります。

(目)装備費の不用額1971万7726円は、主に燃料費、自動車損害保険料の執行残によるものであります。

次に、(項)警察活動費(目)刑事警察費の不用額4481万1178円は、主に捜査活動に要する経費、旅費の執行残によるものであります。

(目)交通指導取締費の不用額1680万1375円は、主にワンストップサービスの運用経費の執行残によるものであります。

以上が、一般会計歳出決算の概要であります。

特別会計の歳入歳出についてはございません。

以上で、公安委員会所管の平成30年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 警察本部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項（常任委員会に対する調査依頼について）にしたがって行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る決算事項でありますので、十分御留意願います。

要調査事項を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言するものとし、明10月18日、当委員会の質疑終了後に改めて、要調査事項とする理由を求めることにいたします。

その後、決算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項及び特記事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することいたします。

委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、該当ページのタブレットの通知機能により委員みずから通知し、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思いますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

花城大輔委員。

○花城大輔委員 よろしく願いいたします。

まず、主要施策の成果に関する報告書より公安委員会のほうから質問させていただきます。

ページ433、安全なまちづくりの推進とあります。これは刑法犯が、認知件数が16年連続減少したということで、非常に大きな成果だと思っておりますけれども、

具体的に、地域とどのような連携をとっているのか説明をお願いします。

○小禄重信生活安全部長 防犯ボランティアとの連携についてお答えいたします。

県内の防犯ボランティア団体につきましては、平成15年には98団体、4031名でしたが、令和元年8月末現在では716団体、2万3638名となっております。これを平成15年と比較しますと618団体、1万9607名の増加となっております。

主な活動といたしましては、登下校時における通学路や公園等の防犯パトロールやあいさつ運動、防犯広報や防犯意識向上に向けた各種活動、犯罪予防のための各種防犯活動などとなっております。

県警察といたしましては、防犯ボランティア団体への犯罪の発生状況等の情報提供や指導・助言、合同防犯パトロールの実施など、今後も防犯ボランティアとの連携を深めていくとともに、活動の活性化に向けた取り組みを推進してまいります。

以上でございます。

○花城大輔委員 実は昨年、サンフランシスコ市警を訪ねたときに、その地域のボランティア団体の方と意見交換をする機会があって、そこでは非常に高いスキルを持ったボランティアがいることがわかりました。

例えば交通事故が起こったときに、その地域のボランティアのベストを着ている民間人が交通整理をしたり、またはけがをした人を救助したりとか、非常に高いレベルがあるんだろうと思っています。

また、私の地元でも20代、30代の青年が夜間に繁華街をパトロールして、若い世代が被害者にならないような、そんな運動もしているんですけども。このボランティア団体に対する支援ですね、このボランティア団体の人たちが安全にパトロールできるように、その辺のスキルの向上なんかどのように行っているのか教えていただきたいと思っております。

○小禄重信生活安全部長 お答えいたします。

防犯ボランティア団体を支援するため、防犯ボランティアの団体へ防犯帽子、防犯ベスト、青色回転灯等を配付しております。

また、自主防犯活動の活性化や防犯リーダーの育成等を目的に、防犯ボランティアの研修会を開催させていただいております。

以上でございます。

○花城大輔委員 それと、今、青色灯のパトロールカーの話もありましたけれども、非常にこれもいい事業なんだろうとは思っておりますけれども。

今、防犯カメラの必要性とか県内の設置状況はど

のようになっていきますか。

○小祿重信生活安全部長 防犯カメラの必要性についてお答え申し上げます。

防犯カメラにつきましては、犯罪の予防、事件の速やかな解決など、安全・安心なまちづくりを推進する上で有効な手段であると認識しているところであり、特に、犯罪の多発している地域における犯罪抑止対策として効果があるものと考えております。

また、防犯カメラの設置主体につきましては、地方公共団体、地域住民、事業者等といった地域社会における団体等であるものと考えております。

県警察といたしましては、地方公共団体、地域住民、事業者等の方々の防犯カメラ設置に関する要望を把握した場合には、設置主体等に対して、当該地域における犯罪の発生状況や、防犯対策等に関する情報提供を行うとともに、防犯カメラの設置場所、運用要領等に関する助言を行うなど、設置に向けた支援を積極的に行っているところであります。

以上であります。

○花城大輔委員 今後、ふやしていく方向性であるとの理解でよろしいですね。

○小祿重信生活安全部長 ただいまお答えしたとおり、防犯カメラの有用性と申しますか、非常にあると考えており、県警察は現在、各自治体の市長さんだったり町長さん、それから関係職員に対して、警察署長でありましたり、私もそうですけど、じかにお会いして、設置の促進と申しますか拡充と申しますか、それについて継続的に要請させていただいているところであります。

以上であります。

○花城大輔委員 非常にこれは期待したいと思っております。

我々も自民党と公明党で先月、沖縄担当大臣に、防犯カメラの予算をふやしていただくような要請を行ったところであります。ぜひ県もそれに足並みをそろえて、予算の確保をしていただくようお願いしたいと思っております。

続いて、437ページの子供・女性安全対策事業なんですけれども、先ほどのものと関連して、刑法犯の認知件数は16年連続減少したんですけども、子供と女性に対することはまだまだ十分ではないというふうな、そんなコメントがあったと思っています。

今、女性の保護を求める駆け込みが、県内でどれくらいあるのかをお願いします。

○小祿重信生活安全部長 県警察におけるDV相談件数等についてお答えいたします。

県警察で取り扱ったDV事案の相談件数につま

しては、平成28年中686件、平成29年中764件、平成30年中923件と年々増加傾向を示しております。

令和元年8月末の相談件数につきましては719件で、前年同期比で133件増となっております。

また、DV事案の検挙件数につきましては、平成28年中136件、平成29年中128件、平成30年中112件となっております。

令和元年8月末の検挙件数につきましては91件で、前年同期比で14件増となっております。

この検挙件数91件のうち傷害が51件、暴行が26件であり、総検挙件数の約85%が身体的暴力で占められております。

以上であります。

○花城大輔委員 女性が保護を求めて警察に行って、一時的にホテルなりどっかで保護すると。これその後どうなるのか、何か事例のようなもの、紹介できるようなものがあればお願いしたいと思います。

○小祿重信生活安全部長 DV、ストーカー事案の被害者等が女性相談所や親類、知人宅等へ避難することが困難で、経済的理由によってホテル等への一時避難をちゅうちょすることが見受けられる場合、その宿泊費用を公費で負担しております。

宿泊費用を公費負担として被害者等をホテルに一時避難させた事案は、平成30年度中に5件、9名であり、その予算執行額につきましては11万6000円となっております。この宿泊費補助の予算措置により、被害の未然防止や被害の拡大防止が図られ、被害者等の保護対策に大きな効果が発揮されております。

以上でございます。

○花城大輔委員 課題のところはホテルが繁忙期で部屋がとれない場合があるとありましたけれども、実際にそういったことが起こった場合はどのように対応されているんですか。

○小祿重信生活安全部長 避難措置の際の課題、課題を踏まえた取り組み等についてお答えさせていただきます。

ホテル等への一時避難につきましては、幸いなことに、これまで支障が生じたことはありません。しかしながら、県警察といたしましては、被害者及び関係者の安全を確保するため、引き続きホテル等宿泊施設との連携に努めてまいります。

以上でございます。

○花城大輔委員 また、一時的な保護を求めて訪れた方が自主的にそれをまた辞退するというケースもあると聞いていますけども、どのようなことが今までありましたか。

○小祿重信生活安全部長 御質問にありますように、

中には被害者等が一こちらとしても一時避難をお勧めしてもなかなか事情によって受け入れないという場合もありますけど、県警察といたしましては、やっぱり身の安全、被害者等の安全確保という面から、説得と申しますか、指導・助言等を加えて、なるべくならば、可能であればホテル等へ一時避難していただくという手だてを講じているところであります。

以上です。

○花城大輔委員 断った理由に関してはわかってないですか。

○小禄重信生活安全部長 こちらも、そういった御事情をいろいろお聞きするんですけど、大方はなかなかそういったお話についてお答えいただけないという、自分でまた適当に避難場所と申しますか、それについて探して対応してきますということもおっしゃったりなさいます。

そういった場合は、緊急時に備えて緊急通報装置でありましたり、110番通報の仕組み、相談の仕組み等々について指導・助言をしっかりと加え、場合によっては、継続的な連絡体制を確保しているというところであります。

以上です。

○花城大輔委員 続いて443ページの交通環境の整備についてなんですけども、昨年の9月に沖縄本島を直撃した台風の際に、県内各地で信号が停電して、長いところでは4日から5日、信号がつかない交差点で車が渋滞を起こしていたという現象があったかというふうに思っております。

これですね、実際そのときにはどのような問題があってどう対応したかということは今、説明できますか。

○宮城正明交通部長 信号滅灯の箇所等については、事前に警察一我々のほうで、この区域であればどの交差点を優先するか前もって計画を立てておきまして、その地域で滅灯があったときは、可能な限り警察官を配置して、ただ、警察官の人数にはある程度限りがありますので、優先する場所を調整しながら対策をとっていく。それ以外に電源付加装置つきの信号機の整備を進めておりますので、停電になっても自家発電等で信号が作動するというような対策を進めているというような状況です。

○花城大輔委員 県内で同時に同じような事例が起こった場合の対応の難しさというものは理解をいたします。

そして、今、地域から一番要望が出ているのは信号の設置とか標識の設置。そして、私はそれに応えるだけの予算が確保されてないのかなというふうに

思っているわけですがけれども。今現在、地域からどれぐらいの設置の要望数がある、それにどの程度応えられているのかというのは把握していますか。

○宮城正明交通部長 ことし8月末現在の要望件数については596件あります。これをまた警察署のほうでいろいろ現場の調査とか吟味して、これを警察本部のほうに上申に行きますけど、警察本部のほうでは、その事故の状況とか設置の基準等ありますけども、交通量あるいは周囲の信号機の配置の状況、それを吟味して正式に設置を決めるというような状況です。

○花城大輔委員 590件余りの要望があつて、それに対して取捨選択をしないとイケない状況は、これはもう明らかに予算が足りていないんだろと思うんですね。要は必要のないところに信号をつけてくれという住民はいないと思うわけですよ。これは実際、警察が県民の要望に対して応えるためには、今後どのようなことが必要になっていると考えていますか。

○宮城正明交通部長 実は信号機の設置の場合は新設だけではなくて、今2119、これは平成30年度末ですけれども、信号機の設置があるんですけれども。この18%に当たるものが更新時期を迎えておまして、これの更新のほうにも予算を充てていかないとイケないというところもあります。

また、要望のものについては、先ほどの基準に従って新しい道路ができたり、また、その流れによって交通量あるいは事故の件数というのはいろいろ変わってきますので、そういった形の中で必要なところに新設していったり、あるいはこの流れの変化で必要性がちょっと弱くなったというところも出てきますので、そこは移設という形でやっていきます。ただ、これを大量に同時に同じ時期に設置しますと、同じ時期にまた更新を迎えるということもありますので、我々としては計画をして平準化を図りながら、住民の要望に伝えていくというふうに作業を進めております。

○花城大輔委員 非常に苦しい状態なんだろうなとお察しをいたしますけれども。課題のところ載っている老朽化対策についても、保守管理費用の確保状況についても全て原因は同じだと思うんですよ。ぜひ総務部長、その辺を考えていただいて、予算の確保に努めていただきたいなと思っております。

続けて446ページのサイバーセキュリティ対策、これは、この1ページ前の国際テロにも通ずるんですけど。国会議員の研修会に出たときに、まさしくこのサイバーテロの内容でありました。ある外国の空港がサイバーテロに乗っ取られて、館内を全て違う

音楽が流れて全ての案内ができなくなって空港が麻痺しているという状況を動画で見たわけですけども。国内では、または県内ではそういったことは全く聞いたこともない、そんなところだと思うんですが。これは今、この取り組みがうまくいっているのかどうか、その辺を確認したいと思います。

○花岡一央警備部長 お答えいたします。

まず、警察におきましては、国民生活や経済活動の基盤となるインフラの中で機能が停止、低下いたしますと特に大きな混乱を招くと認められる航空でありますとか、電力、ガス、水道などの重要な分野につきまして重要インフラと位置づけて、これらに対するサイバーテロの未然防止とサイバーテロが発生した場合の緊急対処能力の向上に努めております。具体的な取り組みについて申し上げますと、警察と重要インフラ事業者で構成しております沖縄県サイバーテロ対策協議会を設置いたしまして、連絡体制を確立するとともに、個別に企業を訪問したり対処訓練を協働で行ったりすることによって、情報の共有や連携強化を図っているところであります。こういった取り組みを通じまして、県内の重要インフラ事業者の対処能力というのは向上しているものと理解をしております。

○花城大輔委員 専門性を持った職員数とか、配置人数的に今のところ十分なのかどうかその辺お願いします。

○小祿重信生活安全部長 お答えいたします。

最近のサイバー空間における犯罪動向を踏まえますと、県警察においても情報通信技術を有する職員は必要と考えております。そのため、警察組織内の教育課程で育成した高い情報技術を有する職員を育成しているほか、いわゆるIT企業等における勤務歴を有し、高いITスキルを持つ職員を採用しているところであります。県警察といたしましては引き続き、サイバー空間における動向を踏まえ、高いITスキルを持つ人材の採用及び育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○花城大輔委員 今後もスキルの向上を目指して取り組んでいただきたいと要望いたしまして知事公室関係の質問に移りたいと思います。

まず、1ページの危機管理・国民保護対策事業であります。これは成果のところにも図上訓練の実施を行ったというふうにありますけども、図上訓練を行った成果は、どのような評価をしているのかお聞かせください。

○池田竹州知事公室長 お答えします。

県では平成30年度、国、市町村と共同で、図上訓練と実動訓練からなる国民保護共同訓練を実施したところであります。

図上訓練につきましては、別途実施したテロを想定した実動訓練の流れと同期しまして、情報伝達、初動対応や国による事態認定を踏まえた訓練を本年1月25日に県庁4階講堂及び各市町村で実施いたしました。当該訓練におきまして、関連機関相互の役割確認や情報連絡体制の強化など、国民保護に対する対処能力の向上が図られたものというふうに考えております。

○花城大輔委員 今、図上訓練と伴い実動訓練とおっしゃいましたけど実際に避難訓練を行ったということですか。

○池田竹州知事公室長 その前日に、那覇市を会場にいたしまして避難訓練を伴った実動訓練も実施しております。

○花城大輔委員 国、市町村と共同で行ったというふうにありますけど、実際、国のどこと連携して行ったんですか。

○池田竹州知事公室長 今回の訓練におきまして、国からは内閣官房、総務省、消防庁、そして県内の各自衛隊に参加いただきまして、情報連携や事態認定、そしてこれらに伴う指示、自衛隊における実地対処活動などに取り組んだところでございます。

○花城大輔委員 自然災害における対応は内閣府、また、戦争等の有事における対応は内閣官房とありますので、まさにその有事の際を想定しての訓練だと理解しますが、市町村はどの程度参加されましたか。

○池田竹州知事公室長 まず、実動訓練の会場となりました那覇市におきましては、現地対策本部の立ち上げや消防の活動につきまして、国や県及び近隣消防などと連携した訓練を行ったところでございます。また、全ての市町村を対象にしまして緊急情報ネットワークシステムによる情報伝達訓練を実施し、国からの警報の通知や避難情報、救援の情報などを発信して各市町村での端末での受信確認なども行ったところでございます。

○花城大輔委員 この訓練のあり方とか、実際に起こったときにどう一人でも多く助けることができるのかということも踏まえて、もう少し周知徹底するべきだと思っております。

次の質問に移ります。2ページの消防防災ヘリ導入検討事業の中の市町村に意思確認を行ったとありますが、今現在、この意思確認の内容はどうなっていますか。

○石川欣吾防災危機管理課長 意思確認の内容についてですけれども、ハード、ソフト面の整備を推進していくために、予算確保等を念頭に置きながら長期間調整を要すると考えておりますので、一定の方向性として合意を得た上で、整備の準備作業を推進していくような必要性があるものと考えております。そのため平成31年3月、全市町村に対しまして、消防防災ヘリコプターの導入についてという問題とあとは導入推進協議会、これは進めていくための仮称の協議会の名前ですけれども、これに参加する意思があるかどうかの2点について意思確認を行ったという内容でございます。

○花城大輔委員 なので、意思確認を行った結果どうなっていますかということなんです。

○石川欣吾防災危機管理課長 現在ですけれども、6月18日に市町村の意見交換会をまたやったんですけれども、それを経た上でまた8月に、再度の意思確認を行って一今現在の状況というのは、全市町村、明確な反対はないという状況なんですけれども、残り6団体のところで、もうちょっと立ちどまって考える必要があると、事前に協議すべき事項があるという団体が6団体になっている状態でございます。

○花城大輔委員 この6団体は反対ではないと、県がやるならやっていただきたいと。ただ、協議会には入りませんよというような意思表示だったのではないですか。

○石川欣吾防災危機管理課長 入りませんよというよりは、入る前にもう少し協議をしたほうがいいのではないかという意見でございます。

○花城大輔委員 これはどんなことが懸念になって、そのような態度保留のような形になっているんですか。

○石川欣吾防災危機管理課長 問題は大きく分けて4つございまして、まず1つ目が活動範囲や必要性に関することです。方針として、本島にまず1機配備するというような調査報告書になっておりますので、離島をどう考えるのか、先島、大東をどう考えるのかという問題が1つ。

それから、隊員の派遣の問題ですね。消防隊員を各消防本部から招集するような、派遣していただくようなスキームになりますので、そもそも消防隊員が出せるのかということところが1つ。

それからもう一つが、その派遣隊員の人件費に対する県の負担だったり、支援だったりはあるのかという問題が1つ。

4つ目が市町村間ですね。人件費を案分していただくというスキームになるんですけれども、その案

分の内容をどうするかという4つございまして。

○花城大輔委員 そもそも、基本的な整理をしておかないといけない事項が整理されてなくて、このような形になっているんだと私は思っていますけれども。この消防防災ヘリ導入を企画して、どれぐらいの期間を今まで要したのか。そしてどれぐらいの予算を今まで使用したのか、これ今説明できますか。

○石川欣吾防災危機管理課長 平成27年度に北部地域から要請を受けてこの事業は立ち上がっているんですけれども、平成29年度に1400万円ほどかけて調査検討事業というのを実施しております。その後、30年度、昨年度600万円余りをかけて合意形成に至るような、そういう事業を実施したわけでございますので、足かけ2年、丸2年今はやってきたところでございます。

○花城大輔委員 これは大変失礼な質問になるかもしれませんが、2年やってきてこのような、そもそもの話がまだまだ決まっていない状況というのは、ひょっとしたら今、県庁内にこの防災ヘリに関する専門的知識を持っている人がいないんじゃないですか。いかがですか。

○石川欣吾防災危機管理課長 専門的な部分というのが、私たちに欠けているのかというのもありまして、実際には事業の部分、委託を含めてアドバイスをいただきながら進めているところでございます。

○花城大輔委員 非常に進捗が心配になってきますけど。当初は委託運航する予定だったというふうにも聞いていますけれども、消防庁からは自主運航が望ましいと、いろんな意味で専門的知識を持った人間がそこにいてやるべきだというような話も聞いております。次年度、しっかりと取り組んで、今出ている問題を解決していただきたいと思っております。

次は6ページのワシントンの駐在員事業なんですけど、少しずつ予算が減ってしかも執行率が低下をしています。毎年、同じような内容ではないかなと私は思っているんですけど、なぜこういった状況が起こっていますか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 御説明いたします。

ワシントン駐在員活動事業は前年度の実績を勘案し予算を計上しております。

平成28年度当初予算については、平成27年度当初予算に事務所設置時に係る初期費用が含まれていたため前年度と比較し563万3000円の減となっております。

平成30年度当初については、これまでの実績を勘案し、積算を見直し、前年度比183万7000円の減としております。

事業費については、事業終了後に精算書類を提出させ、内容確認を確定しており、執行率は平成27年度95.3%、平成28年度90.3%、平成29年度97.8%、平成30年度89%となっております。

今後とも駐在員と連携を図りながら計画的な執行に努めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○花城大輔委員 今、実績という表現がありましたけど、皆様が実績と呼ぶものを我々は実績と認めないという議論が平行線です。ずっとこれまでやってきた中で、多分このワシントンの駐在員の事業について、皆さん多分やる気がなくなっているんだろうなと思っています。来年の予算書に載るか載らないか、非常に楽しみでありますけども。今回、玉城知事が、面談日程が決まらないままアメリカに行かされた、これはワシントン事務所の恥だと思いますよ。

質問を終わります。

○渡久地修委員長 花城委員の質疑は終了しました。

中川委員から質問時間の5分を又吉委員に譲渡したいとの申し出がありましたので御報告いたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は在席する必要がありますので御承知お祈りいたします。

それでは、質疑を行います。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 決算の概要と皆さんの説明を見て、非常に漠然として細かいところが見えづらいものですから、公室長がつくった平成30年度の歳出予算事項別積算内訳書というものがあるんですが、お手元にありますか。なければ数字と業務名だけ言いますので、お手元になればページを言ってもどうしようもないかと思えます。業務内容ですので皆さんがすぐわかるかと思えます。皆さんがつくった知事公室のものでありますから。例えば、ほとんど基地関係業務費と基地対策調査費だけですので、それは皆さんがプロフェッショナルですからおわかりかと思えます。

ページは予算書は11ページになるんですが、基地関係業務費ということで、毎年度4万4000円の専門家謝礼金とあるんですけど、これはどんな事業を行いましたか、30年度も。

○溜政仁参事兼基地対策課長 基地問題に関する業務において、時々専門家の意見を聞くために謝礼金を支払っているものでして。平成30年につきましては、他国地位協定についての報告書を作成する際に、専門家の意見を聞いたというときに使用をしているものでございます。

○又吉清義委員 確かに専門家謝礼金ですから、専

門家の意見を聞いたことはよく御存じです。どういった関係の方から聞きましたかということをもう少し詳しく説明していただけないか。もう少し具体的なお祈りいたします。

○溜政仁参事兼基地対策課長 平成30年は2名の方から御意見をいただきまして、その2名とも大学教授でございます。

○又吉清義委員 ですから、もう少し丁寧に説明していただいたら一発で終わるんですが。2名の大学教授というのはどなたですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 御説明いたします。

まず、お一人目が法政大学の明田川教授。もう一人が、東京外語大学の伊勢崎教授でございます。

○又吉清義委員 ありがとうございます。

次に移ります。次、同じく12ページの基地関係、同じく業務費で特別旅費、知事等訪米旅費782万6000円の予算計上なんです。これは具体的に幾ら執行して、知事1人で780万円を使うことはあり得ないと思うんですが、この中身ですね、どういった方が随行してどういうふうに行われたか御説明をお願いします。

○溜政仁参事兼基地対策課長 知事の訪米は昨年11月11日から16日に行われまして、その際には知事のほか8名—ワシントン事務所含めて8名、ワシントンの事務所を除いて6名の職員が随行しております。

○又吉清義委員 済みません、ちょっと私の考えが間違いですか。訪米するという事は、知事はまず沖縄からワシントンに行くわけですよ。まずお一人ですよ。そして残り6名は、ワシントン事務所にいる6名の方が随行して行ったということなんですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 大変申しわけございません。

まず、ワシントンに沖縄県から行ったのは知事を除いて6人になります。それにワシントン事務所の職員も一緒に同行したという意味で、合計、知事も含めて9名ということで説明いたしました。

○又吉清義委員 この沖縄から随行して行った方々というのは、どういった知事との関係の方々ですか。お名前を述べることもできますか、どういった関係があるのか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 昨年は知事のほか知事公室長と知事秘書、それと通訳、基地対策課の副参事、基地対策課の担当職員、あと辺野古新基地建設問題対策課の担当職員が随行しております。

○又吉清義委員 じゃあ、このようにすばらしい面

々の方々、プロフェッショナルな方々が訪米しておりますが成果等はこういったものがございましたか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 御説明します。

通常、これまでの訪米ですとワシントンDCを中心に訪米していただんですけども、前は経済・文化の中心であるニューヨークを訪問しております。ニューヨーク大学において講演しております、その中で知事はなぜ沖縄がこのような状況に追い込まれたのか、日米安保体制による過重な基地負担をなぜ沖縄だけが強いられ続けているのかを説明しております。

また、その後、国連の中満事務次長とお会いしております。またワシントンDCに移動後、国務省、国防総省、有識者の方々と面談しております。知事からは、対話を基本姿勢としているので、お互いそれぞれ考え方やこれまでの計画を主張しつつも、対話によって解決の糸口を見つけていく努力を重ねていきたいというお話をしております。ある程度の理解が得られたものと考えております。

以上になります。

○又吉清義委員 余り時間がありません。

有識者の方々は私たち全く知らないです。後で、名簿等いただけますか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 後ほど。

○又吉清義委員 次ですね、同じく20ページのほうの委託料というのがあるんですよ、基地対策調査費委託料なんです。例えば他国地位協定調査、有識者連携等推進、国内外情報とありますが、こういった基地対策の委託料というのは、どういった関係に具体的に委託をしたのか。これが決算書から見えてこないんですが、それについて御説明お願いいたします。

○溜政仁参事兼基地対策課長 主なものを申し上げます。

平成30年度の他国地位協定調査につきましては、東京の株式会社アミットというところに委託しております。それと、有識者連携等の推進事業につきましては、アメリカでの事業が中心になりますので、ワシントンコアというところに委託しているというところでございます。

以上です。

○又吉清義委員 ちょっと聞こえづらかったんですが、他国地位協定調査というのは、東京のアンという株式会社ですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 アミット。

○又吉清義委員 ごめんなさい18ページに戻りますけど。18ページのほうで、基地対策調査でとにかく

頑張っていることよくわかります。その中で、18ページの辺野古新基地建設問題対策事業ということで、この事業の中で私びっくりしたんですが、講師等謝礼金というのが予算で180万円余りも組まれております。180万円余りの講師というのは、一体、県で何回ぐらいそういった事業を行ったのか、どういった方々がやったのか。まず、県で何回この講師を務めてその事業が行われたか、その実績から御説明してもらえますか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 この報償費のほうはですね、専門家ということで、環境分野の専門家でありますとか、いろいろ地盤環境とかの専門家でありますとか、そういった方からの意見聴取のためのアドバイザーということで、意見聴取のために計上しているものでございます。ただ、平成30年度のほうはですね、こうした専門家からの意見聴取が少なかったということで不用額が160万円程度発生しているというような状況でございます。

○又吉清義委員 その中で、今のように講師をお願いして開催したということでそれではよろしいかと思いますが、具体的にこういった講師に日当、どのぐらいお支払いいたしますか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 これは日当ではなくて時給という形でお支払いしております。時給4000円から5500円という形での設定になっております。

○又吉清義委員 時給4000円から5500円ですか。これは1日約8時間行くと計算していいんですか。それとも、午前午後とか、時給ですから、かかった時間なんです。具体的に何時間ぐらいこういったお話し合いをいたしますか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 意見聴取の時間帯にもよりますが、おおむね、通常2時間程度だというふうに認識しております。

○又吉清義委員 おおむね2時間程度、理解できません。それは学識ある有識者の方々ですから、一般の方々とは違う方々だと思いますので、それなりの専門職だと思いますので、それはそれでよろしいかと思えます。

次ですね、この下のほうにあります同じく旅費があるんですが、ワシントン駐在員活動事業ということで旅費が出ておるんですが、313万円余りですね。これはワシントン駐在員活動事業費の旅費というのは、具体的に沖縄県を往復する旅費であるのか、何の旅費でありますか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 委員御指摘のとおり、沖縄とワシントンの往復の旅費であったり、国内の

旅費。例えば米国内の知事の訪米の随行の旅費、あるいは県人会等々の交流等もございまして、そのときにも旅費が支出されるということになっております。

以上です。

○又吉清義委員 この関係者の方の旅費であるからそれによろしいかと思えます。そうすると、この下にあります辺野古新基地建設問題対策事業で約2000万近くの旅費が入っているが、この方々はどのような方々なんですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 辺野古対策事業における旅費1945万1000円なんですけども、これは内訳としましては普通旅費として1183万9000円が普通旅費となっております。これは普天間飛行場負担軽減推進会議でありますとか、同作業部会、あるいは国との調整、そういったものに利用するための職員の旅費という形になっております。その他の旅費としては、特別旅費としまして米国シンポジウム等の出張の際を見込んで、旅費として職員分を計上していたものでございます。ただ、これは先ほど話がありましたとおり、訪米のほうにおきまして、その中身を代表してできたということで職員1名のみ執行という形のものになっております。あとは、この費用弁償につきましては、弁護士さんのですね、行政報告書の意見交換であるとか、そういった弁護士さんの費用、旅費という形になっております。

以上でございます。

○又吉清義委員 今、ちょっとダブリがあるのかなと思って細かいことは聞きませんが。この対策事業の旅費について資料としていただきたいんですがよろしいでしょうか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 後ほど提供いたします。

○又吉清義委員 先ほど、弁護士等の旅費等も入っているということなんですが。弁護士はまた下のほうに辺野古新基地建設問題対策事業、非常勤職員の通勤費用とか弁護士等費用弁償等が入っております。この内訳というのは非常勤職員が幾らなのか、弁護士が幾らなのか、内訳はどのようになっていますか。内訳だけでよろしいですよ。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 費用弁償のほうにつきましては、予算としましては491万8000円となっておりますけども、非常勤のほうの通勤費用としまして14万7000円。それから、弁護士さんの費用弁償としまして477万1000円というような内訳になってございます。

以上でございます。

○又吉清義委員 次に移らせていただきます。この19ページにあります同じく基地対策調査費で、米国でのイベント開催、関係機関との連絡調整費という予算がついておりますが、これについてどなたがそういった連絡調整を行い、そしてどういうふうに進めていくのか、その辺を少し御説明していただけますか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 今、御指摘の予算につきましては、実際のところは事業実施できませんでして不用として処理しております。

以上です。

○又吉清義委員 そうすると、次のほうにあります沖縄・米国往復、米国内出張。この特別旅費というのはどなたなのか。先ほどの前のページでは関係職員のもの313万円入っているということだったんですが、この旅費というのはどなたの往復旅費なのか御説明お願いできますか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 この特別旅費につきましては、説明の中では米国での調査等って書いてあるんですけども、これは主に他国地位協定の調査のために海外へ行くための特別旅費として使用しております。

○又吉清義委員 主に地位協定の予算もかなり組まれているものですから。非常に私はまた、辺野古基地に関する問題かと興味を持って聞いておりますが。そうすると、同じ特別旅費で米国での情報発信に係る出張等というのは、これは要するに、地域協定と辺野古基地と2つ分けてあると理解してよろしいわけですね。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 米国での情報発信に係る出張等というのは、先ほども説明しましたけれども、当初予定していました米国等シンポジウムへの出張費として計上しているところでありまして、これにつきましては、知事の訪米の際に講演等にかえてやったということで、実際、米国等シンポジウムは開催しておりませんので、出張に行った同行したものの旅費のみ執行しているという状況になります。

以上です。

○又吉清義委員 皆さん、先ほど米国に出張のときに随行した方というんですが、そうすると、当初聞きました知事等訪米費700万円余りもこの担当がついて行った。じゃあここを随行していった方というのは、これとは別のメンバーなんですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 先ほどお答えしました知事の訪米の際に、知事含めて7名訪米して、そ

のうちの6名がうちの基地関係業務費で支出しております。残り辺野古の職員1名の分を辺野古の費用で負担しているということでございます。知事の訪米に関しては、基地関係業務費の中と、辺野古の費用で賄っております。調査費ではない。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 事項の基地対策調査費の中で組まれております旅費は辺野古対策のほうで計上していた旅費になります。これについては、うちの職員1名が訪米に随行して行ったというところでございます。

○又吉清義委員 要するに、1名の随行職員とその出張旅費と、残りの予算は情報発信でそこに活動したと理解してよろしいですか。1人の旅費で260万円は出ないかと思えますけど。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 先ほども言いましたけども、当初は情報発信ということで米国等シンポジウムを予定しております。そのために269万4000円を計上していたところですけども、知事の訪米にあわせてまして講演等を行ったものですから、米国等シンポジウムはそれにかえたということで実施しておりません。ですから執行したのは1名の旅費という形になりまして、55万5334円を執行しているという状況で、残りは不用額という形になっております。

○又吉清義委員 次に移らせていただきます。次、同じく20ページの先ほどの委託料のほうに移りますけど、辺野古新基地建設対策事業ということで情報発信、法律相談等ということで皆さんの当初予算は2800万円余り組まれています。これは最終的に決算ではどういふふうにならぬ額が出たのか、情報発信と法律相談等というのは具体的にどのような予算内訳になったのか。プールになっているものですから非常にわかりづらいいんです。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

まず、情報発信につきましては、先ほど来お伝えしております米国等シンポジウム等があります。それから、パンフレットの作成というものもありまして、そこあたりが不用額という形になっております。法律相談につきましては、当初予算のほうの648万円が計上されていたんですが、予算現額が550万円となりまして、執行額が518万4000円で、不用額は1032万4000円という形になっているところでございます。

○又吉清義委員 早過ぎて聞こえづらいんですが、もう少し落ち着いて御説明できませんか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 じゃあ再度。情報発信としましてはパンフレット作成等

の業務と米国等シンポジウムを予定してました。それを委託料という形で計上してございましたけれども、ここあたりについては実施しませんでしたので不用額となっております。パンフレット作成等業務が453万4000円が不用額。シンポジウムに関しては1710万9000円が不用額という形になっております。法律相談としては、予算現額が550万8000円で執行額が518万4000円、不用額が32万4000円という形になっているというところでございます。

以上です。

○又吉清義委員 シンポジウムも開催されなかったということですか、ちょっと残念ですね。

次、21ページのほうに移りますけど、この予算も皆さん、前に沖縄コレクションということで基地対策調査費で補助金を毎年出しておるんですが、これも今年度、沖縄コレクション、補助金は実施はされていないというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 沖縄コレクションにつきまして、米国のジョージ・ワシントン大学の図書館に沖縄コレクションというコーナーを設定しているものに対する補助金でございます。当初の予算が800万、決算額が799万9992円ということになっております。

以上です。

○又吉清義委員 今年度は800万円の予算で799万円で執行されたという理解でよろしいわけですね。

○溜政仁参事兼基地対策課長 それで結構です。

○又吉清義委員 やはり執行されてから、皆さんこの沖縄コレクション、しっかり事業報告として平成29年度は計上されているんですよ。1年以上たってても、平成30年度は掲載されていないものだから、私はてっきり不用額なのかなとしか解釈していませんでしたが。じゃあ具体的にこの公開セミナーとワークショップ、平成30年度はどなたが出ていって行いましたか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 公開セミナー及びワークショップにつきましては、平成29年度までの事業でございます。30年度につきましては、図書館の管理する司書の費用だったり蔵書の整備に充てる費用として支出をしております。

○又吉清義委員 この平成30年度の790万円余りの出費というのは図書館の図書費用に充てるということなんですか、そういう説明ですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 沖縄コレクションを管理している司書の方の費用とその蔵書の整備ということに充てております。

○又吉清義委員 費用に充てることも別に物言わないんですが、やはりしかし、趣旨目的を外れておりませんか。このコレクションというのは、もちろん費用に充てるものも当たっております。沖縄の文化芸能も大いにしっかりとそこで行う。そして、基地問題等についても議論をする。こういうことはせずに、一管理費だけに790万円を充てたというふうに理解してよろしいわけですね。

○溜政仁参事兼基地対策課長 沖縄コレクションの補助金につきましては、目的として沖縄の歴史、政治、社会、経済、文化等の図書及び資料の充実化を図り、沖縄について容易に研究や学習ができる環境を整備するということが主な目的となっております。平成30年度はその目的のために人件費及び物件費、図書の購入等に充てたということでございます。

○又吉清義委員 皆さんの今の説明を聞いていると、そういった趣旨、目的、図書費に充てたとしか聞かえないんですが、先ほどの米国の訪米する中でいろんな情報発信、これ、もしかして行われてないのかなど。先ほどの基地建設問題対策事業で、米国の情報発信に係る出張料も職員を派遣したんだけどシンポジウムは行わなかったというものですから。ですから、ワシントン事務所の予算も減ったのかなど思いますけど。その中で具体的にお伺いしますけど、このように皆さん莫大な予算をかけて訪米もしております。そして地域でも活動しております。これ、ここ一、二年じゃなくてワシントンDC事務所を米国に設置して、訪米であれ知事であれ、多くの方々、知事公室長、担当課も行っております。その中で、基地問題の対策事業として具体的に改善された点は何があるのか、御説明していただけますか。

○池田竹州知事公室長 私のほうから総括的な形でお答えさせていただきます。

まず、訪米関係でございますけども、ワシントン事務所の設置も含めまして、連邦議会調査局、そして連邦議員の補佐官などと定期的な意見交換をすることで、沖縄の情報発信、特に事件・事故が発生したときに迅速な一沖縄の、特に県民の事件や事故に対する憤りなど適切に伝えて、それは国務、国防両省からも、そういった情報提供についてはある程度評価を受けていると思います。

先ほどの沖縄コレクションですけれども、今、蔵書数が何冊か失念していますけれども、全米の図書館ネットワークにつながるようになりまして、かなり周知度も上がっていて沖縄のことを学ぶ方々の利用が非常にふえているというふうに聞いております。

あと、基地問題全般の中でいきますと、例えば地

位協定の改定につきましては、これまでも日弁連さんであるとか、あるいは国政与党でも改正の動きがありますけども、全国知事会として昨年初めて決議に至った、政府に要望として出すという形で、そういった面ではある程度の効果を上げていているというふうに考えております。

○又吉清義委員 今、公室長がおっしゃるとおり、確かに我々議会も執行部も、事件・事故、これに向けて努力しているのはよく理解しています。ですから、このように皆さんが莫大な予算をかけて訪米をする、具体的に基地問題対策事業といういろんな事業を行う中で、やはりこれはことしだけじゃなくて、皆さん数年前からやっているわけですよ。ですから、その中で、実績は何がありましたかと、皆さんとして、こういうふうにして解決ができる、やはり一日も早い危険性の除去、それをするために具体的にどうあるべきかと。そういった問題を解決するミーグチグワーはまだ見つかりませんか。

○池田竹州知事公室長 特に基地の整理縮小あるいは普天間飛行場の危険性の除去につきましては、非常に大切な問題だと思っております。また、嘉手納飛行場を含めまして、住民の方々の切実な問題である騒音問題などにつきましても、定期的な意見交換あるいは軍転協の要請などを通して、騒音に関しては、法の規制をきちんと守るよということをして再三政府に要請しているところですけども、なかなか具体化、実現には至ってないのも事実でございます。ただ、PFOSの問題も含め基地への立ち入りとか、きちんと県として求めるべきことは日米両政府、米軍に対してきちんと求めていきたいと思っております。なかなか基地問題、事件・事故への対応なども含めて具体的にこれがすぐ改善できるというものも難しい面もございますが、例えば航空機事故の際のガイドラインにつきましても7月に改訂されて、一応、幸いにしてその後事故が発生していないので、どういう形で運用されるかは注視する必要がありますけども。いわゆる内周規制線の中にも日本側が入れるというような形で改善されている部分もございます。少しずつかもしれませんが、改善できるようにこれからも努めてまいりたいと考えております。

○又吉清義委員 私は個人的には、知事公室長、努力している姿勢もよくわかるんですが、今の皆さんの対応でよろしいのかなどとも疑問を感じるが、あえて申し述べておきます。皆さん対話するという中で、私からすると裁判に明け暮れるばかりです。既に1億6000万円も使いましたよと。そして30年度もこれ莫大な予算を使いました。しかし、何ら解決

はしておりませんよと。対峙をするのではなく、皆さんが国と一体になって協力したら、13年もかかる埋め立ては10年もかかりませんよと。私はそのほうが早い近道だと思うし、皆さんが本当に基地の整理縮小というのを本当に心の芯から思っているのであれば、普天間飛行場が返還されることにより、1100ヘクタールが返ってきますよと。すごい基地の整理縮小だと思いますよ。違いますか。

○池田竹州知事公室長 今、委員の御指摘の嘉手納以南の統合計画ではおっしゃるとおりだと思います。私どももSACO、そして統合計画に基づく返還は、SACO合意当時の内容と異なる辺野古移設を除きまして、着実に推進をしていくという立場でございます。その間、例えば政府のほうでも地盤改良には数年かかる。3年、4年かかるというような説明もございます。その辺はまだ正確な期間、あるいは全体の工期なども示されておられませんので、私ども本当にそれだけ早い時間でできるのかとかなり疑問を持っております。その間、決して今の普天間飛行場の危険性が放置されることはあってはならないと考えておまして。そのためにも例えば具体的な提案としまして、航空機、所属機の長期ローテーション配備、今、訓練の県外移転がされて、それは評価しますけれども、1週間とか10日間という非常に短い期間です。これを2カ月、3カ月という形で県外、国外でやることで実際に目に見える形で負担軽減が図られるものと考えておまして、それをきちんと日米両政府に求めるとともに、騒音規制措置をきちんと遵守していただくよう、やはりこれはもう住民の切なる願いですので、引き続き強くそこはあらゆる機会を通じて求めていきたいと思っております。

○又吉清義委員 ですから、あらゆる角度から求めていく。であるならば、一日も早く決まった危険除去に向けてなぜ皆さん鹿児島島の馬毛島も行かないんですかと、なぜですか。

○池田竹州知事公室長 馬毛島につきましては以前、公党から要請がありまして、当時の翁長知事が現地を視察しております。その後、防衛のほうでいわゆる地権者と交渉しているところの状況だというふうに把握しております。その後の状況も推移も見ながら、こういった形でのいわゆる訓練の移転とかが実際に行われるかも踏まえて今後、対応、検討していきたいと思っております。

○又吉清義委員 最後に、よく基地の過重負担とおっしゃいますが、何パーセント以下でしたら過重負担じゃないんですか。

○池田竹州知事公室長 なかなか数字で申し上げる

のは難しいかと思えます。先ほど委員の御指摘もありました統合計画、嘉手納以南が全て返還されたとしても、69%の専用施設が残るというのがあります。それを少しでも少なくするために、知事のほうはSACO検証を行うSACOWA、あるいは万国津梁会議におきましても基地のさらなる整理縮小について議論をお願いしているところでございます。少しでも、1100ヘクタールの返還は当然やっていただきますけど、それで終わりというふうには私どもは考えておりません。21世紀ビジョンでも将来的には基地のない沖縄というのが描かれていますので、その実現に向けて取り組んでいきたいと思えます。

○又吉清義委員 ありがとうございます。

○渡久地修委員長 中川京貴委員。

○中川京貴委員 平成30年度歳入歳出決算説明資料、知事公室において質疑を行います。ページは3ページです。

3ページの、先ほど知事公室の総務費の当初予算額5億4000万円の中で、補正予算において約5億4800万円の補正がなされています。しかし、不用額においては約4億2300万円が出ております。先ほど知事公室長から主に不用額については説明いただきましたが、防災費について質疑いたします。当初予算においては、32億7140万7000円を組んでおりましたが、約1000万円の補正もしております。しかしながら今回、1億8000万円の不用額を出した理由について説明を求めます。

○石川欣吾防災危機管理課長 お答えします。

不用額が1億7519万8000円あるんですけれども、その内訳としまして、市町村支援事業、これは不発弾対策補助費なんですけれども7238万4000円。それから住宅等開発磁気探査支援事業、これが6793万4000円。それから広域探査発掘加速化事業3488万円となっております。この理由なんですけれども、磁気探査をしていく上で市町村支援事業においては、市町村事業の関連工事ですね、これにおける設計変更による磁気探査の数量減がまずございます。それから、住宅等開発磁気探査支援事業、これは建築設計の変更に伴う磁気探査の数量の減。それから、広域探査発掘加速化事業におきましては、探査中に岩盤の露出等、湧水、こういうものがございまして、掘削が困難になったためにそこで探査をやめた数量減による、そういうものがございます。

○中川京貴委員 知事公室長にお伺いしたいんですが、我々はずいぶん、これまで自民党本部や関係機関にも磁気探査はもちろん、不発弾等の予算を要求しながら毎年増額されております。しかしながら県に

おいてですね、こういった形での不用額が出ると我々も要望しかねるんですが知事公室長どうなんですか。

○池田竹州知事公室長 私どももなるべく事前に各市町村、あるいは住宅なども今後の申請見込みなどをとりまして、不用額が出ないようにあるいは逆に、申請が年度後半に集中して予算が足りなくなることがないようにいろいろと調整は図っております。ただ、一方で住宅探査事業につきましては単年度主義といたしますか、繰り越しが一切認められないということで、どうしても一部事前に見込みとか把握するんですけども、申請しないというケースも多々あります。そうすると、年度末で申請が行われないような場合はどうしても不用にならざるを得ない部分もございます。ただ、少しでも金額を少なくするよう今後ともそれぞれの事業のやりくり一広域は繰り越しが認められる部分がありますので、そういったところで何とか対応できないか、少しでも節減には努めていきたい。不用額の縮減には努めていきたいと考えております。

○中川京貴委員 ぜひ知事公室、これはいろんな知恵とテクニックだと思うんですがね。繰り越しができないなら流用はできませんか。

○池田竹州知事公室長 特に規模の大きい広域探査と住宅のほうにつきましては、年度の前半で申請状況を見ながら、あるいは例えば9月ごろのそれぞれの住宅が多ければ住宅のほうに振り分けるとかいう対応は今もやっているところでございます。その逆に、住宅のほうで申請をする予定の方が取り下げたり、あるいは実際に申請してから取り下げるというケースもございます、着工に入る前にですね。そういったものを逆に広域にということはやっているんですが。広域などだと、実際に探査してみても岩盤があつたりして調査できないというのを、どうしてもやってみないとわからない部分がございます。そういったところを何とか含めて縮減できるように知恵は絞っていききたいと考えております。

○中川京貴委員 例えばですね、この防災の中で項目をたくさんつくって、この項目の中で不用額を出すんじゃないかと当てはめることはできませんか。

○池田竹州知事公室長 不発弾対策の5事業の中では、やりくりというのは内閣府のほうから認めていただいているところがございます。どうしても年明けての申請の取り下げとか、あるいは広域などで、特に石灰岩の地質が掘ったら出てきて探査ができないというのがあると、なかなか年度末で補正減もできない状況ですので、ある面こういった形で

そういうのが対応できるのかももう少しきちんと検討はしていきたいと思えます。

○中川京貴委員 ぜひこれは要望申し上げたいと思いますが、なぜその質問しましたかという、防災対策について9月の一般質問でも取り上げましたが、答弁では各市町村の自治会の防災対策について、発電機やソーラーシステム、県も支援していきたいという答弁ありましたので、その復旧率も含めてまだ2割ぐらいしか対策ができていないとありましたので、そういった不用額を出す前にですね、いろんな知恵を出して、各市町村の自治会に対する発電機やね、またソーラーも含めた。いざ停電になっても水も電気も使えるような状態にするような知恵を出してほしいと思っているんですよ、どう思えますか。

○池田竹州知事公室長 不発弾対策事業は戦後処理ということで組まれている事業で、5つの事業の中での流用は認められているんですけど、他の事業への流用は認められていないという面もあります。今、中川委員がおっしゃいました防災対策につきましては、活用できる助成制度あるいは貸与制度もありますので、そこはきちんと周知を図って、災害にはきちんと備えるような形で促していきたいと思えます。

○中川京貴委員 ぜひですね、今、台風やいろんな災害で電気や水道がとまって—これは後で県警にもありますけども。対策が急務ですので、その予算措置をしていただきたいとこれは要望しておきます。

次はですね、主要施策の成果に対する報告書、平成30年度、これの12ページをお願いします。

行政改革推進費というのがありまして、これも私は9月の一般質問で取り上げました。再質問できなかったのが残念なんですが、これについて執行率が51%で不用額が出ております。これについて少し説明をお願いします。

○森田崇史行政管理課長 当該事業の主な経費につきましては、行政改革懇話会の委員への謝金や旅費、それから業務プロセスの見直しに係る研修の委託料が主体となっております。そのため、研修の委託料が入札によって残が出たということと、あと旅費関係で総務省の調整とか、それから行革先進事例の旅費の執行残ということになっております。

○中川京貴委員 昭和60年から行財政改革が進んで、稲嶺県政、仲井眞県政といって主な行革があったと思っております。これはですね、今、成果にありますけれども、平成30年度から約4年間、この行財政改革には財源を確保できる行革になっているんでしょうか。

○森田崇史行政管理課長 昭和60年11月からスター

トして7次にわたって行革に取り組んでおりますけれども、これまでは量的なものということでしたけれども、今回は少し質のほうに転換をしております。その中でもですね、これまでの行革で実施してきた歳入と歳出のバランスがとれた持続力のある財政基盤の確立に向け、引き続き県税収入の確保、それから未収金の解消と財源確保にも取り組んでいるところでございます。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、中川委員から今回の行革は予算に絡む行革なのか、内部の配置によるものなのかと答弁内容への確認がされた。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

森田崇史行政管理課長。

○森田崇史行政管理課長 財源につきましても先ほど申しましたとおり、県税収入の確保とかですね、未収金の解消とかで目標値は捉えおりますけれども、質のほうにも重点を置いているプランでございます。

○中川京貴委員 これは知事公室長、総務部長、両方に係るんですが、これからですね、県民ニーズは高まってまいります。医療費の無料制度、そしてバスも無料にしてほしいと。県民からの要望が高い中ですね、県がやっぱり襟を正してですね、財源を確保できる。例えば仲井眞県政のときには指定管理をすとか、課の統合、また、離島におけるいろんな組織づくりがあったと思っています。その予算財源を確保しないで行財政改革をする理由がよくわからないんですが。

○金城弘昌総務部長 答えいたします。

今回の平成30年度からスタートしています行政運営プログラム。これはこれまでの量的な見直しから、質への転換というふうなことをやったところは先ほど課長が説明したところでございます。ただ、質の転換といっても、いわゆる歳出と歳入のバランスがとれた持続力のある財政基盤の確立というのは当然掲げております。その中では、当然のことながら県税収入の確保とか、未収金の解消、また新税の導入とか財源の確保に向けた取り組みは当然ながらやります。ただ一方で、やはり委員御指摘のように、行政サービス、県民ニーズが多くなってきています。これまでの行革では、やはり定員を削減していくところ、ウエートが大きかったところでございます。なかなかそういったところが難しいところもあるということと、やはり行政サービスを向上させていくためには、一定程度の体制は持ったままでしっかり行財政改革を進めていくところでございます。あわせて21世紀ビジョン基本計画の実行で、

当然ながら自立型経済に向かって歩みを進めていまして、税収については御案内のとおり、相当上がってきているところはございますので、当然のことながら総務部としましては、行財政運営においては財政基盤の確立というのは歩みをとめることなく、しっかり取り組んでいくことには変わらないと理解していただければと思います。

以上でございます。

○中川京貴委員 全国的にですね、地方交付税の削減や国庫から入ってくる予算がどんどん少なくなってくると思っています。東北の震災や、また台風19号に伴って国も財源措置をしていくでしょう。

そして、ことしから働き方改革が出まして、市町村においても臨時職員、また嘱託に対するボーナスやその給与が上がってまいります。私はその成果は認めますが、臨時・嘱託の予算も、財源も確保しないといけないと思っています。どれぐらい確保していますか。

○武田真財政課長 来年度から会計年度任用職員制度がスタートするんですが、一般会計でいうと10.6億円ぐらいの増を今見込んでいるところです。

○中川京貴委員 やはりですね、これは知事公室長、総務部長、来年度に向けての予算措置をお願いしたいと思うんですが。県職員の意識の改革だと思っています。そういった意味では、無理な職員の配置ではなくて、やっぱり上司が自分たちの職員をしっかりと適材適所に育てるという意味では一今ばかりこれやっていますか。いかがでしょうか。

○金城弘昌総務部長 職員の人材育成、人材確保は行政サービスを進める上で大変重要なファクターだと思っています。当然ながら階層別の研修はもちろんのことさまざまな研修機会、それとまた職場内でのジョブトレーニングなど含めてですね、その辺についてしっかりやっています。また、あわせてメンタルヘルス対策も必要でございますので、そういったことにも目配りをしながら取り組みを進めているところでございます。

委員の御指摘につきましては、しっかりまた内部でも考えていきたいと思っております。

○中川京貴委員 ぜひお願いしたいと思っています。

最後にですね、警察本部長に質疑をしたいと思っています。

先ほど本部長から説明が少しありました本部の不用額の主な理由について、糸満警察署の設計変更があったということでありまして、たしかことしで糸満警察署は完成すると思っております。当初予算からですね、私は問題を提起しましたが、やはりこ

の糸満警察署の完成に当たって、こういった面で主に設計変更があったのかお聞きしたいと思います。

○筒井洋樹警察本部長 お答えします。

まず、糸満警察署の件に関しましては、不用額ではなくて繰り越しでございますので、30年度に設計変更の結果、工程に変化が生じた結果、翌年度にその予算を繰り越したというものです。設計変更の具体的な内容につきましては、会計課長のほうから御説明させていただいてよろしいでしょうか。

○森本直樹警務部会計課長 設計内容の変更について回答させていただきます。

糸満警察署の新築工事につきましては、基本及び実施設計については平成30年3月に完了しております。しかしながら、工事発注準備に当たりまして、工事費が1億2000万円予算超過するということが判明したところでございます。そこで設計内容及びその仕様について見直しを行う必要が生じたということでございます。また、建築基準法に基づきます計画通知申請というものがございしますが、この審査期間についても数回の補正請求等の修正に不測の日数を要したということが原因でございまして、その結果、工事契約が12月にずれ込んだということで結果的に繰り越したということでございます。

以上です。

○中川京貴委員 最後に質問しますが、ぜひ本部長、地元のニーズに応えるような、やはりここで20年も30年も警察署があるわけですから、これまでの課題や今後はこうしてほしいというような要望も含めてですね、きちっと設計をして、予算措置を県のほうにさせていただいて、繰り越しとかそういったことがないように段階的にやっていただきたいと要望を申し上げて終わります。

以上です。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後1時20分再開

○渡久地修委員長 再開いたします。

午前引き続き質疑を行います。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 執行部の皆さん、大変御苦労さまです。

平成30年度の主要施策の成果に関する報告書の中から質問をさせていただきます。

まず総務部長、平成30年度の一般会計予算の当初予算、最終予算というか、それはどの程度になっていきますか。

○武田真財政課長 お答えします。

平成30年度予算の最終予算額は、一般会計ですが7977億9015万322円となっております。

○仲田弘毅委員 その最終予算案に対して、不用額は全体的にどの程度出ていらっしゃいますか。

○武田真財政課長 一般会計の不用額は、149億957万7000円となっております。

○仲田弘毅委員 やはり政治というのは、特に決算のときに我々が注意しなくてはいけないと言われることは、少ない予算で最大の効果と成果を上げなさいということは、これは政治家あるいは事務方の大きな課題だというふうに考えています。そのことを踏まえて今回の決算を私たちは議員としてやらなくちゃいけないなとつくづく改めて感じました。

質問は、まずは主要施策の2ページの消防防災ヘリについてであります。その件に関しましては、我々の同僚議員の花城委員、中川委員がやりましたけれども、重複しない形で質問、わからないところを質問させていただきます。

まずは、この事業そのものが市町村長、あるいは首長さん方に対する説明と合意を取りつけるというのが大きな事業内容だという答弁がありましたけど、この中で、反対はしないけれども6団体の皆さんの中に懸念が生じているという答弁がありました。その懸念ということについて、どういうふうな懸念があるのか再度お聞きしたいと思います。

○石川欣吾防災危機管理課長 お答えします。

懸念すべき事項は先ほどお伝えしたところもあるんですけども、まずは1点目が活動範囲ですね。離島に関して懸念を表明されている団体がおられるというところですね。それから隊員の派遣ですね。消防職員を消防隊に派遣するというスキームを考えておるんですけども、そこに各消防から隊員を派遣する人材ですね、これに対して今の消防力の中でどうしていくか、どういうローテーションを組んでいくのか、そういう懸念をされている団体さんがおられるというところですね。

それから3つ目、これについては、消防防災ヘリを入れるに当たって、29年度の調査検討報告の中で初期投資としてヘリだったり基地を含めて30億円かかるんですけども、運営していくに当たっては人件費のところを市町村に負担していただきたいと説明させていただいているところなんですけれども、それに対して、人件費に対して、県から負担だったり支援だったりできないのかという御意見があるところがございます。

それから4つ目、先ほども申し上げましたが、市町村間で人件費を負担していく中で、その案分の方

法や案分のあり方について、協議会を立ち上げる前に方針みたいなものをもうちょっと決めないと、なかなか市町村としては、自分たちの財政状況を踏まえた上でどういう負担をしていくのかという見通しが見えづらいというところで、もうちょっと議論をしたいという御意見があるところです。

○仲田弘毅委員 このことは、以前に消防署の統合合併問題がありましたよね。あのときの状況を今、自分なりに考えているんですが。やはりこれは県のしっかりした指導のもとにやっついていかないと、あのような状況が今回起こるといことは、県として私は大きな失態だなというふうに考えています。しかも、その消防防災ヘリに関しては、今、南海トラフがどうのこうのと言われる中で絶対必要な機材でありますし、また、その組織も大きな課題だというふうに考えています。県としても絶対必要だと考えている、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○池田竹州知事公室長 お答えします。

消防防災ヘリにつきましては、都道府県で現在配置されていないのは佐賀県と沖縄県で、佐賀県は実はこちら発注して令和2年度から運用を開始すると。沖縄県だけが持っていない状況でございます。沖縄県が離島県であるという状況なども考えると、県としてもそこは必要だと思っております。

一方で、自治法でありますとか消防組織法で、消防行政は市町村の業務とされておりまして、都道府県は、防災ヘリにつきましては広域的な観点からそれを支援するというので、41市町村全てに賛同いただいで導入に向けて協議会を設立するということが何より大事だと考えています。そのために今、ちょっと時間はかかっていますが、懸念の内容について丁寧に説明して、あるいは試算なども消防の協力を得ながら幾つか案を示して、なるべく早目に全市町村の同意を取りつけて導入に向けて進めていきたいと考えています。

○仲田弘毅委員 公室長、これ沖縄県は全国でも47都道府県の中で唯一の島嶼県、離島県でありますし、先ほど答弁がありましたように、島嶼県の中のまた離島ということになりますと、大きな離島振興の中でも定住性を含めてそこで頑張っていくためにはそういうものをしっかり整備していく必要があるというふうに考えています。ぜひ一日でも早くお願いしたいと思います。

次に、3ページの辺野古移設問題についてであります。これを具体的に説明をお願いします。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

県のほうにおきましては、辺野古に新基地をつくらせないという知事の公約、それから普天間飛行場の負担軽減という知事の公約の実現に向けて取り組んでいるところですが、平成30年度におきましては、平成30年8月に公有水面埋立承認取り消しというものを行いまして、工事が約2カ月間中止されたというようなほか、国土交通大臣による埋め立て承認取り消しの執行停止決定、これに対しまして、国地方係争処理委員会に審査申し出、それから、関与取り消しの提起というふうなものを行っております。また、マスコミへの対応でありますとか、沖縄県の取り組み状況といったものを情報発信を行ってきたというところです。

あと、普天間飛行場の負担軽減に関する取り組みとしましては、普天間飛行場負担軽減推進作業部会が県内で始めて開催されまして、政府に対しまして一日も早い運用停止など喫緊の課題についての要望、協議を行ったというような事業の中身になっております。

以上です。

○仲田弘毅委員 多良間課長、この予算は、4000万円ほど決算額出ているわけですが、これは裁判費用にも使われているんですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 訴訟につきましては、どういった訴訟が提起されるかというの見込まれないものですから、当初予算では計上しておりません。訴訟が必要になった場合に既決予算でありますとか、あるいは総務部の予算から流用したりして使っております。

○仲田弘毅委員 過去6回訴訟が行われているのですが、その内容についてどうでしょうか。総額は先ほど答弁で1億6000万円かかったというお話でしたが、この中から使われているか使われてないかということですから、使われてないということですよ。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 平成30年度の訴訟等に係る費用につきましては弁護士への委託料、それから印紙代とかの役務費といったものがございます。委託料としましては360万6120円が昨年度使われております。

以上でございます。

○仲田弘毅委員 公室長、部長も含めてぜひお聞きしていただきたいんですが、過去6回一ことし提訴したものの入れましたら7回になりますが、過去6回は1件が取り下げ、3件が和解、あと2件は県が敗訴しているんですよ。その裁判の中で、今現状で告訴して敗訴をして、今、裁判中の中でも辺野古の危険性の除去という中で工事はどんどん進んでいる

わけですよ。そういったことに対して、その担当部局の長として1人ずつコメントをいただきたい。

○池田竹州知事公室長 お答えします。

公有水面埋め立てにつきましては所管の土木建築部から行政指導を繰り返し行ってきたところです。環境保全の措置でありますとか、幾つか疑問があったという対応をとってきたと。それについて、残念ながら国のほうは行政指導には従わずに工事を続けてきていると。それで昨年8月、聴聞手続を経て公有水面埋め立ての撤回、取り消しを行ったところでございます。その後、2カ月は工事がとまりましたが、国のほうがいわゆる審査請求という手法を用いまして4月5日に国土交通大臣の裁決が出て工事を再開していると。それにつきまして、私ども行政指導はその後もやっているんですけども、工事を中断して私どもの疑問点に答えいただけないということで7月、8月に関与取り消し訴訟、抗告訴訟を提起させていただいたところです。行政指導とあわせて、当然、知事のほうから対話によって解決してほしいというのは、これまで総理とは5度お会いさせていただいていますので、その都度申し上げているところでございます。県としては訴訟が目的ではなく、あくまでも解決を図るために対話を呼びかけていますので、粘り強く対応していきたいと考えております。

○金城弘昌総務部長 総務部は予算編成といいますかね、所管をしております。当然ながら部局のほうで必要な事業に係る予算要求があつて、それにつきましては総務部としましても社会情勢とか県民ニーズ、事業の熟度、必要性等もしっかりヒアリングしながら予算編成をしているところでございます。

以上でございます。

○仲田弘毅委員 時間がありませんので次に行きます。7ページ、不発弾処理についてです。

まずはですね、30年度の不発弾の発掘、あるいは探査、処理件数についてお願いします。

○石川欣吾防災危機管理課長 処理件数についてですけども、広域探査については実施件数が87件、住宅支援事業は170件、市町村支援事業が22件というふうになっております。

○仲田弘毅委員 その中で、午前中に答弁もありましたけれども、不用額に関して磁気探査の要望が年々少なくなっているという課題の報告もあるんですが、年々少なくなっている要因は何でしょうか。

○石川欣吾防災危機管理課長 一概に要望が少なくなっているとは一今おっしゃられたところはありますが、住宅探査については逆にふえているよ

うな状況です。広域探査は若干減少傾向にあるとは言えると思います。

以上です。

○仲田弘毅委員 不発弾処理費用については仲井眞県政のころに、我々自由民主党は一生懸命、県政と一緒に国に訴えて、随分増額させていただいたという経緯があります。ですからその予算をしっかり無駄なく県民に行政サービスができるような体制づくりぜひやっていただきたい。そういったことで、この質問をさせていただきましたけれども。ただですね、市町村の単独の公共工事の中において相当支障が出ていると、進捗がままならない工事があるんだというお話があるんですが、そのことに対してはどうでしょうか。

○石川欣吾防災危機管理課長 市町村支援事業の中では、やはり年度内に工事が完了しないというのがあります。繰り越しについても認めてもらっている事例がございます。

○仲田弘毅委員 今41市町村がですね、一括交付金等一特別交付金含めてそうなんです、その3カ年連続の減額のために継続事業がままならないと。そういったことを含めて県としては今、各市町村とハード、ソフト役割分担で分担金をちゃんと割り振りやられていると思うんですが、その影響も大きいと思うんですね。ですから、今後そういった一括交付金の減額等も含めて、それも配慮しながら県としてはどういった指導をやっていくのかお聞きしたいと思います。

○石川欣吾防災危機管理課長 磁気探査の中でいいますと、一括交付金事業、多分それは市町村公共工事そのものかとは思いますが、その中で磁気探査の部分は、ほぼ国庫の補助のほうで出るのでございますし、市町村0.5という負担割合もあるんですけども交付税で返ってきておりますので、いろんなスケジュール感があるかとは思いますが、なるべく探査をして着工していただきたいという思いには変わりはありません。

○仲田弘毅委員 やはり県と市町村が一緒になってですね、地域を構築していくという大きな課題だと思いますのでよろしくお願いします。

多分、最後になると思いますが、総務部について質問させていただきます。

9ページ、私立学校の振興事業であります。

○金城弘昌総務部長 主要施策のほうにも書いてありますけど、いわゆる私立学校の健全な育成、教育内容の充実を図るということで、県のほうでは私立学校の運営に要する経費について助成をしているよ

うな事業をやっているところでございます。

○仲田弘毅委員 高等学校あるいは小学校、中学校の私学の子供たちに対する授業料等含めての一部助成というのがありますが、これは規定基準みたいなものがあるんですか。

○座安治総務私学課長 それぞれ、小中高校については基準が違うんですけど、今現在ですね、高等学校については、公立をベースにして、公立の授業料相当額、年間11万8000円です。その額ですけれども、世帯の所得に応じて2.5倍まで増額するような制度になっております。それから、小中につきましては年収400万円未満の世帯を対象として、一人頭年間10万円、これは実証事業の一環としてやっているものですけれども、そういう支援がございます。

○仲田弘毅委員 そういうふうに助成することによって教育の機会均等が図られているという、これは私学の大きなこれまでの実績だというふうに思っています。それと、もう一点は私学がこれだけ頑張ってきたおかげで、今現在の沖縄県の教育レベルが大幅に改善されたということも私は理解しているつもりであります。その中でですね、残念ながら改築促進事業の中で2校が予定されていたものが、1校に限定されたという報告であります、1校になったという理由は何でしょうか。

○座安治総務私学課長 平成30年度の当初予算では2校改築の支援を予定しておりました。ただ、1校は実施したんですけれども、もう1校に関しましては事業の実施一昨今の建築費の増加もあって、建築計画を見直す必要が生じたということですね、平成30年度は見送ったというところでございます。これについては今年度、また実施していく予定となっております。

○仲田弘毅委員 いずれにしても、これは私立であろうが公立であろうが、沖縄県の子供たちであることは間違いありません。そして、この子供たちが将来の沖縄県を担っていくこともまたしかりであります。こういった子供たちの教育しっかりやるのが一番大事でありますし、子供たちが1日の大半を過ごす学校、その施設環境をしっかり我々大人が見守っていくということが大事だと考えておりますので、行政のほうもその認識をともにしながら頑張っていたらなければなど、そういうふうに思います。

以上です。

○渡久地修委員長 宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 よろしくお願ひいたします。

まず、知事公室のほうからですね、今、発信させていただきました主要事業の6ページ、重点施策事

業名、ワシントン駐在員活動事業というところでございます。当初予算が7100万円、そして、決算が6300万円という形で、ある意味節約モードで平成30年度は運営されたのかなというふうに思います。

一方で、先ほど仲田委員からもありましたけれども、最小の投資で最大の効果をというところですね。そういう意味では、今、ちまたのほうでは上下院の軍事委員会で辺野古というか、普天間の再編計画ですね、こちらのもう一度計画の見直し等々について言及されたり、あるいは国外のほうからも今のこの辺野古移設問題についての、それに着目した報道等ですね、定量的にはなかなか判断が難しいながらも、ある程度その効果というのは何年か続けてきた事業ということの中で成果があらわれつつあるのかなというふうに思っています。

そこで、このワシントン事務所の事業内容なんですけれども、今こちらのほうに事業内容がある程度、限られたスペースで書かれてはいるんですが、改めてですね、ワシントン事務所の機能、目的等々をもしこの部分で語れない部分もありましたら教えていただきたいなというふうに思っています。

○池田竹州知事公室長 お答えします。

ワシントン駐在は沖縄の基地問題に関連する情報収集、そして沖縄の正確な状況の発信などを主な役割としておりますけれども、基地問題以外につきましても、例えば米国沖縄県人会のさまざまなイベントなどへの参加、そして経済、文化など多方面で活躍する北米ウチナーンチュと情報交換なども行っております。また、日本政府、観光局等と意見交換も行いまして、沖縄観光のPRとか物産情報の発信に関する協力依頼などについても取り組んでいるところでございます。

○宮城一郎委員 今、公室長からのお話もありましたけれども、米国県人会とのイベント等によって交流、広報とかを行っているということなんです、先日ですね、県議会のほうで8月に北米県人会の110周年の移住事業に14名ほどだったと思いますが参加してまいりました。そのときにワシントン事務所からこの県人会イベントへの参加等々がございましたでしょうか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 出席しているということです。

○宮城一郎委員 3日間ほどのイベントだったと思うんですけど、出席された内容を教えていただきたいと思います。

○溜政仁参事兼基地対策課長 先ほど出席していると申し上げましたけれども、今ちょっと確認がとれ

ておりません。申しわけないです。

○宮城一郎委員 もし、こちらも確認不足で失礼があったらお許しください。

滞在中、私どももいろいろとセレモニー等々出席させていただいて、ワシントン事務所のほうからの職員の方とお目にかかる機会は記憶にないですね。沖縄からいらしたのは、文化観光スポーツ部の統括監を筆頭にお三方ですね。通訳の方も含めると4名ですね。知事含め三役と部長級の出席がなかったわけです。お話を聞くと、県人会のほうから知事、あるいは三役は大変公務が御多忙とのことですので、無理に御出席は結構ですよというお話があったようなんです。そのあたりに、非常に多くの県人を抱える北米において、少しお互いが遠慮し合うような間柄というか、県人会も遠慮し合う、そして、ワシントンのほうからも特に出席がなかったのはちょっと残念なのかなというふうに思っているんですね。ただ、いろいろと県人会の方とお話しすると、たくさんの課題をやっぱり持っていらして、例えば日本人墓地の中で熊本県と鹿児島県は県人用のエリアでくくられてしっかり管理がされているものの、沖縄県人会はまだ他府県とドボンになっていて、いろいろと管理の面で困難な部分があったりすると。そういう中で、財政面ですとかあるいは人の問題ですとか、そういったことを例えば県に県人会が相談したい場合にですね、少し方法を探りあぐねているという現状があった中で、ワシントン事務所がそういう機能を持ち得ないかなということを感じた次第なんです。その辺、いかがでしょうか。

○池田竹州知事公室長 先ほどの110周年の出席については、私も後で調べて文化観光スポーツ部のほうで統括監の対応としたと。秘書課のほうに出席依頼が入らないとなかなかそこら辺がつかめない部分もごさいます。ただ、北米県人会全体ではないかもしれませんが、ワシントンDCの県人会には定期的に参加して意見交換をしていますので、そういった県人会のニーズもつかんだものについては、適切に本庁のほうにフィードバックするような形で対応していければと思います。

○宮城一郎委員 これからもこの決算も踏まえて、ことしも来年もこのワシントン事務所が永続されていくと思うんですが、近い例えとして、八重山支庁や宮古支庁のようにですね、大変広大なエリアではあるんですけども、ワシントン事務所が北米県人のさまざまな相談事を受けられるような機能を持ってほしいなというふうに思っております、ぜひこの事業内容にですね、そういったテイストのものも厚

みを増していただきたいなと思っています。その際には、知事公室予算だけでは難しいというふうな判断もあるかもしれませんし、そういったところを少し部局を超えて検討していただきたいなというふうに思うんですけどいかがでしょうか。

○池田竹州知事公室長 例えば今年度ですけども、ワシントンDCの桜祭りに今回初めて県人会がブースを設けて参加をしたというのがございます。そういったところも必要な予算についてはそれぞれの所管する部局とも働きかけながら対応していければというふうに考えております。

○宮城一郎委員 続いて総務部なんですけども、今、発信させていただいた通知のほうで、ちょっとあれと思うところがあるかと思えます。実は、これはあしたの企画部が所管する事業なんですけども、この事業に関連して、税徴収の部分があるものですから、残念ながら企画部と総務部が日にちを分けておりますので、税収、徴収の部分で少しお尋ねさせていただけたらと思います。もし、事務局、委員長、私の質問のやり方おかしければ途中でとめていただいても結構ですので、よろしくお願ひします。

移住促進、3700万円の当初予算に加えて補正増額して進めてきて、非常にお金が必要ということで、ある程度の効果を示していらっしゃるとは思うんです。一方で、これも6月の議会で少し御質問させていただいたんですけども、住民票を移さない移住者ですね、この人たちがしっかりと行政サービスを受けるための納税を行った上で、そういう観点のバックアップもとられて、この移住促進事業が進められているのかということ、非常に私疑問を持っているところなんです。お尋ねしたいのは、税徴収を預かる総務部として移住者であろうとなかろうと、この沖縄県に定住する人たちから、この税徴収の区別というのがあるのか。すべからくしっかりと税を支払っていただく、納税していただくというお考えなのかということをお教えください。

○小渡貞子税務課長 今委員がおっしゃっているのは、市民に対する県民税の部分にかかる部分かなと思いますので、そちらのほうからお答えしていきたいと思えます。まず、個人の県民税につきましては、個人の方、法人及び法人ではない社団とか、いろいろな方に市県民税というのにかかるんですけども、その中で個人につきましては、県内に住所を持つ方について課税されることになっております。この住所ということにつきまして、地方税法の中では明確にどこを住所とするという規定がありません。それで、そういう地方税法に規定がない場合は民法のほ

うにいきますので、民法の中で住所が生活の本拠地となっています。その生活の本拠地につきまして、税法ができた後に住民基本台帳法というのができましたので、その住民基本台帳に登載されている住所があるところで課税されるということになるんですけども、地方税法は住民基本台帳法に載るということになっていませんので、まず生活の本拠がどこにあるのかというのを確認することになります。その中で、例えば住民基本台帳に住所がなくても、例えば沖縄県を生活の本拠にする、那覇市を生活の本拠にしているということが確認されるのであれば、那覇市のほうで市県民税を徴収することができるということになっております。実態調査という形になると思います。そちらのほうで住まれているかと。なので今、例えば移住促進でやられているということであれば、こちらに移住促進、つまり誘致というところもおかしいですけど、勧誘して来ている方もおりますので、そちらのほうで確認ができるのかなど。ただ、生活の本拠をこちらに完璧に移しているのかどうかとか、そこら辺を調査する必要がありますので、そこら辺は調査しないといけないと考えております。

以上です。

○宮城一郎委員 ありがとうございます。

この実態調査というのは、どこがやるべきものだと思いますか。

○小渡貞子税務課長 市県民税につきましては、賦課徴収につきまして市町村に全て委任されている形になっております。県のほうでは市町村のほうから報告を受けまして、この税を集めていただいている形になりますので、その調査も含めまして市町村のほうで実施するというふうに考えております。

○宮城一郎委員 では現状を一県が県民税を徴収するに当たって、実態調査らしきものが行われていて、十分な状態だと考えていますか。

○小渡貞子税務課長 各市町村のほうでどこまで調査をしているのかというのは県税のほうではどこまで確認していないんですけども、県税のほうでは徴収、つまり課税をしたけれども徴収できないものについての調査についての協力とかは行っているんですけども、課税する前の段階についての調査についてはそこまでは把握していないというのが実情です。

○宮城一郎委員 ありがとうございます。

非常に新しい発見もあって、あしたの企画部への質問にうまく反映させていけたらなと考えております。

以上です。ありがとうございます。

○渡久地修委員長 当山勝利委員。

○当山勝利委員 それでは、質疑をさせていただきます。

今、通知を出させていただきました決算意見書の5ページになりますが、きのう決算特別委員会がありまして、その中でもあったんですけども、会計処理の中にですね。一部執行機関の事業について不適切な支出がなされたということがありまして、その職員の処分に関しては一義的には総務部のほうでということであったものですから、きょう質疑させていただきたいと思っております。まず、総務部として、この不適切な支出に関してどういうことが行われているのか、どの程度把握されているのかお伺いします。

○茂太強人事課長 お答えします。

まず昨日、代表監査のほうから答弁がございました。総務部に報告書が出されているという話でございますけれども、これについては9月4日付に人事課のほうですね、提出されております。現在、受け取った報告書をもとに精査している段階となっております。その受け取った内容について、また部局にこれはどういうことかとか精査をしている段階でございます。その精査が整い次第、また当事者、またその関係者含めてヒアリングを行っていきたいと考えています。報告書の概要なんですけれども、これも精査中なんです詳細には申し上げられないところですけども、概要だけ簡単に言いますと、この報告書によるとですね、同部の職員が国庫補助の対象となる県内医療機関に対する2つの補助事業、これは運営費補助と施設整備補助の2つになります。その補助についてですね、国庫補助金の受け入れ事務を行わず収入未済を生じさせたという事実。あと、医療機関に対する補助金交付手続に際して、上司の決裁を受けずにさらに無断で公印を使用し、交付決定通知書を作成し交付していたという報告がなされている状況でございます。

以上です。

○当山勝利委員 いろいろ今、調べていらっしゃる段階なんでなかなか答弁しにくいところもあると思うんですけども。何名の方がこれにかかわったかわかりませんが、当然として処分されるべき事案と考えてよろしいでしょうか。

○茂太強人事課長 事実関係を今、詳細に詰めているところなので、正直答えづらいんですけども。ただ、部局から上がった報告書によると厳正に対処してもらいたいという報告書になっております。

○当山勝利委員 本来でしたらこういうことは考え

にくい、起こり得ないはずのものがですね、上司の決裁も経ていない、それから公印も申請もせずに押されて書類が処理されているということです、ふだん皆様方のお仕事からすると普通は考えられないことがここでは起きているということなんですけれども。ここはやはりもう一度、こういう再発防止というのをきちんと、公務員の倫理にもかかわることだと思しますので、もう一回そこら辺は確認しながら、また職員の方々にもきちんと事件の詳細と再発防止をするための何らかの手续もしくは啓発をするべきだと思うんですけども、そこら辺はどのように考えてらっしゃいますか。

○金城弘昌総務部長 お答えいたします。

これについては9月4日に保健医療部から話があったということですが、その前にも委員監査で8月のあたりから私どもの総務部のほうに、いわゆる不適正な会計事務処理があったという報告がございました。それで、総務部としても当然のことながら再発防止ということで、まず管理者等により事務処理の確認を徹底することという注意喚起の文書を発送させていただきました。

あわせて今回は国庫の請求の受け入れのふぐあい等もございましたので、そういうふうな国庫支出金の受け入れ漏れのための防止策とか適正執行管理なども早速取りかからせていただきました。国庫に関する関係について、財政課のほうでも所管しておりますので、執行部としましても定期的に報告するようなことも求めたところでございます。

あわせて、今回、会計事務処理の不適切ということがございましたので、まず、研修内容の徹底と事務処理マニュアルについてもですね、一連の事務の流れをしっかりと確認できるような形のまずは会計事務のところはやっています。公印の管理についても今回ありましたので、公印管理の徹底も、いろいろ今回は本人が無断で押したというのもありましたので、公印を押すものと求めるものを分けてやるということもやって、こういうふうな事態が起こらないように再発防止をしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○当山勝利委員 この件では最後になりますが、きのう会計責任者のほうから治癒に関しての、治癒をする必要があるような旨の答弁があったんですね。当然、総務部としてもそこら辺はきちんと一当事者は保健医療部ですのでそこがやらなきゃいけないというふうにはあったんですけども、管理する側としてですね、そこら辺をきちんとさせる必要があると

思いますけどもいかがでしょうか。

○金城弘昌総務部長 この事案は保健医療部で起こっていますが、それは保健医療部の問題ということではなくてですね、県全体、知事部局全体でいま一度、財務会計の処理についてももしっかり把握をして、また担当に任せることなど組織で点検できるようなこともしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○当山勝利委員 わかりました、よろしく申し上げます。

次に、同じく決算意見書の17ページで、県税の収入の件に関して伺います。きのうも決算特別委員会でいろいろ質疑もありました。この中でも年々税収がふえていると、県税がふえているということであったんですけど、もう一度、まず何年連続してこの県税がふえているのか伺います。

○小渡貞子税務課長 お答えいたします。

県税の収入につきましては、平成24年度から7年連続で増加しております。

○当山勝利委員 7年連続で、じゃあその7年前と平成30年を比べて、額で幾らふえて、率でいうとどれだけ増加したかをお願いします。

○小渡貞子税務課長 平成24年度から7年連続で増加となっているんですけども、増加する直近の平成27年度と平成30年度を比較しますと、県税収入済額の増加額が403億9542万円、増加率は44.6%となっております。

訂正させていただきます。

24年度から7年連続で増加しているんですけども、増加する前の年、平成23年度から平成30年度まで比較しますと、増加額で403億9542万円、増加率が44.6%となっております。

○当山勝利委員 じゃあ7年間で税収が約1.5倍にふえているということですよ。県の経済が上向きだということがよくわかるんですが。ただですね、直近の平成29年度から30年度で見ると、平成28年度から29年度と、そんなに税の伸びの額がそんなに変わってないような感じがして、ちょっとさらに過去よりも伸び率の額でいうと鈍化をしているのかなという一伸びてはいるんですよ、ふえてはいるんだけど鈍化をしているのかなというような数字にも見えませんが、どのような感想をお持ちでしょうか。

○小渡貞子税務課長 県税収入済額の対前年度増加率については平成26年度が7.8%、27年度が12.9%、28年度が6%、29年度が3.5%、30年度が3.4%、確かに数字的には少なくなっているように見えるんで

すけれども、実は税収につきましては税制改正等の影響とかもありまして、平成26年度、27年度及び28年度につきましては消費税と法人事業税の税率改正が行われております。その特殊要因がありまして、平成26年度、27年度、28年度につきましては、伸びが大きく見えているんですけれども、消費税、法人事業税が平準化されてきた平成29年度、30年度につきましても大体3.5%台で推移しておりますので、県税収入済額は順調に推移していると、税率改正に伴う伸びの分がなければ大体これぐらいだろうなという形で考えております。推移していると考えます。

○当山勝利委員 わかりました。

こういう状況の中で、将来的にも県税はまだまだふえていく方向であるというように皆さんは推測されているのかどうかお伺いします。

○小渡貞子税務課長 税制改正がありますので、絶対に県税が伸びるとかということと言えるわけではなく経済状況とかもありますので。ただ、今の状況からすると経済は堅調に推移していると言われておりますので当分まだ伸びると。あと、消費税の平準化する年もありますし、法人事業税につきましては税率改正がありましたので、その分県に戻ってくる部分というのは大きくなるというふうを考えております。

○当山勝利委員 わかりました。

それと、自主財源比率のほうも平成23年度からでいいので、どれだけ高くなったか御答弁ください。

○武田真財政課長 自主財源比率になります。平成24年度時点での自主財源の比率は27.7%でした。それ以降上昇傾向を示しておまして、直近の平成30年度は33.6%で5.8ポイント増となっている状況にあります。

○当山勝利委員 県税がふえるということで、さらに自主財源比率は改善していくんだろうと推測されるわけですけど。ただ、経常収支比率がなかなか改善傾向にないというのが見えてくるんですけど、この理由はなぜでしょうか。

○武田真財政課長 経常収支比率の算出の方法なんですけど、地方税とか交付税を中心とした経常的な一般財源、それに対する経常的な人件費や経費等の経常的な経費に対する割合という形になっています。平成30年度の経常収支比率でいいますと95.7%という数字になっております。過去5年間でも93から96のあたりでずっと推移しておりますが、どうしても分母となる収入の部分なんですけど、経常的な収入です。一般財源になりますけど、地方税はたしかにふえていくんですけど、地方税がふえると逆に交付

税では減要因になるということで、それに対して一方で分母のほうは社会保障費の増がありますので、そういったところで余り大きな改善がなく、大体同じスパンぐらいの93から96あたりでずっと推移しているという状況になっております。

○当山勝利委員 これは税収入がふえても、なかなか今後も改善しそうもないなというところでしょうか。

○武田真財政課長 先ほど申し上げたとおり、地方税がふえると交付税の減要因になっている。一般財源はそんなに大きくふえるわけではないというところを捉えて、一方で社会保障費が今後増加する傾向があると。今後、大きく改善するというのにつながらないのかなと考えております。

○当山勝利委員 わかりました。

あと、財政力指数のほうは年々、改善傾向にあるというのはデータで見てとれるんですけども、この沖縄県のように財政力指数が高くなっているところってまずあるんでしょうか。また、全国で今、何位ぐらいにきているんでしょうか。

○武田真財政課長 直近の平成30年度の本県の財政力指数は、0.35628という数字になっています。これは全国で36位の数字になっております。先ほど、今ほかの都道府県はどうかというお話がございましたが、過去5年間においてですね、同様に上がり続けている都道府県は、本県を含め32都道府県が過去5年間ずっと率が改善されていっている状況にあります。

○当山勝利委員 その伸び率も結構高いのかなと、沖縄県は高くなっているのかなと思いますけど。またこれは勉強させてください。

では、別のほうに移ります。同じ総務部の成果報告書の15ページのほうになります。

このファシリティマネジメント推進事業の中に、劣化度調査及び耐震診断というのがありますけども、まず、劣化度調査をされたんですがその結果が示されていないので、結果についてお伺いします。

○浦崎康隆管財課長 こちらに今記載ありますように、劣化度調査につきましては、35施設52棟実施しております。劣化度調査と申しますのは、建物の建築部位、設備機器ごとに劣化度状況を調査するものとなっております。それぞれ調査報告書を作成して施設管理者へ提供を行っております。施設管理者においては、この調査結果をもとにしまして、今後策定する個別施設計画の中で修繕等について検討されるものと考えております。劣化度調査につきましては、これまで平成26年度から実施しておまして、118施設を実施しております。そして、今年度は残り

3施設となっております、劣化度調査実施の全ての施設を調査終了ということになっております。

○当山勝利委員 じゃあ全て劣化度調査したんだけど問題はなかったというふうに、それとも幾つか問題があったとか、早急に対応しなきゃいけなかったとかそういう施設はあったんでしょうか。

○浦崎康隆管財課長 劣化度調査の結果ですね、早急に対応が必要というのはございません。ただ、老朽化の度合いにもよりますので、それにつきましては随時、改修等を行っているという状況です。

○当山勝利委員 それはそちらの担当のほうで、警察署だったら公安さんのほうでということ、やっていかれるということですね。

○浦崎康隆管財課長 各部局において対応されるものと考えております。

○当山勝利委員 わかりました。

次に、外壁等修繕ということで予防保全をされているというんですが、具体的にどのような保全かこの施設か、など書いてありますが、ちょっと御説明ください。

○浦崎康隆管財課長 予防保全工事の内容ですけれども、主に屋上の防水でありましたり、ひび割れ等の補修、あと外壁塗装などを行うことによって建物の躯体の保護を目的とした工事となっております。平成30年度ですけれども、4施設実施しております。八重山保健所、宮古保健所、あと安全運転学校中部分校、埋蔵文化センターの4施設になっております。

○当山勝利委員 コンクリートの建物の長寿命化で防水塗装等されているということだと思います。今後、こういう長寿命化に向けてやられていくという計画のものは何棟ぐらいあるか把握されていますか。

○浦崎康隆管財課長 予防保全工事につきましては、今年度2施設を予定しております。順調に進んでいるところですが、今後も幾つかは残ってはおりますけれども、今後ちょっと予算要求も含めながら検討していきたいと思っています。

○当山勝利委員 わかりました。

沖縄の場合は、塩害とかコンクリート剥離とかすごい起こしやすいんですけども、その予防保全工事をやることによって長寿命化が図れると専門家の方からは聞いていますので、ぜひそういうこともしっかりやっていただきたいと思っています。ありがとうございます。

それでは、また公安さんのほうに行かさせていただきます。

成果報告書で441ページ。今、送らせていただきま

した。飲酒運転根絶対策についてですが、新聞等の報道にもありまして、ここ何年か増加傾向が続いているということなんですけど、まず、何年増加しているのかお伺いします。

○宮城正明交通部長 お答えします。

飲酒運転の検挙の件数ですけれども、これ平成に入りまして一番のピークが平成10年の1万5000件台ってのが一番ピークになります。それ以降、減少傾向を示して、平成18年に福岡で飲酒運転による悲惨な事故がありました。それと平成21年には、当県で飲酒運転根絶条例の制定があったと、そういうのをやって1万件を切って、9000件、8000件という形で下がっていきまして、その後、平成26年に1200件、ここまで下がりました。これが最小値になります。以降、こんなに飲酒検挙は下がってくるものの、人身事故に占める飲酒絡みの人身事故は御存じのとおり27年連続ワーストというような記録もあったりして、なかなか飲酒運転が減らないということで、その段階から飲酒運転取り締まりを強化しました。強化した段階で平成27年以降はまた増加傾向になりまして、平成29年、30年と2000件台まで上がったということです。

以上です。

○当山勝利委員 モラルの問題なので、なかなか難しいとは思いますが、啓発活動等いろいろされていると思いますが、もう一度確認の意味でどういうことをされているのかお伺いします。

○宮城正明交通部長 取り締まりを強化したら数字が、検挙件数がふえるということで、やはり県民の意識の欠如というのは非常に大きいということもありまして、県警としましてはいろいろな対策、啓発活動を行っているところでありますけれども、学生を含めた一般ドライバー、その家族、あるいは高齢者等を含めた飲酒運転根絶に向けた交通安全教育を進めているのも一つでありますけれども、それ以外に、例えば飲酒運転根絶の対策をとっている優良事業所、これはこの事業所のほうで出勤時あるいは社用車を運行前にアルコールチェックを強化しているとか、朝礼とかいろいろ集まるときに飲酒運転防止の教養をしているとか、そういう企業、今48事業所に対して優良事業所として認定をして、企業を挙げて飲酒運転根絶の取り組みをしてもらうというのが1つ。それと飲酒運転根絶アドバイザーというのを、これは飲酒運転の事故の被害者、当事者、あるいはアルコールの専門知識を有する医者等25名に委嘱して、それぞれの立場で教養、講演等をやっている。それと、社員の教育をするリーダー的な立

場をする人を養成しまして、その人たちのほうからまた社員教育をしてもらう。また、近々開催予定でありますけれども、この条例制定を受けた翌年からことし10回目になりますけれども、飲酒運転根絶県民大会等を実施しまして、この中で飲酒運転根絶についての啓発というのを強化しているところであります。

以上です。

○当山勝利委員 そういうことをしてもなかなか、一旦下がったものがまたふえているという残念な結果ではありますが、しっかり努力されて頑張ってください。

それでは、次に移ります。サイバーセキュリティ対策について伺いますけれども、平成30年度のサイバー犯罪の件数について伺います。

○小祿重信生活安全部長 平成30年の県内におけるサイバー犯罪の検挙件数、内容等についてお答えいたします。

平成30年中のサイバー犯罪の検挙件数につきましては133件で、前年に比較しますと11件の減少となっております。これの主な内訳といたしましては児童買春、児童ポルノ規制法犯が40件と最も多く、次いで県青少年保護育成条例違反29件、詐欺24件などとなっております。

以上でございます。

○当山勝利委員 全国的に同様な傾向なのかもしれませんが、沖縄県としてこういう特徴がありますよというのはあるのでしょうか。

○小祿重信生活安全部長 お答えいたします。

平成30年中のサイバー犯罪として分類された事件の検挙件数133件のうち児童買春、児童ポルノ規制法違反、県青少年保護育成条例違反及び児童福祉法違反の児童が被害者となる犯罪の検挙が70件と検挙全体の52.6%を占めている点が県内の特徴として挙げられるものと認識しております。

以上でございます。

○当山勝利委員 それを防ぐために各学校で小学生、中学生、高校生も含めていろいろ啓発活動をされていると思うんですけども、もう一度、例えば学校でどの程度やっているとかわかりますか。

○小祿重信生活安全部長 児童の被害未然防止のための県警察の取り組みにつきましては、児童がサイバー犯罪被害に遭わないように県教育庁等の関係機関や民間事業者等々と連携し、例えば街頭補導及びサイバーパトロール、サイバー補導による被害児童の早期発見保護活動等々のほか、県民に対しましてはテレビとかラジオ、新聞等の各種広報媒体を活用

した広報啓発活動、加えまして児童生徒や保護者に対するSNS等利用の危険性の周知とフィルタリング利用の普及啓発などの被害防止対策を強化しているところであります。具体的にどれぐらいかということで、平成30年度中のサイバー犯罪に関する広報啓発、講話等ですけど、それにつきまして説明を加えますと、例えば児童生徒を対象のものにつきましては回数で244回、人数につきましては受講人数ということで4万9160人。例えば保護者、教職員は125回の2360人等々となっております。合計しますと610回で1万8509人の方にそういったことを行っているところですよ。

以上であります。

○当山勝利委員 なかなか皆さん警察だけで全員の生徒をとというのは難しいので、例えば先生方にそういうスキルを身につけてもらって、先生方からやっていただくとかというようなことも必要かなと思いますけれども、そこら辺はどのように取り組まれていますでしょうか。

○小祿重信生活安全部長 非常に大切な点だと思っております。先ほど答弁させていただきましたけど、保護者とか教職員からの求めも数多くありますので、例えば30年中は125回、2362名に教職員等々に対して講話等を行い、そういったスキルを身につけてもらっていると。児童生徒に間接的ながら実施していただく。引き続き県警といたしましては保護者とか教職員の皆様方に対してもしっかりとこういった講話を続けてまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 ぜひ子供たちから犯罪—どうしてもそういうネット環境を使った犯罪が多くなっていますので、ネットリテラシーを身につけてもらう。やはり、警察だけではどうしようもないので、本当に保護者も含めて巻き込むような形でやっていくのが必要かなと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○小祿重信生活安全部長 済みません、児童生徒、それから保護者、教職員に対する実施回数と延べの人数ですけど、少し間違っておりますので訂正します。児童生徒に対するものにつきましては、平成30年度中384回、10万283人。保護者、教職員に対しましては179回、7450人となっております。

以上でございます。

○渡久地修委員長 仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 それでは、県警公安決算からお願いしましょうね。

説明資料2ページ。諸収入の過料というところなんですけれども、当初予算1億3000万円余りで収入

済額が1億1900万—1億2000万円近い収入があるということなんですが。この収入の中身というんでしょうかね、過料の反則金だと思ってしまうんですけど、どういった金額を積み重ねてこの額になっているのかお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

○宮城正明交通部長 過料の中身につきましては、放置駐車違反金になります。

○仲宗根悟委員 もう一度確認しますが、この過料の中身は放置駐車のための数字なんですか。

○宮城正明交通部長 そのとおりです。

○仲宗根悟委員 今回、不納欠損額で処理しないといけなくなった額が128万円余りですよ。収入未済額が1100万円余りということで、この時効は恐らく5年たったらもう時効なのかなと思うんですけども、時効を迎えない未収額のほうが1100万円あるということなんですけれども。戻りますけれども、収入済額の中で収入未済から1億1900万円に、過年度収入というんでしょうかね、この収入未済から上がってくる数字というのも例年あるんでしょうか。

○宮城正明交通部長 先ほど委員がおっしゃったように時効が5年でありまして、それを迎えてこの不納欠損になるまでのものは収入未済、収入済みにならない限り未済として積み残し、積み上げていく形になります。

以上です。

○仲宗根悟委員 質問変えましょうね。

今回、1億1900万円の収入済額の中のうちの未収入額で上がってくる額というのも把握していますか。

○宮城正明交通部長 収入済額の内訳については把握をしております。

○仲宗根悟委員 今、その過料は駐車違反が全てだというようなお話なんです。私も一度、駐車して帰ってきたらバンドをかけられて、翌日銀行に振り込みはしたんですけども、ただ、そこには運転手との違反切符をこうやりとりはなくて車にかけられている状況なんですよ。ということは、車の所有者に対して、後日請求書が行くというようなことになろうかと思うんですが。今、レンタカーですとかというような数が大分ふえていて、こちらは駐車違反だけというようなお話なんです。よくバス専用レーンを走っているとめられるレンタカーもかなりいるような気がするんですよ。話を戻しますが、駐車している間に切符を切られているレンタカーですね、所有者に当たる会社に請求が来るわけですね。その辺のところはどういう状況ですか。

○宮城正明交通部長 例えば駐車違反をして、そこに違反者がいればこれは当然切符処理になりますし

反則金を支払いますが、この反則金というのは国庫のほうに入ります。ここで収入未済等になっているのは、放置駐車違反金ということで、いわゆる運転者がその場にいないというのに対して運転者がわかりませんので、一応その所有者のほうに使用責任という形で請求をかけております。今、委員が質問ありましたレンタカーについては、収入未済の中にはございません。

○仲宗根悟委員 よくわかりました。

実は、反則金の中にはバス専用レーンだとか、あるいは進入禁止に入っていて違反行為で切られるのか、支払いが滞っていて、またそれが後日請求が行くのかと思いました。今回は駐車のみだというような数字ですので、質問は続きませんのでよろしくをお願いします。終わりましたね。

あと、知事公室なんです。特定地域特別振興事業の旧軍飛行場の件なんです。どうもタブレットから探せなくてごめんなさい、そのままよろしいでしょうか。

補正の中でも今回、嘉手納の地主会のほうが基本設計の策定として上がってきたというような内容だったんですけども、今回、ことしの予算の中で4地域がまだ未解決で残っていて、適宜、解決に向けて頑張っていくんだというようなお話をされておりました。全体的に未解決にされてどういった事業で全体でまず幾つあったのか、そしてこれまで実施した地域の数、それぞれの事業費とまではいきませんが、その数だけで結構ですのでよろしくをお願いします。

○溜政仁参事兼基地対策課長 お答えいたします。

特定地域特別振興事業の対象となる箇所なんですけれども、それは6市町村9カ所ございます。そのうち、現在着手済みというか完了しているのも含めまして5市町村6カ所ということになっております。

○仲宗根悟委員 予算の中でもお話がありましたけれども、この事業費のほうは33年度までを一区切りとするというような中で、33年度までに解決するためには31年度予算の中までにスタートさせていきたいというようなお話がありました。残る箇所というんでしょうかね、実施のめどというんでしょうか、今どの辺を進めていらっしゃるのかですね。地主会、市町村含めて知事公室のほうはどういっためどづけされているんでしょうか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 委員御指摘のとおり、今年度でのめどづけというのが必要かと思っております。先ほど説明したとおりですね、6カ所については事業が着手、完了しているところなんですけれ

ども、残りの3カ所についてはまだというか、なかなか厳しい。今のところめどが立っていない状況にあります。

○仲宗根悟委員 残り3カ所というのは、宮古、石垣一石垣は2カ所でしたかね。

○溜政仁参事兼基地対策課長 御指摘のとおり、宮古の旧海軍兵舎跡地主会と石垣の2カ所の白保飛行場地主会と平得飛行場地主会との3カ所になります。

○仲宗根悟委員 この未解決で残ったのが9カ所ということなんですが、そもそも沖縄離島含めて15カ所か16カ所、旧軍関係で使用した土地絡みというのがあったと。9つの地域が残っていてその振興費に乗かって団体方式で解決を図っていこうというのがこの事業の趣旨だと思うんですよ。これまで9カ所以外のこの15カ所から16カ所あった地域でですね、ここは9カ所が未解決ですから解決をした地域なわけですね。その解決したいきさつにもいろいろあって複雑といいたいでしょうか、地主の感情ですとか、旧軍が手がけたんですけれども使用しなくて、そのまま旧地主のほうに戻ったケースだとか、あるいは軍政府の中で払い下げされたり、いろんな特殊な解決をしてきた地域があるというのが隣近所といいたいでしょうかね、同地域だとか同シマの中で起こっているということからすると、余り気持ちがいい話ではなくて、自分たちは国有地の扱いになっているんだということで個人補償を求めてみたり、一括払いを求めてきたり、何とかせえっていうのが旧地主の恐らく感情だと思うんですよ。そこを団体方式で、皆さん基本的には3つ挙げられておりましたよね。そこからしか、もう団体方式でしかやらないと、これを粘り強く説得してやっていくというようなお話だったと思うんですが。しっかり残された期間の中で皆さんも汗を流しながら頑張っていかなきゃいけないと思うんですけれども。この辺のところのしっかり交渉だとか、あるいは市町村を通してですね、この予算をどうにか活用して団体方式でやっていきたいというのが皆さんの事業主体だと思うんですが。ぜひ、めどづけというんでしょうか、これはこういう決意で臨んでいきたいというようなことは、知事公室の全体で臨まなくちゃいけない、解決しなくちゃいけない事業だと思うんですが、そのところ公室長はどうお考えでしょうか。

○池田竹州知事公室長 旧軍飛行場の関係の事業につきましては委員からございましたように、いろいろな飛行場、全部で16カ所たしかあったと思いますが、経緯を見ております。特別地域振興事業の対象となる地主会が9つありまして、3つがまだ着手に

至っていないところでございます。私どもが聞いている限りはその3つの地主会は個人補償という形で求めているということで、なかなか団体補償に切りかえがいていない状況でございます。この点につきましては、石垣市、そして、宮古島市とも連携して引き続き取り組んでいきたいと思っています。

○仲宗根悟委員 ぜひ、知事公室を挙げて粘り強く汗かいて頑張ってくださいと思います。

以上です。終わります。

○渡久地修委員長 警察本部交通部長から答弁を訂正したいとの申し出がありますので発言を許可します。

宮城正明交通部長。

○宮城正明交通部長 先ほど仲宗根委員からの収入未済の中にレンタカーがあるかという質問に対して、そうである旨の回答をしましたが、これは不納欠損の中にはレンタカーはございませんの誤りです。レンタカーにつきましては、そういう放置駐車違反だった場合は、こちらのほうからこの車が放置駐車違反をしましたというレンタカー会社に行くシステムをつくってございまして、ファックスで送るんですけれども。レンタカー会社が責任を持ってその運転者に対して出頭を促す。もし出頭がない場合は、当然のことながら、レンタカー会社が放置駐車違反金を支払うと。不納欠損に至らないということは収入未済にならない前に処理をしていると思われま

以上です。

○渡久地修委員長 新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 午前中に各部の決算説明概要をいただきありがとうございます。

それでは、早速、今送った所有者不明土地管理の特別会計のほうから質問させていただきます。

この財産収入の中でですね、収入未済額の収入比率が今回70%ということで悪いんですけども、何を今貸し付けているのかお伺いいたします。

○浦崎康隆管財課長 所有者不明土地、県で管理している1505筆ございますけれども、このうち123筆について貸し付けを行っておりまして、その貸し付けの収入となっております。

○新垣光栄委員 今、県の収入率が99.1%ということとかなりいい中でですね、この70%というのはちょっと頑張らないといけないなと思っているんですけども。その比率の中で、当年度の収入の額の部分の収入比率と過年度分の未済額の中に過年度分の収入額、そして収入率というのがあるんですけど、やはり長期になると悪くなると思うんですけども、その辺の数字を押さえてありますか。

○浦崎康隆管財課長 30年度現年分の収入済額が2050万4877円となっています。そして、過年度分につきましては、76万854円となっております。

○新垣光栄委員 過年度分が割と少ないんで、この収入率をアップするのは割と簡単ではないかなと。頑張っていたきたいなと思いますのでよろしくお願ひします。

そして次ですね、繰越金のほうで今、当初予定額が1億4273万円になっているんですけど。この額に関しては、去年度の支出に関する調書の中の実質収支額の1億5915万8000円の部分があると思うんですけど、これがですね、そのまま本来なら予算額に回るはずなのに、なぜ収入額のほうでそういうふうに合わせているのか。本来であれば当初予算から繰り越して明確になった数字なのに、当初予算の中で8割になっているのかお伺ひいたします。

○浦崎康隆管財課長 繰越金が確定した後にですね、例えば委託料の支出でありますとか人件費の支払いですとか、そういったものがあって、最終的に繰り越した後に支出が多くなってマイナスで確定しているというような状況になっていると思います。

○新垣光栄委員 ぜひですね、確定しているんであるんだったら、そのまま予算に本来なら計上すべきではないかなと思っておりますのでよろしくお願ひします。

次にですね、公債のほうの部分にいきます。公債のほうの部分今タップしましたけど。公債のほうで、そこも同じような現象ではないかなと思っております。今、金利のほうで公債の次のページかな、金利のほうがかなり不用額があるんですけども、これを元金等に流用してですね、かなり比率—当初予算と違って不用額があるんですけども、そのほうの金利というのは流動的な金利なのか、固定金利なのかお伺ひいたします。

○武田真財政課長 県債に絡む金利ですので、銀行だったり政府機関からからお金を借りて、それに対して償還をしていって、それに伴う利子になります。不用が大きく見えると思うんですが、これは設定利率、予算の段階では1.1%という利率で設定しています。この利率の考え方は財務省の国債費と同じ利率で設定させていただいているんですが、実際の借入れの段階ではかなり低利に借りられるということになって、その部分が不用になっているということになっています。

○新垣光栄委員 この利率っていうのは決まっています、そのような設定で今借りているということですか。

○武田真財政課長 予算のときの設定利率と実際の借入利率が違うというところが不用になっているということです。

○新垣光栄委員 これは理解しているんですけども、これは固定金利ではないんですか。変動金利の中でそういうふう設定して—借り入れするときは本来であれば、私たちでも固定金利であればある程度わかるんですけども変動になっているんですか。

○武田真財政課長 既発債、過去に借り入れたものについては利率が固まっていますのでその分は算定できるんですけど、新発債って言っています5月以降に新年度に入って借り入れる部分、この部分は利率が当初の予定よりも落ちるといふことの不用になっております。

○新垣光栄委員 ありがとうございます。

今タップいたしました。次に、財産収入の部分ですね、運用収入の部分、そして売り払い収入の部分がありますけれども、今年度この財産、売り払ったこの内容を詳しくお願ひいたします。

○浦崎康隆管財課長 こちらのほうは普通財産の土地の売り払い代になっておまして、一般貸付地、あと未利用地合わせて39件の売り払いで、こちらにありますように9億9905万3000円となっております。

○新垣光栄委員 このように今、県は行財政改革の中でですね、県有地を現金化しようという流れがあるんですけども、そのような方針があるのかどうかお聞きたい。

○浦崎康隆管財課長 公有財産管理運用方針というのがございまして、それに基づき不要な普通財産については売り払いをしていくというような方針となっております。

○新垣光栄委員 この不要な財産というのは、今回、県警の部分もだと思んですけども、この不要な財産というのは利益が入らない財産なのか、利益を生んでいる財産も今、売り払いをしているんですか。

○浦崎康隆管財課長 基本的には一般貸付地と言いまして、個人や法人に貸し付けている一般貸付地であったり、あとは、契約未済地と言いまして、例えば生活道路になっているような道路として使われている、そういう土地を基本的には順次売っていくというような方針となっております。

○新垣光栄委員 私はこの財産を生む土地というのは、かえって残すべきではないかなと。今後の県の収入源になると思しますので。その辺は、私は以前からですね、間違っているのではないかなと。キャッシュフローの観点からしてもですね、やはり財産、流動する資産が入る部分の活用が今後の県の財政の

補完的役割が大きくなるのではないかと。もっともっと活用したほうがですね、売り払いをするのではなくて、これを活用するほうが私は県にとっては有利ではないかなと思っているんですけども、どうしてお考えでしょうか。

○浦崎康隆管財課長 県の財産につきましてはですね、基本的にはまず庁内で行政利用するというのがまず前提になっております。その後、もし庁内の利用がなければ所在の市町村に売り払うと。それでも市町村の活用がない場合は一般競争入札で売り払うというような方針、手順になっております。

○新垣光栄委員 ぜひですね、行政の運用ではなく経営的な立場で、今後財政をふやしていかないと大変苦しい面になっていくと思いますので、売り払うのは簡単ではあるんですけど運用するのは難しいと思いますので、ぜひその辺も発想も取り入れてですね、今後やっていただけないかなと思っています。よろしく願いいたします。

続きまして、公室のほうは基地から派生する問題と米軍・軍属から派生する一同じように私たちは捉えているんですけども。私は公室のほうでは基地から派生する部分に特化してはいるのではないかなと思っていますんですけども、この米軍・軍属から派生する問題についてはどういうふうに捉えていらっしゃいますか。

○池田竹州知事公室長 主要施策で幾つか基地問題の解決として上げさせていただいております。基地問題は直接基地に起因する事件・事故、そして騒音とか環境汚染などもさまざまなものがございます。それを含めて一応、主要政策としては今こういう形で報告させていただいておりますが、基地そのものの問題、基地の返還も含めて、そして米軍の事件、事故の対策など知事公室としては全体的に取り組んでいるところでございます。

○新垣光栄委員 その件に関してですね、私たちこの事件、事故に関して、やはりこの後の処理というのは泣き寝入りしている部分があって、かなり沖縄県では、被害に遭った方々はかなり苦しい思いをしていると思います。そこで何度かですね、この人々を救うためにそういう対策室などが必要ではないかなと言ってきたんですけども、それは国の問題だとか防衛省の問題だということ蹴られてきたんですけども、その件に関してはどう思っておりますか。

○池田竹州知事公室長 今、委員からもございましたが、まず、県民が米軍関係の事件、事故に巻き込まれた場合の対応につきましては、当然、被害者の心情などにも十分配慮した上で基地の提供責任者で

ある国のほうで誠実に対応するというのが第一であろうというふうに思っております。また、米軍関係者における事故の相談窓口としましては、沖縄被害者支援センター、沖縄県交通事故相談所に加えまして、県警におかれましては各所管、警察署などで事故の相談などが行われていると聞いております。また、外国人との結婚、離婚など、そういったトラブルにつきましては、男女共同参画センター—ているのほうで相談対応も行っていると聞いております。このような関係機関が連携して県としては取り組んでいるようなところでございます。

○新垣光栄委員 やはり基地をこれだけ抱えている県としてはですね、相談のできる窓口がぜひ必要ではないかなと思っています。ヒューマン・ライツ・ウォッチとか、組織的なですね、沖縄県特有の事件・事故が多く発生している中で必要ではないかなと思っていますので、ぜひですね、その辺を検討していただきたいと思います。どうでしょうか。

○池田竹州知事公室長 今、国に対して例えば沖縄防衛局などと意見交換するときにはきちんとした対応をしてほしいというのは県として当然、さまざまな機会を捉えて申し入れているところです。今、既存のさまざまな研究機関についても、横の連携をより密にしてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○新垣光栄委員 続きまして、ワシントン事務所の件なんですけども、先ほどから何人かの方が質問されているんですけども。今回ですね、観光、そして交流等にも力を入れていただきたいという、また、入れているということで報告書にもありますけども。もう少し文化交流だけではなく観光とか、せつかくワシントンに事務所がありますから、ぜひそういう観光とかも文化交流も力を入れれば—もう少しこれだけの経費をかけているのであれば、もっと活用できるのではないかなと思っています。その辺はどうでしょうか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 ほかの委員のときにも公室長からも御説明ありましたが、ワシントン事務所は、本来は沖縄の基地問題に関する情報収集、あるいは沖縄の正確な情報等の情報発信を主な役割としておりますが、基地問題以外につきましても、今さまざまな取り組みを行っておりまして、例えば県人会のイベント等への参加、ほかにも経済文化等の多方面で活躍するウチナーンチュとの情報交換等を行っております。また、日本政府の観光局とかあるいは物産の関係とかとも意見交換を行っておりまして、委員御指摘の観光等への関係について

もアプローチしているというところでございます。

○新垣光栄委員 そしてもう一つ、観光交流のほかにはですね、今回、知事も所信表明の中で関係者の皆さんを沖縄に招聘をしてですね、沖縄のことをもっと理解できれば基地問題も解決するのではないかなということを所信表明しています。こういう米軍、アメリカの議員の方々とかですね、そういう基地問題の解決に向けて支援をしている方々の招聘というのは、今どのように考えているのかお伺いします。

○溜政仁参事兼基地対策課長 米国等で活躍されている方が沖縄の現状というのを見ていただくということは重要だと考えております。ワシントン駐在においては多方面に、有識者、連邦議会の関係者等々、面談等を行っているわけですが、その際には必ずですね、沖縄を訪問し現状をごらんいただきたいということで働きかけを行っているところでございます。今後とも連邦議会関係者等の沖縄への誘致等には取り組んでまいりたいなと思っております。

○新垣光栄委員 これは現実にできそうですか、今の体制の中では。

○溜政仁参事兼基地対策課長 今のところ招聘の予算を取っているわけではございませんで、ぜひその機会があれば沖縄に来ていただきたいという働きかけをしているというところでございます。

○新垣光栄委員 ぜひ、不用額が出るのであれば、不用額を出さずにその辺をしっかりとやっていただきたいなと思っております。

最後になりますけれども、ファシリティーマネジメントについてお伺いいたします。

今後、このマネジメントを進めていく上です、先ほども答弁がありましたけれども、やはり土木部、各部との対応がいろいろ沖縄県の各部との連携が必要になると思うんですけども、その辺をどのようにして取り組んでいくかを教えていただきたいと思っております。

○浦崎康隆管財課長 現在、県では沖縄県公共施設等総合管理計画というのを策定しております。これに基づき各施設ごとに、各部局ごとに個別施設計画の策定を進めております。その中で、中長期的な維持管理であったり、更新の費用の全体的な把握にも努めております。個別計画の策定後ですね、個別計画の内容を踏まえたコスト縮減の数値目標というのを設定することにし—これはインフラも施設も含めて全体的なコスト縮減等の数値目標を設定して、また、社会情勢や県民ニーズの変化に対応できるように随時、PDCAサイクルを回しながら、この計

画の充実を図っていきたいと考えております。また、計画的な維持管理であったり先ほどおっしゃっていただきましたように長寿命化ですとか施設総量の適正化、そういったものを進めながらコストの縮減を図りながら引き続き取り組みを進めていきたくと考えています。

○新垣光栄委員 これは平成32年度までに策定することとなっている個別施設計画を策定しているんですけども、その流れの中です、今、答弁あったようにこれからだということなんですけども。実際に動き出すのはですね、令和何年度から一早目に私は動いたほうがいいと思っているんですけども、何年度から予定していますか。

○浦崎康隆管財課長 令和2年度中に個別計画の策定を終える予定となっております。その後は、令和3年度に総合管理計画やできた計画をフィードバックして全体的な目標を定めるという作業が少し残っておりますので、できるだけ早目にスタートできるように今後も取り組んでいきたいと思っております。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

午後3時18分休憩

午後3時35分再開

○渡久地修委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 監査委員の決算意見書で質疑をいたします。

決算の特に歳入についての概略的なお話になると思います。監査からも指摘されておりますが、先ほどもいろいろ答弁がありました。この間、県税も伸びてきている、自主財源比率も改善してきているという中で、ですが指摘もあるように歳入も予算も決算も前年度よりも下回っているという形で、歳入としては減っているわけですね。この大きな原因が、ずっと指摘されているように、国からの振興予算の減額が大きな原因だと思います。特に、一括交付金についてはこの委員会でもいろいろ議論してきました。これまで国は執行率の問題や繰り越しの問題等を指摘して減額をしてきたわけですが、今その問題は改善されたのでしょうか。

○武田真財政課長 今、委員の御指摘の執行率、ソフト交付金のお話だと思いますが、平成29年度の国の概算要求の時点で執行率が課題という形で予算が削減されたという経緯がございます。それ以前から県のほうでは執行率の改善に向けて取り組んでいたところではあります、30年度におけるソフト交付金の執行状況で見ますと、執行率は全体で88.5%、

これ県、市分を全部合わせてなんですけど、88.5%で前年度に比べますと9.5%改善しております。

また、不用額につきましても、全体で12億円と前年度よりも64億円改善しているというふうな形で、執行率は徐々に上がっていると認識しております。

○比嘉瑞己委員 皆さんの努力、また市町村も努力してですね、新しい制度をどんどんよくしていつているわけです。ですが、こうやって改善しているにもかかわらず、来年度の概算要求では過去最低の一括交付金の額だと言われていたんですが、この算定方法はというふうになっていると国に説明は受けているんですか。

○武田真財政課長 令和2年度の沖縄振興予算の概算要求において、一括交付金の要求額というのは平成30年度水準と同規模となっております。内閣府に説明をお願いしたところ、一括交付金については2年連続対前年度比での増額要求を行ったんですが、増額の幅について、県の要望額の金額を踏まえて100億円程度の増額にしたというふうな形の説明はございました。

○比嘉瑞己委員 そうは言っても皆さんの実際の要望額との開きというのは大きいと聞いているんですけども、皆さんはどう受けとめていますか。

○武田真財政課長 概算要求が、内閣府が行った後の知事コメントでもありましたとおり、まず、概算要求額の満額確保。それから、一括交付金については組みかえも含めて、要求額以上の額を確保していただきたいという形で要請を重ねているところであります。

○比嘉瑞己委員 この沖縄振興のために、沖縄県や市町村の自主性を尊重するというふうに始まったはずなのに、査定のやり方もすごく見えにくい。皆さんはちゃんとこれとこれが必要だというふうに積み上げて持っていつているんですけども、国からの説明はとてもそれに応えるものにはなっていないと思います。その点はですね、この決算を生かして次年度にしっかりと予算獲得のために頑張りたいと思います。要求どおりにもらえないことによってさまざまな影響が出てきているわけですが、特にハード交付金のほうの減額がかなり開きがあると聞いております。実際にハード交付金についての影響については皆さん、この間政府に要請するときにはいろいろ資料も持っていつているみたいですけども、県民生活への影響はどのようなものを懸念しておりますか。

○武田真財政課長 ハード交付金を活用している事業としては、道路、下水道とかの社会資本整備であ

るとか、かんがい施設、圃場整備、農業農産施設整備、そういったさまざまな分野に活用されております。この交付金がここ数年、減額が続いているということで、庁内部局からも市町村のほうからですね、インフラ整備で一部の進捗がおくれているとか、計画的な執行に関連して支障が生じているというような声は出ていますと認識しております。

○比嘉瑞己委員 細かくはここでは聞けないですが、中でもやっぱり県民の命や安全にかかわる問題というのも見受けられます。特に学校施設がかなり老朽化が進んでいる中で、ちゃんと計画どおりに改築が進んでいるのか心配なんですけど、その分野については少し詳しい説明をお願いします。

○武田真財政課長 8月に行ったいわゆる国庫要請の中では、ハード交付金に係る予算減額の影響事例についてまとめた資料も作成いたしました。その中で、教育関係ですね、具体的な学校名でいいますと開邦高校であるとか、八重山農林高校とかにおいて改築事業の着手がおくれているとか、あと中部農林、美来工科、美里工業の特別装置の整備がなかなか着手できない、そういった具体的な事例を御紹介しております。

○比嘉瑞己委員 今のは県立高校ですけども、市町村の小中学校ではどうでしょう。

○武田真財政課長 教育関係の予算配分については基本的に教育委員会のほうで行っておりますが、教育委員会によると、市町村事業についてはできる限り要望に近づけるような形で対応していると考えております。

○比嘉瑞己委員 この問題、最後総務部長に聞きたいんですけども、こうやって県は努力して改善を続けている。市町村にも影響が行かないように、小中学校には優先的にやって、そのしわ寄せで県立高校がおくれているというところもあるんですけども、だから、一括交付金の政府の算定の仕方というのが、かなり漠然としか見えないものですから、これだけ沖縄県が必要だというふうに皆さん資料もしっかりつくっていつているわけですから、これちゃんと県の要求額を確保できるように努力するべきだと思いますが、最後に部長の見解をお聞かせください。

○金城弘昌総務部長 一括交付金については、県も当然ながら市町村もいろいろ増額要望が、強い要望がございました。3年連続減額という中でですね、やはりハードについては特に事業進捗に影響が出ているというのがございますので。県としては12月のいわゆるの政府予算決定もですね、しっかり沖縄振興予算の満額確保、それと一括交付金でも増額がで

きるように、内閣府としっかり意見交換しながら取り組みを進めていきたいと思ひます。

以上でございます。

○比嘉瑞己委員 続いて、主要施策の成果に関する報告書をお願いいたします。

ワシントン事務所について私からも聞きたいと思ひます。もう開設から数年たちましたが昨年度の実績について概要をお聞かせください。

○溜政仁参事兼基地対策課長 御説明いたします。

ワシントン駐在はこれまで5度の知事訪米の対応、米国政府連邦議会、関係者等、延べ1104名との意見交換を通じたネットワークの構築、あるいは公聴会やシンポジウム等でのリアルタイムな情報収集等、米国シンポジウムの開催、米国版パンフレットの作成など沖縄の基地問題の解決に向け、米国政府等への働きかけを行っているところでございます。

以上です。

○比嘉瑞己委員 面談者が延べ1104名というのはなかなかの数字だと思います。この中でいろんな連邦議員初め有識者とも会っていると思うんですけども、決算ですのて昨年度振り返って、この面談の中で特筆すべき面談、また報告できるものがあればお願いします。

○溜政仁参事兼基地対策課長 具体的にお名前を申し上げるとするのはちょっと難しいところなんですけれども、例えば上院下院議員の補佐官等との関係者との面談においては、在沖米軍が関係する事件・事故、普天間基地の危険な状況と辺野古移設の問題点、米軍基地周辺の地下水汚染に関する意見交換等を行っております。連邦議会調査局との面談も行っておりまして、いわゆる軟弱地盤を含む辺野古移設の問題点の説明を行っており、このような情報提供が今回、新聞でも出ておりましたが、連邦議会調査局の報告書につながったものと理解しております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 私も今質問しようと思つたんですが、このほど報道で向こうの議会の調査局の報告書がことしも発表されて、かなり沖縄のことも書かれている。県民の多くがいろんな理由で反対をしている。県民投票のことや軟弱地盤のこともちゃんと書かれているんですね。その結論として、在沖米軍が駐留し続けることは同盟にとって難題が残されているというところで結論づけています。こういったワシントン事務所のさまざまな活動やいろんな皆さんの取り組みが、こうやって議会のほうにも声が届くようになってきているというのが一番大きな成果だと思います。ところで、この連邦議会調査局の報告書

は米国でどういった影響を持つものなのか、いま一度説明をお願いします。

○溜政仁参事兼基地対策課長 連邦議会調査局の年次報告によりますと、まずこの連邦議会調査局の役割というものは、全ての連邦議員及び委員会に対して専ら直接従事し、彼らの立法、監督、代表機能を支援しており、最も有益で適切な形で最高レベルの調査、分析及び情報面に関する支援を提供することに従事しているとされております。連邦議会調査局の報告書については、連邦議会議員が政策決定の際、参考とするなど連邦議会議員に影響力のある報告書であると考えております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 この報告書を公室長は読まれたか。この報告書に対する公室長の見解をお聞かせください。

○池田竹州知事公室長 該当部分ですけど一応目は通しました。県民投票も委員御指摘のように報告されておりますし、沖縄の最近の状況についてかなり的確に捉えていただいているというふうに考えております。

○比嘉瑞己委員 そこでなんですけれども、こうやって向こうにも声が届いている中で、先ほど光榮委員からもありましたけど、私もやはり関係者を沖縄に招聘するべきだと思います。私は3回アメリカに行きましたけれども、やはり直接お話しして、向こうが反応を示すのは沖縄の世論についてでした。この間行ったときも県民投票の話をしたときにはですね、彼らもかなり意識しているような感じがありました。その世論をこういった報告書だけではなく、実際の沖縄の地で肌で感じてもらうというのはとても意味のあることだと思うんですね。昨年この決算特別委員会では、実は連邦委員も沖縄に来ているようですよと皆さんは情報として持っているけれども、やっぱり米軍が呼んで基地の中から見ると沖縄ではなくて、沖縄県が招聘してしっかりとこの沖縄の目線で沖縄の世論を知ってもらう、基地問題をしっかりとつかんでもらうことが大切だと思うんですよ。これは真剣に検討すべきだと思うんですが、いかがですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 先ほどもお答えしたところでなんですけれども、ワシントン駐在においては連邦議会議員、関係者等の面談の際には沖縄の訪問というのを御提案しているところでございます。今後も引き続きそういうアプローチは続けていきたいと考えているところでございます。

以上になります。

○比嘉瑞己委員 公室長から答弁を求めたいんですけど、米国議会にも影響を与えるし、また国内の世論もかなりかなり注目されると思うんですよ。

これは真剣に検討していただきたいんですけども、公室長いかがですか。

○池田竹州知事公室長 有識者につきましては、万国津梁会議のメンバーとしてマイク・モチヅキ教授が入っていたりという形で、ある面やっている面もごさいます。一方で、連邦議員あるいは連邦議会の職員について県としてどういった形で、仮に呼ぶとすればアプローチができるかについては、大変難しい面もあると聞いておりますが、どのような形で米国の、現地の方の声を沖縄の声を直接見ていただけるかについては研究してまいりたいと思います。

○比嘉瑞己委員 よろしくお願ひします。

次に基地対策費でお願いします。去年を振り返りますと、皆さんいろんな取り組みして、特に日米地位協定の問題は全国知事会がああいった形で動いたというのは大きな成果だと思います。この沖縄の基地問題を考えるときに、一つの視点としてですね、私は日本が負担している在日米軍の駐留費、この視点をぜひもっと大きく全国に発信すべきだと思っています。それで、日本が負担している在日米軍関係費の推移はどのようになっていますか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 防衛省の資料によりますと在日米軍関係経費は、平成26年度予算が4667億円、平成31年度予算が5823億円であり、平成26年度予算と比較して1156億円、24.8%の増加となっております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 地位協定の24条には在日米軍の駐留費の負担について定められていますが、どのように書かれていますか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 日米地位協定第24条第1項には、日本国には合衆国軍隊を維持することに伴う全ての経費は第2項に規定するところにより、日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。第2項には、日本国が第2条及び第3条に定める全ての施設及び区域並びに路線権をこの協定の存続期間中、合衆国に負担をかけないで提供し、かつ相当の場合には施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行うことが合意されると記載されております。

○比嘉瑞己委員 ちょっとわかりづらいやつですけども、日本が負担するのは限定的なものなんですよ。それ以外は米国が負担するというのが24条な

んですが、しかし今、思いやり予算であったりSACOの関連費だったり、米軍再編費というのが予算に計上されて日本が負担しています。これは地位協定上も支払い義務はないと思いますが、沖縄県はどのように思っていますか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 防衛省は在日米軍駐留経費負担、いわゆる思いやり予算は、在日米軍の駐留を円滑かつ安定的にするための施策として我が国が在日米軍駐留経費を自主的に負担する経費、SACO関連経費は、沖縄県民の負担を軽減するために、SACO最終報告の内容を実施するための経費、あと米軍再編経費は、米軍再編事業のうち地元の負担軽減に資する措置に係る経費と説明しております。

○比嘉瑞己委員 いずれも日本が自主的にやっている、地位協定上も支払い義務がないお金だと私は思います。こういった実態を示していくことが国民の世論を喚起する一つの方法だと思います。

ちなみに、辺野古の新基地の建設費用は幾らで、その負担割合、日本の負担は幾らですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 答えいたします。

埋立工事に要する費用の額というのは、公有水面埋立承認願書の資金計画書において示されておまして平成26年9月の変更承認時期の額としましては、約2405億円とされています。また、平成27年6月15日の参議院外交防衛委員会における中谷防衛大臣の答弁としましては、埋立工事後の飛行場整備等に要する経費等も含めて、少なくとも3500億円以上と見込んでいるというふうに答弁されております。ただ、今後、御存じのとおり軟弱地盤に対する地盤改良工事とかも必要になるわけですが、そうした費用等も含めた辺野古新基地建設に係る全体としての総費用というものはこれまで国会、あるいは国民として示されていることはないと承知しております。また、この費用負担の部分ですけども、資金計画書におきましては埋立工事の費用の財源は国費と示されておりますので、全て日本側の負担になると承知しております。

○比嘉瑞己委員 県の試算では2兆5000億円以上。何で米軍の新しい基地建設を国民の税金でつくらなければならないのか。このことはやっぱり県民の中でも、また全国の人々に知ってもらうことが、沖縄への関心がもっと高まると思います。ちなみにですが、各国に駐留米軍がいるわけですが、そこでの経費負担割合は日本と比較してどうですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 少し古いんですけども、2004年の米国防衛省の報告書によりますと、日

本は74.5%、イタリアは41%、韓国は40%、ドイツは30%となっております。

○比嘉瑞己委員 公室長、私たちは総務企画委員会でドイツに視察に行ったときに、向こうの権威ある平和団体の人たちと話したときに、そこの博士の方が言っていたんですけども、日本がお金を出すからアメリカとしては辺野古が唯一なんだ、答えは簡単じゃないですかという意見がありました。私はそのとおりでと思うんですよ。やっぱりその問題をもっとアピールしなければいけない。このQ&Aにもありそうでないんですよ、この在日米軍の日本の負担。こういった項目を万国津梁会議でもテーマで設けるなりもっと世論を広げるべきだと思いますが、最後をお願いします。

○池田竹州知事公室長 駐留経費の日本負担は先ほど課長からも答弁しましたが、他国と比べると高いというのがございます。ただ、この負担についてはさまざまな意見があるというふうに考えております。それにつきましてはですね、今後こういった形で対応できるか、私どもとしてもしっかりと研究していきたいと思っております。

○比嘉瑞己委員 この負担のあり方はいろんな意見があるというふうに思います。ですがやはり事実をまず知らせてもらう、それを国民がどう判断するかということが大切だと思うんです。これだけ消費税も増税されている一方で、本当に米軍に対するお金が必要なのか。トランプ政権があれだけまた負担を求めてきているわけですから、これはしっかり議論することは大事だと思いますのでよろしくお願ひします。

終わります。

○渡久地修委員長 上原章委員。

○上原章委員 よろしくお願ひします。

まず、ことしの30年度の主要施策の成果報告書を通して確認したいと思います。

まず、1ページの危機管理・国民保護対策事業費の取り組みなんですけど、執行率が52%ということで半分は不用額になっておりますけど、この理由を教えてくださいいただけますか。

○石川欣吾防災危機管理課長 お答えします。

執行率が52.9%になった主な理由なんですけれども、国民保護訓練におきまして、国の指導もありまして、当初、弾道ミサイルを想定した訓練として、一部委託によって実施することを考えていたところなんです。しかしながら、国際情勢の変化がありまして、平成30年6月22日の官房長官の記者会見にありましたけれども、弾道ミサイルに備えた訓練を当面見合

わせる、こういうような政府の方針もありまして、国と調整した結果ですね、年度の途中でありましたが、当初の訓練想定をテロ事案に変更して実施したと、そういうことがあります。テロ事案に関しては、過去、平成25年に実施したノウハウがありましたので、委託を行わずに県において独自の訓練シナリオを作成したということもございまして、大きく経費が減ったところです。

あともう一つなんですけど、この事業なんですけど、国民保護共同訓練とは別に、Jアラートの新型受信機導入、これについての予算も計上されておまして、その入札における入札残が発生しまして、これだけの額になったというところでございます。

以上です。

○上原章委員 Jアラートの新型受信機の導入は当初予算にも我々はこれ説明受けていたんですけども、入札がうまくいかなかったということですか。

○石川欣吾防災危機管理課長 執行残ですので思ったよりも低く入ったということでございます。

○上原章委員 当初予算、その導入金額、それから実施する金額は幾らですか。

○石川欣吾防災危機管理課長 Jアラートの新型受信機に関する当初見込み、執行残として210万7000円が節減されたことになっております。当初予算額が359万7000円。これが149万円になったことによって210万円余りの残が出たということでございます。

○上原章委員 このJアラートの新型機というのはもう全部配置されて問題ない体制になっているということで認識していいんですか。

○石川欣吾防災危機管理課長 そのとおりでございます。

○上原章委員 国民保護対策ということなんですけど、今いろんな災害が起きたり、地域の防災力を高めなくちゃいけないとかいろいろあるんですけど、特に防災訓練とかも日ごろからしっかりやっておかなくちゃいけないかと思うんですけど。特に、災害時の要援護者の避難支援ガイドラインというのを行政は整えなくちゃいけないと思うんですけど、これも皆さん県のほうの担当として今かかわっていますか。

○石川欣吾防災危機管理課長 要支援者につきましては、福祉部局のほうで所管しております。

○上原章委員 わかりました。しっかり体制を整えていただきたいと思います。

次に、同じく知事公室の防災ヘリ、何名かの委員が取り上げております。私も再三、議会でも取り上げているんですけど、この防災ヘリの導入について、

先ほど4つの市町村とのいろんな合意形成を図る中でですね、最終的な6団体がまだということでしたけど。特に運営費の部分で県が配分する中での県の役割の予算の部分、それから市町村の一先ほど隊員の人件費というようなお話が出ましたけど、この県が持つべき部分というのはどういったのを想定されていますか。

○石川欣吾防災危機管理課長 県が持つべき部分が年間2億円余りあるんですけども、パイロットの運航委託だとかですね、運航調整とか燃料だったり、あとは施設の管理だったり機体の維持管理だったり、そういったものは全て県で持つというスキームを想定しているところです。

○上原章委員 全国の今、この防災ヘリ、私も幾つか調べてみたんですけど、結構、ランニングコストの部分ではですね、10分の10県がしっかり取り組んでいるところが多いんですよ。今言ったように市町村が持つ部分は隊員の派遣費だと思うんですけど、この辺しっかり丁寧にそれぞれの市町村に説明していただいていますね、沖縄県にとっては重要な取り組みだと思っています。これまで自衛隊とか保安庁のいろんな支援もいただくんですけども、県の防災ヘリですので、県が主導して、これは絶対必要なんだということを市町村の、また離島の皆さんも含めてですね—私は、部長これしっかり丁寧にやらないと、日にちずっと置いていて進むものではないと思うんですがいかがですか。

○池田竹州知事公室長 私ども41市町村全てが協議会に参加していただきたいと考えております。今、幸い導入に反対している自治体は一つもございません。協議会設立前に、先ほど課長が説明しているような懸念事項をまずはきちんとどういった形で解決するかを示してほしいというのがありますので、例えば市町村間の負担のあり方についても幾つか他県の例を参考に何パターンかつくってみまして、それをきちんと説明して市町村の懸念をまずは払拭して、さらに場合によっては市長会、町村会とも連携して、まとまって協議会に参加していただけるよう取り組んでいきたいと思っております。

○上原章委員 広域化いろいろありますけど、防災についてはですね、県の導入—防災ヘリについては県が主導しないと前に進まないのかなと。特に、沖縄県の場合、他県は周りに—やっぱり海洋県ですので、いざというとき応援いただくのは時間かかるわけですから、しっかり自分たちの県主導で防災の体制づくりは早目にやっていただきたい。備えに関してはやり過ぎということはないと思っています。本

土で本当に想定外のいろんな災害がいろいろありますけどね、しっかり沖縄県は沖縄県として体制をつくっていただきたいをお願いします。

同じく知事公室の基地対策事業、4ページですけれども、この中に米軍施設・区域の整理縮小及び基地被害防止等に向けた取り組みということになっております。特に、私がきょう確認したいのは、嘉手納以南の返還というのが統合計画で打ち出されてもう6年になりますかね。6施設・区域の返還が非常に重要ななと思っているんですが、対象市町村との県との連携はどうなっていますか。

○池田竹州知事公室長 これまでキャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地区を初め62ヘクタール近くが返還されております。現在、牧港補給地区及びキャンプ瑞慶覧の移設先となるトリイ通信施設や嘉手納弾薬地区、そしてキャンプ瑞慶覧及びキャンプ・ハンセンにおきまして、日米合同委員会で合意されたマスタープランに基づきまして文化財調査、造成工事などが行われています。トリイ通信施設は私も知事と一緒に見させていただきましたが、文化財が想定以上に多いということでそこに時間を要しているという話もしておりました。

○上原章委員 辺野古については非常に県と国が法廷闘争にもなっている形ですけど、ぜひ嘉手納以南の返還については、私は積極的に県も市町村もかかわっていただいて、進められるところはどんどん進めてほしいなと思っているんですが。これ全ての今の進捗の部分は部長はもう現地は見てますか、今の進捗状況。

○池田竹州知事公室長 私は、トリイ通信施設と嘉手納弾薬庫の移設先については見させていただきました。それ以外はまだ現地の確認は行っていません。

○上原章委員 ぜひですね、金武のキャンプ・ハンセンとか大がかりな工事も進んでいると聞いています。それから、知花弾薬庫、ああいったところの交通渋滞が懸念されるような、地元の市長さんもおっしゃっていますけど。この辺もぜひ県も積極的に直接かかわって、それぞれの地域の市町村と連携をとってですね、日米にしっかり、特に日本政府に求めていただきたいと思っていますがいかがですか。

○池田竹州知事公室長 今、委員御指摘いただきました例えば軍転協などでも移設先に負担が生じることがないようにというのは、毎年、政府に対して要望しているところでございます。軍転協などでの意見交換—首長さんもほとんどいらっしゃいますので、—なども通じて懸念の払拭には努めていきたいと思

います。

○上原章委員 各市町村、対象となる市町村、国と直接いろいろやりとりはしていると聞いていますが、やっぱり県がかかわることで大きな推進にもなると思いますのでよろしくお願いします。

あと、総務のなんですけど、総務部長、12ページの行政改革の推進についてですが、効率化、無駄ゼロ等にしっかり私は取り組んでいただいていると思うんですが、質の向上というのが非常にわかりにくいんですけど、もう少し詳しく教えてもらえますか。

○森田崇史行政管理課長 県では平成30年3月に行政運営プログラムを策定して平成30年から令和3年度までの4年間実施しているところです。その中で、県財政情報の公表とか働き方改革と職場改革の整備とか、あと観光振興を目的とする新税の導入など、一応29項目に取り組んでいるところでございます。これまでは、先ほども申し上げたとおり財政効果といいますか、そういったことに主眼を置いて取り組んできたところですけども、今回のプランにつきましてはやはり働き方改革とか、そういった行政の効率化というんでしょうか、そういったものも含めながら取り組んでいくということで質の向上ということを図っていこうということでございます。

○上原章委員 この懇話会というのは、どういったメンバーで、何名ぐらいでやっているんですか。

○森田崇史行政管理課長 行財政改革懇話会については今15名の委員でやっておりまして、学識経験者が5名、それから産業経済関係が4名、労働が1名、福祉が1名、医療が1名、NPOが1名、生活が1名に教育が1名というふうな感じでございます。

○上原章委員 これは年に何回ぐらいそういう懇話会は開かれるんですか。

○森田崇史行政管理課長 基本的には年に1回という形で、ことしの8月16日に開催した懇話会では委員のほうからも、もう一回ぐらいはやったほうがいいんじゃないかということで今、委員からいろいろ意見を聞きながら開催するかどうかを検討しているところでございます。

○上原章委員 この執行率も51%、半分は不用額となっているわけなんですけど、1回とか2回とかで本当に皆さんが目指す質の向上に、本当に図れるのかなとちょっと心配なんですけど。前、この行革の中でですね、結構、積極的に棚卸しとか、中身の精査をしっかりとやって県民にわかりやすく、皆さん県の取り組みを我々としても評価をしながらやっていたんですけど、こういった取り組みっていうのは今は全くやっていないんですか。

○森田崇史行政管理課長 一時期やっていた棚卸しとか、そういったものというのは今現在はやっていない状況でございます。例えば項目を簡単に申し上げますと、県民向けというんでしょうかね、要するに、県から発信する情報の伝わり方を伝わりやすくするためにはどうしたほうがいいのかとか。あと、行政データの活用はどうしたほうがいいのかとか。それから、県財政情報の公表ということで、いかにわかりやすくそういったことを県民のほうに伝えられるかとか、そういったふうな方向にも主眼を置いているというところでございます。それから、以前と同じように当然に組織の見直しとか定員、それから両県立大学の独法化に向けた取り組みとか、そういった基本的なこともやりつつ、新たにそういった県民目線とか、それから職員というんでしょうか、その働き方とかそういったことにも視点を置いているという改革でございます。

○上原章委員 非常に言葉がなかなか行政用語は、県民にどういう形でつながるか、届くかあれですけども。私は棚卸しのあのときに、非常に県民にとっても直接参加型というふうな、非常にわかりやすかったのかなと思うんですが、やっぱり今後、こういった取り組みも検討できないかなと思うんですがいかがですかね。

○森田崇史行政管理課長 今プランは一応令和3年度まで続きますけれども、もう次のプランに向けて、年明けぐらいからはまたいろいろ検討していかないとはいけませんので、その中でちょっと委員の意見も聞きながら検討していきたいと思っております。

○上原章委員 部長どうですかね、総務部長として。一つ一つの事業の検証というのは必要だと思うんですがいかがですか。

○金城弘昌総務部長 行財政運営改革は、不断の業務の見直しというのは当然だと思っています。特筆的に業務の棚卸しとかというのはやりましたが、今回、特に委員のほうから求められたのは、いかに県民サービスの向上に役立つかということで、例えば電子申請みたいなやつを、いわゆるペーパーレス化するような取り組みをやったらいんじゃないかとか、あと県庁の働き方なんかもしっかり考えて、民間より率先して取り組みしたほうがいいんじゃないかというふうな厳しい御意見等もありました。その中で、当然仕事の見直しはやっていきますので、懇話会の委員に県議会でもこういう御意見がありましたよということはいかにしっかりと伝えながら、取り組みを進めていきたいと思っております。

○上原章委員 わかりました。よろしくお願いします。

す。

あと主要施策には載っていませんけど、去年ですかねスタートした新規事業で、沖縄県官民一体ニューウェーブ人材育成事業、これについて内容と効果お聞かせ願えますか。今回2年目に入っていると思うんですが。

○茂太強人事課長 お答えします。

沖縄県官民一体ニューウェーブ人材育成事業でございますけれども、当該事業は平成29年度から新規事業として立ち上げております。その事業はですね、もともと前身の事業として平成26年度から事業がございまして、その名称が国際戦略推進人材育成事業と申しまして、このときは沖縄県の職員のみを海外に行かせていたという事業でございました。それで今回、この新しい事業、29年度に始まった当該事業については、21世紀ビジョンの実現に向けてですね、部局横断型の実効性のある施策の展開、それとグローバル化に対応できる人材の育成、それとともに官民の連携強化が重要になってくるんだというものから、今回の事業をつくったわけございまして、内容ということからいうと、県職員と民間企業の職員合同でアジア等に派遣する研修となっています。その中で、調査研究、現地の視察等を行うことによって、世界を見据えた施策を推進する人材を育成することを目的に実施しているという概要になります。総事業費が30年の決算ですけども、決算が694万1000円となっております。平成30年度でございますけども、中国福建省に派遣しております。県から12名、民間から9名、総勢21名の職員で構成して訪問し、貿易、物流、それと観光、ITをテーマに現地の調査を行っています。調査やただじゃなくて、それをいろいろ視察して調査して、その中で各グループ分けしていわゆる施策をつくるわけです。その施策を報告会という形で報告してもらおうという形の仕組みになっています。この研修でまとめた施策案ですけども、即事業化につながるわけではございませんけれども、今後参加した職員が行政の課題に対応する際、本研修の経験、あるいは人的なつながりができたわけですから、そういったものが今後役立つというふうに期待しているところです。成果なんですけれども、我々はこの事業を通してですね、いろいろアンケート調査、派遣された職員に対していろいろ調査をしております。その中で、まず県職員からは、民間のスピード感とか戦略とか業務の進め方、そういったものに刺激を受けたという感想が出てきております。それと民間職員からはですね、県の施策、相互理解の促進が進んだ、そういう声が上がってき

ておりまして、官民ともに視野の拡大であるとかモチベーションの向上、そういったものがアンケートからうかがえるのかなというふうに感じております。そういった事業になっています。

○上原章委員 わかりました。頑張っていたかたいと思います。

最後に、警務部長、新規事業で国際化に対応する警察基盤整備事業ということであります。約600万円、この内容と効果をお聞かせ願えますか。非常に重要な事業かなと思うんですが。

○岡本慎一郎警務部長 お答えいたします。

御指摘の沖縄県の国際化に対応する警察整備基盤事業については、沖縄県を訪れる外国人観光客の方々に対して満足のいく質の高い行政サービスを提供することを目的として、各種警察基盤の整備を図るものでございまして、具体的な内容としましては県警察の部内通訳人の育成のほか、災害発生時の避難誘導などの案内メッセージが複数の言語、英語、中国語、韓国語、そして日本語ですけども、こういった言語で収録されている拡声器の整備でありますとか、あるいは外国語で表記された交番員不在の連絡板、水難事故防止の看板の設置などの取り組みを行っております。これら基盤を整備する取り組みによりまして、県警察の外国語対応力が強化され行政サービスの質が向上することで、沖縄県を訪れる外国人観光客が沖縄県の良い治安を体感して、沖縄県のさらなる観光振興にもつながることが期待できるものというふうに考えております。

以上です。

○上原章委員 いわゆる警察官の語学力を高めていこうという事業なんですか。それとも、あくまでも通訳をこの警察業務の中で、先ほどの幾つかの言語に対応できる体制をつくらうということ、どちらなんですか。

○岡本慎一郎警務部長 お答えいたします。

いずれもございまして、部内通訳人を育成していこうということで、今現在、県警内に7言語89人の通訳人がおるんですけども、こういった者に対する語学研修によって語学力をさらに強化していくという取り組みもありますし、先ほど申しましたけども、幾つかの複数の外国語で収録された避難メッセージを放送することができる拡声器の整備等々の取り組みを並行的に行っているものでございます。

○上原章委員 先ほども別の委員からありましたけど、レンタカーを借りて県内を観光する外国人の皆さんが、バスレーン等を理解できなくてそこで捕まっていたり、いろんなところの中でいろいろトラブル

が一そのときに言葉がなかなか現場の警察官と意思の疎通ができないという現状を幾つか私見たことあるんですけど、こういった場合の対応というのはどうなりますか。

○岡本慎一郎警務部長 お答えいたします。

例えばですね、交番に勤務する地域警察官などにはアプリで翻訳機能が活用できる携帯端末機を整備する。あるいは、これは警察の会計課になりますけれども、翻訳機を配付して外国人への対応に利用したりとか、こういった取り組みを行っております。

○渡久地修委員長 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 最後です。よろしくお願いします。

まず、意見書のほうから概略的にお尋ねしたいんですが、自主財源、常に言われるように県は低いということで、その中で依然として国の予算の動向や中央財政体制に大きく影響を受ける財政構造に沖縄県はなっているんだと、依存だということがあるんですけど。先ほどいろんな質問の中から、一括交付金が減額されたんだとか、これをふやせだというような部分があるんですけど、我々沖縄県としてこの依存体制、依存体質の脱却というもの、この辺はどう考えるんですか。

○金城弘昌総務部長 財政構造の話で、当然ながら依存財源には国庫支出金を初めとした費用がございます。また、自主財源には県税を初めとした費用がございます。どこを目指すかっていうふうな目標みたいなものは当然持ち合わせていませんけど、平均値、例えば九州平均だったりとか全国平均と、そういうところは一定程度、目標というか、目指す目安にはなるのかなと思っています。自主財源の比率が高まると、それだけ行政の自主性、安定的な施策の展開ができるというふうになっておりますので、それはしっかりやっていかないといけないのかなと思っています。

○當間盛夫委員 自主財源が伸びる、先ほどの県税が伸びてきているという部分。これからまだ沖縄の景気的には伸びるということで、自主財源が伸びるというのはいいんですが、自主財源を伸ばす一つのは依存財源減らすことだよね。そうすると、自主財源ふえてくるわけよ、その分は。その辺をどうとるのかなというところがあるんですけど。その中でこの振興特別措置法に基づく高率補助が沖縄県はあるじゃないですか。皆さんがこれをどう出しているのかがわからないんですけど、この沖縄の高率補助は必要だと。いや、一方で有識者の皆さんは、この高率補助が沖縄の弊害になっているんだというような言われ方をするようなどころもある。国も高率補

助に対してのものを言われる部分が最近出てきているということになるんですけど。例えば、次なる振興のものでこの高率補助が認められないということになったときに、皆さんの財政構造上どういうような形になるんですか。

○金城弘昌総務部長 高率補助、これは沖振法があって、いわゆる沖縄が抱える特殊な事情、課題を解決するために措置されている制度でございますので、この沖縄の抱える課題が解決されない限りはずっと続ける、続くべきものだというふうに認識しております。ですから、高率補助がまだ課題が解決されていないというふうな認識でございますので、そこはずっと続けていくように国のほうに働きかけていくのかなと思っています。ただ一方、當間委員御指摘のように、高率補助が廃止された場合の影響ということですけど、これは当然ながら本土並みの補助率というふうになりますので、その分を一般財源で補うとか、県債発行とかということになりますので、財政負担が将来的には増加するというふうなことになるのかなと思います。

以上でございます。

○當間盛夫委員 高率補助がなくなった場合には、今言うように、予算規模が縮小するよね。高率補助分、使う事業を減らさないといけなくなるわけだから。もうなくなるわけだから。その分の予算規模が今、7000億円台の予算規模が縮小してくると。この分の県債が今6000億円の推移をしているというのがあるんだけど、他方、同じ類似県の九州を見ても、県債を含めた借金的なものは、大体がもう1兆円近くの部分が累計見てもあるというふうな形になってくると、沖縄もそういった部分での借金を抱えてしまうというところがあるんですけど。皆さん、この高率補助に向かっての国とのやりとりはどういうふうにしているんですか。

○金城弘昌総務部長 企画部のほうで今、総点検をしていて、ここはいわゆる制度を含めて整理していくことになるのかなと思っています。それはもう、一緒に歩調を合わせて取り組みを進めるということで、主体は企画部のほうで今検討しているということです。

○當間盛夫委員 わかりました。

次、不用額の件なんですけど。トータルで特別会計を含めて今回167億円ということで、先ほど一括交付金だけの分なのかな、12億円ということでお話があったんですが、これは何か内訳があるのか。

○武田真財政課長 30年度予算における執行実績で見た場合には、トータルで、先ほど御案内したとお

りソフト交付金で12億円の不用額が発生しましたが、そのうち県分が4億6000万円、市町村分が7億4000万円というふうな数字になっております。

○當間盛夫委員 この一括交付金、なかなか今、ソフトも減らされ、ハードも先ほどあるように相当にハードのほうが減らされている中で、市町村が物すごい影響を受けている。

一方で、今度の概算要求でもそうなんですけど、国がやる部分で30億円だったものが今度55億円にふやすというような流れからすると、皆さん、予算折衝、内閣府とどういう形になっているのかなど。うまくいっているのかなどということもあるんですけど、その辺はどう捉えればいいんですか我々は。

○武田真財政課長 令和2年度の国庫要請に向けても、5月の中ごろから内閣府との打ち合わせを何回か重ねてまいりました。昨年までと違って、単なる積み上げ以外にもですね、個別の市町村の声であるとか産業界の声であるとか、そういったものも届けております。さらには、先ほど御案内したとおり、ハード交付金で具体的にどういった支障が生じているというものもあわせて御説明してまいりました。さらには、その中で我々が声高にお願いしたのは、国直轄事業と地方向けの補助金を一体となって整備することで、インフラは有効に機能するんだということは何度か御説明をさせていただきました。そういった新たな説明について、工夫をさせていただいたところなんですけど、結果としては30年度並みの概算要求となったというふうに受けとめているところでもあります。

○當間盛夫委員 部長これは提言なんですけど、皆さん今後の財政の見通しというのは多分、財政が出していると思うんですけど、毎年は出していないわけよね。みんなに聞くと4年に一遍だということがあるんですけど。皆さんから、この財政の運営に当たっての留意すべき事項の中に、老朽化する公共施設に対応する経費ってのがこれから出てくるわけよね。公共施設のいろんな部分で。これが資料的な分やると箱物だけでも年間300億円だと、インフラ整備含めると700億円のものが出てくるというような部分。指摘があるように、病院事業でも今度は赤字的な分がなってくるということというような、病院事業のあり方だとか、中城湾港の部分だとかということもある。私が先ほど指摘したように、高率補助の部分で新たな振興策でどのような形になるのかわからないということになってきたときに、皆さんその辺は今後の財政の見通しの中で、こういうものが出てきたときに県の財政がどうなるんだというような部

分だとか、例えば新たな振興の中で、高率補助がないといったときの県の財政的な規模の縮小だとか、県債というか県の借金のものがどうなるんだという見通しというのは、僕は次年度に向けて、新たな振興に向かって僕はやるべきだというふうに思うんですけど、この辺はどうかな。提言というよりも、ちょっと考えを聞かせてください。

○金城弘昌総務部長 委員御指摘のように、財政収支見通し4年に1回ぐらいで出しているところがございます。一定の過程を経た上での試算ということになっています。高率補助がなくなったらどうするかという試算までやるかどうかというのは別なのかもかもしれませんが、そういうふうな国との関係、また、総点検を見据えた上での今後の県の取り組み、そういったことも十分にらみながら、財政見通しは収支見通しは立てていくことになるのかなどと思っています。

○當間盛夫委員 ありがとうございます。

次に、成果に関する報告書の部分で、知事公室のほうからちょっとお尋ねしたいんですけど。皆さんの成果の部分で、辺野古基地の建設に対するものだとか基地対策だとか、基地対策調査費だとか、ワシントンの駐在という形であるんだけど、これは辺野古をとめるためにその分の事業を皆さんやっているわけよね。ワシントンの駐在にしても、そういったものを情報を発信するという形で7000万円から8000万円使うという形になっている。これトータル的にすると皆さん、概算でいいのでどれぐらいの予算になるんですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 基地問題に関する基地対策課と辺野古対策課の予算、基地関連業務費、基地対策調整費、ワシントン駐在員活動事業費、あと辺野古新基地建設問題対策事業、4事業合計で30年度の決算額では約1億8464万円になります。

○當間盛夫委員 今、重立った4事業のものだけで1億8000万なんですけど、皆さん裁判費用だとかいろいろなもろもろ考えると、予算的にどうなのかなということもある。これは、デニー知事は基本的に対話はしようと、対話で解決はということがあるんだけど、司法にそのことがやる。しかし、対話って言いながら対案は出さないということでもいいんですか。

○池田竹州知事公室長 沖縄県としましては、普天間飛行場の代替施設につきましては、私ども県外、国外ということをかねてから主張しているところがございます。ただ、私ども地方自治体として特定の場所を想定した対案というのは、提案するというのは妥当ではないだろうというふうに思っております。

○**當間盛夫委員** これはもう続けても意味ない。いいです、その分は終わります。

○**渡久地修委員長** 財政課長より発言の申し出がありますので許可します。

○**武田真財政課長** 決算書のほうの市町村へのソフト交付金の推進交付金の不用額は8億3800万円余りとなっておりますが、先ほど私が申した市町村分の不用額7億4400万円というのは国費ベース、あくまで国庫ベースの不用額となっております。

○**當間盛夫委員** 次、県警本部の皆さんにちょっとお願いをしたいんですが。以前から、先ほど国際化のお話もあったんですけど、いろいろとレンタカーでの海外の観光客の皆さんだとかっていう形の中で。那覇空港の落とし物の部分で、実際には、本来は空港の落とし物のほうが多いという中で。空港ターミナルともっといろんな形で話をしながら、空港で管理ができるような方向性を持ったほうがいいんじゃないかということが、なかなかそれが県がやらない、やっていないんだよ、県は。何か空港に話したらしいんだけど、空港が面倒くさがってやらないというところがあるんですけど。今、豊見城署で落とし物の状況っていうんですか、これはどういうふうな状況になっているんですか。職員の数も含めてちょっと説明してもらえますか。

○**岡本慎一郎警務部長** 豊見城署では、特に拾得届けの受理が増加しておりまして、一般職員2名を増配置して、6人から8人に増配置しまして体制強化を図っております。しかしながら、拾得物品のシステムへの登録作業ですとか、あるいは落とし物をされた方からの問い合わせへの対応、その返還のための業務等々が急増しておりまして、豊見城署の担当職員は一日でも早く返還できるようにということで、必要に応じて早朝ですとか休日出勤等も行っているという状況でございます。

○**當間盛夫委員** これ今、増加しているというお話ではあるんですが、この一、二年でいいですので、その増加の何か数値は出せるんですか。

○**岡本慎一郎警務部長** 豊見城警察署ですと、平成29年中の受理件数が4万2752件でございましたが、平成30年中になりますと、これが4万3427件とプラス675件の増となっております。先ほども御説明しましたが、繰り返しになって恐縮ですけども、一般職員が8人でこういった拾得物への対応を豊見城署では行っております。

○**當間盛夫委員** 本部長のほうも知事のほうにこういう状況だということは再三申し上げているものだというふうにも思っています。豊見城署だけではな

くて、交番のほうでもそういう業務をやっていると。本来、ほかでもやる業務がある中でのこの拾得物ということが、交番内でも負担になっているかどうかはあれにしても、そういう業務があるということになると、この一般事務っていうんですか、この分の増員というのはなかなか図られていないというのがあるんですけど。皆さんからはこれは県のほうには要望していないんですか。

○**筒井洋樹警察本部長** お答えをいたします。

一般職員につきましては、増員要求は例年させていただいているんですけども、なかなか知事部局のほうも一般職員の増員を抑えておられるという事情もあるようで、それはお認めいただけていないという状況にあります。私どもとしては、豊見城が那覇空港との関係で非常に負担が重たいものですから、ほかの所属の一般職員を何とかやりくりして、2名捻出をして6名から8名にふやしたというようなこともありますけれども、なかなかちょっとこれ以上そういうこともできないということでもありますので、またことしもお願いを引き続きするとともに、それ以外の業務負担の軽減方策についても考えたいと思っております。

○**當間盛夫委員** 総務部長、人事を扱って、人事にかかわる総務部長ですので、今の本部長からのものは再三要望があると思うんですよ、その分はね。一般職員って全然ふえていないと。類似県、他府県に比べても我が県の一般職員の県警の増加がないという現状をどう見られていますか。

○**森田崇史行政管理課長** お答えします。

県警本部のほうから、平成29年度については拾得物の増加に伴う業務量の増加ということで、一般職員の増員について知事部局のほうに要求があったところでございます。知事部局としましては増員する、一人一人の業務量のほか、一般職員301名の業務量等についても説明を求めていたところでございます。30年度以降については、当該案件についての要望はないものというふうに考えています。なので、また今回、一応県警本部のほうからは、事業者の特例施設占有者制度を活用しながら、いろいろやっていくというところで今、お話が。事業者が一旦預かれるようなモノレールなんかでやっている特例施設占有者制度というのがあるんですけども、そういうのを活用しながらやっていくというところでお話は聞いているところでございます。

○**當間盛夫委員** これは前にも議論したんだけど、これは県警がやる仕事かって言っているわけさ、だから。皆さんが何で那覇空港ターミナルに、そのこ

とをやりなさいということは何で皆さんがやらないのっていうこと。皆さん、空港ターミナルは、株主だよ県のほうが。県警がやるという話じゃないのに、ずっと増員していないのに、今年度は30年度はありませんでしたというのは、皆さん県警に何かけんか売っているようですよ。それはね、ずっとそういう捨得物が問題になっているときから、人間的なものは言われているわけですから早急な対応を求めます。

以上です。

○**渡久地修委員長** 以上で、知事公室、総務部及び警察本部関係決算に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん大変御苦労さまでした。

次回は、明 10月18日 金曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 渡久地 修

令和元年10月17日

令和元年 第5回
沖縄県議会(定例会)
閉会中継続審査

経済労働委員会記録

(第 1 号)

経済労働委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和元年10月17日（木曜日）
開会 午前10時0分
散会 午後4時10分
場所 第1委員会室

糖業農産課長 喜屋武盛人君
畜産課長 仲村敏君
森林管理課長 平田功君
水産課長 能登拓君
労働委員会事務局
参事監兼事務局長 金良多恵子さん

本日の委員会に付した事件

- 令和元年 平成30年度沖縄県一般会計決算
第5回議会 認定について（農林水産部及び
認定第1号 労働委員会事務局所管分）
- 令和元年 平成30年度沖縄県農業改良資金
第5回議会 特別会計決算の認定について
認定第2号
- 令和元年 平成30年度沖縄県沿岸漁業改善
第5回議会 資金特別会計決算の認定につい
認定第9号 て
- 令和元年 平成30年度沖縄県中央卸売市場
第5回議会 事業特別会計決算の認定につい
認定第10号 て
- 令和元年 平成30年度沖縄県林業・木材産
第5回議会 業改善資金特別会計決算の認定
認定第11号 について

○瑞慶覧功委員長 ただいまから経済労働委員会を
開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務
に係る決算事項の調査について」に係る令和元年第
5回議会認定第1号、同認定第2号及び同認定第9号
から同認定第11号までの決算5件の調査を一括して
議題といたします。

本日の説明員として、農林水産部長及び労働委員
会事務局長の出席を求めています。

まず初めに、農林水産部長から農林水産部関係決
算の概要説明を求めます。

長嶺豊農林水産部長。

○長嶺豊農林水産部長 おはようございます。よろ
しくお願いいたします。

それでは、農林水産部関係の平成30年度歳入歳出
決算について、その概要を御説明いたします。

本日は、サイドブックに掲載されております平成
30年度歳入歳出決算説明資料により御説明をさせ
ていただきます。

それでは、ただいま青いメッセージで通知をし
ました平成30年度歳入歳出決算説明資料をタップし、
1ページのほうをごらんいただきたいと思います。

農林水産部における一般会計及び特別会計の歳入
決算状況の総括表となっております。

一般会計及び特別会計の歳入合計は、表頭の中ほ
どのA欄になりますが、予算現額503億9398万3565円
に対し、調定額419億3923万9577円、収入済額413億
5483万1563円、不納欠損額2242万3276円、収入未済
額5億6198万4738円で、調定額に対する収入済額の
割合である収入比率は98.6%となっております。

次に、右から左に画面をスクロールしていただき
まして、2ページをごらんください。

農林水産部における一般会計及び特別会計の歳出
の決算状況の総括表となっております。

出席委員

委員長 瑞慶覧 功君
副委員長 瀬長 美佐雄君
委員 大浜 一郎君 西銘 啓史郎君
山川 典二君 島袋 大君
大城 一馬君 新里 米吉君
親川 敬君 嘉陽 宗儀君
金城 勉君 大城 憲幸君

説明のため出席した者の職、氏名

農林水産部長 長嶺 豊君
農林水産総務課長 幸地 稔君
農林水産総務課
研究企画監 比嘉 淳君
流通・加工推進課長 下地 誠君
農政経済課長 島川 泰英君
営農支援課長 前門 尚美さん
園芸振興課長 玉城 聡君

一般会計及び特別会計の歳出の合計は、A欄のほうになりますが、予算現額664億5699万6313円に対し、支出済額526億4695万3494円、予算現額に対する支出済額の割合である執行率は79.2%で、翌年度繰越額113億3025万8775円、不用額24億7978万4044円となっております。

次に、一般会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

同じくスクロールしていただき、3ページをごらんください。

まず、歳入について説明をいたします。

A欄になりますが、予算現額495億662万1565円に対し、調定額402億2263万2667円、収入済額401億658万3526円、不納欠損額1877万6085円、収入未済額9727万3056円で、収入比率は99.7%となっております。

歳入科目についてですが、(款)分担金及び負担金、(款)使用料及び手数料、(款)国庫支出金、スクロールしていただきまして4ページになりますが、(款)財産収入、(款)繰入金、スクロールしていただきまして5ページになりますが、(款)諸収入、それから(款)県債となっております。

収入未済額について、主なものを御説明いたします。

5ページの表頭の右側のE欄になりますが、(款)諸収入(目)雑入の6702万9540円でございます。

スクロールしていただきまして、6ページをごらんください。

次に、歳出について御説明いたします。

表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額655億6963万4313円に対し、支出済額518億8687万4737円、執行率79.1%、翌年度繰越額112億4635万4775円、不用額24億3640万4801円となっております。

予算科目の(項)別に申し上げますと、まず(項)農業費については、A欄になりますが、予算現額193億1720万5900円に対し、支出済額176億3961万1112円、執行率91.3%、翌年度繰越額4億618万1600円、不用額12億7141万3188円となっております。

次に、(項)畜産業費については、A欄になりますが、予算現額56億2507万8372円に対し、支出済額41億3152万7643円、執行率73.4%、翌年度繰越額13億6301万6581円、不用額1億3053万4148円となっております。

スクロールしていただきまして7ページになりますが、(項)農地費については、A欄になりますが、予算現額282億1357万9576円に対し、支出済額202億6332万5925円、執行率71.8%、翌年度繰越額76億272万4278円、不用額3億4752万9373円となっております。

次に、(項)林業費については、A欄になりますが、予算現額19億8820万1000円に対し、支出済額17億423万6489円、執行率85.7%、翌年度繰越額1億2548万3000円、不用額1億5848万1511円となっております。

同じくスクロールしていただき、8ページお願いいたします。

(項)水産業費については、A欄になりますが、予算現額93億9737万6700円に対し、支出済額79億3731万4266円、執行率84.5%、翌年度繰越額13億3672万4160円、不用額1億2333万8274円となっております。

次に、(款)災害復旧費の(項)農林水産施設災害復旧費については、表のA欄になりますが、予算現額10億2819万2765円に対し、支出済額2億1085万9302円、執行率20.5%、翌年度繰越額4億1222万5156円、不用額4億510万8307円となっております。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要を御説明いたしました。

次に、スクロールをしていただきまして、9ページをごらんください。

次に、農林水産部の所管する特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

まず、農業改良資金特別会計について説明いたします。

歳入につきましては、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額8537万5000円に対し、調定額5億8211万1859円、収入済額1億8626万6438円、収入未済額3億9584万5421円、収入比率は32.0%となっております。

収入未済額の主なものは、(款)諸収入(目)農林水産業費貸付金元利収入の3億1702万6507円で、貸付金の償還が延滞となっていることによるものであります。

次に、スクロールしていただき、10ページをごらんください。

歳出につきましては、A欄になりますが、予算現額8537万5000円に対し、支出済額7952万2094円、執行率93.1%、不用額585万2906円となっております。

不用額の主なものは、(目)管理指導事務費の585万1906円で、委託料の執行残等によるものであります。

同じくスクロールしていただきまして、11ページをごらんください。

次に、沿岸漁業改善資金特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、A欄になりますが、予算現額2億7720万1000円に対し、調定額5億9015万6848円、収入済額5億5296万2254円、収入未済額

3719万4594円で、収入比率は93.7%となっております。

収入未済額の主なものは、(款) 諸収入、(目) 農林水産業費貸付金元利収入の3681万3969円で、貸付金の償還が延滞となっていることによるものであります。

同じくスクロールをしていただき、12ページをごらんください。

歳出につきましては、A欄になりますが、予算現額2億7720万1000円に対し、支出済額2億7045万4641円、執行率97.6%、不用額674万6359円となっております。

不用額の主なものは、(目) 貸付事業費の550万円で、貸付金の執行残によるものであります。

同じくスクロールをしていただき、13ページをごらんください。

次に、中央卸売市場事業特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、表頭中ほどのA欄になりますが、予算現額5億881万9000円に対し、調定額4億2651万9161円、収入済額4億1846万6522円、不納欠損額144万7191円、収入未済額660万5448円で、収入比率は98.1%となっております。

収入未済額の主なものは、(款) 使用料及び手数料、(目) 市場使用料の371万4432円で、使用料の支払いが延滞となっていることによるものです。

ただいま通知をいたしました青いメッセージをタップしていただきまして、15ページをごらんください。

歳出につきましては、A欄になりますが、予算現額5億881万9000円に対し、支出済額4億972万2594円、執行率80.5%、翌年度繰越額8390万4000円、不用額1519万2406円となっております。

繰越額については、国の経済対策関連に係る補正予算によるものであります。

不用額の主なものは、(目) 中央卸売市場管理費の1377万5302円で、委託料の入札残によるものであります。

次に、スクロールをしていただき、16ページをごらんください。

林業・木材産業改善資金特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、A欄になりますが、予算現額1596万7000円に対し、調定額1億1781万9042円、収入済額9055万2823円、不納欠損額220万円、収入未済額2506万6219円で、収入比率は76.9%となっております。

収入未済額の主なものは、(款) 諸収入、(目) 農林水産業費貸付金元利収入の2202万3666円で、貸付金の償還が延滞となっていることによるものであります。

スクロールをしていただき、17ページをごらんください。

歳出につきましては、A欄になりますが、予算現額1596万7000円に対し、支出済額37万9428円、執行率2.4%、不用額1558万7572円となっております。

不用額の主なものは、(目) 貸付事業費の1500万円で、貸付金の執行残によるものであります。

以上、農林水産部関係の平成30年度一般会計及び特別会計の決算概要を御説明いたしました。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

次に、労働委員会事務局長から労働委員会事務局関係決算の概要説明を求めます。

金良多恵子労働委員会事務局参事監兼事務局長。

○金良多恵子労働委員会事務局参事監兼事務局長 おはようございます。

労働委員会事務局所管の平成30年度一般会計歳入歳出決算の概要につきまして、サイドボックスに掲載されております歳入歳出決算説明資料により説明申し上げます。

それでは、ただいま青いメッセージで通知しました平成30年度歳入歳出決算説明資料をタップし、資料をごらんください。

それでは、説明資料の1ページをごらんください。歳入状況について御説明いたします。

決算額は(款) 諸収入の13万8545円となっております。その内容は職員手当の過払いによる返納と一般職非常勤職員の雇用保険料本人負担分でございます。

タブレットの画面を右から左にスクロールしていただき、説明資料の2ページを表示ください。

歳出状況について御説明いたします。

予算現額1億3282万5000円に対し、支出済額は1億2155万円で、執行率は91.5%となっております。

支出の主なものは、委員の報酬や費用弁償等の委員会の運営費並びに事務局職員の給与や旅費のほか、需用費等の事務局の運営費でございます。

不用額は1127万4618円で、その主なものは、給料、職員手当等、人件費の執行残となっております。

以上で労働委員会事務局所管の歳入歳出決算の概要説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 労働委員会事務局参事監兼事務局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、「決算議案の審査等に関する基本的事項（常任委員会に対する調査依頼について）」に従って行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る決算事項でありますので、十分御留意願います。

要調査事項を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言するものとし、明10月18日、当委員会の質疑終了後に改めて、要調査事項とする理由の説明を求めることにいたします。

その後、決算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項及び特記事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することにいたします。

委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、当該ページをタブレットの通知機能により、委員みずから通知し、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 よろしく願いいたします。

主要施策の成果に関する報告書から、何点か御質問させていただきます。

159ページでございますけれども、肉用牛肥育素牛の導入支援に関して、事前に質問内容はお届けしていると思っておりますが、八重山地域への素牛の導入状況と肥育牛の頭数の推移についてお答えいただきたいと思っております。

○仲村敏畜産課長 肉用牛肥育素牛導入支援事業における八重山地区の導入実績については、平成29年度は139頭、平成30年度は170頭となっております、

県全体の25%程度を占めております。

また、八重山地区の肥育牛飼養頭数は、平成28年2323頭、平成29年2598頭、平成30年2771頭と増加傾向で推移しております。

○大浜一郎委員 ありがとうございます。

続きまして、160ページでございますけど、6次産業化の推進についてお伺いします。

執行の関係で6次産業化支援事業が30.2%、6次産業化人材育成活性化事業は93.9%と、非常にちょっと落差がある予算執行になっておりますが、特に新商品に係る費用と販売店施設整備に係る一部補助がゼロ件の実績ということではありますが、何が問題あったんですか。

○下地誠流通・加工推進課長 委員からお話のございました補助のゼロ件についてですけれども、当該事業は6次産業化支援事業という事業で実施しております、6次産業化に取り組む農林漁業者に対し、新商品開発や市場評価、販路開拓に必要な経費を補助しております。

平成26年度に2業者、平成28年度に1業者を補助しておりますが、しかしながら、補助を受けた事業者が一定の利益が出た場合、補助金を返還する要件があることや、補助率が2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、当該補助金を希望する事業者が少なく、平成30年度はゼロ件となっております。

県ではこれらの状況を踏まえ、一括交付金を活用して既存商品の改良や販路開拓など、ノウハウの習得を目的とする6次産業化人材育成活性化事業を実施し、平成30年度の加工品改良補助金については、5事業者の活用があったところです。

○大浜一郎委員 これは25年度からやられている事業でありますし、6次産業化というのは非常に重要な政策であったのですが、要するに補助金の割合によってこれだけ30%しか執行ができなかったと、ちょっと疑問なんですよ。

どこまで認知がされて、どのようなフォローがされたのか、少し今の答弁では見えませんが、どうですか。

○下地誠流通・加工推進課長 年度前に市町村へ要望調査などを行い、希望を募っているところです。

ところが、この事業については、先ほど申し上げましたように要件がちょっと厳しくて、この農林省の国庫補助事業の6次産業化支援事業ではなく、先ほど申し上げましたように、一括交付金の6次産業化人材育成活性化事業のほうの商品改良が使い勝手がいいということで、こちらのほうに流れているよ

うな経緯がございます。

○大浜一郎委員 それでは人材育成活性化事業の具体的な効果の確認をさせていただきたいのと、6次産業化の波及効果を高めるための市町村関係の地域連携のあり方を検討するという具体策について、お答えいただけます。

○下地誠流通・加工推進課長 6次産業化を推進する上では市町村など地元関係機関を巻き込んだ地域連携が課題であったことから、平成30年度から地域連携プロジェクトとして、うるま市と多良間村のモデル的な取り組みを支援しております。

うるま市では、農林漁業者単独の取り組みにおいて大きな負担となる加工機器などの導入について、市が整備した加工施設の利用や地元商業高校との商品共同開発を行うことによって課題解決を図り、商品改良に結びつけております。

また、多良間村では、事務局機能が十分でない農業者組織に対して、地域おこし協力隊など行政関係者が事務局機能を補完し、商品改良過程の進捗管理や対外的な調整の代行を行うことで、事業者に寄り添った支援が実現しております。

○大浜一郎委員 ありがとうございます。

163ページです。地産地消推進体制づくりですが、新規で26店舗、新規登録があって、全体で286店舗という成果とお聞きしていますが、実際ホテルとか、例えば居酒屋さんとか、県産品使用率の調査をしたことがあるのかどうなのか。また、学校給食の現場で地産地消の使用率の現状と、もしくは改善点、本来はこれだけあるべきだろうという使用比率について、お答えいただきたいと思います。

○下地誠流通・加工推進課長 県では地産地消推進に係る各種施策を効果的に実施するため、県産農林水産物の学校給食や、県内ホテルでの利用状況を調査しております。

29年度の学校給食での県産食材利用率は30.6%で、県内ホテルでの利用率は32.4%となっており、いずれもここ数年は3割程度で推移しております。

これらのことを踏まえ、ことし3月に策定した第4次沖縄県地産地消推進計画における5年後の目標値として、学校給食での利用率を34%、ホテルにおける利用率を36%と設定しております。

また、同利用状況調査によりますと、県産農林水産物の利用上の主な課題として、価格が不安定であることや、生産の端境期の品目の種類や量の不足など安定供給上の課題に加え、学校給食調理場での人手不足による下処理等が挙げられているところです。

○大浜一郎委員 ありがとうございます。

今の改善点でいろいろありましたけど、これは具体的に何か取り組みは今されていますか。

○下地誠流通・加工推進課長 第4次でこれらの課題を解決するべく、これから取り組むというような段階になります。

○大浜一郎委員 ぜひとも取り組んでいただいて、30%と言わずに40とか、50とか、少しハードルを上げたほうが改善点の克服に力が入るんじゃないかなと思います。

次、164ページです。県産農林水産物輸出体制構築事業であります。この課題の中について、比較優位性がある農水産物を絞り込む必要があるという結論が出ているようですが、今回の事業の中でどのような品目が輸出体制には有効だと考えておられますか。

○下地誠流通・加工推進課長 本県の地理的優位性を生かし、成長著しいアジア圏へ販路拡大を図るため、県産農林水産物のさまざまなプロモーションに取り組んでおります。

これまでの輸出事業の取り組みにより、アジア圏域での有望な品目としては、比較的認知度が高い黒糖や他産地との競合が少ないモズク、シークワサーなどが有望であり、特に香港では観光地としての沖縄の認知度の高まりとともに、県産パインやカンショも有望な品目であると確認しております。

○大浜一郎委員 ありがとうございます。

あと、肉用牛の輸出をしているということですが、これはどこのHACCPを使って、通して、出荷されていますか。

○仲村敏畜産課長 現在、県内には肉用牛を屠畜して海外へ運ぶ食肉センターはございませんので、主に鹿児島県の屠畜場で屠畜した牛肉が海外へ輸入されております。

○大浜一郎委員 それではやはりコストが高くなるんじゃないですか。

○仲村敏畜産課長 鹿児島への輸送コストは若干かかるとは思いますけれども、輸出事業一条件不利性解消事業により一部輸送費の支援をしております。

○大浜一郎委員 ですから県内ではHACCPの推進を今後やっぱりやっていかないと、結局、コスト高になると思うんですよ。

競争力がなくなっていくので、県内HACCPの取り組みを逆に強化していくということも視野に入れて、これ強力に進めていただきたいと思います。

それと卵を輸出していますが、全品県産品ですか、鶏卵は。

○仲村敏畜産課長 県内で輸出している卵は、こち

らでカウントしているのは全て県産品でございます。

○大浜一郎委員 スーパーなんかに行くと、要するに足りないのだから流通物が入っているんですよ。

流通物が入るぐらい、県内市場も賄い切れないんですけども、これが全量というのが非常に不思議だなと思ったんですけど、もう一度トン数を教えてください。どのくらい送られたんですか。

○仲村敏畜産課長 済みません、もう一度、数量ですか。

○大浜一郎委員 そう、トン数。

○仲村敏畜産課長 平成30年度実績で鶏卵は66.4トンとなっております。

○大浜一郎委員 わかりました。ありがとうございます。

166ページです。農林水産物流通条件不利性解消事業ですけど、航空輸送かコストの低い船舶輸送への転換が必要だとしておられますが、鮮度の保持、特に離島地域の物流連携はどういうことになっているのでしょうか。

○下地誠流通・加工推進課長 農林水産物流通条件不利性解消事業による県外出荷量に占める船舶輸送の割合は、平成25年度の57.9%から平成30年度は64.4%へと、航空輸送から船舶輸送へ6.5ポイント移行しております。

この移行分については、船舶で輸送しても鮮度が保持されるカボチャやモズクなどの品目の増加によるもので、輸送運賃の低い船舶輸送への移行により補助事業者の輸送コスト低減が図られるものと考えているところです。

一方、離島地域の県外出荷量は、平成30年度で1万7170トンとなっており、平成25年度の1万1203トンと比べると5967トン増加しており、離島地域においても、県外出荷量の拡大が図られているものと考えております。

○大浜一郎委員 ですので、船舶で輸送する際に連携がうまくスムーズにしているかということですけど、その辺はどうですか。

○下地誠流通・加工推進課長 船舶で輸送する場合、リーファーコンテナー温度管理機能付コンテナ等を利用して出荷しております。

主にモズクなどがそういうもので県外出荷量が増加しているということを確認しております。

○大浜一郎委員 離島からの産物が多いのは、何がが多いですか。

○下地誠流通・加工推進課長 宮古だとゴーヤー、カボチャ、トウガン、ピーマン、モズクの順になります。

八重山だとパイナップル、マグロ、クルマエビ、モズクという順番になっております。

○大浜一郎委員 ありがとうございます。

これは非常に事業の効果が期待されているものですが、これは一括交付金を利用していますよね。今後この一括交付金が、要するにあと2年程度で見直しになるんですけども、この事業については、今後どのような体制で維持していこうか、具体的な検討というのはされていますか。

○下地誠流通・加工推進課長 今年度、検討委員会を立ち上げて、この事業、これまでやってきたことの効果検証を確認し、検討委員会を来年まで開催する予定なんですけれども、そちらのほうで報告をいただいて、それに基づいて令和4年度以降の事業について検討をしていくと、そういう段取りになっております。

○大浜一郎委員 次期振興計画の中にもこれは重要な施策としても入れる必要があると思っていますので、その辺の努力をぜひお願いしたいと思います。

171ページです。畜産担い手育成総合整備事業であります。補助金事業が46.8%、交付金事業が52.2%、課題としては離島地域の工事技術者不足とありますが、これは多分に経年でこのような状況が起きていると思うんですが、改善点としては、例えば何を行いましたか。

○仲村敏畜産課長 お答えいたします。

畜産担い手育成総合整備事業は、未利用地や低利用地を地域の担い手に集積し、草地造成と自給飼料生産基盤を整備することにより、飼料基盤に立脚した安定的な経営体を育成し、地域農業の活性化を図ることを目的に実施しております。

本事業につきましては沖縄県農業振興公社が事業実施主体となり、竹富町の黒島、竹富町の小浜、西表島、久米島町の離島3地区で実施しております。

離島地域における事業実施に当たっては、建設業界の職人不足の影響もあり、工事技術者の確保が難しい状況となっております。

特に、本事業の造成工事においては、岩盤を砕き細かくするストーンクラッシャーやスタビライザーなど、特殊工法が必要な工事地区については対応可能な業者が限られておりますので、そのため県としましては、農業公社や地元自治体、それから関係事業者等の連携を密にして、施工箇所を細かく割り振りして効率的な施工を行うということ、それから工程管理を徹底するという、それから事前協議を頻回に行い強化しているところであります。

これらのことを含めまして、今後は執行率の改善

に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○大浜一郎委員 ありがとうございます。

畜産—これも担い手の育成総合事業はとても大事な離島での事業だと思っておりますので、関係各位と連携して執行率を上げて、事業の達成に本当に邁進してほしいなというふうに思っています。よろしくをお願いします。

182ページです。自然環境に配慮した農業であります。72.8%、対策事業に関しては一括交付金が使われているようでありますけれども、これは目に見える効果として、赤土流出防止の推進、自然環境ですけど、目に見える効果としては、経年ではどのような形で数値というのを捉えておりますか。

○前門尚美営農支援課長 県の赤土等流出防止対策につきましては、平成25年に策定された沖縄県赤土等流出防止対策基本計画に基づき、平成33年度を目標年度としまして、関係部局が流出量の削減に取り組んでいるところであります。農林水産部では、農地からの流出防止対策に取り組んでおります。当事業では、東村、石垣市、竹富町など10市町村に農業環境コーディネーターを13名配置いたしまして、グリーンベルトの増殖、植えつけ体制構築など、コーディネーターが地域と連携して赤土等流出防止対策の促進を図っております。

平成24年度から平成30年度までの事業の実績としまして、圃場の周囲にグリーンベルトを約180キロメートル分設置し、また、圃場の周囲では緑肥の播種やマルチングを約744ヘクタール分実施しております。

そのほか、県内各地域では土壌保全の日としまして、グリーンベルトの植栽などを農家や関係者などと実施する普及啓発イベントも開催しております。

県としましては、引き続き関係市町村とともに連携しながら、流出防止対策に取り組んでまいります。

○大浜一郎委員 グリーンベルトの増殖というのは、私も現場を見てきたからよくわかるんですが、実際に大雨のときに赤土はもう大量にやっぱり流れているわけですよね。その辺のところ、どれぐらいの量が流出しているかというようなことが、経年の間にどれぐらい目に見えてわかるようになったのか。環境白書の中にも少しありましたが、このところがね。その辺のところもちょっと教えてほしいんですよ。この対策がどのような状況になっているのか。

○前門尚美営農支援課長 農地からの赤土の流出状況でございますけれども、沖縄県の赤土等流出防止対策基本計画及び同計画の中間評価の中からござ

いますけれども、平成28年度の農地からの赤土等流出については、平成5年に比べまして約30%、約9.5トンということで削減しているところでございますけれども、農地からの流出割合が相対的に高くなっておりますので、引き続き営農的対策、土木的対策の構築による対策が現在求められているところであります。

○大浜一郎委員 わかりました。

これはね、本当に海を汚すと沖縄の自然・文化も壊してしまうということにやっぱりなっていますので、これ本当は国も交えて対策はしなきゃいけないと思っているんですが、ちょっと質問したいんですけど。

この赤土流出防止活動資金の確保にかかわる制度設計というのがありますが、これは一体何なんですか。

○前門尚美営農支援課長 赤土等流出防止対策については、農地における流出防止対策を継続的にやっていくことが重要でありますけれども、現在、農地対策に係る資金の確保というのが課題となっております。

そこで、寄附金確保の方法などについて情報収集し、赤土等流出防止活動資金の確保に係る仕組みづくりというのを検討しております。

具体的に言いますと、寄附をもらえるターゲットの調査、寄附の実施方法、各種プロモーションなどの啓発活動を実施しているところであります。

県としましても、引き続き持続的な赤土等流出防止対策が構築できるように取り組んでまいります。

○大浜一郎委員 これは寄附とか、PR活動は寄附がないとできないんですか。

寄附を募ってやるような問題なんですか、これは。

○前門尚美営農支援課長 現在、補助事業のほうで実施しておりますが、地区の協議会が継続的に活動をしていくためには、やはり持続的に協議会が自分たちで自走して活動できるということで、どうの方がそういう赤土等流出防止活動に共感いただいて寄附をもらえるかというターゲット調査とあわせて、CMとかラジオとかでまたプロモーション、赤土等流出防止対策ということで活動啓発ということをあわせて、現在実施しているというところであります。

○大浜一郎委員 よかれと思った農地改良が、基本的にはこういった形になってきたというようなことがあるので、これは寄附金を取るんじゃないかと、これはもうとめるんだというようなことでの制度設計のほうか、はるかに僕は有効だと思いますよ。

また、地域との連携は必要なんですけども、この

赤土防止対策が進んでいない地域協議会というのは、実際、何をしているんですか。海が汚れているのに何をしているんですか。

○前門尚美営農支援課長 現在、赤土等流出防止対策協議会ですけれども、重点監視海域などを有する10市町村に設置しておりますが、委員がおっしゃいました対策が進んでいない地域協議会というところにおきましては、対象となる農地面積が広く、また、移動距離も長い地域であることが原因の一つとなっていると考えられます。

このため県では、各市町村に農業環境コーディネーターを配置いたしまして、赤土流出圃場の現状把握、農家への流出防止対策技術の普及などの支援を行っております。

県としましては、引き続き関係機関とも連携しながら、必要な予算の確保に努めてまいります。

あわせて、また各地域の協議会同士の交流会ですとか、研修などを通じて、進んでいる地域の取り組みの紹介などをすることで対策内容の充実を図っていきたくて考えております。

○大浜一郎委員 赤土の流出問題が、実はオニヒトデの増殖を助長しているということもありますからね、これは予算確保はもう十分に、もう少し増額してもとられるべきだと思いますので、ぜひその辺の取り組みをお願いしたいと思います。

186ページでありますけれども、特殊病害虫特別防除事業でありますけれども、84.4%の一括交付金をもって執行がされてございます。

沖縄の農業は、特殊病害虫との戦いであったと聞いておりますし、特に八重山地域においては、今後イムゲーという蒸留酒製造のために芋の生産拡大をしたいという生産者が大分ふえてきているというふうに聞いています。単収もいいんでしょうね、多分に。

しかしながら、イモゾウムシ等々の問題があつて、拡大しても歩どまりが悪いというような意見もちょっと聞いておりますが、今後とも防除事業に関してはもう本当拡大していかなければいけない、農業生産においてもと思うんですけど。

具体的な見通しは立っていますか。これは一応令和3年までの事業になっておりますけど、今後どうでしょうか。

○前門尚美営農支援課長 県ではアリモドキゾウムシとイモゾウムシの根絶事業を平成13年度より久米島、また、19年度より津堅島において実施しているところであります。

久米島のアリモドキゾウムシにつきましては、平

成25年に根絶を達成しております。また、津堅島のアリモドキゾウムシにつきましても根絶間近で、イモゾウムシについては、生息密度が大幅に低下しております。

両ゾウムシ根絶の防除地域を拡大していくためには、両ゾウムシの大量増殖技術及び低コスト人工飼料の開発、イモゾウムシの有効なモニタリング技術等を確立する必要があります。

県としましては、これら技術の開発状況を踏まえつつ、久米島、津堅島でのイモゾウムシ類の根絶防除を行った後、防除地域を拡大し、関係機関と連携して根絶、防除を進めていく考えであります。

○大浜一郎委員 ありがとうございます。

これは後ほどもう一度聞きたいと思いますが。

最後ですけれども、これはちょっと私の個人的意見ですが、主要施策の成果に関する報告書の中で、水産関係の主要事業がとっても少ないんですよ。水産事業が何で主要施策の成果に関する報告書の中できちっと取り上げられていないのか、非常に不思議であります。その点どうでしょうか。

○能登拓水産課長 県では本県水産業の振興を図るため、平成30年度では水産業費としまして72億1942万円を計上しまして、つくり育てる漁業の推進、流通体制や生産基盤の整備、漁業者の安全操業の確保、担い手の確保育成等により水産業の振興に取り組んでいるところでございます。

また、平成31年度は前年に比べまして3億6345万円、率にして5%増となります75億8286万円計上しまして、取り組みを強化しているところでございます。

県としましては、引き続き、本県の地理的特性を生かした水産業の振興を図るために、各種施策に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○大浜一郎委員 私が言っているのは、主要施策の成果に関する報告書の中で何で少ないのかなど、もっと載せるべきじゃなかったかということでもあります。

○長嶺豊農林水産部長 今委員からの御指摘で、30年度事業が少ないのではないかとということでもありますけれども、これまでいろんな糸満の新市場とか、そういう新しい事業も31年度からできておまして、そういう意味では、いろいろな調整が進んで大きい事業をこれから進めていくということもあります。

それから、担い手の育成につきましても、今は未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業ありますけれども、それについても今年度大幅に拡充して、より担い手を確保していこうという取り組みをしてお

りますので、その時点、時点では、少し主要事業に出入りがあると思いますけども、引き続き、水産についても振興を強化していくということで考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○大浜一郎委員 離島では水産物をどうやってみんなに消費をしてもらうか、どういうふう加工食品にして付加価値を上げるか、そういったものに非常に興味がある若い世代が多いというふうに、私は直感として感じております。

ぜひそういった施策をどんどん推進していただきたいし、この成果を確認したいと思っておりますので、どうかこの辺の取り組みをお願い申し上げます。

○瑞慶覧功委員長 西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 よろしくお願ひします。

細部に入る前に、まずは一般会計、平成30年度の歳出のほうで執行率、繰越率、不用率の推移、過去3年—平成30年、29年、28年の3年の率を、一般会計、特別会計おのおの教えてもらえますか。

○幸地稔農林水産総務課長 お答えします。

平成28年度予算現額は、745億3397万円……

○西銘啓史郎委員 休憩お願ひします。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から金額は要らないので執行率を教えてくださいとの発言があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

幸地稔農林水産総務課長。

○幸地稔農林水産総務課長 執行率についてお答えします。

平成28年度は78.3%、平成29年度は80.0%、平成30年度は79.1%であります。

続きまして、繰越額ですが、平成28年度は18.6%、平成29年度は16.6%、平成30年度は17.2%。

続きまして、不用額ですが、平成28年度は3.2%、平成29年度は3.4%、平成30年度は3.7%となっております。

○西銘啓史郎委員 特別会計もお願ひします。

○幸地稔農林水産総務課長 失礼しました。

続きまして、特別会計についてお答えします。

まず、執行率ですが、平成28年度は93.8%、平成29年度は90.9%、平成30年度は85.7%。

続きまして、繰り越しですが、28年度、29年度はございません。30年度繰越額、9.5%。

続きまして、不用額ですが、28年度は6.2%、29年度は9.1%、30年度は4.9%となっております。

○西銘啓史郎委員 ありがとうございます。

なぜそういう質問をしたかということ、やはり知事部局の中でも、一般会計の執行率はやはり土木と農水というのは他の部局、県全体でも90.8—平成30年度ある中で、全然もう桁が違う。それもまた後ほど理由も聞きたいんですけども。

農水部として、まずは一般会計、資料でいうと6ページですかね、一般会計歳出の部分からいきたいんですけど、(項)でいくと農業費から畜産業費、農地費、林業費、8ページになって水産業費、災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費とありますけど。

まず、僕が気になるのが、畜産業費の(目)の畜産振興費ですけど、細かい内部は別としても執行率が69.3で、次年度繰り越しが30.2—13億円ぐらいあるんですが、畜産は非常に振興上、力を入れているというふうに理解したんですが、この支出済額、執行率が低い理由をちょっと御説明いただけますか。6ページの(項)畜産業費の畜産振興費。

○仲村敏畜産課長 執行率の主な事業としましては、畜産担い手育成総合整備事業、それから食鳥処理施設整備事業が平成30年度の主な執行率低下の要因となっております。

畜産担い手育成総合整備事業に関しましては一繰り越し理由としましては、それぞれ地区ごとに異なるんですけども、竹富町の黒島のサミン地区では、草地造成工事等において、伐採、雑木等の処理量が当初より多く発生しております。

新たに処理用地の確保が必要となりまして、不要の日数を要して年度内工事が困難となったということが挙げられます。

竹富町の西表島、小浜島につきましては、予定地の賃貸借契約等の権利関係に手続上不備が見られまして、受益者とその関係機関との調整に時間を要したため、入札時期がおくれることになっております。

それから、久米島のほうですけれども、久米島のほうも畜舎整備の計画予定地のほうが観光名所近くだったため、遠くのほうへ少し場所を移動してほしいということで、代替地の選定、それから取得について時間を要したということで、そちらのほうも繰り越し手続を行っております。

それから、食鳥処理整備事業ですけれども、こちらのほうとしましては、昨年6月から9月まで、たび重なる台風がありまして、建屋工事のおくれが生じております。工事の遅延した影響から、現在、建設業界の職人不足もありまして、スケジュール等が難しくなりまして、労務者の確保が困難になったことで年度内完了が難しくなったということござ

います。

○西銘啓史郎委員 ありがとうございます。

同じく一般会計歳出の8ページ、(款)で災害復旧費なんですけど、これも当初予算が18億円ぐらいあって、減額補正で11億円減らして繰り越しがあって、結果的には10億円に対して2億円しか使っていないんですけど、これはどういう理由でしょうか。

○幸地稔農林水産総務課長 災害復旧費につきましては、漁港漁場災害復旧事業費ですが、渡名喜漁港の沖防波堤工事に想定していた作業船の避難回航等が必要なくなったことから、工法変更等による不用であります。

○西銘啓史郎委員 それだけで不用が4億円あるんですけど、翌年繰り越しも4億円あるんですけど、その1つの案件でこれだけの執行率になって、不用額になっているという理解でいいんですか。

○幸地稔農林水産総務課長 渡名喜漁港につきましては、2億2522万円となっております。

○西銘啓史郎委員 当初予算でも18億円ぐらいいろいろ災害復旧費、(款)でありますよね。だから、よっぽど台風か何かわかりませんが、30年度は台風もあったとは思いますが、当初想定したよりそういうのがなかったのかどうか。その辺の天候的なものがあるのか、それとも単なる漁港のあれがなくなった、2億円なくなったからといっても執行率が低過ぎるなという気がして。または、予算が相当多過ぎたのか。

○長嶺豊農林水産部長 災害復旧費については、災害が起こったときにやはり迅速に対応しないとけないということもありまして、過去の災害の被害額とか、そういうものを勘案しまして見積もって計上をしております。

ですから、できるだけ迅速に対応するためには、一定程度、最大値に近い形のものを計上しなければいけないという状況もあって、災害がそういう水準でなかった年については、やはりそういう不用とかが出てくるというところで御理解いただきたいなと思っております。

○西銘啓史郎委員 じゃあ、ちょっと災害復旧費のこの過去3年ぐらいの執行率はどのぐらいかわかりますか。すぐ出ますか。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から2年分の数字でいいかの確認があり、委員からそれで構わないとの発言があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

幸地稔農林水産総務課長。

○幸地稔農林水産総務課長 災害復旧費の平成29年の不用額が11.7%、平成30年度不用額が16.6%となっております。

○西銘啓史郎委員 平成29年度の執行率は何%ぐらいですか。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から数字がわからなければ後で教えてほしいとの発言があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 私の理解が間違っていなければ、部長、こういう理解でいいのか。

30年度は当初18億円の当初予算がありましたと。補正で減額して、11億円をマイナスして、それに繰り越しを足したら約10億円—30年度の予算ですよ。支出済みが2億円なので2割しか執行をしていませんと。

その残りのうちの4億1200万円は次年度に繰り越すけれども、4億円は不用額となっていると—30年度の決算は。

ということは、31年度に4億円が入って、同じように31年度の当初予算と繰り越しを足したら18億円ぐらいあるという理解でいいんですかね。31年度の予算は、ちょっとまだ頭に入っていないんですけど、災害復旧費としては、大体18億円ぐらいを毎回計上しているという理解でいいですか。そういう理解でいいなら、わかりました。

何が申し上げたかったかという、もちろん災害はいつ来るかわからないし、本当は使わないのにこしたことはないですけども、執行率が低い理由が何らかの理由で—違う理由で下がっていらまざいんじゃないかなと思ったので質問しただけですから、そういう理解を私もさせていただきます。

それと部長は一平成30年度は部長ではなかったかもしれませんが、先ほどの主要施策がありますけれども、34項目ありますね、農水部として。目次のほうにありますけれども、1から34まであるんですけど。例えばこれもページを見ないと、どここの課のあれかわからないですけども、確かに大浜委員が言ったように水産関係が少ないような気も、私も確かにしました。別にこれが、水産に主要施策がないわけではないでしょうけれども、この1から34を選ぶのはどんな基準ですか。例えば主要とする理由ですね。例えばこの順番もですけど、1番から重要度というわけではないですよ。額の順でもないし。

○長嶺豊農林水産部長 ここでは順番が、重要度が

高いとか、そういうことではないと思いますが、例えば施策ごとに、生産供給体制の強化であったり、加工の推進であったり、そういう施策ごとにどちらかというのと並んでいるのではないかなと思いますが、余りその順番は気にしていなかったものですから……。

基本的には沖縄21世紀ビジョン基本計画に農林水産部では7つの施策、例えば沖縄ブランドの確立と生産供給体制の強化、そういう7つの柱で組んでおりますが、その中でいわゆる施策を推進するためにエンジンとなる事業をここに掲げてあるという理解をしていただければと思いますけれども。

○西銘啓史郎委員 ということは、21世紀ビジョンの1から7番はフロンティア型農林とありますね。この順番で載っているという理解でいいですか。

○長嶺豊農林水産部長 順番はちょっと違いますけれども、その施策を推していく事業としてここに書かれてあると。

○西銘啓史郎委員 このただいまの155ページには部課等も入れてもらいました、糖業農産課が入ったり、次のページも糖業農産課なんですけれども、当然これがごちゃごちゃ入れかわりするものですから、何か見やすい方法がないかなと思ったりですね。

または本当に重要、農水部として平成30年度、1から34あるけれど、本当に力を入れたのはこれだというのが上位、そういう順番も僕らとしては見やすいですね。

例えば力の入れ方の、部長として31年度は一今度決算するときには、今年度はこういうことでやりましたというのがわかるようにすると、僕らも重要度がわかれば、下にあるのが低いとかではないですけどね、そういうのが何かわかるようにしてほしいというのが1点と。あとは、これは一括交付金。以前、この星印がついているのが一括交付金活用でしたか。詳細のところについているのが。ということは、この1から番号のところにも打ってもらうと、一括交付金がわかるようになるじゃないですか、目次を見れば。その辺も何かいいアイデアがあればまたお願いしたいと思います。

では、詳細にいききたいと思いますが、その前に部長、先ほどの冒頭の30年度の決算で、当時は部長ではないにしても、この執行率や繰越率、もちろん農水特有の事情とかがあるにしても、本来農水部としてはどれぐらいまで目指したいとしているんですか。執行率や繰り越しを。繰り越しなので事情はいっぱいあるにしてもですね。

○長嶺豊農林水産部長 まず平成30年度の一先ほど

も説明をしておりますが、執行率については79.1%ということで、去年の80%台から執行率としては落ちているという状況にあります。

目標というよりは、いわゆる当年度計上された予算については、やはり早目に効果を発現するという意味では一つの一でできれば8割を超えた水準で持っていきたいんですけれども、基本的にはやはり可能な限り執行に取り組んで、早期の効果発現を目指したいというのが、私の基本的な考え方です。

○西銘啓史郎委員 あと、特別会計は先ほど、85.7ということでしたけれども、過去三、四年でも一番低いような気がするんですが、特別会計は細かいのを見ていませんのであれですけど、県全体でも特別会計というのはもう9割を超える、98%ぐらい超えますよね。だから何らかの理由があると思っていて。

実は僕、前の島尻部長のときにも質問した農水の人員体制とかですね、要は予算執行に当たって、本当に適正な人員が確保されているのか。例えば人員が、部長としては言いにくいかもしれませんが、いろんな形で人は減っているけれど、やる業務は変わらないとか、そういうのがないかなと心配しているんですね。

だから、執行率が下がっているのが、そういう人員にかかわるものであれば、その辺はしっかりやっていくべきじゃないかというような気がするんですけど、人員の件については、部長はどう考えていらっしゃるでしょうか。31年度4月の段階の人員についてですね。農水部として必要人員を確保できているのか、またはどうなのかというのを教えてくださいませんか。

○長嶺豊農林水産部長 我々が事業を執行していく人材については毎年度、毎年度、県の全庁的な人員の配置の中で決まってはいきますけれども、やはり農林水産部としては、その時期、時期のいわゆる社会情勢を含めて、いろんな事業の需要があるわけです。例えば今、ハードの農地農村整備事業につきましても、やはり技術者が不足していたり、そういう現状も踏まえながら、一人一人の個々の資質向上も含めて執行体制を確立していくということをまず、やっております。

それから、今、畜産の関係では、いわゆる伝染病の防疫対策ということで、そこもやはり強化をしていかなければいけないということで、毎年一気に人をふやすというのは、なかなか現状としては厳しいんですが、やはりそういう分野に、毎年何名かを一つ一つ配置していくとか、いろんな工夫をしながらできるだけ執行体制を落とさないような形で取り組

んでいくという考え方でございます。

○西銘啓史郎委員 ぜひ、主要施策34事業ありますけれど、それ以外にもいっぱいあって、それに携わっている職員の方々がいて、部長としても全課のことを統括しながら、統括監も含めて目配りしているとは思いますが、私も細かい事業は全部知りませんが、要はスタッフの方々が、例えば人数がいればこれだけできるのとか何かあるのであれば、総務部とも調整しながら必要人員の最低限のものは確保するように努力をしていただければと。

これは理由じゃないかもしれませんが、その辺はどうお考えですか。

○長嶺豊農林水産部長 毎年、人員の部分については、関係部局、総務部とも協議をしながら、調整しながら可能な限り、職員の負担も軽減できる部分はしながらということで、そういう視点を持ちながら調整を進めていきたいと考えています。

○西銘啓史郎委員 詳細に入っていきますけれども、主要施策のページ166。

先ほど大浜委員からもちょっと出ましたが、私は違った観点で質問をしたいと思えます。

決算額が26億円ありますけれども、県外出荷重量で6万5113トンとありますが、これは航空と船舶のトン数の内訳はわかりますか。航空が何万トン、船舶が何万トンと。

○下地誠流通・加工推進課長 重さでお答えさせていただきます。

航空のほうで2万3210トンになります。船舶のほうで4万1902トンになります。

○西銘啓史郎委員 続いて補助金額26億円ありますけれど、億単位でいいですからどんな感じですかね。航空で何億円、船舶で何億円。

○下地誠流通・加工推進課長 航空のほうで18億円、船舶のほうで約8億円となります。

○西銘啓史郎委員 それともう一つ、事業の内容で、沖縄本土間と書いていますけれど、離島沖縄間はないんですか。

○下地誠流通・加工推進課長 離島から本島経由で内地のほうに行く場合は、補助いたします。

○西銘啓史郎委員 これはもう平成一三年度で一括交付金ですかね、なのであれですけど、やはり水産物なり、しっかり販路拡大というのは重要だと思います。

それと、きのうかきょうのテレビで見たんですけど、料理人を招聘して何かやっていました。これは農水の事業ですかね。中身でいうとテレビでメモはしたんですけど、氷も何とかアイスで海水で

どうのこうのというのがテレビでやっていたんですよ。これは農水の事業ですか。

○下地誠流通・加工推進課長 輸出関係の事業で、海外の有名なシェフをお招きして、県の農林水産物の生産地とかを見ていただいて、持ち帰ってそのメニューを考えていただくとか、そういう事業をやっております。

○西銘啓史郎委員 これは主要事業の中に入っていましたか。

○下地誠流通・加工推進課長 164の県産農林水産物輸出体制構築事業になります。

○西銘啓史郎委員 続いて184ページの災害に強い栽培施設の導入推進事業ですけど、これも11億円、せつかく予算をとりながら6億円ということになっています。

ただし、実績を見ると、13市町村22地区で当初の予算どおりできているんですが、この半分になった理由というのはどういう理由でしょうか。

○玉城聡園芸振興課長 184ページに書かれております13市町村22地区と、実績のほうの13市町村22地区というのは、たまたま一致しておりますが、内容は異なっております。

事業内容につきましては、予算要求時の要望について設定した数でございます。

実績の部分につきましては、29年度の繰り越し9件、それから30年度の13件、合計で22地区という形になっております。

○西銘啓史郎委員 これは申請して許可が出なかったというケースもあるんでしょうか。

申請する事業かどうかわからないですけど、要はやりたいけどできなかった人がいるのかどうか。

○玉城聡園芸振興課長 計画のほうででき上がっている部分につきましては一30年度の事業に関しましては要望が上がって、計画ができ上がった部分に関しては全て執行しております。

○西銘啓史郎委員 あとは、課題のところの環境制御設備に係る効果検証ということの詳細に説明していただけますか。どういうことなのか教えてください。

○玉城聡園芸振興課長 課題につきましては、環境制御の活用を効果的かつ効率的に推進するために、生産部会やJAとの関係機関との意見交換など、生産現場の課題の拾い上げを実施する。また、生産現場の技術指導員を対象にいたしまして、環境制御ハウスの優良事例や適正な栽培管理に関する講演会を開催しているところでございます。

○西銘啓史郎委員 もう最後になりますので、ぜひ

これも、やはり台風銀座の沖縄でそういう災害に強い施設を入れるというのは大変重要だと思いますので、執行率も上がるように、これをどんどん広げるように頑張ってください。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 山川典二委員。

○山川典二委員 主要施策の成果に関する報告書から伺いますが、まず、157ページ、先端技術を結集した園芸品目競争力強化事業、新規事業ですが伺います。

この中で決算額の事業内容のところに赤い輪の菊、何と読むんですかね。セキリンですか、アカワですか。

○比嘉淳農林水産総務課研究企画監 アカリングクと読みます。

○山川典二委員 この赤輪菊の新品種候補を育成したということですから、新品種候補を育成したということは、ほかにも何かやったんですかね。

○比嘉淳農林水産総務課研究企画監 赤輪菊の今回、新品種候補なんですけど、今回のやつは、まず、申請してから登録になるんですけど、まだその申請の段階ということで新品種候補となっておりますが、それ以外については今のところ準備はしているんですけど、まだ申請はしていないということです。

○山川典二委員 先端技術を結集したという形であるものですから、幾つかあるのかなと思ったんですけど。その下に、菊の生産現場で、赤色LED光線を利用する場合、製造元が異なる照度計でも測定値の補正により正確な照度を推測することが可能となったというんですが、これは赤色LED光源が一番いいんですか、菊の栽培に。

○比嘉淳農林水産総務課研究企画監 今現在普及しているのは、白色のLEDとか従来の白熱電球でもあったりするんですが、菊の花芽をもたせないような技術ということで、赤色LEDを今後使うことによって、うまく花芽をコントロールするというので、今後この技術を普及するように、実証も含めて、研究も含めて進めている段階です。

○山川典二委員 青色とか紫とかいろいろなのが、要するに農業の生産現場にも一部使われていますけれども、これが一番いいということですか。今の見解、今現在。

○比嘉淳農林水産総務課研究企画監 今いろんな波長のものを調べた段階では、赤色が好ましいということで結果が出ております。

○山川典二委員 これは例えば知的所有権みたいな、そういう技術登録みたいなことも視野に入ったよう

な技術ですか、そうではないですか。そこだけでいいです。

○比嘉淳農林水産総務課研究企画監 一応、知的所有には当たらないと思います。

○山川典二委員 済みませんが、もし、園芸振興課のほうも連携してお答えしてほしいのですが、菊の現在の県内の生産農家数、あるいは出荷額、あるいは出荷量。そして、時期的に端境期で出すということでもありますけれども、何月から何月ぐらいの時期に出して、それは全体の生産量のうちの何割ぐらいかというのを一もしわかれば大ざっぱでいいです。説明をお願いします。

○玉城聡園芸振興課長 平成29年度の菊の産出額で74億円、作付面積で784ヘクタール、出荷量といたしまして2億8370万本となっております。

○山川典二委員 出荷時期と、全体の何%ぐらいになるのか。その時期に集中すると思うんですよ。大ざっぱでいいですよ。

○玉城聡園芸振興課長 出荷時期に関しましては、年末出しと彼岸出しという形が多いかと思いますが、おおむね11月から5月ごろの出荷となっております。

○山川典二委員 それで全体の生産額。そこに集中するわけですよね。例えば8割、9割とかぐらいになるのか。大ざっぱでいいですよ。

そしてあと菊の生産農家数もわかれば教えてください。

○玉城聡園芸振興課長 小菊に関しましては全国一の出荷量となっております。

今、シェアのお話でよろしいのでしょうか。

○山川典二委員 要するに、さっきおっしゃった年末と彼岸の前が集中するという話ですよ。11月から5月の間でですけど、そこが集中するので、恐らく全体の7割なのか8割なのか、それが知りたいんですけど、今すぐ出なければいいですよ。

あと、生産農家数。

○玉城聡園芸振興課長 正確な数字は把握しておりませんが、500戸程度だったと認識しております。

○山川典二委員 この500戸のうち大体、主な生産地はどの辺ですか、県内で。

○長嶺豊農林水産部長 菊につきましては南部では糸満市、八重瀬町。それから中部ではうるま市、北部では伊江村、それから今帰仁村ということで、拠点産地でもありますし、そういうところが中心になっているという感じです。

○山川典二委員 先ほど、何か全国一とありましたが、菊の生産の全国トップ3というのはわかるんですか。わかれば教えてください。

○長嶺豊農林水産部長 順位はあれですけども、愛知県、福岡、沖縄と。

○山川典二委員 わかりました。

それをなぜ聞いたかといいますと、台風19号の影響とか15号の影響がありまして、今後それがまた値段に影響するのかなというふうに思いますし。

先月の台風19号で既に建築資材が3.5倍、平均で今上がっているんですよ、この1週間以内に。さらに上がるような可能性があって、それは少なくとも沖縄にまた影響があるんですが、ちょっとこれは余談でありますので、ありがとうございました。

次は、160ページの6次産業化の推進ですが、これは1点だけお聞きします。

執行率52.9%の理由を説明してください。

○下地誠流通・加工推進課長 不用額が3494万6000円となっております、予算額が5006万6000円という関係があります。

これはハード整備用の補助金が、当初予定していたんですけども執行できなかった。というのは、南部にある牛乳をつくる会社が、ヨーグルトの加工施設整備ということで補助金交付決定していたんですけども、全国的な乳業設備更新が多くて、需要増を受けて、製造装置が当初予定の6000万円から8000万円に上がりまして、2回入札したんですけども入札できず、その間に提携している酪農農家の皆さんの廃業が重なって原乳確保ができないということが重なりまして、廃業する皆さんの状況がはっきり把握できたのが3月になってからだったものですから、減額補正もできずに3000万円余りの不用が生じたという結果になっております。

○山川典二委員 できましたら、今後この事業の効果のところでも具体的に6次産業が今一主なものいいんですよ。成果も含めて、現状も含めてわかるように、次回から出していただければありがたいなと思います。

次に165ページの県水産物の海外市場拡大事業について伺いますが、これは水産課のところですが、この中にナマコ類19種類の資源量を県内5地域で推定したとあるんですが、5地域というのは今、表で説明できますか。できなければいいですけど、どこですか。

○能登拓水産課長 ナマコについての資源量調査につきましては、まず国頭村から東村にかけての海域、2つ目がうるま市、それから3番目が南城市、4番目が宮古島周辺、5番目が多良間村ということで調査を行っております。

○山川典二委員 ナマコの種類—19種類ですけども、

主なものはどういうものがあるんですか。3つぐらいでもいいんですけど。

主にこれは海外市場を目途として、輸出を目途としているということで。

○能登拓水産課長 ナマコにつきましては、輸出に当たって高価格帯で売れる品種、それから中価格帯、低価格帯といろいろあるんですが、それぞれで調査を行っています。

そのうち特に高価格帯とされているものについてはハネジナマコ、イシナマコ、バイカナマコなどについて調べてございます。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員がナマコの種類を確認した。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

山川典二委員。

○山川典二委員 これは主に輸出を目標にしていますけれども、どの地域に。これでは中国、上海とかとありますけども、タイとかですね。その皆さんが好むようなナマコなんですかね。

○能登拓水産課長 ナマコにつきましては、基本的に中華圏で非常に高値で取引をされておりますので、香港や上海あたりを中心に中華圏への輸出を想定してございます。

○山川典二委員 既に県内から出ている実績があるかもしれませんが、これはキロ当たりで今、幾らぐらいするんですかね。大体でいいですよ。

○能登拓水産課長 ハネジナマコの乾燥品になりますが、1キロ当たり平均すると10万円程度で取引されているというふう聞いております。

○山川典二委員 これは非常に可能性のある事業ですが、とりあえず令和元年度で終了しますが、先のことはあれですけど、今後引き続きできるように、これはまた、ぜひお願いしたいと。後でまた、部長でも。継続してやるようなものだと思いますので、ぜひお願いいたします。

あと、ほかの方も質問する予定だと思いますので、次に行きますが、1ページ前の164ページの県産農林水産物輸出体制構築事業の中で、畜産物の輸出量が181.3トンありますが、その内容をちょっと教えてください。トン数もわかれば。

○仲村敏畜産課長 平成30年度の輸出量181トンの内訳ですけども、豚肉が108.6トン、牛肉が3.9トン、鶏卵一卵ですね、66.4トン、鶏肉2.3トンというふうになっております。

輸出量が最も多いのが、豚肉の108.6トン、続いて鶏卵の66.4トンとなっております。

○山川典二委員 ヤギのほうはなかったんですか、

一つも。

○仲村敏畜産課長 ヤギにつきましては、県内需要が多いということがあります。

もう一つは、まだ、屠畜場の整備についてはHACCPが必要です、その点でまだ県内での屠畜というふうには一海外への輸出までの量はございません。

○山川典二委員 ぜひ県内需要もありますけれども、非常にこれはある意味、非常にニーズが一健康志向もあるものですから、その辺はまた今後の振興策で一つ検討してください。

最後になります、豚肉との関係で188ページの家畜伝染病予防事業について伺います。

この中に決算額が9400万円余りありますけれども、家畜伝染病予防事業で県内での口蹄疫、豚コレラ、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生を防止したとありますが、豚コレラのことについて特化して聞きたいと思いますが、現在、全国的に豚コレラの発生で対応等、ワクチンの接種とかありますけれども、県内への影響はどういうふうにお考えですか。

その前に全体像だけ教えていただけますか。豚コレラについての状況ですね。

○仲村敏畜産課長 昨年9月に国内で26年ぶりに発生した豚コレラにつきましては、現在関東まで一岐阜、愛知で初発がありまして、現在埼玉まで一関東まで広がっている状況になっております。

豚コレラワクチンにつきましては、現在、発生県とそれから野生イノシシの感染が見られている県、それからそのリスクがある県ということで、地域的なワクチン接種を行う予定になっております。

ただし、ワクチン接種については知事の判断ということになっておりまして、県内での影響ですけれども、全体的な影響ですけれども、ワクチンを打った豚に対して、食肉の風評被害で発生県、ワクチン接種県の需要が風評被害によって減退するのではないかと聞いております。

それからワクチン接種に対する農家負担、コストの件です。原則全頭接種になりますので、そのコストの負担が長期間発生するのではないかと聞いております。

それから国全体ですけれども、輸入圧力が強まるおそれがあると言われております。ワクチン接種によって、OIEによりまして、規定によりまして非清浄国ということになりますので、同じ非清浄国同士の国内への輸入について圧力が強まるおそれがあるということです。

それから輸出のほうですけれども、豚コレラのワ

クチン接種に伴いまして、輸出への影響が懸念されるということでもあります。

県内への影響ですけれども、まずワクチン接種によって県内へのウイルスの侵入リスク自体は、ウイルスが減るものですから減るかと思えます。

ただし、豚肉の流通に関しては制限しないと一条件つき、屠畜場の衛生管理を厳しくして、流通に関しては豚肉等については制限しないということですので、そのような肉が入ってきた場合の懸念というのが一つあります。

あとは輸出の関係ですけれども、今現在、国は非接種地域について、アジアを中心に輸出に影響がないような理解を求めているというふう聞いておりますので、現段階では沖縄県で今輸出している一豚肉は輸出していないんですけれども、シンガポールのほうがまだ回答が得られていないという状況で、香港、マカオ等では通常どおりの輸出ができるということになっておりますので、今後その輸出の影響についても注視していく必要があるというふうにお考えしております。

○山川典二委員 先ほど、香港に108トンの豚を輸出しているという話もありましたし、それから、大阪含めて1府7県で既に豚コレラが出ている。そして今おっしゃったように、県の対策としては、今の段階でいいですけれども、どういうふうな処置をするという、そういう議論はもうなされていると思うんですが、そういう対応策みたいなものはあるんですか。これはもしという話ではあるんですが、ただ、これだけインバウンドの皆さんもたくさんいらっしゃるわけですから、その辺だけちょっと、かいつまんでいいです。簡潔にお願いします。

○仲村敏畜産課長 まず県の防疫対策ですけれども、平成22年一宮崎での口蹄疫の発生以降、県の家畜伝染病に対するウイルス侵入防止対策というのは非常に強化してきております。

また、この中で国内での豚コレラの発生、それから海外での中国、アジアでのアフリカ豚コレラの発生を受けまして、まず水際防疫については、動物検疫所と合同で県も全面的に協力しましてキャンペーン、それから講習会、研修会、旅行者向け、それから海外技能実習生向けということで、そういう形の中で水際防疫を強化していております。

それから農家さん、関係団体のほうですけれども、豚コレラの侵入防止緊急対策会議、説明会、それから市町村向けの防疫対策会議等々、説明会を実施しておりまして、県におきましても初動防疫体制の強化を図るために、危機管理対策会議の開催、それか

ら初動防疫の確認のための実働演習ということで、家畜伝染病の侵入防止、それから迅速な初動防疫体制の行動の訓練など、万全を期して行っているところございます。

○山川典二委員 県民の皆さんでも、まだ、お子さんからわからない人たちに、基本的なことでもいいですから、ちょっと説明をお願いしたいんですが、豚コレラの感染はどのようなふうな形で行われるのか。それから豚コレラにかかった豚肉を食べても大丈夫だという話がありますが、その2点について改めて見解をお願いします。

○仲村敏畜産課長 豚コレラにつきましては、豚が感染する病気ということでウイルスが原因となっております。基本的には排泄物等々から、あと血液等から感染しますので、まず、感染の様式なんですけれども、まず、豚が体内から排泄するものから豚に感染するのでその排泄物等、それから血液を含んでおりますので、その肉等。野生イノシシに感染した経緯ですけれども、今、国の検証委員会では海外からの何らかの形で汚染物品が野外に持ち込まれて、それで野生イノシシに感染して、野生イノシシから小動物なり、直接なりかはまだわからないですけれども、一般養豚場に入ってきたという形の中で、空気感染とかそういうものはございませんので、家畜の排泄物であったり、生体、死体、体液、排泄物という形の中が感染源になります。それから人への感染なんですけれども、宿主の特異性がありますので、豚コレラウイルスは人には感染しないということで、基本的には豚肉を食べても問題ないということになります。

○山川典二委員 先日、那覇空港で干し肉か何かの、これが何か豚コレラというのが出ていましたけれども、そういう食品物でも感染経路として要因があるように感じた記事だったんですが、その辺はどうなんですか。

○仲村敏畜産課長 今現在、日本は発生国、汚染国からの畜産物の持ち込みは禁止されております。その理由としましては、ソーセージ、ハム等であっても、加熱処理がされていなければ、ウイルスが残存して長期間残ることがありますので、例えばその肉製品等が調理に使われて加熱されずに野外に、例えば残飯飼料とかを小動物が食べて、そのままウイルスを農場に持ち込んだり、ネズミとかそういうものもありますので。それからごみとしての投棄等で野生イノシシが食べたりというリスクがありますので、加熱されていない畜産物につきましては、全て汚染国からの輸入は禁止されているということにな

ります。

○山川典二委員 部長、今、仲村さんからいろいろ説明がございましたけれども、基本的には、今、水際含めて万全な体制で臨んでいるということでありますけれども。ただ、これはどういう感染経路で入ってくるかわからないだけに、できるだけその辺はしっかりと対応をしていただきたいし、仮に豚コレラが出るだけで風評被害であるとか、あるいは流通制限とか輸出に支障が出るとか、あるいは肉が高騰して外国の安い肉が入ってくるとか、いろんな意味での影響が考えられるわけでございますので、この辺はしっかりと、家畜伝染病等の体制をしっかりと、また改めて検証していただきながら、ぜひ豚コレラ防止策で頑張っていただきたいと思いますが、見解をいただいて終わりたいと思います。

○長嶺豊農林水産部長 ただいま委員からもありましたように、豚コレラの発生が仮にあった場合は、畜産の経営、特に豚の経営にかなりの影響を及ぼすということ。

それから防除に係る一連の作業で、県民のいろいろな動きにも制約がかかってくるということで、県民生活にも大きい影響を及ぼすのではないかなという懸念をしています。

そういう意味からも、まず防疫対策については水際ということで空港であったり港であったり、そういうところのまず水際対策を一これは国と連携しながら、協力しながら徹底的にやっていく、現在もそういう体制でやっております。

そういう意味で、あと仮に万が一に発生した場合の一つの防疫訓練、それから防疫資材の備蓄、そういう部分もしっかりとって。

あとは家畜を飼育している養豚場にそれを持ち込ませないという指導を徹底していきたいと考えております。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時30分再開

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

島袋大委員。

○島袋大委員 済みません、何点かお聞きしたいと思っています。

主要施策の164ページであります。

事業の効果と課題は見ていますけれども、もうちょっと詳しく概要を説明願いたいと思います。

○下地誠流通・加工推進課長 県ではこの事業を生かして、県産農林水産物のプロモーションなどをア

ジア圏各地で取り組んでおります。

事業効果につきましては、香港、台湾、シンガポールの飲食店で県産農林水産物を使用したメニューの提供や香港量販店での県産フェア開催などによるバイヤーとの関係構築により、県産農林水産物の一般消費者への認知度向上や継続した県産品の発注につながっております。

課題としましては、ゴーヤーやマンゴーなど東南アジア諸国で栽培が盛んな品目との競合やカンショなどの他県産地と競合する品目など、海外からの輸入が浸透している品目については価格競争力は弱く、県産農林水産物のブランド化や差別化に加え、安定生産、供給などの対策が必要となっております。

○島袋大委員 この一般消費者バイヤー向けの農林水産物のPRというふうにありますけれども、これは県がどういうふうに音頭をとって、バイヤー向けにどんな形のPRをしているんですか。

○下地誠流通・加工推進課長 香港の例を挙げますと、香港にある和食店を中心に3店舗飲食店を取り上げまして、そちらで県産食材を使ったメニューの開発・提供やメディア向けの試食会、また、そういう店舗で終わった後の商品の評価とかアンケートなどをいただいているところです。

主にゴーヤーとかオクラ、シークワサーや純黒糖、紅芋などを使用しております。

○島袋大委員 以前、我々会派でもシンガポール、香港に行って、たまたまタイムリーでよかったんだけど、県産品今のような形でアピールして、沖縄県の食材を使った食事会みたいな形で、1人1万円会費を取っているような形でやっているのも見て、ミーバイが非常に人気があるというような話も来て、現地の量販店も含めて見たら、沖縄の県産品のブースとかもあったんですけど、こういうのも絡めて継続でされているという理解でいいんですか。

○下地誠流通・加工推進課長 そのように、定番化という言い方をしますけれども、棚がずっと置けるように頑張っているところです。

○島袋大委員 先ほど、うちの西銘委員からありましたけど、私もきのうニュースで見たら、国頭漁協が海外のバイヤーを呼んで、こういった形で販路拡大に向けて頑張っているということがありましたけれども、これは各漁協にこういう販路拡大は任せて、県が幾らか、この事業で助成金が出ているということで理解していいんですか。

○下地誠流通・加工推進課長 この事業はシンガポールのほうから料理長、コックさんをお呼びして、シェフをお呼びして、その予算をこちらで面倒見て、

県内の漁港なり産地なり、そういうところを紹介して、県産の食材を使ってもらう、そういうメニューを現地でも、帰って考えてもらう。さらには、非常に有名な人なので、SNSとかそういうのでPRしてもらおうと、そういうような仕組みを考えております。

○島袋大委員 きのう見て、そういった形で料理人が、非常に漁協の皆さん方が誠意を見せてこういうふうにやっているというようなコメントもありましたけれども、県内の漁協でこういった事業をやりたいという県に問い合わせとか、結構ありますか。

○下地誠流通・加工推進課長 それは、こちらのほうから働きかけて実施しているということになります。

○島袋大委員 以前から僕も提案しているように、ネットでオンライン化して、どの漁協でどういう魚が揚がっていることによって、県が一覧化、要するに一つの集約を持つことによって、一々バイヤーが各漁協に問い合わせすることなく、この漁協がやりたい、今言う販路拡大をやりたい事業者も含めて、食いつくような販路拡大をアピールするためにも、ネット、IT関係でのオンライン化がずっと必要だということを僕は提案してきましたけれども、まさしく今、国頭漁協とかがやっているのが非常に先駆けて出ているようなもので、だから漁獲高を上げるのもしかり、漁民の皆さん方の給与が上がるのが大前提ですから、沖縄をアピールするために、やっぱりこういった事業をすることによって沖縄の漁民の皆さん方が、今言うような監視業務だけではなくて、独自で生産して、生活できて、2代目、3代目にまで引き継ぐようなシステムをつくるのが、この事業にもイコール合致してくるのにつながってくると思うんですけど、そういった動きというのはやっぱりないですか。どういうふうに考えていますか。

○能登拓水産課長 今委員からありましたとおり、国頭のほうからシンガポールに輸出する際は、SNSなどを使って、現地の漁獲の情報をすぐにシンガポールのほうにお伝えをして販売につなげていくと、輸出につなげていくというふうな取り組みがされてございます。

最近の動きですと、船上で既に漁獲物の状況を、ITを使って市場のほうに情報を提供するというような動きも出てございます。

そういった動きをさらに加速させるという意味でも、我々のほうとしては、糸満のほうに今建設を進めています新市場のほうで、そういった取り組みも強化をしていきたいというふう考えているところ

でございます。

○島袋大委員 ぜひともこれは県が動くことによって、県の漁連の皆さん方が音頭をとるかもしれませんが、管理させながらどこにどういった、いち早く魚が揚がっているということを確認できるシステムは僕は重要だと思いますから、今言うように糸満に移動するに当たって、そういう設備投資も必要じゃないかなと思っていますから、ひとつお願いしたいと思っています。

国頭漁港のあの食堂へ行きました。かなり並んで、僕もびっくりしました。ああいった形で、観光客がナビを使って確認して、とれたての魚をすぐ食べると、うまいという形で並んで、僕も一緒に入って食べましたけれども、非常に地域の活性化につながっているなというふうに感じましたので、ひとつまた皆さん方の御助言と努力のほうを、ひとつまたよろしくお願いしたいと思います。

次、165ページであります。海外の市場戦略についてという内容でありましたけど、先ほどナマコの話をお聞きしましたけれども、この事業はナマコだけなんですか。

○能登拓水産課長 県産水産物の海外市場拡大事業でございますが、県産水産物の海外市場への販路拡大と定番化を目的に、地方創生推進交付金を活用して実施しているものでございます。

事業の中身としましては、先ほどお答えしましたナマコについては、非常に輸出に当たって今後期待される品目である一方、県内の資源量が非常に乱獲によって減少しているという指摘を受けておりましたので、そういったことから資源量の調査を行ったところでございますが、それ以外は現地の—30年については上海とタイをターゲットにマーケティング戦略の構築ですとか、それからストックヤードの実証試験といった内容の取り組みを行っているところでございます。

○島袋大委員 課長、済みません。これは今、合致するナマコの事業が中心ということで理解していいんですか。ほかの事業もできるということですか。ナマコオンリーですか。

○能登拓水産課長 資源量の調査についてはナマコを行ったところですが、実際にマーケティングを行っているのはマグロ類初め、それからヤイトハタですとかスジアラーアカジンですね、それからクルマエビ、モズクといった県産水産物を広く対象にしているところでございます。

○島袋大委員 一つ、我々この間、パラオに行かせていただきました。パラオで養殖業もろもろ含めて、

日本政府が援助して下水道整備や、あるいは養殖場含めて予算が出て、今地域活性化でパラオやっているんですけども、シャコ貝の養殖場を見学しました。

相当ばかでかいシャコ貝とかもあって、我々視察のときに、こんな大きい食べられないでしょという話だったんですけども、食べてみますかというふうに食べましたけれども、非常においしかったです。肝もカキみみたいな形で非常においしかったんですけども、やっぱり、シャコ貝って年数があって大きくなる、時間がかかるということなんですけど、相当この事業を活性化するためにも時間かかりますねという話をしたら、そうじゃないんだと。これぐらいの小ささで海外向けに、要するに観賞用として販売をしていると。小さいこれぐらいの大きさでも、3万円から4万円の価格帯で売れていると。であれば、この養殖する技術を沖縄県の子供たちの人材交流を含めて、指導をしてくれんかという話も投げさせていただきました。

だから、今回マグロの—沖縄県はいろんな面でパラオとの関係があるもんだから、そこで人材交流であれば、この養殖関係の技術を学ばすのもいいだろうという話をして、農業はどうかなと思ったら、やっぱりあそこ、土とか土壌がかなり時間かかるということもありましたので、やっぱり漁業であれば養殖技術、そういったものを含めて沖縄の子たちがここで学ぶことによって、新たな産業として養殖の技術を学べるのであれば、こういう形で合致して、海外に鑑賞用も含めて販路拡大できるんじゃないかなというふうには感じ取ってきたものですから、その辺どうですか。

○能登拓水産課長 シャコ貝については、県内でも栽培漁業センター等で種苗生産なりも行っているところでございます。

パラオとの関係でいいますと、ちょっとまだ今交渉中な部分もありますので、ちょっと詳細を申し上げにくいところもございますが、いろいろとパラオのほうからも、向こうの漁業の振興あたりで協力をできないかといった御要望もいただいているところはございます。県としてどういったことができるか、しっかり検討をしてみたいと考えております。

○島袋大委員 これは農水の管轄からは外れるはずですけど、県内の水産高校も受験する子供たちが減っている中で、あるいは水産技術の高校だけれども、もう福祉関係の部署も間に入れて学校運営を頑張ろうという形で、努力もわかりますけれども、やっぱり沖縄の子供たちの、この水産業を非常に活性化す

るためには、水産高校の中に養殖科とかそういう設置、専門分野を置くことによって、本当に真の水産業を担う子供たちが育っていく時代に、育てていく時代が僕は来るんじゃないかなというふうに思っていますんで、やっぱりこういう事業も関連して、農林水産でできる人材交流であればパラオとのいろんな面で交流も含めてやることによって、次のまたステップにつながると思いますから、ひとつまた御尽力お願いしたいなと思っています。

あと1個、この間シンガポール行ったときにも、沖縄の販売では何ですかといたら、本土からしてみれば、マンゴーと毛ガニを組み合わせた梱包技術で、ネット関係で物を日本からとっていると。組みかえ事業ですね。

沖縄県は何かあるかなと言ったら、モズク単品なんですよね。モズクだけがシンガポールに輸出されて、モズクと何かを組み合わせる梱包作業でやれば、もっといいような形で販路拡大できるんじゃないかなと思うんだけど、今のようにナマコをこういった形でやるというのであれば、やっぱりその辺も含めていろんな面での技術向上も発想もいろいろあるはずですけども、やっぱり海外に行ったら沖縄はほぼ単品でのパイヤーの皆さん方のアンケート率が高いもんだから、その辺のアンケートはとっているはずですけど、これからどうしたいという展開の何か考えはないですか。

○能登拓水産課長 輸出に当たっては、品目を組み合わせ、いわゆる荷をつくるという作業は重要になってくるかと思えます。特に水産物を輸出するに当たっては、鮮度保持をいかにしていくかといったのが課題になってくるんじゃないかなというふうに考えております。

そういった意味で、本事業の中で輸送の実証試験なども取り組んでおりまして、高性能の保冷容器ですとか、アルミ包材みたいなものを使って、実際に現地にもどどのような形で届くかといったところを検証しながら進めているところでございます。

シンガポールのほうでいきますと、ヤイトハタあたりはやっぱり相当高い評価いただいているところがございますので、そういったところに生かしていきたいなということで考えているところでございます。

○島袋大委員 ひとつ、また頑張ってくださいなと思っています。

最後です、184ページ。台風時の自然災害の強化型パイプハウスの事業の件ですけども、この辺ちょっと細かく説明をお願いします。

○玉城聡園芸振興課長 本事業は、従来の災害に強い栽培施設とあわせて施設内環境制御設備を一体化した栽培施設の整備に取り組んでいるところでございます。

事業効果につきましては、平成24年度から平成30年度までの実績といたしまして、強化型パイプハウス、平張りハウスで222地区、155.7ヘクタールを整備してきたところでございます。これによりまして、園芸産地においては、定時・定量・定品質の生産供給体制が強化されてきているというふうに認識しております。

○島袋大委員 この事業は新設、また新しく全部つくり直すもろもろの事業にしか合致できないですか。要するに補修とかもろもろはできないということですかね。済みません、私もちょっと勉強不足で。

○玉城聡園芸振興課長 本事業では施設の整備と内部の環境制御装置を一体的に整備するというふうな仕組みになっております。

従来の、先に施設を整備した部分につきましては、別の機械整備事業というのがございまして、その中で加温施設等々の整備は可能となっております。

○島袋大委員 じゃあ補修は違うということですか。

○玉城聡園芸振興課長 この事業では、まだ補修はいたしておりません。

○島袋大委員 理解できました。

しかし、私の地元もそうですけど、南部一帯を回りますと、このパイプハウス事業で多額の補助金をもらって事業をスタートしたのはいいけれども、あと問題は補修だと思っていますよ。ビニールハウス一ネットを張る針金みたいなのを枠に入れていく、あの間がさびてはまらないと。このおかげでビニールハウスがかなり軽く、飛んでしまったりとか。ここのスパンだけを直せば活用できるのに、新たにやったら銀行から借り入れしなさい、農協から借り入れしなさいと非常にきついというのと、はりのこの柱もさびて、下が土間から浮いてしまったりとか、あるいは雨戸の排水がさびて鉄砲の水のようにトマトハウス、ビニールハウスの中に入ってそのトマトが腐るとか、こういった数多く現場も見て、そういう声も聞いているんですけども、やっぱりこの辺の補修する整備費というのは難しいんですかね。

○玉城聡園芸振興課長 県では園芸施設、栽培施設の長寿命化を図る取り組みとして、平成25年に沖縄県園芸施設保守管理マニュアルを作成して、生産現場において園芸施設の保守点検方法、修繕方法を適切に維持管理できるように推進を図っているところでございます。

しかしながら、委員おっしゃるとおり、生産現場のほうから老朽化施設の修繕についての支援についても要望が上がっているということでございます。

県といたしましては、市町村及びJA関係団体と連携いたしまして、現地の実情を調査するとともに、既存の事業での対応について研究してまいりたいと考えております。

○島袋大委員 なかなかこの辺の事業、ちょっと小さい事業かもしれないけども、やっぱり周辺に聞いてみるとかなりの件数があるって、その辺の窓口受付は市町村であったとしても、市町村もなかなか農協さんと調整をしないといけませんねという話ですけども、農協さんからしてみれば、何でこれぐらいだったら借り入れしてできるんじゃないのとアドバイスがあるかわからないけれども、非常に農家の皆さん方はその辺が若干懸念されているところが多いような感じがしています。

その辺は市町村と連携しているはずですから、ちょっと確認事項もして、やっていただきたいなと思っていますので、ひとつよろしくをお願いします。

○瑞慶覧功委員長 親川敬委員。

○親川敬委員 事前にお知らせしているところだけは準備もしていただいていると思いますから、聞きたいと思います。

まず主要施策の成果に関する報告書の中からいきなりたいと思います。163ページの先ほどから話題になっていますけども、地産地消の推進です。1点目に、ホテルや学校給食での県産農林水産物の利用状況、調査もしているようですから、その調査結果もお知らせいただきたいと思います。

○下地誠流通・加工推進課長 平成29年度の学校給食での県産食材利用率は30.6%、県内ホテルでの利用率が32.4%、いずれもここ数年は3割程度で推移しているところですよ。

○親川敬委員 そこで県内の小中学校の義務教育の生徒の皆さんって約15万人ぐらい生徒さんがいるんですね。それなのに30%、これは3次の地産地消のときでも、4次の計画の中でも30%台ということは余り前進していないと。数字的にはそういう状況が見えてくるんですけども、そこは、例えば鳥取県、先進県なんかは利用率70%とか、先進の県もあるんですよ。しかも沖縄県というのは、島内で生産すれば島内で消費しようと思えば仕組みがつくれると思うんですよ。陸続きじゃないから、島内のものは島内で消費しようと思えば、そういう仕組みつくれると思うんですよ。ところが皆さん、3次計画、4次計画見ても、いずれにしても30%台だと。その中

で、これは全部、ほとんどの市町村が取り組みをされていると思いますけども、把握している範囲内でいいですから、まず県内で先進的というんですかね、利用率が高いところ、把握していらっしゃいますか。高いところの一例でいいです。

○下地誠流通・加工推進課長 市町村ごとという、そこまではデータを持っていないです。

○親川敬委員 例えば、皆さんの学校の県産品の利用調査のときに、これ平成28年度の調査みたいですけども、例えば宜野座村とか宜野湾市とかは、先進事例だということで皆さん調査されているんですよ。県内のいいところは44%とか、40%を超えているんですね、利用率が。だから、せっかく調査をしたのに、そういう成果を生かして、地産地消という立場からすれば、この需要は掘り起こさなくても15万人いるんですよ、生徒の皆さん。そこをやっぱりもう少し強力で推進すべきだと思いますけども、この辺の取り組みはどういうふうと考えていらっしゃいますか。学校給食における利用率。

○下地誠流通・加工推進課長 4次計画をつくるときにも、推進会議の中には教育庁のほうも入っていただいているいろいろやりとりさせてもらいましたけど、その中でいろいろ出てくると、どうしても市町村の給食費の単価がすごい厳しい額なので県産はなかなか買えないと。県産についてはどうしても時期的な問題もあって、特に野菜などは出せる時期が限られているので、そうするとどうしても県外からのものに頼ってしまうとかですね。

また、先ほど、午前中も少し話ししましたけれども、給食室の人の体制がどうしても少なく、下処理をする余裕がないので加工されているものを使うという、そんな話も結構出たりしてなかなか難しいところなんですけども、ただ、我々も手をこまねいているわけではなくて、委員先ほどおっしゃったように、先進地と思われるところに学校の栄養士の方を集めて学校に行ってもらって、そこで子供と一緒に野菜を育ててもらって収穫するとか、一緒に料理をしてもらおうとか、そういうことも我々しておりますし、また、学校給食会さんが、年に1度ですけど県産食材を使ったメニューのコンテストを開いてくれているんですね。そこに各学校の栄養士さんが一地区ごとに代表を選んでなんですけども、参加してもらってコンテストして、県産食材をうまく使ったメニューを、おいしかったら表彰すると、そういうイベントもして地道ながら努力をしていると、そういう段階だと思います。

○親川敬委員 決算で見ると2600万円ですか、予算

的には一決算の数字的には。これは支出項目でいうと、例えば委託料なのか事業費なのかという分類からすれば、主にどの款、目なんですか。使い方です。

○下地誠流通・加工推進課長 委託料が大きいんですけども、それは先ほど申し上げたように、学校給食とかホテルの調査ですとか、また、おきなわ食材の店という事業もしておりますけど、そのイベントを打つとか周知するとか、そういう委託料が大きくウエートを占めています。

○親川敬委員 学校給食は先ほどから言っていますように15万人の児童生徒がいるわけですから、そこは供給体制をつくれれば需要のところがあるわけですから、そこはやはり先進県があるわけですから、そこはいろんな課題があるでしょうけども、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

そして、あとホテルですよ。これだけ観光客が1000万人に届こうかという観光の需要が高い中で、お客さんが来ていただいている中で、意外とホテルでの県産品の使用がデータ的に見ると伸びていない。これはどこに原因があるというふうに分析をしていますか。

○下地誠流通・加工推進課長 学校給食でも少しお話ししましたがけれども、結局、先ほども少し言いましたけれども、ホテル側が求めるだけの量をすぐには出せないとか、時期的な問題ですとか、そういうのが大きなウエートを占めています。

ただ、率でいうと30%で余り変わらないんですけども、違った見方で見ると、量的に見るとホテルの数は、観光業当然ふえているわけですから、県産の食材が食べられている量というのは確実にふえていると思っています。

○親川敬委員 パーセンテージでいうとそういう状況になると思います。確かに実質的にはふえてはいるんですけども、例えば皆さんのデータから見ると、ピークのときは、平成27年度はホテルでの利用量というのは大きかったようですけども、今でも1万6000トンの農林水産物が使われているようですけども、でも観光客の伸びは比例していませんよ。

観光客が伸びれば利用率もふえるのか。もちろん実質的な量はふえていますよ。でも、それと並行してなぜ伸びないのか。ここはホテルの関係者と意見交換から、何か情報とかあるんですかね。どんなことがあるので利用できていないとか。

○下地誠流通・加工推進課長 先ほども少し申し上げましたが、第4次の地産地消推進計画をつくるときに、推進本部会議という会議を持ちまして、幹事会会議を持ちました。そのときに旅館の組合さん

も入っていただいているいろいろな意見を伺ったんですけど、先ほども言いましたけれども、やはり定期的な、安定的な供給が求めても出てこないとか、どうしてもそういう話が結構出てくるんですよ。それを改善していくように、農林水産部、農林水産業を推進している我々は頑張らないといけないと思っています。

○親川敬委員 チャンスですからね、やっぱりチャンスを生かさんといかんと思います。いろんな課題は当然あると思いますよ。でも、これだけ需要があるんですから、そこに向かって農林水産物を供給していくということは、ぜひこれからも地産地消という観点からも頑張りたいと思います。

あと164ページいきましようかね。ここの県農林水産物の輸出体制整備事業のことなんですけども、まずは品目別輸出状況を教えていただけますか。

○下地誠流通・加工推進課長 品目別の輸出状況です。財務省の貿易統計をもとに沖縄総合事務局が算出した平成30年沖縄からの農林水産物食品の輸出額は33億1000万円となっております、前年比で26.4%増となっております。

品目別では牛肉が5億3460万円、豚肉が1億3390万円、ナマコが1億280万円となっております。

中でも台湾での日本産牛肉の輸入が解禁になったものですから、牛肉の輸出額が前年比2.4倍の5億円余りに大きく伸びているという状況にあります。

○親川敬委員 次行きましようね。

次、165ページですね。先ほどから話題になっているナマコの件ですけども、沖縄県では調査をしていますよね、ナマコの資源量ですかね。

そこで、皆さんの調査の内容をちょっと見させていただいたら、その中でお尋ねしたいのは、まず過去の調査項目の中に、過去及び現在の漁獲状況という調査項目があるようですけども、支障のない範囲内でいいですから、教えていただけたらお願いします。

○能登拓水産課長 各海域ごとに細かく調査しているものですから、少し細かい話になってしまいますが、例えば楚洲、安田の共同漁業権の第2号の海域あたりですと、浅場のところにクリイロナマコが多く生息して、漁獲をしてきた経緯があるとかといったことを細かく調べてございます。

最近につきましては、やはり乱獲が進んでいる関係で、非常に漁獲が全県的に—これは沖縄だけじゃなくて全国的な問題ではありますけれど、かなり漁獲が減っているという状況にございます。

○親川敬委員 なぜこれをお尋ねしたかという、

ナマコの輸出額—輸出量の総合事務局が調査したデータがあるんですけども、極端なんですよね。平成22年は金額でいうと9700万円、平成23年が2億2000万円と、こう来て2億円台が来て、平成26年から1億円台と、こういうふうに極端に数字が突出したり減ったりしているんですよ。そこの兼ね合いで、やはり過去及び現在の漁獲状況はどうかとお尋ねしたかったんですよ。

データを見ればこれはわかりますから、次行きませぬ。

委託調査をしたときに、提案内容として資源量の推定及び安定生産に向けた方策の検討ということも皆さん調査されているようなんですけれども、その中でも特に安定生産に向けた方策としてどういう提案がされていますか。

○能登拓水産課長 この事業につきましては、今年度も継続して調査をしているところでございまして、今御質問にあります方策については、今年度取りまとめしていくことにしております。

○親川敬委員 ということは、30年度の報告書にはそういう方策が載ってくるということですか、提案されるということですか。

○能登拓水産課長 31年度、今年度の報告書に載せております。

○親川敬委員 次、そのときにまたお尋ねさせていただきます。

次、185ページの鳥獣被害です。その中で、主なものでいいですから、品目別に被害状況を教えてください。

○前門尚美営農支援課長 沖縄県における農作物の被害金額は平成30年度は合計8499万8000円となり、そのうち被害金額の多い順に、野菜類、かんきつ類、パイナップルとなっております。

平成30年度は野菜類については2500万7000円、かんきつ類については2020万4000円、パイナップルについては1727万2000円となっております、この3品目で合計6248万3000円と全体の約74%を占めております。

近年、野菜類については、レタスなどにおいてシロガシラの被害が増加傾向となっております。かんきつ類についてはカラスの被害がありますが、徐々にではありますが減少してきております。パイナップルにつきましては、カラスやイノシシの被害があり、1500万円前後で増減を推移しております。

○親川敬委員 そこで鳥獣と言われているカラスだとかイノシシだとかいるようなんですけれども、皆さんが課題として挙げている、彼らには市町村の境がないんですよ。我々は人為的に市町村の区切りを

つくっていますけれども、それで皆さんが挙げている地域全体の取り組みが重要だということがありますけれども、この地域全体の取り組みはどのような計画をされているのか。

○前門尚美営農支援課長 各市町村協議会においては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、イノシシなどの有害鳥獣の捕獲活動や侵入防止施設の整備を行っているところであります。

そのほかにも、委員のほうからございました北部9市町村を中心とした沖縄本島北部地区野生鳥獣被害対策協議会においては、カラスの捕獲活動や広域的な追い払い活動、捕獲箱の設置を計画しております。

また、南部地区のほうですけれども、南部7市町村を中心とした沖縄本島南部地区野生鳥獣被害対策協議会がありまして、捕獲箱によるシロガシラの捕獲活動を計画しております。

さらに、県の取り組みとしましては、沖縄県有害鳥獣捕獲活動支援事業を活用しまして、カラスやシロガシラなどの捕獲鳥類の買い取りによる捕獲活動強化を現在図っております。

○親川敬委員 こういう形で、特に北部地域はそういう取り組みをしているので、これからもぜひ支援をして鳥獣被害を少しでも減らすような取り組みを継続していただきたいと思います。あと、190ページに行きます。

食鳥処理施設の整備事業の件ですけれども、これは皆さんの記述にもあるように、せんだって何とか落成式も終えて稼働しているようなんですけれども、そのためには食鳥処理施設で処理するためのブロイラーをこれからも安定的に、また増産をせんといけないと思うんですけれども、まずこの食鳥処理施設で現在予定をしている処理量と、直近でもいいですから皆さんがつかんでいる数字で将来的にどれぐらいまで持っていこうとしているのか。その辺の数字を教えてください。

○仲村敏畜産課長 食鳥処理施設整備事業において、現在名護市のほうに7月31日に事業が完了しまして、8月より本格稼働しております。

現在の処理頭数ですけれども、現在、機械の微調整を随時やっております、1万3000羽が現在処理量となっております。

将来的な処理量ですけれども、約1万7000羽ということで予定をしております。

○親川敬委員 この1万7000羽の供給体制というのはどういう状況になっていますか。

○仲村敏畜産課長 整備前の沖縄本島の2社の処理

羽数がほぼ1万7000羽に近い羽数でしたので、そこを受け入れられる羽数ということで考えております。

最大能力もありますので、約2万羽近く処理も可能になると思いますので、当面は現在のブロイラーの2社の羽数を全て順調に処理するということから目標にしております。

○親川敬委員 そこでお尋ねしたかったのは、将来的にお話がありました2万羽だということであれば、2万羽に向けたブロイラーの生産体制というのは、業者的にはどういう計画になっているのか。そこまで県が把握されているのかなと思ってお尋ねしました。

○仲村敏畜産課長 ブロイラーの生産についての県の取り組みなんですけれども、県では畜産クラスター事業などを活用しまして、ブロイラー鶏舎の整備、それから機械導入など、まずブロイラーの安定生産をしっかりとやった基盤整備の強化を図っているところです。

その中で生産性を向上させて、生産効率を上げていくというふうな取り組みを強化しているところです。

○親川敬委員 終わります。

○瑞慶覧功委員長 瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 お願いします。

まず、食糧自給率の向上について取り組んでいると思いますが、到達と目標との関係で今どうなっているのかということをお願いします。

○幸地稔農林水産総務課長 県では令和3年度の食糧自給率の目標値をカロリーベースで45%と設定し、各種施策に取り組んでいるところであります。

平成28年度の食糧自給率は、確定値でカロリーベースが平成23年度の23%から13ポイント増加となる36%、生産額ベースでは49%から8ポイント増加となる57%となっております。

なお、食糧自給率の向上には生産量の拡大が必要であることから、県としましては引き続き、経営感覚にすぐれた担い手や、多様な新規就農者の育成・確保、自然災害や気象変動に対応した耐候性ハウス等の整備、農業用水源の確保やかんがい施設等の生産基盤整備などの各種施策の取り組みにより、食糧自給率の向上に努めてまいります。

○瀬長美佐雄委員 平成30年度の決算なので、平成30年度に関して設定した自給率、目標、到達という点ではわかりませんか。

○幸地稔農林水産総務課長 令和3年度の目標はあるんですが、平成30年度の目標値は設定しておらないところであります。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、目標に接近している、あるいは届かない、見通しについてはどうですか。

○幸地稔農林水産総務課長 現在目標の45%に対しまして、平成28年度の確定値で36%ということで、23年度の23%よりはかなり目標値に近づいたものというふうに考えております。

○瀬長美佐雄委員 やっぱりこの到達—目標に執念を持って取り組むべきだと。今回の台風被害は農産物も影響を受けて、ちなみに移入に頼るような状況が、将来的にも本当に食糧供給、生存という意味からも、もっとダイナミックに、目標を掲げたならそれをやり切るという点で、努力こそ必要かなと思いますが、どうでしょうか。

○長嶺豊農林水産部長 今、総務課長のほうから目標を今45%ということで設定をしております。

実績としては36%ではありますが、やはり食糧自給率を上げるためには、基本的には2つの方向から取り組まなければいけないと。

1つは生産量の増加、もう一つは消費の部分からの取り組み、1つは地産地消であったり、あとは日本食といいますか、食文化で日本の食材を多く使う、琉球料理の食材を多く使うといった、そういう両面から攻めていかなければいけないと思っております。

そういう意味で、いろんな施策がありますけれども、それを総合的に実施して、目標到達に向けて粘り強く取り組んでいきたいと考えています。

○瀬長美佐雄委員 続きまして、農業分野における外国人労働者の実態という点で、受け入れ農家がどういう傾向にあるのか、確認します。

○前門尚美営農支援課長 本県の農業における外国人労働者数は、平成30年10月末現在、256名となっております。

また、国家戦略特区農業支援外国人受入事業における外国人労働者の受け入れは平成31年3月から開始され、令和元年10月1日現在、特定機関3社が外国人農業支援人材57名を雇用し、17の農業経営体に派遣を行っております。

品目では、花卉のほうですと菊などが多いです。果樹ではパイナップル、野菜などがあります。サトウキビ等々もございまして、その57名を17農業経営体のほうに派遣しているところであります。

外国人の労働者の受け入れに当たっては、就労地の近隣地域での外国人材の住居確保ですとか、あと農作業の現場における農業専門用語などに関する習得とか、あと文化や習慣の違いや日常生活に対する支援などがあまして、県としましても引き続き関係機関と連携して、農業支援、外国人材の受け入れ

を円滑に実施するために取り組んでいきたいと思っております。

○瀬長美佐雄委員 続きまして、前年度で一定の方向性が見えたのかなと思いますが、県立農業大学の移転の進捗状況、整備に向けた取り組みについて確認します。

○前門尚美営農支援課長 お答えいたします。

農業大学の移転整備については、平成30年8月31日に移転先を宜野座村と決定したことを受けまして、平成31年4月に新県立農業大学校整備基本計画策定委員会を設置しております。

令和元年度の取り組みにつきましては、沖縄県立農業大学の移転に係る施設規模を初め、ゾーニングの検討、施設配置計画、概算費用、管理運営などの検討を行い、基本計画の策定に現在取り組んでいるところであります。

具体的には、第1回の策定委員会を5月、第2回を7月に開催しております。その中では施設検討に関する意見ですとか、あとゾーニングの検討などを行っております。

今後の予定でございますが、11月下旬に第3回、そして2月下旬に第4回の策定委員会を予定しております。引き続き検討を行ってまいりたいと思っております。

○瀬長美佐雄委員 この件については陳情が出された経緯があって、米軍の演習とのかかわりで、離発着訓練に対する懸念というのが大きかったものですから、それについてはこの策定委員会をつくる準備は当然進めていく流れの中で、それに対する地域の懸念は払拭すべきという点での取り組み、基地対策課とかを含めて演習訓練をやるなど、あるいは閉鎖せよというふうなものも並行すべきではないかと思っております。そこら辺の連携について考え方をお聞かせください。

○前門尚美営農支援課長 ただいま委員のほうからありました件でございますけれども、移転予定地の宜野座村ともまた定期的に話し合いを持っておりまして、陳情者に関する方に対しては、定期的に講習会とか巡回指導ということで、週1回から月1回ということで定期的に意見交換を交えながら、宜野座村は意見交換をしていると聞いております。

また、県と宜野座村に関しても、定期的に話し合いをする中で陳情者の方に村のほうで測定器等の貸し出しをしたりして、騒音レベルの測定をしてもらうということで、貸し出し等も行ったりとかを現在やっております。

引き続き、宜野座村、また、移転予定地の松田区

とも連携しながら、丁寧に取り組みを進めていけたらなと思っております。

○瀬長美佐雄委員 よろしく申し上げます。

あと、事業に移りますが、157ページ。

先端技術を結集した園芸品目競争力強化事業ということで、課題について述べていまして、これを今年度にもどのように生かしているのかという点で、絞って伺えますか。

○比嘉淳農林水産総務課研究企画監 県では、ゴーヤーやヘチマ、菊などを対象とした県産園芸品目の市場競争力の強化を図る目的として、平成30年度から先端技術のこの事業を実施しているところなのですが、具体的に言いますとDNAマーカー。ゴーヤーやヘチマ等のDNAマーカーを開発して、それを品種育成に行っていくということと、それから現場からのニーズを早く取り入れて、それをうまく、このDNAマーカー等も活用しながら育種のシステムを構築するような、新たな品目のゲノム解析、もしくはDNAマーカーの開発を行っております。

3番目に、園芸品目の安定生産技術も含めて、技術開発を行っているのが現状です。

今後もこれからの成果、生産現場で展開できるような現地実証等を通じて、関係団体と連携して取り組んでまいります。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、令和3年までの事業という点では、来年、再来年に向けて、もう既にそういう意味では品種育成、あるいは技術開発という点では一定絞られた方向性で、令和3年まで事業化に対応する。どんな準備状況なのか伺います。

○比嘉淳農林水産総務課研究企画監 令和3年までには、例えば短太ゴーヤーとか、それから褐変しないヘチマ等の品種改良であったり、それから先ほど議論にもあった赤輪菊の品種育成も、それが栽培技術も含めて。そして、さらにサヤインゲンの交雑確認マーカーを作成したり、ゴーヤーのうどんこ病という病気の抵抗性マーカーを使って今度はゴーヤーの新しい品種をつくったりということで、令和3年までにはそのようなことをやろうと考えております。

○瀬長美佐雄委員 続きまして、160ページの6次産業化の推進について、重ならないように確認しますが、この6次産業化に取り組むということで、企業や個人、実態としてどのような形で取り組まれているのかと、可能性を含めて伺います。

○下地誠流通・加工推進課長 取り組まれている事例ということでお答えいたします。

6次産業化、農林漁業者さんが対象になるんですけども、その皆さんが加工して販売までという事

業です。

今、成功事例で取り上げますと、今帰仁にある農業生産法人あいあいファームさんは県産農産物の加工製造に加え、農産物の収穫体験や加工体験など、総合体験型ファームでの6次産業化に取り組んでいる事例がございます。

また、八重山のほうでは農業生産法人有限会社伊盛牧場さん、自家製牛乳と地域で生産された農産物を活用し、ジェラートの製造に取り組み、空港や島内ホテルなど、観光産業と連携し販売に取り組んでいると、そういうような事例がございます。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、6次産業化サポートセンターの周知を課題に挙げていますが、その活動状況、あるいは人員体制とかどんな状況なのか、それこそこの場で周知していただきたいと思います。

○下地誠流通・加工推進課長 6次産業化サポートセンターについてお答えいたします。

平成26年度から沖縄県6次産業化サポートセンターというものを設置しております。

サポートセンターでは、6次産業化の取り組みに必要な加工技術や販売戦略などの専門的知識を有する人材を沖縄県6次産業化プランナーとして10名登録して、支援を希望する農林漁業者のもとへ派遣し、きめ細やかな支援活動に努めているところです。

○瀬長美佐雄委員 次は163ページ、お願いします。

地産地消の推進ということで可能性は秘めながらも、まだ十分生かされていないという議論だと思えますが、実は今、学校給食、あるいはホテルで30%台と、気にしているのはその30%台が意味するのを、説明を受けたい。

いわゆる学校給食であれば、給食日はそれなりの量が子供たちに提供されるわけです。ところが、その30%と、学校給食の30%は県内産が賄っているというふうにも受けとめられます。そうじゃなくて、3割の学校が何らかの形で地元の食材を活用している。そこら辺の関連での確認です。

○下地誠流通・加工推進課長 委員が最初におっしゃった30%の県産食材が使われていると、そのほうが正しい認識だと思います。

○瀬長美佐雄委員 学校給食で3割は地元産で提供されているということですか、今のお答えは。

○下地誠流通・加工推進課長 重量ベースでそういう調査をしております。

○瀬長美佐雄委員 認識として、学校給食センター一括で購入して、学校給食センターに大体供給、加工物もというふうに思っていて、3割も地元の沖縄県の農家が学校給食を賄っていることになるのか。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から調査方法も含めて答弁したほうがよいか確認があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

下地誠流通・加工推進課長。

○下地誠流通・加工推進課長 調査のほうから具体的に説明いたします。

これは県の教育庁にお願いしているんですけども、県内の全学校の給食センター、公立小中高及び特別支援学校の調理場113施設へ調査をかけています。

調査の対象品目として、野菜が23品目。果物4品目、畜産物6品目、水産物5品目、計38品目に調査しまして、重量ベースで全体として平成29年度は36.6%の利用率があったということです。

○瀬長美佐雄委員 そうすると、それ相当の野菜であったり、供給していると思われれます。ちなみに、農家の、その学校給食にかかわるといふ点では把握されていますか。戸数とか。

○下地誠流通・加工推進課長 農家のという少し答えづらいんですけども、各学校の給食センターさんですとか学校さんは、農家から直接というわけではなくて、仲介する流通業者さんとか、そういうところからとられている形になっていると、大方はそうなっていると思います。

○瀬長美佐雄委員 うちも豊見城なので、豊見城の生産農家、とりわけ野菜農家が学校給食に提供をするという、市場から学校給食にという点でいうと、そうそう今の数字、3割も市内の学校給食を賄っているというのはちょっと、きちっと後で確認はしますが。課題となっているのは、やっぱり安定供給できないという性質上、露地野菜中心で、毎日学校給食に提供できるのかというのが課題であって、そこら辺にその数字の信憑性がちょっと、ということで確認しました。質問ではないんですが。

課題は、やっぱり安定的に供給できる体力、技術、生産力というのを引き上げていかない限りには、ホテルだって、あるいは学校給食だって、この課題こそ克服しないとイケないだろうと思っていますし、そことのかかわりで言うと、環境に左右されない管理型生産等々が将来的には伸びていかざるを得ないのかなと思ひまして、その分野について農林水産部の考え方、促進という点ではどんな考えを持っていますか。

○長嶺豊農林水産部長 まず、学校給食、それからホテルに供給する際の課題として、委員おっしゃったように、やはり安定供給というのは大きな課題で

あります。

それから、学校給食であれば、そこが使いたい品目が品ぞろえができるかというような課題があると思います。

生産面でいいますと、特に沖縄の生産、その営農体系がどうしても冬秋向きというところにシフトしているウエートが高いものですから、特に周年、特に夏場供給する体制というのが、台風とか高温とか、そういう気象条件もあって難しい面があります。

そういう部分では、やはり施設化を推進して、周年安定してつくれるような体制は、現在も取り組んでおりますが、これについては引き続き強化していった安定生産を確保していきたいと思っています。

やはり品ぞろえについてはなかなか、例えば、よく学校で使われる土ものといいますか、ジャガイモとかですね、そういうのはなかなか県内ではつくられていない部分もあって、重量的なウエートも高いものから、そういうのは割合として反映されてきますけれども、やはり地場で確実につくれる野菜、果物等についてしっかり生産体制を整えていって、学校給食、それから、ホテルについては特に観光客もこれだけふえておりますので、これまでの県外だけを目指していた生産体制から、やはり地場のほうにも目を向けていく必要があると考えております。

○瀬長美佐雄委員 167ページ、農地の中間管理事業、これについては農地をそれこそ生かすための事業ということですが、この1億円余りの一決算として1億600万円余りかかっていますが、これの個々、個別で言うと、どんな内訳になるんですか。確認します。

○島川泰英農政経済課長 事業の内容につきまして、まず説明をさせていただきたいと思います。

事業については、先ほど委員からお話がありましたとおり、農地中間管理機構が農地の貸し借りの仲介をするという役割をしております。これの費用、そして管理費用とかそういったもの、それとあわせて、それに管理費用と中間で管理するときの費用と、貸し付けるときの費用の経費という形でされております。

○瀬長美佐雄委員 それで課題としては広い土地を集積して生かしてもらおうというふうな目的もあるということですが、認定農業者の数はどうなっていますか。

○島川泰英農政経済課長 平成30年度の経営体数としてですけれども、3392になっております。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、遊休農地の解消というのも大きな課題かと思いますが、これとの関係でどういう状況なのか確認します。

○島川泰英農政経済課長 遊休農地、荒廃農地調査という形で今現在の調査されておりますけれども、以前、耕作放棄地調査からの変更をされて、どんどん変遷してきまして、今、荒廃農地調査という形になっております。

今現在の状況は、平成29年実績が今最新でありまして、3816ヘクタールが耕作放棄地、あるいは荒廃農地ということになっております。

今の状況、委員からの御質問の状況ですけれども、この荒廃農地については高齢化に伴う経営の体力がなくなるとか、あるいは離島においては後継者不足も含めて、そういったところのいろいろな環境の中の事情があって、荒廃農地があるという形になっております。

ただ、荒廃農地の解消等について、地域の農業委員会の指導、あるいは啓蒙だとかも含めて、荒廃農地にする前の貸し付け、先ほど出た中間管理機構とかの貸し付けを促進したりだとか、そういったことをしているところでございます。

○瀬長美佐雄委員 次は、169ページから170ページにまたがって、新規就農者の支援の取り組みですが、これについて幾つかの事業があるもので、その事業の内容や概要についてまず確認します。

○前門尚美営農支援課長 県では一括交付金などを活用した沖縄県新規就農一貫支援事業が、この169ページに書いてございますが、この事業の内容ですけれども、農業施設、機械などの整備を行ったりとか、あと新規就農コーディネーターなどの配置を行っております。

また、農業次世代人材投資事業による一これは国庫の事業でございますが、資金の交付ということで新規就農を目指す方に年間150万円の資金の交付ということで事業を進めているところです。

このような新規就農対策の事業で就農相談から就農定着までの一貫した支援というものを市町村関係機関と現在連携し、推進しているところであります。

その結果、平成24年から平成30年までの7年間で2331名の新規就農者を育成・確保しております。引き続き、新規就農者の育成・確保を図り、農業の持続的な発展に努めてまいりたいと思います。

○瀬長美佐雄委員 新規の就農者がふえていくということは本当に重要な事業として、今後も発展させてほしいと思いますが、この制度の準備型、経営開始型それぞれ34名あるいは394名となっておりますが、これ金額的にはどんな到達になりますかね。

○前門尚美営農支援課長 交付の数ですけれども、全体で428名であります。その中で研修等を行う準備

型が34名、経営開始型といって就農を始めた方が394名ですけども、交付金額のほうが準備型34名に対しまして4637万5000円、経営開始型のほうが394名に対しまして4億7142万6000円となっております。これは平成30年度の実績でございます。

○瀬長美佐雄委員 394名というのは、その年度、30年度でスタートしたという理解でいいのか、多分、何年か交付されるのかなと思っていますが、そこの関係ではどう理解したらいいですか。

○前門尚美営農支援課長 394名というのはこの年開始ではなくて、最大5年間給付となっておりますので、1年目の方もおれば、最終年—5年の方もいるということで、トータルで394名という数字になっております。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、沖縄県農業次世代人材投資事業の中での課題の中で、いわゆる実施要綱の改正に伴って制約を受けたり、緩和されたりと。この意味するものを教えてください。

○前門尚美営農支援課長 緩和の部分でございますが、これまでは給付対象者が45歳未満ということでございましたが、年齢要件が引き上げということで、50歳未満ということで、今年度から緩和されております。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。
(休憩中に、瀬長委員から限定されたことについて説明してほしいとの発言があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。
前門尚美営農支援課長。

○前門尚美営農支援課長 準備型の部分でございますが、去年まで県立農業大学校ですとか、JAの研修施設、例えば宜野座村の研修施設と合わせて指導農業士ということで、地域の先進農家のほうで研修が準備型の対象であったんですけども、今年度から地域の指導農業士がなくなりまして、今年度は農業大学校とかJAの施設ということで限定しております。

指導農業士で受けていた研修の部分は、全国農業会議所ですとか実施しております農の雇用事業のほうに移行ということで、今年度からなっております。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、県立農大生の卒業後の就農状況というか、その進路についてはどうなっていますか。

○前門尚美営農支援課長 これまで県立農業大学校では1495名が卒業をしておりますけども、平成30年度の新卒者は36名となっております、進路状況としましては農業が22名、農家などへの研修が2名、農協への就職が5名、その他が7名となっております。

して、就農率は66.7%であります。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

次、192ページの未来のマリンパワー確保事業について、46名と書いていますが、支援の内容についてお伺いします。

○能登拓水産課長 未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業につきましては、新規漁業就業者の確保・育成を目的としまして、一括交付金を活用して実施しているものでございます。

事業の内容としましては、小中学生を対象とした水産教室の開催、それから高校生を対象としたインターンシップ、今、御質問にありました新規就業3年未満の就業者を対象に漁具等の経費の一部の支援を行うものとなっております。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、金額的には46名の方にどの程度交付されたということなんですか。

○能登拓水産課長 済みません、総額は今すぐ出てこないのですが、1人当たり最大で150万円を上限に支援をさせていただいております。

○瀬長美佐雄委員 最後になりますけれども、今年度の令和元年度で終わるとのことですが、今後も続けるのか、あるいは27年度からの事業なので、成果として何名ぐらいそれが支援できたのか。

○能登拓水産課長 本事業ではこれまで113名の方に支援を行ってきたところでございます。

現場からも非常に要望の強い事業でございますので、引き続き継続できるよう予算の要求をしてみたいと考えております。

○瑞慶覧功委員長 嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 御苦労さまです。
何点かお聞きします。

先ほどから特殊病害虫の問題について説明がありましたけれども、沖縄の農業における特殊病害虫の被害というのは、結構非常に出ているんじゃないかと思うんですが、実態調査はしていますか、金額的に。

○前門尚美営農支援課長 実際、商品となって出すことができていないので、被害金額というのは算出してはいるんですけども、やはり特殊病害虫、アリモドキとかイモゾウムシなどがいるということは、根絶しないと県外とかに出せないとか、例えばミカンコミバエとかウリミバエがいた場合、例えばマンゴーが県外に出せないということで被害の額はかなり大きくなるということは認識しているんですけども、被害金額については持ち合わせておりません。

○嘉陽宗儀委員 特に特殊病害虫については、私ずっと議員になってから一貫して自分の政治的な課題と

して皆さん方に協力を求めてきたんですけれども、そこで特にイモゾウムシ、アリモドキゾウムシの根絶によって、世界的な飢餓が解決するぞということをここで質問したことがあります。

そういう意味では、沖縄で研究が大分進んで、先進県ですから、これについては皆さん方には自信を持って沖縄の病害虫対策に、特にイモゾウムシ、アリモドキゾウムシについてはこうなっていますよという宣伝ができるようにしないといかんのじゃないですか。どうですか。

○前門尚美営農支援課長 ありがとうございます。

アリモドキゾウムシとイモゾウムシについては、現在、根絶事業ということで取り組んでおりまして、平成13年より久米島、そして19年より津堅島において実施しているところであります。

久米島のアリモドキゾウムシにつきましても、平成25年に根絶を達成しております。津堅島のアリモドキゾウムシも寄主植物調査において寄生率がほぼゼロとなっており、根絶対策の最終段階にあることがありますので、また県や国による確認調査を行うために、現在、沖縄県特殊病害虫防除条例に基づく防除地区として、平成29年10月30日付で津堅島を指定し、寄主植物の移動規制を実施しているところであります。

現在は令和2年度の国の駆除確認調査において防除を強化しておりますので、引き続きまた進めてまいります。

○嘉陽宗儀委員 ウリミバエについてはどういうふうに駆除していますか。

○前門尚美営農支援課長 ミカンコミバエは昭和61年、そしてウリミバエは平成5年に県全域から根絶を達成しております。

しかしながら、常に再侵入の危険性が高いということから、根絶後もトラップによる侵入警戒調査と誘殺剤や不妊虫の放飼による侵入防止防除を継続して実施しております。

再定着を防止しまして、今後も果樹とかゴーヤー、沖縄の特産である果樹とかマンゴーとかの生産振興ということで、再定着の防止に努めていきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 私が執念を燃やしているのはやっぱりイモですね、イモゾウムシ。あれがなくなれば世界的な一例えアフリカなんかでも飢餓がなくなるぞと。だから沖縄の果たすべき役割は大きいぞという、皆さん方を激励してきたんですよ。

今、研究所があるでしょ。今では向こうの生産活動というんですか、実態はどうなっていますか。

○前門尚美営農支援課長 病害虫防除技術センターで、アリモドキゾウムシ、イモゾウムシということで、研究とまた防除対策、駆除調査等々を進めているところであります。ただ、不妊虫、津堅島においても先ほど来、津堅島の事例を出しますけれども、不妊虫放飼を実施しているんですけれども、例えば低コストの人工飼料の開発の課題ですとか、大量増殖技術がまだまだ十分ではないですとか、モニタリング技術の開発などの課題があるところから、防除技術センターでも解決に向けてまた取り組んでいるところでありますので、地元各市町村の協力も得ながら早期の根絶とかを目指していきたいと思っております。現在ですけれども、津堅島のアリモドキゾウムシの根絶防除ですけれども、寄主植物の除去ということでの実施ですとか、あと残渣芋の回収とか粉碎、そしてまた農薬散布、不妊虫の地上放飼ということで、週20から30万頭を放飼しております。

そしてまた、イモゾウムシにつきましても、寄主植物の除去、残渣芋等の回収とか農薬散布、そして不妊虫の航空放飼、不妊虫の地上放飼ということがあります。また、ライトトラップも設置しまして隔週で実施しております。

○嘉陽宗儀委員 ちょっとかみ合わんけど。

非常に難しいのはわかりますから、今一步踏み出して、研究所の体制も、例えば、我々イモゾウムシでも幼虫を育てるのは沖縄の芋じゃないでしょ、あれ。今やっているのは、皆さん方どこから持ってきているんですか。

○前門尚美営農支援課長 芋のほうで大量増殖ということであるんですけれども、大量の芋がいるということで県内産では間に合わず、県外産の芋も使用しております。

○嘉陽宗儀委員 この県内産の芋で十分間に合うぐらい生産しないとね。

○前門尚美営農支援課長 訂正します。

県内産の芋だと害虫の混入があるということで、県外産の芋の使用をしております。

○嘉陽宗儀委員 そうですよ。いじわる質問じゃないからね。

少なくとも沖縄が果たすべき役割というのは徹底的にですよというのが僕の強調したい点ですから。しかし、これは私が議員になってからもう25年ぐらいなるのに、同じような質問を毎年やっているはずよ、同じような中身を。進歩がないと言われてるかも知らんけど、それだけ重要だと思うんですよ。

それと、私はこの問題を取り上げるときに、皆さん方は芋は何と呼んでいますか。サツマイモですか。

○長嶺豊農林水産部長 カンショと呼んでいます。
○嘉陽宗儀委員 僕、同じことを何度も言うけど、沖縄でもともとあれはサツマイモじゃないでしょ。野国総管が持ってきてどうのこうのというのは、歴史のことを言う必要はないけども、少なくとも沖縄の誇り高き芋なんだということで自覚があればね、もっと早目に駆除する方法が出てくると思うんですけど。

決意をちょっと。決意でいいです、同じことを聞かないように。

○長嶺豊農林水産部長 イモゾウムシ類の根絶については、委員御指摘のとおり沖縄のカンショ、芋を生産、あるいは生産安定、それから県内から持ち出すことができるということで、それを目指して今取り組んでおります。

実際、アリモドキゾウムシについては一定程度、増殖技術、実際久米島でも根絶をしておりますし、進んできておりますが、イモゾウムシについては、やはりまだまだ大量にふやしていく技術とか、あるいは餌の開発だとかいろんな課題がありますので、できるだけ研究員のほうも一生懸命頑張っております。できるだけ早目にこういう技術が確立できるような形で、部としても取り組んでいきたいと考えております。

よろしくをお願いします。

○嘉陽宗儀委員 このイモゾウムシは、ミバエみたいに羽生えて飛んでいくわけじゃなくて、芋に寄生しているでしょ。だから、伊江島か伊平屋、向こうは全部水田に変えたらイモゾウムシは全部水攻めして皆殺ししている、向こうは。

だからあんまり難しいことを考えなくて、稲作から芋に変えるだけでもイモゾウムシを駆除できるんだから。ちょっと知恵を働かせて、毎年同じようなことを質問やらんでも済むように、皆さん方がその気になれば。現地でもそれをやっていますよね、もう駆除しているんだから。

○前門尚美営農支援課長 委員おっしゃるように、伊平屋村などでは水田の跡に水を張って、タードイモということで、一旦、水を張って、そして虫を減らしてカンショをつくるということをやっていますし、そうすることで例えば収量が上がるというのも聞いたことがありますので、そうした現場で使われている耕種的な防除もあわせて、また栽培指導の中に組み込んでいきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 ぜひ頑張ってください。

向こうのほうは一生懸命、こっちは褒めてきたけど、県は何も激励もないよと言うからさ。少なくとも

も第一線で沖縄の基幹作物をこういうぐあいに守っているというわけですから、やっぱり現地調査をして、皆さん方が言うように。全体的な対策をどうするかというのを検討してもらえませんか。

○前門尚美営農支援課長 ありがとうございます。

委員のこの御指摘のあった部分、このタードイモについても、実際の現場で行われている指導等ということで、また調査とか、現地のほうに確認ということで、また取り入れていきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 ぜひ頑張ってください。

次に、松くい虫対策について。

被害状況と現在どういう対策をしているか、教えてください。

○平田功森林管理課長 まず松くい虫の駆除の実態について御説明します。

松くい虫被害の対策につきましては、森林病虫害等防除法に基づきまして、国庫補助金により保安林等の公益的機能の高い保全松林において、まず予防措置として薬剤の散布と薬剤の樹幹注入を、被害木につきましては、被害拡大防止のため、伐倒駆除を実施しております。

また、保全松林以外のその他の松林につきましては、沖縄振興特別推進交付金によりまして、景観保全対策として幹線道路周辺等の被害木の伐倒駆除や、危険木の除去を行うとともに、銘木等の貴重な松の予防対策として、薬剤樹幹注入を実施しております。

防除対策につきましては、現在防除戦略を策定しておりますので、松林の分布状況や被害分布等により、地域区分を行いまして、選択と集中により防除、駆除を実施しているところであります。

これら対策の結果、平成30年度の被害量は1234立方メートルで、これは前年度の約50%の被害量となっておりまして、被害のピークとなった平成15年度の3%の被害量となっております。

○嘉陽宗儀委員 この薬剤散布、これによって駆除も進んでいるというお話でしたけど、特にこれは全国的に自然保護の皆さん方から、特殊な生き物たちを殺すということになるから、これは待ったという声がかかっていますよね。薬剤散布で貴重な生き物たちを殺しているから、これについては検討せよという声が上がっているでしょ、薬剤散布で。

○平田功森林管理課長 薬剤散布ですが、薬剤散布は松の若い枝を食害するマツノマダラカミキリ成虫の殺虫を目的として、健全な松林に薬剤を散布しております。

使用している薬剤なんですけど、毒性的には普通物で、魚毒性もA類といたしまして、特に魚介類には影

響がないという、そういう農薬になっております。

この農薬につきましては、野菜類とかにも頻繁に成分は使われているものでして、特に人体への影響も障害を生じないということを確認されております。

鳥類への影響につきましても、他県の調査なんですけど、薬剤散布をした結果とその前後で鳥類の観察の羽数と種類数に変化がないということが確認されているところでありまして。

薬剤散布につきましては、散布前には松林周辺の公民館であったりとか地域住民への周知を行いまして、看板を設置して、住民は入らないような、そういう対策をしているところでありまして。

○嘉陽宗儀委員 できるだけ努力をしてください。

私が松くい虫駆除法の特許を取っているのは知っていますか。

○平田功森林管理課長 承知しております。

○嘉陽宗儀委員 私が取った特許を使って駆除していますか。

○平田功森林管理課長 今のところ、いろいろコスト的な問題等とか効率性の問題とかがありまして、まだ採用には至っていないところでありまして。

○嘉陽宗儀委員 私のは金がかからないような中身なんですよね。だから、あっちこちから見物というの、調査というの、来ているんですよ。

特に本土の赤松とか唐松とか、なかなかやりにくいものも、全部これを使って駆除するといつて、駆除できましたという喜びの声も寄せられていますからね。

だから皆さん方のほうには、たかが嘉陽宗儀だと思っただけで考えているかどうかわかりませんが、とにかく全国的にも評価をしてもらって、それで本当に各地域の松くい虫駆除のために努力していますから、ぜひ頑張ってください。

前、現場まで行ったけど、やっぱり体制がない、かわいそうに。

この話はこれぐらいにしますけど、やっぱりちょっと沖縄から本腰を入れて、沖縄の松だの、琉球松、サツマイモ云々って、病害虫は沖縄は亜熱帯性の気候だから、特に重要視しないといかんと思うんです、農業の分野でもね。

そういうことで、頑張ってくださいということで、皆さん方を激励して質問を終わります。

○瑞慶覧功委員長 金城勉委員。

○金城勉委員 どうも御苦労さんです。

まず、皆さんからいただいた沖縄の農林水産業という資料があって、この21世紀ビジョン基本計画における農林水産業の位置づけについて、まず伺いた

いんですけれども、目標として持続的農林水産業の振興とフロンティア型農林水産業の振興ということで掲げているんですけれども、これをわかりやすく説明いただけますか。

○幸地稔農林水産総務課長 持続的農林水産業の振興とフロンティア型農林水産業の振興につきましては、具体的には7つの施策がありまして、1、沖縄ブランドの確立と生産供給体制の強化、2、流通・販売・加工対策の強化、3、農林水産物の安全・安心の確立、4、農林水産業担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化、5、農林水産業技術の開発と普及、6、亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備、7、フロンティア型農林水産業の振興の7つの基本施策を通して振興されるものと考えております。

○金城勉委員 この7本柱を基本にしながら事業を進めていくという、そういうことは書いてありますね。

フロンティア型農林水産業の振興というのは、どういうふうに理解すればいいですか。

○幸地稔農林水産総務課長 お答えします。

フロンティア型農林水産業の振興とは、まず1、農業者みずから加工や販売等に取り組む6次産業化に対する支援やまたそれによる新たな商品の開発等。

また2、県産農産物の販路拡大を図って、アジアなど海外への展開を行うこと。

それから3つ目に、観光リゾート産業等の他産業と連携をして農業を振興していくというものであります。

○金城勉委員 それで、皆さんのその具体的な目標・指標ということもここに示されているんですね。

例えば、農業の就業者数の目標についても、27年度から33年度への目標についても1万9900人から2万3000人というふうになっていますね。一方で、林業は逆に少なくなっている、4600人から4300人。漁業については3万8000人、同じということなんですけれども、農業はこれを増加させていこうという取り組みになっているんですけれども、林業や漁業については減少もしくは維持となっているんですけれども、これはこの理念と目標にあわせて、この数字というのはどういうふう理解したらいいですか。

○幸地稔農林水産総務課長 お答えします。

それぞれ農業・林業・水産業、環境に違いがありまして、特に林業・水産業につきましては急激に高齢化等が進んでいることから、これらについては現状維持、または多少の減で目標を設定しております。

農業については、多少ながらも増加を目指したい

というふうを考えております。

○金城勉委員 林業については、そういう産業の種類として理解できるんですけども、漁業については現状維持というのはどうなんだろうなというひっかかりがあるんですけども。例えばそういう養殖漁業であるとか、あるいは養殖の海藻であるとか、そういうふうなことも注目されている中で、発展可能性というのは非常に期待できるんじゃないかなというふうに思っていたんですけども、その辺のところはそういう方向にはいかないですか。

○能登拓水産課長 漁業就業者の目標につきましては、現在約3800人というところで設定しているところでございますが、当初この計画策定に当たって、非常に全国的にも漁業就業者が急激に減少している中で立てた目標ということでございます。

ただ、委員御指摘のとおり、昨今モズクを中心に非常に養殖が盛んに行われて、産出額もふえている状況もございますので、今後また次期計画を策定するに当たっては、そこら辺の目標の設定の仕方については十分検討させていただきたいというふうに考えております。

○金城勉委員 そうですね、ぜひ頑張って、減少傾向あるいは現状維持が精いっぱいと言うんじゃないくて、やっぱり将来希望ある産業としての育成を、若手の皆さん方が魅力を感じるような、そういう取り組み方というものを示していただきたいなと思います。

それで、先ほど病虫害の問題がありましたけれども、最近報道などで聞いているんですけども、外来の病虫害、これツマジロクサヨトウと発音するんですかね、これが非常に猛威を振るうのではないかと懸念が示されているんですけども、これの現状はどうですか。

○前門尚美営農支援課長 ツマジロクサヨトウでございますけれども、チョウ目のヤガ科の害虫でございます。トウモロコシとかサトウキビ、そしてソルガムとか80以上の作物を含む、割と広範囲な植物を加害するというので、2016年にアフリカで侵入が確認されて、ことしの1月に中国で一雲南省のほうで確認されて、5月末までに中国で急激に広がっております。その後、6月に台湾とか韓国で発生がありまして、日本での初めての発生が7月3日ということで、鹿児島のほうで初めて確認されております。

沖縄では7月11日に発見がありまして、恩納村のほうで飼料用トウモロコシで初めての発生があったんですけども、10月9日現在、沖縄県のほうでは

7市町村ということで恩納村、多良間村、八重瀬町、宮古島市、石垣市、西原町、中城村などの飼料用トウモロコシですとかサトウキビ、スイートコーンでの発生があります。

このツマジロクサヨトウの特徴なんですけれども、10度以下で死滅するんですけども、沖縄の場合はなかなか10度以下、10.9度以下では活動が低下するとあるんですけど、越冬する可能性があるんじゃないかということで懸念されておりまして、現在国とか病虫害防除技術センターのほうでは、継続して県内各地の調査に当たっております。

また、あわせてフェロモントラップ等も設置して、被害の早期発見、早期防除ということで今取り組んでいるところなんですけれども、なかなかこの新規病虫害、初めてなものですから、一般の農家の方がわからないということもありますので、病虫害防除技術センターが発生予察特殊報ということで発出して、あとまたホームページに掲載したりとか、あと説明会等々をして、今周知をしているところであります。

○金城勉委員 報道などによると、かなりの猛威を振るうのではないかと懸念が報道されていますよね。それで、なかなかそういう駆除の対策についても抵抗力が強くて難しい、生き延びるのではないかと懸念も言われているし、その辺は当然全国的な問題でもあるんでしょうけども、具体的な対策については、今はどういう状況ですか。

○前門尚美営農支援課長 県のほうでは、このツマジロクサヨトウに関する対策会議ということで、蔓延防止の周知徹底ということで関係機関とかを集めて8月6日、9月4日、9月18日に説明会を実施しております。

そして、あわせて市町村の広報ですとか、あと農協とか、県の機関の広報にもこの虫の写真とか、生態を載せて生産者の方へ周知をしているところです。

そして、国のほうではマニュアル作成ということで、現在この虫の生態とかを含めたマニュアル作成ということでやっています。

そして、繰り返しになるんですけども、現在、定期的に一沖縄県全域ということで、この虫の確認調査ということで、定期的に80カ所以上で今現在継続して実施して、定着がないように今調査を進めているところであります。

○金城勉委員 非常にそういう害が大きいのではないかと懸念されているので、ぜひしっかりした対策をお願いいたします。

それから次に、ヤギの件なんですけども、今ヤギ

肉、ウチナーの食文化の非常に重要な部分を占めるんですけれども、ヤギ肉の消費量に対する県内生産高と割合はどうか。

○仲村敏畜産課長 まず、生産状況についてなんですけれども、現在平成30年の12月末、家畜・家禽等の飼養状況調査で、県内のヤギの飼養戸数が1484戸で頭数が1万2035頭ということで、平成25年から6年連続で増加しているところです。

県内の家畜市場におけるヤギの取引頭数なんですけれども、こちらはまた屠畜場にいたり、生産の繁殖にいたりするんですけれど、そちらの取引についても1254頭ということで年々増加する傾向にあります。

それからヤギの屠畜実績なんですけれども、平成30年で2781頭ということで、枝肉重量ベースで約75トンということで、こちらも年々増加傾向にあります。

それで消費量ということで実際に詳細の調査を行ったことはないんですけれども、ほぼ生産されるヤギ肉につきましては、県内中心の需要で消費されているというふうに認識しております。

○金城勉委員 私が聞きたいのは県内で生産されるヤギの量と消費量は、もう決定的に少ないんじゃないかと。その足りない部分を海外産で輸入して補っているのではないかとこの話を聞いているんですね。

ですから、そのことを聞きたいんですけど、そういう数字は把握していないですか。

○仲村敏畜産課長 沖縄地区税関を通過したヤギ肉の海外からの輸入量なんですけれども、平成26年から平成30年、同じ量が入ってきておりまして、約100トンということになります。

一方で、県内の生産量は先ほど申し上げましたように増加傾向にありますので、県内産のヤギ肉の需要は伸びている、消費量も伸びているというふうに認識しておりまして、海外からのヤギの輸入量はほぼ横ばいですので消費量は上がっておりまして、県内産のヤギ肉の消費は上がっているというふうに認識しているところです。

○金城勉委員 その海外産と県内産の割合というのはわかりませんか。

○仲村敏畜産課長 平成30年116トンで海外産が輸入されておりまして、県内産が約75トンですので、単純に言いますと県内産が……。

○金城勉委員 約6・4ぐらいか。

○仲村敏畜産課長 そうですね、そのようになります。

○金城勉委員 ヤギ好きな人たちといろいろ会話をすると、ヤギの今後の可能性というのは非常に期待

できるのではないかとこの話を聞くんですね。ヤギ肉の好きな県民性ですから、その生産体制をもっともっと強化をしてやると、県内の消費も上がるし、また生産農家の利益にもつながるという声をよく聞くんですけど、このヤギの生産体制—農家のあり方というのはどうか、今、これから、今後についても。

○仲村敏畜産課長 ヤギの生産の状況は先ほどお話をしたとおり、年々増加しているところです。

一方で、まだ沖縄のヤギは体重が小さいヤギが多くて、やはり収益性がなかなか乏しいということで、今現在、沖縄県でヤギにつきましては肉量とれる大型化を推進して、目標にしていこうということで、まずそこで農家の収益性を上げて、経営的なものを安定させるということを目標にやっております。

平成27年から沖縄県ではおきなわ山羊生産振興対策事業、それから平成30年度にはおきなわ山羊改良基盤整備事業ということで、沖縄のヤギの一産肉能力にすぐれたヤギに改良していってもらおうということで、優良ヤギの購入費に対して助成しているという状況です。

一方で飼養者もふえておりまして、今おきなわ山羊生産振興協議会、JAさんが事務局をやっているんですけれども、そちらも各地域に生産組合ができてまして、今現在20組合になっていることで、生産者のほうも活発にそういう取り組み、生産体制の強化とあと改良ということで取り組んでいただいているという現状でございます。

○金城勉委員 非常に期待が持てるというふうに聞いておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それと漁業関係について伺いますけれども、先ほど漁業に携わる人たちの人数が現状維持の目標ということであるんですけども、漁業の経営体の推移もちょっと厳しいようなんですけれども、この辺の状況を説明いただけますか。

○能登拓水産課長 漁業センサスによりますと、本県の漁業経営体数は昭和58年の4492経営体をピークに減少を続けまして、平成25年には2616経営体となっておりますが、最新の平成30年のセンサスの統計によりますと、35年ぶりに増加となる2733経営体という状況になってございます。

○金城勉委員 この長期減少傾向から2733、少し持ち直した要因というのは何ですか。

○能登拓水産課長 今、分析を進めているところではございますが、現場のほうで聞いていますと、モズクあたりを中心に世代交代が進みつつあるという

ふうな状況を聞いております。

○金城勉委員 ぜひそういうところを、新しい産業振興の道を探っていただきたいなと思います。

今おっしゃるように、モズクの生産については非常に価格が安定してきて、むしろことしは品薄で価格が上がってきた。この辺の状況を説明いただけますか。

○能登拓水産課長 モズクの生産につきましては、平成21年は1万1810トンというところから平成31年は1万5744トンということで、10年間の間では約1.3倍にまで増加をしてございます。

ただ、今委員からお話ありましたとおり、平成31年度産につきましては、昨年が11年ぶりに2万トンを突破したというような豊作の状況から比較すると、25%程度の減産となっております。

委員御指摘のとおり、非常にモズクは品薄ということで、全県的に浜の取引価格は上がっている状況というふうに聞いております。

○金城勉委員 幾らぐらいですか、キロあたり。

○能登拓水産課長 きちんとした市場のデータとかがあるわけではないのであれなんです、聞いているところではキロ300円から330円程度のものが多いように聞いております。

○金城勉委員 もうほぼ倍増だよ。去年あたりで、2万トンの生産高でキロ当たり150円ぐらいだったというふうに聞いていますからね。だから、ことしは品薄ということもあって、300円以上にまで高くなってきたと。生産高が減った割には値段が上がったので、ほぼ収入としてはほとんどんぐらいの確保ができたという話も聞いております。

一方で、さらに需要のほうは、市場が求める量というのはどんどんふえてきているようですから、だから非常に有望な一沖縄ならではの特産品ですから、そこは今後もその販売価格、いわゆる生産者の販売価格というものが今の数字で推移すれば非常に効率のいい、また若い人たちが希望を持つ産業に、もっともっと飛躍すると思うんですね。その辺の取り組みについてはどうですか。

○能登拓水産課長 モズクにつきましては、今御指摘のとおり非常に消費のほうも旺盛でございまして、供給のほうが若干追いついていないような状況もございまして。

一方で、価格のほう非常に単価が上がっておりまして、漁業者の手取りとしては一定程度確保ができたかなというところがございまして、一方で加工業者からしますとやっぱり仕入れ価格になってしまいう中、非常に経営的に苦しいというような声も聞いて

てございます。

モズクについては、やっぱりまずは安定生産、さらには増産といったところにしっかり取り組んで、その上で一定の安定的な単価を維持する中で、漁業者の経営をしっかり安定させていくといったところが重要なというふうに考えております。

○金城勉委員 加工業者の云々という話がありましたけれども、そうじゃなくて、むしろ今までが安過ぎたと思うんです。そういう生産者がちゃんと潤って、そしてそこから付加価値をつけて、そして販売すると。そこでみんなが潤うという仕組みにならないと、本当に苦勞をして育てても買いたたかれて浜買いされて持っていかれて、あんまり地元には利益が落ちないというのが今までの形だったので、むしろいい方向に向いていると思うんですね。

ですから、このチャンスを捉まえて、そこをベースにしながら積み上げていく、そういう発想のほうより価値的だと思うんですけれども、そういう方向でぜひ取り組んでいただきたいと思うのですが、どうですか。

○能登拓水産課長 モズクにつきましては、さっき2万トンを超えたときも、価格が下がらずにむしろ上昇するような傾向が見えまして、非常に旺盛な消費が見込まれているところでございます。

そういう状況を踏まえまして、県としましてはモズクの高付加価値化に向けて鮮度の保持なども含めて、またフコイダンなどを含めた機能性の成分などの調査なども行っておりますので、そういった中で、高付加価値化の中でしっかりした単価がつくように、しっかり努力をしていきたいと考えております。

○金城勉委員 それで生産量をアップさせるその手法、皆さんも3万トンを目指していますから、そのためには品種改良、そしていろんな自然現象、日照不足であるとかさまざまなそういう自然環境に見合う、それに対抗をして育ていけるような品種改良というものが求められていますから、そういうところもぜひ前向きに取り組んでいただきたいなと思っております。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 言いたいことがあって質問を入れていただきますので、答弁は簡潔で構いませんから、4時までに終わるようにしましょう。よろしく申し上げます。

成果表の156ページからお願いをいたします。まずこの分蜜糖工場の支援策です。この事業で、製糖期間を通じて分蜜糖工場の適正操業が図られたという

ことではあるんですけども、簡単に簡潔に、まず30年度、特に設備の整備の部分でどういう事業をしたのか、簡潔にまず説明ください。

○喜屋武盛人糖業農産課長 分蜜糖振興対策事業でございますが、委員おっしゃったとおり製造合理化事業ということで、老朽化しておる製糖工場の施設の一部更新とかそういったものやっております、今手元に詳細なものがないんですけど、例えば平成30年度ですとゆがふ製糖におきましては結晶缶の整備、あと清浄設備ということで、事業費として1億1724万円を投じて施設の更新等を行っております。

○大城憲幸委員 本島はゆがふ製糖だけ、あとは離島も老朽化問題があって、石垣も工場の建てかえを要望していますが、本会議場でもやったように今本島には1工場しかない、その1工場が私は早急な建てかえが必要なんじゃないかということで、前もお話申し上げました。

皆さんのところでも、なかなかすぐ建てかえという部分ではできないけれども、この事業を使って安定操業できるように頑張りますんですけどもね。

その後、どこかの時点で建てかえしないといけないと思っているんですけども、その辺、その後の議論はどんなですか。建てかえができないのであれば、どういう課題があるのかも含めてお願いします。

○喜屋武盛人糖業農産課長 ゆがふ製糖工場の建てかえに関しましてですが、これまで国の事業の説明会ですとか、そういった場での製糖工場からの要望、意見、それから関係者との意見交換、また、去る7月29日に富川副知事に、ゆがふ製糖の実際の工場の視察もしていただきまして、その際にも製糖工場のほうから建てかえをしたいという要望の意向は確認しております。

ただ、議場でも答弁をさせていただきましたが、製糖工場の建てかえにつきましては、まず設備の設備費用が多額ということ、それから事業実施主体の負担が大きいこと、あるいは沖縄本島における製糖工場を建てかえとなりますと、やはりサトウキビの今後の生産とか、そういった生産量に応じた工場規模とか、そういったものの生産計画に沿った施設規模の設定、あるいは、特にゆがふ製糖ですと広域利用施設における事業主体の選定、あるいは代替一建てかえる際の用地とか、そういったものの課題があるということは認識しております。

そのため、こういった国やゆがふ製糖などと意見交換なども行いながら、この辺の課題の整理は行っていく必要があるというふうに考えております。

○大城憲幸委員 確認ですけども、前に話があっ

た、最低でも敷地は1万坪ぐらい必要じゃないか、事業費は概算で300億円ぐらいになるのではないかとというような議論があったんですけども、大体それぐらいで見ているんですか、皆さん。

○喜屋武盛人糖業農産課長 ゆがふ製糖からの意見交換では、委員が今おっしゃるとおりの数値を聞いております。

○大城憲幸委員 議論があった一結局操業をしながら、今県内に5000戸いるサトウキビ農家の皆さんのものを預かりながら工場を建てかえしようとする、やっぱり今の敷地では無理だから新たな敷地を探さないといけない。そして、この事業費についても300億円ということもあるし、また今の国、県の仕組みの中では、この地元自治体一石垣の場合は石垣市だからそんなに難しくありませんけれども、県内全体の出荷者がいる中で、うるま市だけに負担をしてくださいという話になっても、なかなかそこはうるま市は納得できない。だから、そういう仕組みの部分、土地の部分、事業費の部分、やっぱりその辺を考えたときにはどうしても、県全体としてみんなで知恵を出し合って、新たな仕組みをつくって事業費も捻出しなければいけないというふうな議論もこれまでもしたつもりなんですよね。

それをスタートするには皆さんがどうしても早急な建てかえをしないと今後、来年、再来年いつまで安定操業できるか非常に不安が残るという現状、ぎりぎりの状況にきていると思うんです。

それを踏まえて、今後どう取り組んでいきますか。

お願いします。

○喜屋武盛人糖業農産課長 まずゆがふ製糖の工場の建てかえにつきましては、先ほど申しましたとおり費用が高く、あるいは用地の確保などの課題があるということは十分認識しております。

このため県としましては、まず国に対してこの対応を一今建てかえが対応できる事業につきまして、委員が先ほど申しましたように運用上のいろいろ課題があるということです、その運用上の課題の改善に向けた国への働きかけをまずやっていく必要があるのではないかと。

また、予算面ですとか、用地の確保ということなんですけども、これにつきましてはその課題等について、県内部の関係部局ともまた情報共有を図っていかなければいけないというふうに考えております。

○大城憲幸委員 部長はどうですか。

○長嶺豊農林水産部長 まずゆがふ製糖の建てかえについては、基本的にはこれまで老朽化した部分、部分の施設の更新については対応をしてきたところ

ですけども、やはり大がかりのボイラーであったり、そういう部分を取りかえなければなかなか厳しいという現状も認識はしております。

そういう中で建てかえという方向性が、事業者も出てきたと思いますが、その中で、先ほど糖業農産課長から何点かの課題もありましたけれども、用地につきましてもやはり製糖工場ですので、特に本島は原料搬入区域がかなり広域だということで、そのアクセスとか、それから機械の冷却に必要な水の供給だとかということで、用地についても立地がいろいろ条件がありますので、その辺を含めて部局間で相談を受けながら対処する必要があると考えています。そういう意味では、我々も関係部局にはいろいろ情報共有しながら協力を求めていきたいと思っております。

最終的には、やはり事業費をどう確保するかという大きい課題がありますけれども、これについてまず現在、既存のメニューとしてはありますが、やはり大がかりな事業費を確保するということでは課題がありますので、そこはしっかり国にもいろいろ相談しながら確保に努めていきたいと思っておりますし、また、県庁内部でもいろんな情報共有をしながら取り組んでいきたいと、そういう考えで臨みたいと思っております。

○大城憲幸委員 お願いします。今言ったとおりですので、とにかく5000戸の農家頑張っているけれども、もう高齢化も進んでいる。本島内は機械化もなかなか進まないものですから、なかなか極端な増産が見込めない。しかし5000戸の農家がいるわけですから、県内のサトウキビを閉めるわけにもいきません。

ただ、そこは皆さんの思いで今議論を進めないで、どんどん問題を先送りにしても解決しませんので、取り組みをお願いします。

次に進みます。

159ページ、肥育牛のほうですね。先ほど少し議論があったところですけども、成果表。

午前もありましたけれども、八重山のほうでは非常に元気になって、肥育基盤もふえていますよという話がありましたけれども、今は県内で大体でいいですけども、子牛が何頭ぐらい年間出荷されて、何頭ぐらい肥育に回っているか、大体の数字で頭に入っていますか、お願いします。

○仲村敏畜産課長 平成30年12月末の肥育牛の頭数ですけども、雄、雌、合わせて約7100頭です。

子牛の生産頭数が約3万頭ということになっております。

○大城憲幸委員 先ほど来、県内の自給率のお話が

ありました。給食の議論ももっと県内のものを上げたほうがいいんじゃないかという話もありました。

今言うように、沖縄は3万頭子牛を生産しているけれども、肉として県内・県外に出て行くもの、あるいは県内で消費するのは7000頭ぐらいの基盤しかないわけです。やっぱりそこをふやさないといけない。

ただ、皆さん御存じのとおり肥育の和牛肉となると、レストランで食べると150グラムで8000円、9000円、1万円する。それは県民がなかなか口に入るものじゃない。部長ぐらいしか食べられないんじゃないかなと思いますけれども、そういう意味では、新たにやっぱりもっと安価に輸入牛肉ばかり沖縄の観光客に上げるんじゃないかという仕組みをつくらないといけないんじゃないかというのは前にも少し議論したんですけども、その辺は調査研究も含めて県で取り組むべきじゃないかと思うんですが、その辺について考え方をお願いします。

○仲村敏畜産課長 低コストの牛肉をつくるというのは、和牛含めて全ての今、牛の目標であります。

その中で、低コスト牛肉の生産につきましても、まず肥育に関しては生産費の約7割が素牛代、約3割が飼料代という現状もありまして、やはりその素畜費が占める割合が多いというのがあります。

もう一つは、国産牛も含めまして全て今、素畜費が高くなっているということで、その中でこの低コスト牛肉の生産をするには、価格の低減化とか、あと輸入牛肉とどう差別化を図って農家の収益性を上げるかというのが課題というふうに考えております。

○大城憲幸委員 八重山農林高校で琉大の先生が肥育試験をしていますけれども、その辺どんなのかわかりますか。

○仲村敏畜産課長 放牧肥育を琉球大学と八重山農林高校と、赤牛を使って共同試験を実施しているというふうに承知しております。

その結果、飼料費一放牧形態ですので飼料費の大幅な低減効果があったという報告されていることは承知しております。

○大城憲幸委員 あれはヒントになると思っていて、極端に言えば草だけで赤牛は800キロまで太りましたよという報告があるんですよ。

やっぱりこれは一この70万円も80万円もする沖縄の最高級の子牛ではなくて、逆に赤牛でも、あるいは酪農から出てくる廃牛でも、そういうようなものの買い直しをして、200グラムで2000円とか3000円以内で食べられるような供給をしないと、なかなか県

内への畜産物の供給というのは充実してこないと思うし、我々はそういうのを、これまで沖縄県の畜産一和牛というのはサシを入れることに頑張ってきましたけれども、それも頑張っていく。ただ一方で、この新たな仕組みというの調査研究をする必要があると思いますけれども、ぜひやってほしいと思うんですが、どうですか、最後に。

○比嘉淳農林水産総務課研究企画監 現在、委員のおっしゃっているその件ですが、今現在、畜産研究センターで霜降り牛肉を生産する能力の高い種雄牛などを選抜して、県産ブランド牛の開発に取り組んでいるところではあるんですが、今回委員の提案いただいた取り組みについては県内、それから他県の事例も含めて情報収集をしながら、消費者ニーズを確認しつつ検討をしてみたいと思っております。

○大城憲幸委員 ぜひ検討ください。

○仲村敏畜産課長 追加で試験研究、また含めて県では、県内肥育牛につきましては現在増頭を推進して、取り組みも進めております。

委員のおっしゃったように、やはり低コストでつくるのは畜産関係、経営の安定化にもつながりますので、消費者ニーズ、それから生産者ニーズもございます。

やはり肥育放牧となるとかなり広大な面積等も必要になってきますので、そういったことも、動向を見きわめつつ、県産肥育牛生産振興に努めてまいりたいというふうに考えております。

○大城憲幸委員 ぜひ頑張ってください。

次、共済制度、168ページです。

共済制度推進事業ですけれども、この中で効果のところ、園芸施設共済加入率が19.8%、20%いかないわけですけれども、全国はこれどれぐらいかというのはいすぐわかりますか。

お願いします。

○喜屋武盛人糖業農産課長 共済加入率、全国との比較ですけれども、園芸施設共済の棟数の比較と、要は入っている棟数の割合の比較によりますと、平成29年度、全国平均60.2%に対し、沖縄県のそのときには24.1%という開きとなっております。

○大城憲幸委員 これ前から問題になっているんですけれども、特にこういう、あんな台風で毎日のようにビニールハウスが倒れている状況を見ると、沖縄なんかはもっともっとやっぱりこの保険制度、共済制度というのを頑張らんといけないなと思うんですが、何で全国でこれだけ加入率が6割あるのに、沖縄は2割前後なんですか。その一番大きな要因は何ですか。

○喜屋武盛人糖業農産課長 全国に比べて非常に加入率が低いというのは、掛金自体がやはり高いという一沖縄の場合、台風が多いということで、それだけやっぱり被害が多いということで、どうしても掛金率が高いということがまず一つの要因かと思われ

ます。あと最近で言いますと、ちょっと制度の改正等もあって、これは農業共済の場合は掛金の50%は国のほうで補助して負担しておりますので、オールジャパンの事業ということで、なかなか沖縄だけに特化したやり方とか、そういうのができなくて、全国的なものの流れに合わせるということで、なかなか沖縄の実情と合わなくて、農家さんの加入が低いのかなというふうに分析しております。

○大城憲幸委員 一番大きいのはやっぱり掛金が高過ぎると思うんですよ。300坪でも18万円、19万円という見積もりが出たとか言うけども、なかなかそこまで毎年300坪払えないですよ。

だからそれも含めて今あるように、これまでの経過としては、沖縄は台風が多いから県外よりも沖縄も極端に掛金が高いというお話だったんですけども、やっぱり国も制度を今度ぐらいから変えてきた。そして、この被災する率も大分変わってくると思う。

やっぱりこの機会に、この掛金の部分というのは何とかしないといけない。せつかく国も補助を出す、県も補助を出す、市町村も補助を出しているけれども、入っている農家が2割前後しかいないというのは、やっぱり何とかみんな知恵を出さないといけない。

そしてもう一つはやっぱりわかりにくい。非常に制度が—300坪幾らなのって、もう条件一つでがらっと変わってくるものですから、補償する額も全然違うものですからわかりにくい。その辺を一農家にわかりやすい仕組みで周知しないと加入率は上がらないと思いますので、この機会に強化をお願いしたいと思うんですけれども、その辺の取り組み、今後の取り組みについてお願いします。

○喜屋武盛人糖業農産課長 委員おっしゃるとおり、確かに農家からは非常にわかりにくいという声は聞こえております。

県では農業共済組合あるいはJA等関係機関と連携しながら、この共済制度の中身ですとか、それについては今やっていますこの事業の中で推進員とか、そういったものも配置しておりますので、そういった戸別農家を周りながらしっかりこの推進員も含めて、共済とも連携しながら、しっかり丁寧に説明をしていく、あるいは生産者やこの関係機関が集まる

場でそういった共済制度の説明、例えば農業青年クラブの集まりですとか、何かサトウキビの増産大会とか、そういったものも活用をして、そういった説明会等、とにかく情報をしっかり発信をしていながら、農家に対してはわかりやすいような説明を、共済組合とも連携しながらしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○大城憲幸委員 よろしくお願ひします。

次行きます、169ページ。

先ほどもありました新規就農者育成の部分ですけれども、あったとおりこれは研修期間、あるいは新規就農をするときに150万円支給されるんですけども、国の予算が前年より減ったということで、なかなか思うように予算が組めない、支給できないという市町村からの意見が一時期あったんですけども、沖縄の場合、そういうことはどうですか、現状はどうなっていますか。

○前門尚美営農支援課長 令和元年度から年齢要件というのは45歳から50歳に引き上げられたんですけども、9月末現在、県の要望額に対して国の内示額が約70%となっておりまして、市町村では経営開始型の継続分を優先に事業を進めてきたところであります。

また、県では8月末時点の新規採択に係る要望調査ということに基づいて調査しまして、国に対しまして新規採択分に係る追加配分の要求を8月末時点ということで要求を行ってきたところであります。

○大城憲幸委員 だからこれは1年目の人もいるし、5年目の人もいる。5年間は150万円払いますよという約束でやっているんですよ。それが国の財政的な事情で3年目だけ払えないとか、そういうようなことを危惧する声があるんですけども、その辺は今十分、いろいろやっているんでしょうけれども、対応できそうですか。その辺の見通しをお願いします。

○前門尚美営農支援課長 8月末時点の継続分はお支払いをしております、8月末時点の新規採択に係る要望調査に基づきまして、それを農水省の本省のほうで保留額とか基金を活用しまして、10月1日付で追加配分が行われたところであります。現在、県では国に対し計画変更の手続きをとっているところでもあります。

なお、また新規採択に係る不足分が若干ありますけれども、市町村と連携しまして、営農の実態確認等を行いまして、また要件確認、この不足分というのはちょっと要件が整わなくて保留になったんですけども、この要件確認が整った後に12月から翌年

1月をめどに、国ではまた再度追加配分を行うと聞いておりますので、また引き続き関係機関と連携しまして、新規就農支援者の育成とか確保に取り組んでいきたいと思ひます。

○大城憲幸委員 よろしくお願ひします。

最後に189ページの畜産・酪農収益力強化整備、いわゆる畜産クラスター事業、これで県内の豚、牛含めて生産基盤の強化をしているところですけども、そういう中で養豚のほう、南部のほうで焼却炉の建設に伴って大型の養豚場の移転の議論がありました。

その具志頭畜産について、県としてどういった位置づけの生産基盤であるか、どれぐらいの規模であるかを、まず説明をお願いします。

○仲村敏畜産課長 具志頭畜産の件ですけども、具志頭畜産は旧具志頭村に昭和53年に設立されまして、平成22年に琉球協同飼料株式会社の受託農場として、現在養豚の繁殖経営を行っております。

平成30年の12月末の家畜・家禽等飼養状況調査によりますと、具志頭畜産の当時の12月末の母豚数は2531頭でございまして、これは県全体の母豚数2万3652頭の約10.7%がその具志頭畜産で飼養されていることとなります。

○大城憲幸委員 2万5000頭の母豚ですから、これの肥育の規模というのと、大体20倍ぐらい、大体そんな計算になると思ひます。

だから、本当に県内の1割以上の生産基盤が今、移転を迫られている。だけれども、報道等は先行していますけれども、現場では報道で知ったというような声が大きいわけです。

あれそのまま置いておいて、その事業者と南部の市町村だけやっている、なかなか移転って進まないと思うんですけども、県としてどのようにかわりますか。お願いします。

○仲村敏畜産課長 我々も詳しい情報は当時知りませんので、八重瀬町に確認したところ、八重瀬町を含む南部広域行政組合は具志頭畜産の農場をごみ処理施設の建設候補地として決定をしたと。今後の予定なんですけれども、その南部広域行政組合と会社側とで、その農場移転に向けた協議をこれから始めていくということ聞いております。

委員がおっしゃるように、具志頭畜産の移転がスムーズに行われなかった場合につきましては、約10%の母豚を飼養しておりますので、肉豚生産への影響が減少するという可能性があります。

県内養豚産業への影響が懸念されますので、県としましては、この移転協議の進捗状況を八重瀬町と情報共有を密にして、県内養豚産業に影響が及ばな

いように養豚生産基盤の強化などに取り組んでいくという考え方を持っております。

○大城憲幸委員 今あったとおりで組合のスケジュールからいくと、三、四年でもう移転しなさいみたいな話になっています。ただ、皆さん御存じのとおり、2万坪、3万坪の何千頭の養豚場を、そんなこの辺につくれるわけがありませんので、これはどうしても、県がリーダーシップをとって、市町村をまたいだ議論を生産基盤の維持・強化という視点での取り組みが必要ですので、ぜひとも取り組んでいただきたいということを要望して終わります。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 以上で農林水産部及び労働委員会事務局関係決算に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

(執行部退席)

○瑞慶覧功委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

次回は、明 10月18日 金曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 瑞慶覧 功

令和元年10月17日

令和元年 第5回
沖縄県議会(定例会)
閉会中継続審査

文教厚生委員会記録

(第 1 号)

令和元年第5回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

文教厚生委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和元年10月17日（木曜日）
開会 午前10時1分
散会 午後3時50分
場所 第7委員会室

生涯学習振興課長 山城英昭君
文化財課長 濱口寿夫君

本日の委員会に付した事件

- 令和元年 平成30年度沖縄県一般会計決算
第5回議会の認定について（子ども生活福
認定第1号 祉部及び教育委員会所管分）
- 令和元年 平成30年度沖縄県母子父子寡婦
第5回議会 福祉資金特別会計決算の認定に
認定第6号 について

○狩俣信子委員長 ただいまから、文教厚生委員会
を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務
に係る決算事項の調査について」に係る令和元年第
5回議会認定第1号及び同認定第6号の決算2件の
調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、子ども生活福祉部長及び教
育長の出席を求めています。

まず初めに、子ども生活福祉部長から子ども生活
福祉部関係決算の概要説明を求めます。

大城玲子子ども生活福祉部長。

○大城玲子子ども生活福祉部長 おはようございま
す。

子ども生活福祉部の平成30年度一般会計及び特別
会計の決算概要について、御説明いたします。

ただいまお手元のタブレットへ通知いたしました
平成30年度歳入歳出決算説明書（子ども生活福祉部）
をタップし、ごらんください。

それでは、画面に表示されております表紙、目次
をスクロールしていただき、1ページを表示くださ
い。

歳入決算について御説明いたします。

平成30年度の子ども生活福祉部の歳入決算は、一
般会計と特別会計を合わせますと、予算現額の計
（A）欄ですが176億9041万7416円に対し、調定額（B）
欄は169億8837万8397円、そのうち収入済額（C）欄
は165億6854万5644円、不納欠損額（D）欄は3881万
5458円、収入未済額（E）欄は3億8101万7295円、
収入比率は97.5%となっており、前年度の収入比率
97.7%に比較して0.2ポイント減少しています。

次に、歳出決算について御説明いたします。

2ページを表示ください。

子ども生活福祉部の歳出決算は、一般会計と特別
会計を合わせますと、予算現額の計（A）欄ですが
809億6262万7000円に対し、支出済額（B）欄は778億
623万6935円、翌年度繰越額（C）欄は10億437万
2960円、不用額は21億5201万7105円、執行率は96.1%
となっており、前年度の執行率95.5%に比較して

出席委員

委員長 狩俣信子さん
委員 新垣新君 末松文信君
照屋守之君 次呂久成崇君
亀濱玲子さん 比嘉京子さん
平良昭一君 金城泰邦君

欠席委員

西銘純恵さん

※ 決算議案の審査等に関する基本的事項
4（6）に基づき、監査委員である西銘純
恵さんは調査に加わらない。

説明のため出席した者の職、氏名

子ども生活福祉部長 大城玲子さん
福祉政策課長 真栄城守君
保護・援護課長 宮城和一郎君
青少年・子ども家庭課長 真鳥裕茂君
子育て支援課長 久貝仁君
障害福祉課長 大城行雄君
消費・暮らし安全課長 金城真喜子さん
女性力・平和推進課長 榊原千夏さん
教育長 平敷昭人君
教育支援課長 横田昭彦君
学校人事課長 屋宜宣秀君
県立学校教育課長 玉城学君
義務教育課長 宇江城詮君

0.6ポイント増加しています。

次に、一般会計の歳入決算について御説明いたします。

3ページを表示ください。

子ども生活福祉部の一般会計の歳入は款で申し上げますと、3ページの上から4行目の(款)分担金及び負担金から5ページの下から5行目(款)県債までの7つの款から成っております。

それでは3ページにお戻りください。

子ども生活福祉部の一般会計の歳入決算は、予算現額の計(A)欄ですが174億4004万9416円に対し、調定額(B)欄は166億2287万1935円、そのうち収入済額(C)欄は163億1135万2347円、不納欠損額(D)欄は3382万1187円、収入未済額(E)欄は2億7769万8401円、収入比率は98.1%となっております。

収入未済額(E)欄のうち、主なものを御説明いたします。

同じく3ページの上から4行目の(款)分担金及び負担金の収入未済額(E)欄4351万8482円は、主に児童福祉施設負担金に係るもので、施設入所児童の扶養義務者等の生活困窮や転居先不明などにより徴収が困難となっております。

5ページを表示ください。

上から5行目の(款)諸収入の収入未済額(E)欄2億3170万2281円は、主に生活保護費返還金に係るもので、債務者の生活困窮等により徴収が困難となっております。

次に、一般会計の歳出決算について御説明いたします。

6ページを表示ください。

子ども生活福祉部の一般会計の歳出は、款で申し上げますと(款)総務費及び(款)民生費、7ページの(款)商工費の3つの款からなっております。

6ページにお戻りください。

一番上の子ども生活福祉部計ですが、予算現額の計(A)欄ですが807億1225万9000円に対し、支出済額(B)欄は776億789万9720円、翌年度繰越額(C)欄は10億437万2960円、不用額は20億9998万6320円、執行率は96.2%となっております。

(C)欄の翌年度繰越額は、障害児者福祉施設等整備事業費や安心子ども基金事業など9事業に係る繰越額であります。

繰り越した主な理由は、施設整備における建築確認等、関係機関との調整に時間を要したことなどによるものであります。

次に、一番右端の不用額について御説明いたします。

まず、上から4行目(款)総務費の不用額5388万9287円は、主に男女共同参画センター維持修繕事業における入札残等によるものであります。

次に、(款)民生費の不用額20億4024万8983円について、その主なものを御説明いたします。

(項)社会福祉費の不用額5億9692万9422円は、(目)老人福祉費の介護給付費等負担事業費において、市町村の給付実績が当初見込みよりも下回ったこと、(目)社会福祉施設費の障害児者福祉施設等整備事業費において、国庫内示が減となったこと等によるものであります。

(項)児童福祉費の不用額12億8826万9616円は、(目)児童措置費の子どものための教育・保育給付費において、市町村の給付費支給実績が当初見込みよりも下回ったこと等によるものであります。

7ページを表示ください。

下から4行目、(款)商工費の不用額584万8050円は、(目)計量検定費の計量検定取締費において、ガソリンの執行残や基準分銅の縮減等によるものであります。

8ページを表示ください。

次に、母子父子寡婦福祉資金特別会計について御説明いたします。

本特別会計においては、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、修学資金等全12種類の貸付金を無利子または低利で貸し付けております。

子ども生活福祉部の特別会計の歳入決算は、予算現額の計(A)欄ですが2億5036万8000円に対し、調定額(B)欄は3億6550万6462円、そのうち収入済額(C)欄は2億5719万3297円、不納欠損額(D)欄は499万4271円、収入未済額(E)欄は1億331万8894円、収入比率は70.4%となっております。

収入未済額の1億331万8894円は、主に借受人の多くが生活困窮等の経済的事情により償還計画どおりに元金及び利子の償還ができないことによるものであります。

9ページを表示ください。

子ども生活福祉部の特別会計の歳出決算は、予算現額の計(A)欄2億5036万8000円に対し、支出済額(B)欄は1億9833万7215円、不用額は5203万785円、執行率は79.2%となっております。

不用額の5203万785円は、見込みよりも貸付実績が下回ったことによるものであります。

以上で、子ども生活福祉部の平成30年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算概要の説明を終わります。御審査のほど、よろしく御願いたします。

○狩俣信子委員長 子ども生活福祉部長の説明は終わりました。

次に、教育長から教育委員会関係決算の概要説明を求めます。

平敷昭人教育長。

○平敷昭人教育長 それでは、教育委員会所管の平成30年度歳入歳出決算について、その概要を御説明します。

それでは、ただいまお手元のタブレットへ通知いたしました平成30年度歳入歳出決算説明資料をタップしていただき、ごらんください。

それでは、画面をスクロールしていただきまして、1ページを表示いただきたいと思います。

初めに、歳入決算状況について御説明いたします。

平成30年度の一般会計歳入決算は、予算減額の計(A)欄ですが491億9282万4080円に対し、調定額、(B)欄になりますが434億9050万8204円、収入済額、(C)欄は434億6297万5422円、不能欠損額は(D)欄ですけれども896万648円、収入未済額は(E)欄ですけれども、1857万2134円となっております。調定額に対しまして、収入済額の割合である収入比率は99.9%となっております。

以下、款別に収入済額、収入未済額の主なものについて御説明いたします。

(款) 使用料及び手数料の収入済額は50億5067万4011円で、その主なものは全日制高等学校授業料であります。

2ページをお開きください。

(款) 国庫支出金の収入済額は359億7150万1437円で、その主なものは義務教育給与費でありますとか、公立高等学校就学支援金、また、沖縄振興公共投資交付金及び沖縄振興特別推進交付金であります。

次に、(款) 財産収入の収入済額は2億997万3193円で、主なものは土地貸付料や実習生産物売払代であります。

3ページをお開きください。

(款) 諸収入の収入済額は5億2362万6781円で、その主なものは文化財調査受託金、災害共済給付金であります。

収入未済額1857万2134円の主なものは、談合認定に係る違約金及び延納利息であります。

また、違約金の一部について、時効援用の申し立てにより、896万648円が不納欠損額として処理されております。

次に、(款) 県債の収入済額は17億720万円で、主なものは県立学校の施設整備に係るものであります。

以上が、平成30年度の歳入決算状況であります。

続きまして、歳出決算状況について御説明いたします。

4ページをお開きください。

教育委員会の合計は、(款) 教育費と6ページになりますけれども(款) 災害復旧費の合計となります。

それでは、(款) 教育費から御説明いたします。(款) 教育費の決算は、予算現額の計(A)欄ですけれども1691億6089万5971円に対し、支出済額は1630億2583万713円、翌年度繰越額は39億7588万1185円、不用額は21億5918万4073円となっております。予算現額に対する支出済額の割合であります執行率は96.4%であります。

次に、翌年度繰越額(C)欄ですけれども、主なものについて項別に御説明いたします。

(項) 教育総務費の翌年度繰越額12億9799万1000円の主なものは、公立学校改築に係る市町村補助事業によるもので、市町村において学校等関係機関との調整に日時を要したことなどにより、やむを得ず繰り越したものであります。

5ページをお開きください。

(項) 中学校費の翌年度繰越額9799万7690円の主なものは、県立中学校新增築に係る施設整備事業によるもので、関係機関との調整に日時を要したことなどにより、やむを得ず繰り越したものであります。

次に、(項) 高等学校費の翌年度繰越額22億1604万102円の主なものは、施設整備において関係機関との調整に日時を要したことなどにより、やむを得ず繰り越したものであります。

6ページをお開きください。

(項) 特別支援学校費の翌年度繰越額3億6385万2393円は、施設整備において関係機関との調整に日時を要したことなどにより、やむを得ず繰り越したものであります。

次に、不用額の主なものについて、項別に御説明いたします。

恐縮ですが、2ページ前の4ページにお戻りください。

(項) 教育総務費の不用額は3億3542万6513円で、その主なものは高等学校等奨学のための給付金事業において、給付金の支給対象者が見込みよりも少なかったことによるものや、就学支援金等支出事業におきまして、県立学校の在籍者が見込みよりも少なくなったことによるものであります。

次に、(項) 小学校費の不用額は4億2287万1513円で、主なものは教職員給与費の執行残であります。

5ページをお開きください。

(項) 中学校費の不用額は2億6496万6229円で、

その主なものは教職員給与費の執行残であります。

次に、(項)高等学校費の不用額は5億6867万8561円で、その主なものは学校施設整備補助事業費の執行残及び高等学校用地取得事業費の執行残によるものであります。

6ページをお開きください。

(項)特別支援学校費の不用額は4億228万889円で、主のものは教職員給与費の執行残及び施設整備における執行残によるものであります。

次に、(項)社会教育費の不用額は1億2342万356円で、その主なものは沖縄振興「知の拠点」施設事業における入札残等によるものであります。

次に、(項)保健体育費の不用額は4154万12円で、主なものとして学校保健事業における執行残となっております。

以上が、(款)教育費の決算状況でございます。

次に、(款)災害復旧費について御説明いたします。

(款)災害復旧費の予算現額の計4432万4000円に對しまして、支出済額は29万7000円、翌年度繰越額は2655万6640円、不用額は1747万360円となっております。

翌年度繰越額は、昨年9月に発生した台風24号により被災した学校施設の復旧工事であり、その後の災害手続に時間を要したことにより、やむを得ず繰り越したものであります。

また、不用額は当初の想定よりも学校施設災害が少なかったことによるものであります。

以上が、教育委員会所管の平成30年度歳入歳出決算の概要でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○狩俣信子委員長 教育長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)に従って行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る決算事項でありますので、十分御留意願います。

要調査事項を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言するものとし、明10月18日、当委員会の質疑終了後に改めて、要調査事項とする理由の説明を求めることにいたします。

その後、決算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項及び特記事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することいたします。

委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委

員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、該当するページをタブレットの通知機能により、委員みずから通知し、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしく願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

新垣新委員。

○新垣新委員 おはようございます。

御説明ありがとうございました。質疑を行います。

生活困窮者の自立支援事業、この決算資料の60ページ、効果と成果、同時に平成29年度、平成30年度の対前年度比の成果と効果をお聞かせください。

○宮城和一郎保護・援護課長 お答えします。

委員御質問の生活困窮者自立支援事業でございますけれども、複合的な課題を抱えた困窮者に対して、生活保護に至る一歩手前、生活保護制度が最後のセーフティーネットだといいますと、その一歩手前で支援をする制度となっております。御質問の平成30年度と平成29年度の実績を、県実施分の事業を比較しますと、30年度の生活困窮者住居確保給付金—これは必須事業になっています、この利用世帯が58世帯でありまして、29年度と比較しますと22世帯の増。続きまして、自立相談支援事業ですね。まず最初に相談を受ける事業ですけれども、これが30年度766件、対前年度比が153件の減となっております。続いて、任意事業のほうにも本県は4事業実施しております、まず、就労準備支援事業の利用件数が40件、対前年度比29年度と比較しますと8件の減。そして、一時生活支援事業の利用件数が30年度は103件で、29年度と比較しますと8件の減。そして、家計改善支援事業というのがございますけれども、これが30年度は116件、29年度と比較しますと33件の増。そして、子どもの学習支援事業の利用者数が30年度99人、前年度比較で17名の増となっております。

以上です。

○新垣新委員 まだまだ、生活が困って、この事業

がまだ周知徹底されていないという問題が、クローズアップされている問題が実はあると私は強く感じています、市町村とか。その問題に関して、今後のこの生活困窮者の自立支援に対して、さらなる周知徹底はどのように考えていますか。

○宮城和一郎保護・援護課長 お答えします。

委員御指摘のように、生活保護制度がもう70年近い歴史があるのに対して、この生活困窮者自立支援事業は平成27年度スタートでございますので、4年経過して5年目に入っているというところで、周知が課題となっております。特に、離島や北部地域での周知とか、潜在的な支援対象者に対して、これを早期に発見し、適切につなぐということが課題であるわけです。これについて対応するために、県といったしましては、この制度のパンフレットを作成し、県の所管、自治体であります町村役場の関係機関の窓口においていただいたり、支援員が地域に出向いて、役場や社協の職員、民生委員や自治会の構成員等に制度説明を行わせてもらったりですね。そしてまた、北部地域や離島の自治体については出張相談会というのを実施しているわけなんですけど、そこに赴いた際に、対象地域の家庭にチラシをポスティングなどしているところです。今後ともこの制度を適切に活用していただくように周知を図ってまいりたいと考えております。

○新垣新委員 御説明ありがとうございます。努力を高く評価いたします。

ちょっとお願いがあって、市町村には広報というのがあります。その広報に生活困窮者自立支援事業の中身を入れ、ポスティングしたことがありますか。伺います。

○宮城和一郎保護・援護課長 市町村の広報に、挟み込むような形で我がほうのビラを配っていただいた実績があるかどうかは把握しておりませんが、そのような方法についても、今後、町村の役場と意見交換をしながら検討してまいりたいと思います。

○新垣新委員 周知徹底はやはりパンフレットです。スマホを持っていない方も実は多くいらっしゃいます。この制度の活用もぜひお願いいたします。

続きまして、待機児童の問題に行きます。時間が限られてますので、要点を端的に言います。待機児童の解消、平成30年度はどのくらい成果が出ているか、それが1点。対前年度比。そして、保育士確保。待機児童解消には保育士は欠かせない重要なウエートを占めている。この問題に関して、対前年度比、成果、効果、また、課題をお聞かせください。

○久貝仁子育て支援課長 待機児童の解消に向けて

は、保育所の施設整備、それとあわせて保育士の確保が重要だと思っております。施設の整備について、平成30年度の実績については、定員数ですけども、約6000名の定員の確保を図りました。保育士については、979名の保育士を確保したところです。

○新垣新委員 ありがとうございます。

それで、今、現時点の待機児童はどのくらいいらっしゃいますか。保育士が足りないという中で、たび重なる、我が党でも私の代表質問、一般質問でも保育士に対する処遇改善という問題。去年から実は副知事の答弁を聞いて、検討すると、処遇改善に向けて、賃金アップも含めて質問しています、私自身も、我が党も。その問題に関して、具体的に踏み込みましたかということも伺いたしたいと思います。毎回、本会議でも同じような回答をいただいて、それに踏み込んでいない。課題はわかっているけど、進むという兆しを感じられない。これをやることによって待機児童の解消はさらに進んでいくという確証を得て質問をしているものですから、その件に関して答弁を求めます。

○久貝仁子育て支援課長 現時点での待機児童数は、4年連続で軽減しておりますけれども、1702名の待機児童がおります。待機児童の原因としては、いろいろ受け皿の確保もありますけれども、保育士の確保が一番大きな課題だと思っております。保育士の処遇改善については、これまで国によって毎年、公定価格の改定が行われています。平成24年度から平成30年度まで約12%の改善が図られ、今年度さらに1%の上乗せを行っております。また、平成29年度からは技能、経験に応じて月額5000円以上最大4万円の処遇改善を実施しております。さらに、県独自の施策としては、保育士の正規雇用化や、年休取得、休憩取得及び産休取得等の支援事業など、処遇改善にも努めているところです。

○狩俣信子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から保育士の給与と改善の検討等について答弁するよう指摘がされた。)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

久貝仁子育て支援課長。

○久貝仁子育て支援課長 保育士給与の改善については全国的な課題になっています。県は、九州各県保健医療部主管部長会議を通して、現行の職員配置基準よりも多くの保育士を配置した場合の新たな加算制度の増設とか、あと、全国知事会においても、保育士の処遇改善や、保育の質を確保するための研修体制整備の支援について国に要望しているところ

です。委員がおっしゃる保育士の処遇は大変重要だと思っています。県も、保育現場の抱える課題も確認しながら、保育士の処遇改善の参考になる施設や市町村の取り組み、さらには他県における先進的な取り組みについても積極的に情報収集を行っています。引き続き、改善に向けた支援策について検討してまいります。

○新垣新委員 時間がないので要点だけ申し上げます。

他の都道府県を参考にといいんじやないですよ。沖縄県独自であるべきだという課題も一給与等を出すのは出す。待機児童解消するならする。これで経済損失一税収が困るという問題が出てきますから。お母さんが働けないで子供を見るというこういう状況で一やはり後で、キックバックで税収として戻ってきますから。その辺の費用対効果というのもぜひ県はやるべきだと思うんですね、給料アップ。部長、担当課長では限界があると思います。これは部長として、県三役に、知事にも、担当副知事にも。これは毎回、同じことを言っています。これがない限り直らないです。税収の損失にもなっているんですよ、実は。当たり前のように。その問題に関して、具体的に、国は当然のことをやりますよ。沖縄県としてのあるべき姿を出すという形で考えていかないと直っていかないんですよ、この問題。いかがですか、部長。

○大城玲子子ども生活福祉部長 保育士の処遇改善につきましては、本会議でも質問がございました。県としましては、もちろん国の公定価格の加算分については要望してまいりますけれども、この間、正規化に向けて、県単事業で正規雇用化に向けた施設に対しての補助なども行っておりまして、ある程度、一定の効果は出ているものとは思っております。ただ、これは継続することが必要でございますので、そこに力を入れることと、それから、監査においても人件費にどの程度回っているかとか、あと、給与がどのくらいになっているかというところも細かく見ていくというところで、県としては努力してまいります。

○新垣新委員 県として、ぜひとも、僕ははっきり言ってMICEなんかより、こういう保育士に、人に投資するべきだと思っているんですよ。民間にできることは、民間でやればいいという考えなんです。あんな巨大な500億円かかるよりも。人に投資するということが沖縄県の経済の発展につながっていくと思いますので、ぜひこの問題は優先課題を高くお願いしたいと思います。

続きまして、DV対策推進事業について伺います。DVと子供の虐待は連動しているという状況も全国的にクローズアップされて、マスコミ報道等も出ています。このDVに関して、効果と課題をいま一度お聞かせください。ページ数は111ページになります。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 DV対策推進事業ということですが、この事業につきましては、女性相談所における保護の内容の事業と、あと、ステップハウス事業ということで実施させていただいております。まず、女性相談所における一時保護の状況でございますが、平成30年度につきまして、一時保護件数が、要保護女子が100名、子供のほうが107名という格好になってございます。また、一時入所後の退所後に行く場所として、ステップハウスとか支援施設がございますけれども、その中でステップハウスこれは一括交付金事業で実施させている事業で、民間アパートの1室を借りて支援をしている事業でございますが、こちらのほうが30年度の実績が3世帯という格好になってございます。委員からの質問がございました今後の課題というところでございますが、現在、DVの相談件数が、全体一相談としましては、配偶者暴力相談支援センター、それから、ている、県警のほうで相談を受け付けているんですけれども、全体で見ますと増加傾向にあるということがございますので、そういった形で、対応する職員の資質向上とか連携が今後の課題になってくるものというふうに認識しております。

○新垣新委員 部長、お聞きします。子供がいて、お父さんがお母さんをたたき、暴力をする。これは虐待に当たりますか、伺います。

○大城玲子子ども生活福祉部長 今のような状況でありましたら、面前DVということで、心理的虐待に当たると思います。

○新垣新委員 苦渋の決断でありますけど、虐待に対しても私、暴力は犯罪だと、女性をたたくのも犯罪だと、そう強く思っているんですね。その家庭で育った、今は親になった女性とも向き合って、いろんな意見交換もしています。思い出したくないけど、やらないといけない、勇気を持ってやらないといけない課題があります。その件に関して、部長、子供の虐待防止条例は全国的にありますけど、沖縄県はちょっとおくられている部分もありますけど、重ねて、DV条例、強い形で刑事罰化も含めた検討もですね。私は県民を守りたいんですよ。殺人事件とか、守れる命は守りたいんですよ。その件に関して、DV防止条例というのを、罰則化、刑事罰化も含めて一苦しい立場であるんですけど、命を落とすこと

があつてはならないと思うので、検討していただけますか、伺います。犯罪なんですよ。犯罪を黙認しているんです。抑止力、強化が、私は大事だと思っているんですよ。私もこういうことは言いたくないんだけど、誰でも過ちは犯すんですけど、もうやらないと手おくれになってしまう、命。ぜひ検討できませんか、伺います。

○榊原千夏女性力・平和推進課長 お答えします。

平成13年に配偶者からの暴力の防止及び保護に関する法律、いわゆるDV防止法が施行されたことを踏まえまして、県では平成18年に沖縄県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画を策定し、DVの防止、そして、被害者支援の施策の充実に努めているところでございます。また、平成15年に制定いたしました沖縄県男女共同参画推進条例、この条例の第7条におきまして、男女間の暴力的行為、その他の行為により男女の人権を侵害してはならないと規定しているところでございます。今後とも、この男女共同参画推進条例及び基本計画に基づきまして、DV防止及び被害者支援の施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

○狩俣信子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から刑事罰化について答弁するよう指摘がされた。)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

大城玲子子ども生活福祉部長。

○大城玲子子ども生活福祉部長 ただいま課長からも答弁しましたけれども、DV法、それから、県の条例でも定めているところではございます。ただ、委員おっしゃるように、刑罰化の問題については大変慎重な議論が必要だと思います。法でも保護命令が出されたり、いろいろな手だては今のところ打たれておりますし、県としましては、刑事罰化が必ずしも抑止につながるかということも疑問視する声もございますので、そこは慎重に、県としては研究が必要かと思えます。

○新垣新委員 虐待も、一番怖がるのは誰かわかりますか、DVも。警察なんですよ。心理学を私は勉強してきていますし、警察とも意見交換して、条例化が一番大事なんですよ。犯罪なんですよ。一番、そういった大事なポイントを部長、ぜひ理解してほしいんですよ。慎重も大事です。しかし、一番怖がるのは警察なんです。虐待も、DVも。だから、そこを言っているんです、私は、ポイントを。これ、体験にあった方々の意見も聞いて。ですから、これを強い検討をいま一度、検討をお願いしたいと思います。私は命を守りたいという気持ちで、苦渋の選

択で質問しているんです。どうかもう一度、再答弁を求めます。

○大城玲子子ども生活福祉部長 私どもといたしましても、DVの問題、それから、虐待の問題は命にかかわる非常に重要なことだと考えております。そのために何が効果的かということは十分考えなければいけないことだと思いますので、先ほども申し上げましたが、刑罰化についてはさまざまな議論もございまして、意見もございまして、慎重に対応してまいりたいと思います。

○新垣新委員 全国的に淫行条例、18歳以下の方と性行為をしたときに捕まるという条例が重くあります。やろうと思えばできます。怖がるのは、一番怖がるのは警察です。だから、このポイントを鋭く部長に質問しているんですね。ぜひ強い気持ちを持って、命を守るんだという強い姿勢をお願いします。暴力を振るうというのは犯罪なんですから、ぜひお願いいたします。

続きまして、120ページの戦没者遺骨収集事業の成果と効果を伺います。

○宮城和一郎保護・援護課長 お答えいたします。

戦没者遺骨収集事業につきましては、厚生労働省が所管しておりますけれども、県としては収骨情報等があった場合に、それを国に報告し、また、国から要請があることについて協力するといった業務を行っております。平成30年度決算額が2141万7000円でありました。昭和の時代には、大体3桁の収骨があったわけなんですけれども、30年度については戦争を知る方々の高齢化とか、そういったことで情報が少なくなってきておまして10柱の収骨となっております。それと、ボランティア団体の支援等も今後どう確保していくかというのが課題になっているところであります。

○新垣新委員 ぜひこの問題において頑張っていたきたいというのと、来年は、今後糸満市とも連携をとっていただいて、優先課題で遺骨収集の件で今後ともお願いしたいことがありますので。きょうは時間がないので、後でまた申し上げをいたします。

続きまして、教育委員会に伺います。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー事業について、成果と効果を具体的に説明をお願いします。

○宇江城詮義務教育課長 よろしく申し上げます。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの効果等についてはなんですが、年々スクールカウンセラーも相談実績のほうがふえまして、例えば教職員の相談も、校内等への研修会、それから、保

護者に対する研修会や講話、生徒指導部会等への参加をして指導助言をしております。児童生徒だけではなく、教職員や保護者への助言、援助、研修会等で多くの実績を上げておりと報告を受けております。それから、ソーシャルワーカーのほうも、学校の支援チームと関係機関との連携で、学校復帰や小学校から中学校へのスムーズな移行ができるように支援を行っていると考えております。また、家庭訪問等も通して保護者との信頼関係を築き、行政や医療機関等へ積極的につなげることで生活環境が好転するケースも見られたと報告を受けております。

以上でございます。

○新垣新委員 市町村、小中高、まだまだ求めるニーズが高いと聞いておりますが、その件に関して平成30年度はどのように検討しましたか。配置をふやしてほしいということですか。

○宇江城詮義務教育課長 では、お答えします。

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの事業については、国のほうの事業の補助を受けまして実施しているところでございます。カウンセラーにつきましては、平成30年度のほうは、平成29年度に比べて、学校への配置校が小学校でプラス15校配置、中学校は全校配置になっております。ソーシャルワーカーにつきましては、対応の学校数に一スクールソーシャルワーカーの人数については20名で変わりありませんが、対応した学校数が、小学校で平成29年度が34学校、それから平成30年度が37校と、プラス3増になっております。中学校のほうは、平成29年度が28校、平成30年度が30校ということで、プラス2で対応しているところでございます。

○新垣新委員 教育長に伺います。いじめ防止条例というのは、沖縄県は制定されていますか。全国ではどうなっていますか。伺います。

○玉城学県立学校教育課長 条例につきましては、ないというふうに聞いていますが、きちんと把握しておりません。あるという県があるとは聞いておりません。

○新垣新委員 まあいいでしょう。

後で調べていただければ出てくる問題ですから、いいです。特に私が強調したいのは、一般質問でもやったんですけど、いじめはしてはいけない。お父さん、お母さんに感謝、先生に感謝、そういったスローガンの読み上げをぜひ検討していただきたいと言ったんです。なぜかという、ソーシャルワーカーの負担も今後減ってくると思いますし、やってはいけないものはやってはいけないんだと、朝の朝礼、帰りの会とか、また部活動等、そういった等も教育

委員会としても浸透を図る観点からいじめを防止するという観点、そうすることによって、将来的にスクールソーシャルワーカーの負担も減ってくるだろうと思ってですね。まず、お金もかからないで、こういったスローガンの読み上げ、お父さん、お母さんに感謝、先生に感謝、みんなと仲よく楽しく過ごそうという、人の悪口は言ってはいけない、いじめは犯罪だと、そういった、私は教育を受けてきたんです、小学校6年のときに。なくなったんです、実はあのときに。そういったこと、いいことをぜひ教育委員会、参考に検討していただだけませんか伺いたいんですけども、答弁を求めます。

○宇江城詮義務教育課長 お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、いじめは絶対に許されないこと、それから友達とは仲よくすること等、いじめ防止の観点から、とても重要だと考えております。今、文科省のほうでも、いじめの未然防止には児童生徒が主体となった活動が、取り組みが効果を上げていることを報告されておりますので、教育委員会としましても、児童生徒らが主体的にいじめ防止に向けた活動をつくり上げ、実践していくように、いじめと真剣に向き合って、まず、自分事として考えていくようにやっていきたいと考えております。このような児童生徒の主体的な取り組みがいじめ防止に効果が高いと認識しておりますので、そこをまた各学校に推進していきたいと考えております。

以上です。

○狩俣信子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員からスローガンをつくり、教育委員会と市町村が向き合って検討することについて答弁するよう指摘がされた。)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

平敷昭人教育長。

○平敷昭人教育長 お答えします。

義務教育課長からありましたけども、実は各学校のほうでは、いじめ防止スローガンと類似したような活動として、例えばいじめ防止の標語でありますとか、いじめゼロ宣言といった、児童生徒が主体となった取り組みがなされているわけです。委員の御提案は、教育委員会等で決まったものをつくってやるべきじゃないかという御提案なんですけども、実は先ほど義務教育課長からもありましたように、いじめ防止には児童生徒がやっぱりいろいろ話し合っていて、その主体となった活動というのが効果を上げているというのがありますので、委員御提言の趣旨のいじめはやっぱり許されないものなんだとか、友達

と仲よくする等の本当に当たり前のことであります。これは凡事徹底ということで、当たり前のことは当たり前にやろうという取り組みもやっているわけなんですけども、そういう取り組みを現在、類似で、似たようなものを進めているんですけど、それをより推奨して、いじめを防いでいく取り組みにつなげていきたいというのが答弁の趣旨でありますので、同じ決まった文言で各学校でやるというよりは、こういう取り組みをもっと活発化させていくという話で取り組めないかという趣旨であります。

○**新垣新委員** 私、11市だけ調べたんですよ、ポイント、ポイント。朝の朝礼や帰りの会、部活動等、全然やっていないんですよ、スローガン読み上げ。だから、朝の朝礼から帰りの会から、部活動でも浸透すること、心の道徳って、やってはいけないことはやってはいけないんだと、変わっていくと思うんです。だからこれ、調べているから言っているんです。ポイント、ポイント、11市。再度答弁を求めます。浸透を図ると、推進していくと。

○**平敷昭人教育長** 今、学校で取り組まれている一その文言を読み上げるという形なのかどうかというのもあるんですけども、今の取り組み方はいろんなやり方があると思うんですよ。ただ、問題はいじめに関して意識を高めるといふ意味の取り組みは、やり方をどういうふうにするか、学年によっても違うと思いますし、そういうことで、児童会とか生徒会が主体になった取り組み等の推進を各学校に勧めていくということが一番大事ななというふうに考えておりますので、いじめ防止スローガン、標語もそうですし、そういった類いのものを子供たちが主体的に取り組んでいけるように、教育委員会としても、もっとしっかり取り組むように学校に求めていきたい、指導していきたいと考えています。

○**新垣新委員** 時間がありませんので申し上げます。確かに子供たちの主体性も高く、いいことだと思っています。しかし、子供の教育というのは親が教育をする。学校では先生がまた勉強、学問、教育をしていく。これには限界があるんです。まずは、やってはいけないということをお互いがスローガンで読み上げて、お互いが確認し合って、声を出すことによって意識が深まっていくんですよ。このペーパー用紙で見ただけでは何も変わらないんですよ。声を出して、きょう一日の協調性、朝の朝礼、帰りの会、部活動等でも、感謝、感謝ということ、いじめはだめだ、だめだという心の道徳観を、声を出すことによって変わるんだということが、この福島県会津若松で。

○**狩俣信子委員長** 時間過ぎております。

○**新垣新委員** 新渡戸稲造さんの教えも、福島県では当たり前のように行っているんです、調べたら。

○**狩俣信子委員長** 新垣委員、まとめてください。

○**新垣新委員** ですから、その問題の取り組みをぜひお願いしたいということで、再度答弁をお願いいたします。声を出すことが大事だと、精神論も。

○**平敷昭人教育長** 委員のいじめ問題についての熱い思いというか、御提言を重く受けとめたいと思います。それで、やっぱりやり方に関しては、しっかりいろいろ内部で検討して進めてまいりたいと思います。

○**狩俣信子委員長** 末松文信委員。

○**末松文信委員** さきに通告してありますので、まず、教育委員会のほうです。今の主要施策の成果報告書の中から、399ページ。

進学力グレードアップ推進事業についての実績と効果、そして今後の取り組みについてを伺います。

○**玉城学県立学校教育課長** お答えいたします。

県教育委員会では、県内高校生の県外国立大学への進学を推進し、大学等進学率の改善を図るとともに、教員の教科指導力の向上を図るため、平成26年度から本事業を実施しております。実績としましては、平成29年度決算額7043万4000円、平成30年度決算額は6741万4000円となっており、大学訪問、研修を含む、年間4回の研修を実施しております。効果としましては、大学等進学率が平成29年度39.7%から、平成30年度40.2%となり、初めて40%台を超えることができました。沖縄県全体の県外国立大学合格者数については、平成29年度446名から、平成30年度478名の32名の増。また、難関県外国立大学合格者数についても、平成29年度45名から平成30年度59名の14名の増となっております。引き続き、本事業を1、2年生対象に、県外国立大学進学へ向け、また、大学等の進学率の改善を図る意味でも、充実して、生かして、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**末松文信委員** 相当の成果が出ているようでありませけれども、これまでも何回か伺ったんですが、沖縄県内で、例えば北部地域からは何名で何%くらいの生徒が行っているのか、その点について伺います。

○**玉城学県立学校教育課長** 平成30年度の派遣生徒340名のうち、北部地区の生徒は7名の参加となっております。北部地区の派遣人数については、平成29年度9人、平成30年度は今申し上げたとおり7人であ

りますが、今年度につきましては21人と増加していく傾向にあるというふうに考えております。

以上でございます。

○末松文信委員 教育長に伺いますけど、この数字はいいとは思っていますか。

○平敷昭人教育長 いいかどうかという、北部地区が30年度の決算でいきますと7名ということで、確かに中部、南部と比べると少ないかなと思っております。これは、基本的には応募していただいて一定の選考過程を経るわけなんですけども、これについては引き続き周知に努めるとともに、各学校でもこの事業について、また意欲を持った生徒を派遣できるように、いろんな指導等を行っていただければなと思っております。

○末松文信委員 以前にもこの件については周知が足りないんじゃないかという指摘をさせていただきましたけれども、普通ですと、人口割からすると大体、北部は10%くらい。それからすると、この340名からすると34名はやっぱり応募して、ちゃんと公平というか全体的にバランスをとった派遣はしなくちゃならないだろうと思っておりますけれども、このために努力をしてほしいと思っておりますけれども、いかがですか。

○玉城学県立学校教育課長 御指摘のとおり、応募人数が若干少な目でありますので。ただ、校長会あるいは進路指導主任研修会におきましても、この事業については非常にいいプログラムなので応募させていただきますというふうな、周知についてはしっかりやっているところでありますが、少しずつ、拠点校においては、いわゆる名護高校等についてはそれが周知できていて、今年度は21名の派遣ができていて、それを引き続き、また学校のほうにも取り組みを強化していくように促していきたいなというように考えております。

○末松文信委員 もう少し具体的にどうするか示してくれませんか。長年、私この質疑をやっているんですけども、一向に上がらない。おっしゃるように、29年は9名いたのに30年は7名。こういう実績ですから、これではこの事業が公平に実施されていると私は思いません。だから、沖縄県全体をどう引き上げるかという意味では、教育長の責任だと思つので、これは、ヤンバルは応募がないからと、これで済まされる話ではないと思うんです。やっぱり子供たちを教育するためにはそれなりの皆さんの力添えも必要だと思いますので、今後どうされるのかももう一度答弁してください。

○平敷昭人教育長 周知の話は当然でございますけ

れども、まずはこの各学校において進学につながる事業でありますので、この事業でもって県外の大学を体験してもらい、それでもってさらに勉強を頑張ろうということの意識を高めるという趣旨の事業でもあります。生徒の皆さんが意欲、進学に向けて具体的にそういう大学を目指すということで、日々の勉強の中で将来を意識して勉強してもらいように、学校のカリキュラムもやっぱり一今の名護高校ですとフロンティア科という形でやっていますけども、徐々に成果も上がってきていますし、県外の大学にも合格する生徒が出ていますので、そういう成果が上がってくることによって、子供たちの大学を見る視点も変わってくると思いますので、そういうものに取り組んでいく中で、大学を目指す意識を高めていくということが大事ななと思っております。

○末松文信委員 私が言っているのは、そうした自然発生的にやるのはそうなっていると思うんです。ただ、そういうことでは、ヤンバルの子供たちはこの機会に恵まれない、そういうことではよくないんじゃないかということも指摘しているわけです。ですから、高校、中学校もそうですけど、中高一貫の話もそういうことにつながるんですよ。ですからもう少し真剣に、北部の子供たちをどうするかということについては考えていただきたいと要望しておきます。それから、この件についてもう少し伺いたいのですが、今、子供たち340名、1人当たりどのくらいかかっているんですか。

○玉城学県立学校教育課長 委託、もろもろ含めて応募したり、あるいは講師等もありますので、計算方法としては決算額を340で単純に割って、およそ1人当たり19万8000円程度かかっているというふうに考えております。

○末松文信委員 今のこの19万8000円掛ける340名が6700万円ということですか。

○玉城学県立学校教育課長 このプログラムの中には職員向けの研修等も含まれておりますので、いろいろ計算、細かくはやっておりませんが、旅費等、そういうのを計算すると約20万円前後になるかというふうな形になっております。単価掛けすれば、おおよそその数字になるというふうに考えています。

○末松文信委員 私は何が言いたいかという、学生340名に対して、今おっしゃるように先生が222名参加している。この数字というのは、一体どういうバランス感覚があつてそうなっているのか。

○平敷昭人教育長 この教員の数は、ただの引率ということではなくて、実は先生向けの研修というものもあります。先生の指導力向上のためのいろんな講

習を受けたり、いろんな先導的な方の指導を受けるというのがありますので、ただの、2人、3人に1人の引率という形ではなくて、生徒のプログラムと先生のプログラムというのがあるということで御理解いただければと思います。

○末松文信委員 教育長、これは非常に紛らわしいね。教職員の研修であれば、それなりの研修プログラムを組むべきであって、これは今、グレードアップ事業といって生徒向けの感覚で受け取ってきたんですけれども、これはちょっと今話を聞くと違うなという感じなんですけれども。そうすると、その教職員の成果というのはどんなものですか。

○玉城学県立学校教育課長 研修プログラムにつきましては、授業に卓越した県外の先生方をお呼びして、また、県内の先生方を一堂に会して、授業改善に向けたプログラムを打っています。特に、新学習指導要領を踏まえた授業改善が求められていることから、先生方の指導力の向上に向けたプログラムを打っております。ただ、すぐに成果というふうなことはなかなか言いにくいのではございますけれども、先生方から、一定の力がつく機会になったというふうな報告を受けています。

○末松文信委員 余り時間もないんですけども、ただこの件については、生徒340名に対して、先生方も222名とかいう話ではちょっとどうなのかなという疑問があります。そのことについて、もし改善できるのであれば改善していただきたいと、こう思っております。

それから次の、401ページの県外進学大学生支援事業についてお願いします。

○横田昭彦教育支援課長 県外進学大学生支援事業等の実績等につきまして、答弁をさせていただきます。県外進学大学生支援事業につきましては、平成28年度以降、毎年25名を採用しております。給付開始から3年目の平成30年度には75名に対し、決算額で4741万円を給付しております。これによって、能力があるにもかかわらず経済的な理由で県外進学を諦めていた子供たちについて、県から支援することによって進学ができたものだというふうに考えております。

以上でございます。

○末松文信委員 これは決算額が4741万円になっていますけれども、これは今何うと25名に対して30万円支給したと。それから、50人に対して月額7万円支給しているようですが、これはあれですか、単年度でそれだけということで、これは継続して今やっているんですかね。

○横田昭彦教育支援課長 先ほど4741万円と申し上げたのは、委員のおっしゃるとおり、25名の子供たちに支度金と、それから50名の7掛ける12—子供たちが3学年おりますので、その奨学金を毎年上げていくわけですから、単年度で4741万円ということになります。

○末松文信委員 ありがとうございます。

次に、教育長、通告はしていないんですけども、今学校で先生がいじめに遭っているということが毎日のように報道されていますけれども、それに対してのコメントと、県内でどういう状況なのか、ちょっと教えていただけますか。

○屋宜宣秀学校人事課長 今、他府県、神戸、兵庫県のお話だと思いますけれども、沖縄県におきましては、県教育委員会、それから市町村教育委員会におきまして、教職員に係るハラスメントに関する相談等を受け付けておりますけれども、それらにおきまして、同様の事案というのは今のところ、相談というか、聞いておりません。

○末松文信委員 今、報道によると、日ごろからそういう状況があったにもかかわらず、対応してこなかったというのが実態なものですから、県内でも、表に出ないかもしれないけれども、そういうことが実際ないかどうか、一度調査してみる必要があると思いますかどうかですか。

○屋宜宣秀学校人事課長 お答えいたします。

教職員に係るハラスメントに関する相談は、各事務監督者が対応しております。県立学校の教職員については県教育委員会、市町村立学校については各市町村教育委員会において、それぞれ相談窓口を設置しているところであります。県につきましては、学校人事課のほうで直接的に電話、それから電子メールによってもそういう相談ができる形になっております。そのほか、沖縄県の人事委員会がございまして、そちらのほうでも人事管理に関する苦情相談というのがございまして、そちらのほうに相談した場合、その対応に応じてアドバイスというか、助言を行うことになっている。ただ、今、人事委員会のお話をしたわけなんですけど、那覇市のほうにつきましては、あちらは公平審査会というのが別途ありますので、那覇市の教職員は除く形になります。

以上でございます。

○末松文信委員 私が言っているのは—そういうシステムはよくわかるわけけれどもよくやっていると思います、このシステムに出てこない、裏のほうでの状況が指摘されているわけですから、それをどう把握していくのかということについては、最も大事

なことだと思っております。教育長から一言。

○平敷昭人教育長 ただいまの御質問の事案に関しましては、本人はそういういじめがあったけど、なかなか表に出てこなくて、ついに耐えられなくなっているいろんなルートで出てきたという形になっているかと思っております。その把握につきましては、先ほど来、学校人事課長からありましたけども、そういう事案に関して相談しやすい体制づくりというのが大事だと思いますし、これは調査をかけてというよりは、今ある体制の中でやはりいじめやハラスメント等があれば、相談しやすい窓口づくりというのが大事かと思っております。他県の事案に関しましては、やっぱりいじめをなくす、いじめはだめだと指導すべき教員が、みずからの同僚にそういうことがあったということで、本当にあってはならないということで考えておりますので。我が県は、他県の状況を見て、しっかりこちらも引き締めてその辺がないように、把握できるように、信号というか、それが届くように、どういう方法があるかというのは少し考えてみたいと思っておりますけども。

○末松文信委員 そういう件については、やっぱり常にアンテナを張りめぐらせておく必要があるかなと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

それから次に、これは教育委員会と子ども生活福祉部も関連するようではございますけれども、発達障害児についてということで、この実態と今後の対策それから課題はどういうのが残っているのか、教えていただきたいと思っております。

○玉城学県立学校教育課長 お答えいたします。

まず、発達障害の実態についてでございますが、小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒は、文部科学省の平成24年度全国調査では約6.5%というふうになっております。通常学級に在籍している者のうち、希望する者は通級指導教室での指導を受けております。また、そのほかには、自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍し、指導を受けております。なお、本県におきましては、平成29年度に通級による指導を受けている児童生徒数は、小学校680名、中学校207名の合計887名というふうになっております。対策としましては、一般教職員対象の発達障害の理解・対応に関する研修、全校種の管理職を対象にした校内支援体制構築に関する悉皆研修、特別支援学級、通級指導担当者を対象にした指導力向上研修、あるいは各校種の特別支援教育コーディネーターを対象にいたしました養成研修などを実施してございまして、校内の支援体制の構築

に努めているところであります。また、校種間連携や、福祉、医療、保健機関との連携など、切れ目ない支援に努めているところであります。課題といたしましては、研修等によって発達障害の理解は進んでおりますけれども、個々の障害特性に応じた具体的な支援事例を研究、共有し、積み上げる必要があるというふうに考えております。また、先ほど申し上げましたが、校種間連携や関係機関との連携のさらなる強化についても、課題として上げられているところであります。

以上でございます。

○大城行雄障害福祉課長 お答えします。

沖縄県の子ども生活福祉部においては、発達障害に関する体制整備に関しては、発達障害支援体制整備計画というのを平成31年3月に制定してございまして、平成31年度から35年度までの計画とする、発達障害児支援体制整備計画を策定してございまして、その中の基本方針として、ライフステージを通じた切れ目のない支援とか、家族などを含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援体制の構築を基本方針として、先ほど教育長からもありましたように、医療、保健、福祉、教育、労働、各分野と連携をとって、それぞれの立場での支援を行っているところであります。課題としましては幾つかありますが、早期発見とかその辺が一乳幼児健診における早期発見が最も重要であるのですけれども、全国に比べて本県の受診率が低くて、その向上が必要であるという課題があります。また、発達障害を専門的に診療できる医療機関が不足しているという課題もありまして、県ではかかりつけ医等、発達障害の対応力向上研修を通してそういった養成を行っているところであります。

以上であります。

○末松文信委員 これは最近ちょっと伺った話で、沖縄市比屋根のほうに発達障害支援センターがあるようですけれども、ここの連携が非常に重要になってくるかと思っておりますけれども、伺うと、この親たちも自分の子供だけに、発達障害ではないんじゃないかということをやったりして、なかなか発見がおくってしまうという状況があるようです。そういった意味では、生まれながらにしてどうなのかということで、早目に発見するとそういう指導もできるけれども、おくれるともう手おくれだというふうな話もありますので、大変重要だなと思って今質問しているのですけれども、このことについて、教育長も子ども生活福祉部も、きちんとそういう関係者と連携をとってもう少し掘り下げていただけませんか。そ

れについてお二方、御答弁をお願いします。

○平敷昭人教育長 発達障害に関しましては、近年その認識が深まって、20年の段階では6.5%ほどの生徒がいます。1クラス当たり二、三名という割合になるかと思いますが、そういう形で、普通の学級にしながら、やっぱりいろんな課題がある。障害もいろいろありますので、自閉症でありましたり学習障害であったり、あとは注意欠陥多動性障害とってなかなか落ちつかないとか、いろんな障害がありますので、その障害に応じた支援を、また通級で、集めて指導する、支援するというをやっております。問題は、発達障害を発見するというのはやはり、これは今の対策として、先ほどあったと思いますが、教員の障害に対する理解を深めるというのも大事でありますし、管理職もそうですし、そういう障害を理解して関係機関と連携していくというのが大事ですので、やっぱりその辺をしっかりやっていくことで、把握した生徒に対してはしかるべき、障害の程度に応じて、普通学級なのか特別支援学級なのかということもこの程度に応じて、しっかり状況に応じて分けて対応していくことをやっていきたいと思えます。

○大城玲子子ども生活福祉部長 先ほど課長からも答弁しましたけれども、県としましても発達障害児・者についての計画を立ててこれまでも取り組んでいるところではございますが、先ほど委員からもありましたように、中核機関として沖縄市のほうにあります発達障害者支援センターを設置して、今取り組んでいるところではございます。ただ、いろいろ課題もございますので、まずは早期発見できてその子のライフステージに沿った対応ができるように、関係機関とも連携して取り組んでまいりたいと思えます。

○末松文信委員 ぜひお願いしたいと思えます。

また、親たちの会も今ないようで、そういう組織的に意見の交換ができればいいのかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは次に移りますけれども、先日話題になっていました児童虐待に関する万国津梁会議についてでありますけれども、これのテーマと、それから会議の支援業務、会議の計画とスケジュールについて教えていただきたいと思えます。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 お答えいたします。

万国津梁会議の児童虐待に関するテーマでございますが、3項目ございまして、まず1つ目、児童虐待が発生する要因とその予防、早期対応、親子への

支援。2つ目が児童虐待防止のための関係機関の連携。3つ目が体罰の禁止についてということで議論をいただきました。会議の計画と今後のスケジュールという御質問でございましたが、万国津梁会議につきましては、1回目は7月25日、2回目を10月10日に開催いたしております。2回目では、1回目の協議で主な意見が出ましたのでそれを取りまとめた万国津梁会議の意見案について議論を行っております。今後、委員との調整を重ねて、児童虐待に関する万国津梁会議の意見ということで委員長から知事に報告する予定になってございます。

以上です。

○末松文信委員 知事に報告するのはいつを予定していますか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 内容の精査をして各委員に照会をかけて取りまとめるんですけども、それが取りまとまった後、委員長の日程と知事の日程を合わせてやる予定ですが、年内には実施したいというふうに考えております。

○末松文信委員 この会議の支援業務について、これはどちらがやっているんですか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 本事業の委託先でございますが、4社の法人から成るコンソーシアムということで、まず、1つ目が一般社団法人子ども被災者支援基金、2つ目が公益財団法人みらいファンド沖縄、3つ目が沖縄ツーリスト株式会社、4つ目が株式会社WUB p e d i aで構成されたコンソーシアムということになっております。

○末松文信委員 それぞれの役割について教えてください。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 まず、1つ目の一般社団法人子ども被災者支援基金につきましては、全体の総合調整の役割を担っておりまして、みらいファンド沖縄、こちらのほうは会議の運営、それから記録などを担っております。沖縄ツーリストに関しましては、委員の旅行の手配。それから株式会社WUB p e d i aに関しましては、海外の情報収集並びに発信というような役割になってございます。

○末松文信委員 子ども基金の代表者は、名前を何というんですか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 子ども被災者支援基金の代表は鈴木理恵さんとなっております。

○末松文信委員 その子ども基金の理事に徳森さんがいると伺っていますけど、これは間違いありませんか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 委託業者への

契約先に関しましては、文化観光スポーツ部の交流推進課になってございまして、詳細については私どものほうでは把握しておりません。

○末松文信委員 休憩してください。

○狩俣信子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、末松委員から当該業務を実際に現場で対応している方だと思いが知らないということかと確認がされ、執行部からは役職については具体的に答えられないとの答弁があった。)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

大城玲子子ども生活福祉部長。

○大城玲子子ども生活福祉部長 今お話しがあったお二人の件ですけれども、第1回目の7月25日の会議のときには、スタッフとして支援するというところで、お二人いらっしゃっていました。2回目の10月10日は、たしか鈴木さんだけいらっしゃいましたということですよ。

○末松文信委員 この徳森さんは、会社をやめてしまっているという情報ですが、これは承知していますか。

○大城玲子子ども生活福祉部長 これは新聞報道で私どもも知りました。

○末松文信委員 支援業務はちゃんとできていますか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 お答えいたします。

鈴木基金代表のほうと会場の予約とか運営とかを調整しながら、10月10日は無事終わりました。

○末松文信委員 それは当初の計画からすると、彼女も一緒にやるという計画だったと思うので、そういう意味からすると、支援業務は不十分になっているのではないかというふうに気になって聞くんですけども、いかがですか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 今、どなたがどの業務をやるかというのは、最初の大枠では、契約上あったと思いますけれども、今回、無事鈴木さんと調整して対応しておりますので、総論的には無事終わりましたので問題ないかというふうに考えております。

○末松文信委員 いろいろ問題を醸し出しておりますので、その辺少し皆さんも心配りしながら対応していただきたいと、このように思っております。

時間もないので、最後に教育長、先ほどグレードアップ事業の件言いましたけれども、これは周知が私は足りないと思っていますので、PTAを通じてでもいいですし、父母との意見交換、この事業の紹

介、あるいは子供たちにも周知できるような、何かシステムを考えてほしいんですけど、いかがですか。

○平敷昭人教育長 お答えいたします。

ただいまの件につきましては、北部地域の高校の校長先生と一少し事務局のほうで周知はしているはずなんですけども、周知の実態も含めて意見交換して、さらに生徒に届くように、充実ができるように努めてまいりたいと思っております。

○末松文信委員 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

以上です。

○狩俣信子委員長 照屋守之委員。

○照屋守之委員 おはようございます。お願いします。

2018年度における懲戒処分等の内容と改善等について御説明をお願いできますか。

○屋宜宣秀学校人事課長 お答えいたします。

平成30年度の公立学校職員に対する懲戒処分件数は17件でございます。その内訳は、飲酒運転が7件、体罰が5件、交通事故が2件、窃盗が1件、情報漏えい1件、飲酒後酩酊し住居侵入が1件となっております。

○照屋守之委員 改善は。内容と改善。

○屋宜宣秀学校人事課長 失礼いたしました。

県教育委員会としましては、コンプライアンスリーダーによる職場研修、管理職を初めとする各階層別研修など、あらゆる機会に服務規律の確保と綱紀粛正を求めてきたところでございます。また、懲戒処分を行った際には、各学校関係機関に対しまして非違行為の通知をするわけなんですけども、その際に、非違行為の概要や処分内容等をできるだけ示すようにしまして、改めて綱紀粛正について呼びかけて、喚起しているところでございます。今後は、これまでの取り組みに加え、民間企業等の取り組みを参考にするなど、さまざまな観点からより実行性のある再発防止策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○照屋守之委員 確認しますが、学校の先生方が飲酒運転とか17件処分されて、懲戒処分があったという、それでいいんですか。

○屋宜宣秀学校人事課長 そのとおりでございます。

○照屋守之委員 民間企業が実施しているものも含めて、これから改善策をとる。どういう意味ですか。

○屋宜宣秀学校人事課長 まず、これまでの取り組みということで、校長会等を通じまして呼びかけも行っております。それから各種ポスター、朝礼の際の呼びかけ、年に3回の職場内のコンプライアンス

研修等を行ってきたところでございますが、飲酒運転の根絶、そういうコンプライアンス違反の件が続いているものですから。民間企業と申しますのは、例えばコンプライアンスに厳しい、例えば金融機関であるとか、そういったところの取り組みですとか、どういう教材を使っているのか、研修方法とかそういうものも参考にしてみたいということでございます。

以上です。

○照屋守之委員 飲酒運転を防止するのに民間企業も何もないでしょう。飲酒運転を教職員がこれからやらないようにする改善策として、民間も含めてどうのこうのというレベルじゃないでしょう。教育長、今の報告と改善策で直っていきますか。問題解決していきますか。どう思いますか。

○平敷昭人教育長 お答えします。

先ほど学校人事課長から答弁してはいますが、この飲酒運転で処分を受ける職員、よくある事例が、懇親会があったので、どこかの場所で一定時間休んだ、数時間睡眠をとった、その後、車を運転したところを捕まったという、まだアルコールの濃度が高い状態であったとか、そういう、もう抜けたらという認識で運転しているところで捕まった事例とかさまざまあるんですけど、いずれにしても、1杯飲めば普通4時間くらいはアルコール濃度が高いというものもありますし、その辺のことについては重々周知をしているつもりではあるんですけども、アルコールが入ると判断力が甘くなってしまっているということで、個々の先生方、教職員に届いていない部分があるのではないかというふうに考えております。届けているつもりではあるんですが、1万5000人の教職員がいる中で、どうしてもそういう事案を起こしてしまう方がいらっしゃる。そういうことで、今までは懲戒処分を行った際に、具体的にこういう経緯でこういうことで捕まって、こういう処分が行われましたよと、見てわかるようなことを届けて、その時点では各職員はわかっているはずなんですけれども。どうしてもいろんな反省会だったり、そういう場所でやった後に、例えば代行車を呼んだんだけど来ない。来なくて近くまで運転してしまったり、公道に出すまでやってしまったり、ちょっと動かしてしまって、いずれも許されないことなんですけども、検挙されたということがありますので—こちららも処分をするたびにいろんなコメントを出させてもらっていますけれども、そのたびに、こういう事案が毎回起こることに対して県民の皆様に対して非常に申しわけないという気持ちがございます。

ます。そういうことがたびたび起こっているということに対して、今までの行政視点のものでいいのか、もっと柔軟な発想で職員に注意喚起する方法がないのかという意味で先ほど人事課長が発言したわけなんですけども、いろんな方法を試行錯誤もしながら、職員の自覚に届くようにやってまいりたいという考えでございます。

○照屋守之委員 非常に余裕のある答弁ですね、教育長。じゃあ飲酒運転したら免職ですか。

○屋宜宣秀学校人事課長 お答えいたします。

教育庁におきましては、懲戒処分の際、最初とどうか、飲酒運転をした際には、通常は停職6カ月。また、複数回起こした場合には、さらに処分を重くするというので、懲戒免職になった事例がございます。

以上です。

○照屋守之委員 私が飲酒運転したら、一発で首ですよ。私が飲酒運転したら、一発で私はやめないといいませんか。公務員というのは、そういう立場じゃないですか。教育長、相当余裕がありますね。よくあるとか、抜けたという自覚のもとにこういうものが起こっているという。教職員は、どういう立場ですか。教職員の仕事は、どういう立場で、どういう責任がありますか。言ってください。

○平敷昭人教育長 教職員は、特に教員は子供たちを当然教育するわけですから、その模範となるべき立場であります。そういう意味で、こういう事案で処分を受けるということはあってはならないことで、公務員の信頼を損ねる信用失墜行為ということに対して処分をしているところでございます。

○照屋守之委員 模範も模範、社会に影響を与えているんでしょう。沖縄の子供たちに影響を与えているんでしょう。私が何で一発でやめるかといったら、私も影響を与えているんですよ。そういう存在ですよ。一緒ですよ、皆さん方も。飲酒運転して一発で免職になるという覚悟を持たないから繰り返される。どんどん起こってくるんですよ。おかしくないですか。みずからやめるといふくらいの覚悟を決めて酒を飲ませてください。そうしないと社会的にどうしようもないでしょう。どう子供たちに教育するんですか。飲酒運転やってもいいよ、1回やってもいいよ、2回やってもいいよと。こういうことは絶対にいいませんかという教育をするわけでしょう。教育者がそういうことをやって逃げる。もう全く話になりませんね。こういうことで、教育長がそういう形と言う。要するに、自覚が足りないわけでしょう。公務員として、教職員としてその自覚、その責任、

それが足りないわけでしょう。私はじゃあ、何でやめるんですか、私は。私はそれで責任があるから覚悟を決めてやめる。私は自覚しているからですよ、県議会議員として、影響を与える。だから、以前、前も市議会議員がやめましたよ、そういう形で、ほかのところでも。そういう立場にならないと、再発防止も何も、6カ月、そういう人たちが現場に戻って子供たちに教えるんですよ。信じられますか。そういう教職員のもとで、子供たちを教育、指導するんですよ。教育が成り立ちますか。先生、あんたおかしいでしょう、あんた何やっているんですか。親に言いますよ。うちの先生はこうこうやってこうやって、うちの担任はこうだよ、ああだよと言いますよ。教育以前の問題じゃないですか。9月10日の県代表監査委員の當間代表監査がこういうことを言っているんですよ。職員の作法や振る舞いなど、基本的なものができていない。これは県職員のことで。作法や振る舞いなど、基本的なものができていない。ですから、幾ら県の職員といえども、そういうような立場はともかくとして、基本的なそういうふうなものができていない、人間として、人としてということ、代表監査は強く指摘しているわけです。だから、そういうふうな指摘をされて、非常に社会に対して影響力があって、公務員として生活も保障されているという立場の方々が、こういう立ち居振る舞いをやって。どうですか。こういうことを言っているんですよ。監査委員は、県職員に対して、こういう基本的な部分になっていないと。どうですか、皆さん基本的なことできていますか、教育長。

○平敷昭人教育長 委員御指摘の件は、本当にごもつともな意見であって、職員としてそういう事案を起こした職員に限らず、県職員は、心していろんな日ごろの立ち居振る舞いを気をつけてやるべきだと思っております。先ほど話題になった、処分が軽いんじゃないかという趣旨の御指摘かと思っております。実は、過去に免職ということで、裁判がほかの県でありまして、免職というのが量刑としてどうかということがあって、これまでの処分の基準になったことがございまして。ただ、委員御指摘のように、それぐらい重たい事案なんだという自覚を職員に持たせるために、我々としても個々の職員の心の届くようなやり方を、今、先ほど来言っているような、行政のかたい頭じゃない方法で、もっといい方法ができないのかということを考えているところでございます。ただ、いずれにしても、委員御指摘の、自覚が足りないんじゃないかとか、そういうものに関しては、ごもつともな御指摘だと考えております。

○照屋守之委員 処分をしようということがあるから、裁判云々が出てくるんですよ。伝えたらいいですよ。飲酒運転したら自主的にやめてくださいと。安慶田副知事が自主的に退職されたでしょう。あの形ですよ。あれは、やめさせたんじゃないですよ。そういう形で、こういうふうなものについては社会的な影響を与える、どうぞ自主的にやめてくださいという形で、しっかりそういうこともやってください。それとやっぱり自覚ですね、立場の自覚、そこに尽きると思いますよ。公務員としての立場を自覚する部分と、個人的な部分がありますよ、我々も。じゃあこの責任の部分が上回れば、それは踏みとどまりますよ。ところが、個人の自分のものが上回ったら、歯どめがきかない、こういうことが起こる。これはもう心の問題です。葛藤ですよ。我々はずっといつも考えていますよ。県議会議員としてのことか、照屋守之個人としてのことかという。だから、それは立場の自覚ということで、いつもぶつかる。非常に責任がある、これはやっいたらいけないという、そういうふうなことになるわけですよ。これは改めてもっと時間をとって議論したいと思っておりますから、以上で終わります。

万国津梁会議です。先ほどありましたように、最初の会合はお二人参加して、10月10日は徳森さんはいなくて、鈴木さんということでした。これは大きな問題を含んでいますけど、自覚していますか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 答えたいします。

万国津梁会議ですけれども、万国津梁会議については、そもそも知事が選任した委員に広く議論をしていただいて、そこで出していただいた意見を施策等に反映するという趣旨で立ち上がった会議でございます。その中の今回、基地問題、SDGs、児童虐待を先行してやるということで開始されましたけれども、契約自体は文化観光スポーツ部のほうで実施しておりまして、我々はそれを踏まえて、児童虐待の部分を議論していただいた次第でございます。その中で、その結果—今から意見という形で出てきますけども、それがきちんとした形で出てきて、知事に意見を提言があって、それを施策に、それから条例に踏まえて反映させていきたいというふうにご考えておる次第でございます。

○照屋守之委員 これ、2407万7000円なんですね。一つとして今やっていますよ。これと、最初は計画の段階で5つのカテゴリーがあったんですか。今、3つですよ。これはわかる程度でいいですから、説明をお願いできますか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 お答えいたします。

今、委員おっしゃるとおり5つの分野で構成されておりますけれども、今年度は先行して人権・平和、情報ネットワーク・行政、それから人材育成・教育福祉・女性分野、この3つで先行してやるということでスタートしたということでございます。

○照屋守之委員 残りはいつやるんですか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 万国津梁会議の所管は交流推進課のほうで担っているものですから、残りをどうするかというのは、我々のほうではお答えいたしかねるということになります。

○照屋守之委員 6月に1回、2人参加していますね。10月には鈴木さんですね。これ予算は、10月10日は2人分、恐らく予算組まれていると思いますよ。それはわかっていますか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 予算の詳細については、交流推進課のほうで契約をしているものの支出ですから、こちらのほうではお答えいたしかねます。

○狩俣信子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、照屋委員から文化観光スポーツ部に万国津梁会議の支援業務の予算の支出を確認して、後で資料を提供してほしいとの要望があった。)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 後で教えてください。確認です。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 この件に関しましては、交流推進課のほうに伝えて、委員のほうに報告するようにしたいと思っております。

○照屋守之委員 私は皆さん方に聞いているんです。皆さん方の事業だから、皆さん方が確認して報告してくださいということです。何で向こうから報告させるんですか。これはあそこに聞くことじゃないでしょう。

○狩俣信子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大城子ども生活福祉部長より万国津梁会議の支援業務の契約について、交流推進課に確認して照屋委員に伝えたいと申し出があり、照屋委員も了解した。)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 もう一つ、鈴木さんが参加して、徳森さんが9月30日にやめられたということになっていますね。そうすると、皆さん方、最初の委員会はこの2人参加してやっているわけですよね。2回

目はそうですね。この件について向こうに確認しましたか。交流推進課ですか、どういう事情でこうなっているんですか。我々のこの会議についてどういう影響を及ぼしますかみたいなことも含めて確認しましたか。どうですか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 この件については確認はしていないんですけども、実際、会場では複数名で対応していますので、その辺で進行といますか、会議は滞りなく開催できたということでございます。

○照屋守之委員 ということは、皆様方、この人たちがいるいないにかかわらず、この会議は進行できるということですか。これは最初からそういう2人がいて、予算もそういう形で組まれていると思えますよ。こういうことを容易に、うかつにそういう答弁をするというのはどういうことなんですか。この2400万円の支出、既に2100万円、90%支払いされていますよ。我々はそういう観点でいろいろ聞いているんだけど、わからないから向こうに伝えてから答えると。だって、皆さん方はそれをきちんと持っておくべきでしょう、今までに。こうなると、百条委員会でするしかないでしょう。

以上です。こんな不明なことあるか。

○狩俣信子委員長 休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後1時21分再開

○狩俣信子委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員 こんにちは。よろしくお願ひします。

まず、主要施策の成果に関する報告書の58ページ、お願いいたします。

こちらの地域福祉推進事業費のほうで、この外国人介護士候補者受入施設学習支援事業について伺いたしたいと思います。こちら、事業内容のほうで2施設ということでありまして。決算のほうには2施設で4名とあります。不用額が238万4000円とあるのですけれども、これは当初の受け入れ予定人数ということでよろしいのでしょうか。

○真栄城守福祉政策課長 お答えします。

不用額が出ました理由でございますけれども、まず1つは委員の御指摘のとおり、対象者のほうが23名を予定していたところ、実際の受け入れ件数のほうが21名ということで、2名予定を下回ったということがございます。人数については2名の下回りになります。ただ、それとは別に、研修の内容のほうで、

喀たん吸引研修といったものも予定して予算を組んでおりましたが、実際には喀たん吸引研修を受けるといった実績がなかったために、この分も合わせた不用になっているところがございます。

以上です。

○次呂久成崇委員 これは国家試験合格者の育成を目的としているということなんですけども、こちらにあります、これまで40名の受け入れをしているということなんですけど、何名合格しているのでしょうか。そして、県内の施設に就職した方というのは何名いるのでしょうか。

○真栄城守福祉政策課長 お答えします。

これまで40名を候補者として受け入れまして、このうち11名が介護福祉士国家試験に合格をして資格を取得しているところがございます。11名の就職先につきましては現在、県外に7名、そして当初受け入れた施設、県内施設のほうに4名が就職したということがございます。ただし、この4名につきましても、その後その施設を退職しまして、現在は県内には11名いずれもいらっしゃらないという状況になっております。

○次呂久成崇委員 これは補助率、全部、国負担になるんですか。県の負担もあるのでしょうか。

○真栄城守福祉政策課長 こちらにつきましては全額、国庫補助事業となっております。

○次呂久成崇委員 ただ、これ、目的がやはり介護士、そして人材確保ですよね。県内の施設で一国の予算ではあるのですが、県内の施設でそういう学習支援をして、人材育成をして、それが県外にみんな就職するということになる、本来の人材確保というところで、県内の施設には誰も残らないというこの現状を、私、いかがなものかなと思うのですが、見解を伺いたいと思います。

○真栄城守福祉政策課長 お答えします。

この事業につきましては、経済連携協定、つまりEPAというふうに通称呼んでおりますけども、それぞれ、日本と、それからインドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国とのEPAに基づく受け入れ事業となっております、そういう意味では、人材確保という効果はございますけども、もともとは経済交流促進という大きな目的がある事業でございます、そういう意味でもオールジャパンで取り組んでいる事業となっております。そういうこともございまして、この制度的には養成施設で勉強されて、資格を取得した後につきましては、要件を満たす施設であれば、どこの施設で就労することについては特段の縛りがないという、制度的にはそういった制

度となっております、県のほうとしましてはこの制度を踏まえた事業を実施しているという状況でございます。

○次呂久成崇委員 そうはいつでも、やはり県内で人材育成をして、それが流出すると。逆に、県外でその資格をとって県内に入ってきたという方はいないんですか。

○真栄城守福祉政策課長 把握している範囲ではいらっしゃらないようです。

○次呂久成崇委員 なかなか納得ができないんですけども。

その次の介護福祉士等修学資金等貸付事業のほうなんですけども、こちらのほうは当初予算をまた大幅に増額して、補正を組んで、270名の方を対象に貸し付けをやっているということなんです。ただ、入学者、実際に入学をして貸し付けを利用している方というのは、こちらにはあるんですけども、減少傾向にあると。ただ、貸し付けの金額というのはふえていっているというこの状況について、説明を伺いたいと思います。

○真栄城守福祉政策課長 この貸付事業につきましては幾つか種類がございまして、委員の御指摘の部分は介護福祉士等修学資金等貸付事業といいまして、いわゆる養成施設のほうで勉強されている方を対象とした貸し付けになります。それとはまた別に、介護福祉士の実務者研修受講資金貸付事業という事業がございます。こちらのほうは平成26年度から新たに加わったメニューでございますけども、この部分が実はふえております。この部分がふえているのは、この介護福祉士の国家資格の受験資格との関係でございますけども、従来は国家資格の受験資格としましては実務経験3年のみでありましたが、平成28年度から、それに加えまして、実務者研修を修了することという新しい要件が加わっております。この実務者研修を受けるために必要な資金をこの事業を使ってお借りしている方々がいらっしゃって、この方が平成28年度は263件、29年度は264件、30年度で235件ということで、かなりの人数—金額も含めて占めている状況でございます。

以上です。

○次呂久成崇委員 先ほどの外国人の施設受け入れの件もそうなんですけども、やはりしっかりと県内の介護施設のほうでも人材確保策というのはやっていかないといけないと思うんです。これからまた2025年問題、そして35年問題とあるので、ぜひ、ここで人材育成をしたら、やはりここの県内の施設で頑張ってもらおうという取り組みをやっていただきたい

いなというふうに思います。

次、77ページのほうをお願いいたします。

保育対策総合支援事業です。こちらのほうで、認可外保育施設の衛生・安全対策事業なのですが、こちら当初予算のほうで対象施設数が281施設となっています。実際に実施した決算のほうでは162施設となっているのですが、これ差し引いた、当初予定していた数と比べて残りのこの119施設というのは、これは実施していないということですか。

○久貝仁子育て支援課長 残りの施設については、市町村独自でやっている部分があります。例えば那覇市などは独自でやっておりまして、44施設ございますけれども、これを162施設に足すと206施設となります。あと、宮古島市なども独自にこういった補助も何度もやっておりますので、単純に全ての事業をやっていないということではありませんが、ただ、一部の施設によっては申請をしていないというところがございます。

○次呂久成崇委員 たしか、一般質問等の中でも、この認可外施設の立ち入り調査の指摘事項として、多分そこで従事している皆さんの健康診断の受診、そちらのほうやはり指摘事項のほうでも上位にあったと思うのですよね。やはりこの辺の取り組みというのはしっかりやっていかないといけないと思うのですが、これについて具体的に今後どうやっていくのかというのを伺いたいと思います。

○久貝仁子育て支援課長 本会議でも部長から答弁あったように、乳幼児もそうなのですが、職員の健康診断、あと安全確保については上位のほうでいつも指摘をされています。この事業については、健康診断の受診については衛生安全対策にとって大事なことです。引き続き、年1回の指導監査であるとか、あと園長等が参加した研修会で十分に説明をしてこの実施を促していきたいというふうに考えています。

○次呂久成崇委員 これは認可保育園だろうが認可外だろうが、やはり保育の質というのを考えたときに従事している皆さんの受診率も含めて向上させていくというのはとても大事な取り組みだと思うので、ぜひこれは引き続きやっていただきたいなと思います。

次のページの保育士確保対策事業について伺いたいと思います。今、この保育士試験の受験者支援事業なのですが、平成30年は14市町村ということですが、当初どれくらいの市町村で実施していたのか。そして、この平成30年の保育士試験では265名の合格者数のうち、この受講していた皆さん76名が

合格したということなのですからけれども、この事業、平成27年度から始まっていると思います。これまでの実績、伺いたいと思います。

○久貝仁子育て支援課長 事業当初からの市町村の実数が手元にありませんけれども、去年は12市町村でしたので、今年度は2市町村ふえております。合格者の実績としましては、平成28年度は39名、平成29年度は124名、平成30年度は76名となっております。合計239名となっております。

○次呂久成崇委員 これは課題のほうにもあるのですが、この保育士科目の免除期限が3年です。最長が5年なんですけれども、これが平成27年度からこの事業がスタートして、28年、29年、30年と受けていったときに、この免除期限というのがもうそろそろ切れてくる方も出てくるんじゃないかなと思うのですが、それは把握していますか。

○久貝仁子育て支援課長 受講生の中で期限が切れている受講生が何名いるかというのは把握しておりませんが、委員がおっしゃるとおり、保育士試験は3年間、最長5年間の合格科目免除があります。ですので、去年、講座を受けて合格できなくても、今年度、来年度という形で合格していただきたいと思っています。今言ったように、どのくらいの人数の期限が切れるかという把握はしておりません。

○次呂久成崇委員 これはやはり事業として行っているの、しっかりと費用対効果等も含めて把握はしていただきたいなと思います。それで、今、各市町村で第2期の子ども・子育て支援事業計画、こちらのほうを策定しているかと思うんですね。これからまた待機児童、量の確保をしながらどれだけの保育士というのがまた必要なのかというのは、今の段階でわかりますか。

○久貝仁子育て支援課長 今、第2期の計画に向けて取り組んでいます。保育士の確保については、現計画では令和2年3月末時点では1万200名程度でございました。現在、今年度の4月1日では既に1万200名程度確保されています。現行計画では、保育士の人数についてはある程度進捗は進んでいますけれども、今後、保育の無償化も含めてさまざまなニーズが出てきますので、新たな計画を作成する中で、定員の確保も含めて保育士の確保も新しい目標の数値を定めていきたいというふうに考えています。

○次呂久成崇委員 この保育士養成施設、今5施設ですかね、県内のほうで。そこで2年間かけてとるんですけど、これでも1000名ちょっとなんです。やはりこの第2期作成していく中で、どれだけの保育士というのがまた必要なのかというのは把握をし

ておかないといけないと思いますし、この事業自体、今年度で終わりですよね、令和元年までというふうになっているので。であれば、やはりこの第2期の計画策定していく中で、市町村もどうやってこの確保をしていくかということがまた大きな課題になってくるんじゃないかなと思いますので、引き続きこの事業を継続していくのか、それとも新しく保育士確保策というのを考えていくのかというのを、ぜひ取り組みをやっていただきたいなというふうに思います。

80ページの保育士正規雇用化促進事業について伺いたいと思います。これを私、見てちょっと思ったのですが、平成30年に助成を行った126施設で356名ということなのですが、県内、まず、認可保育園の施設数わかりますか。

○久貝仁子育て支援課長 平成31年4月1日現在、保育所の数は805施設となっております。

○次呂久成崇委員 これは認可保育園ですよ。

○久貝仁子育て支援課長 さまざまな形態のもの一認可保育所が474園、あと認定こども園が130園とか、さまざまな施設を合計して805施設となっております。

○次呂久成崇委員 その数の中で、平均の正規雇用率はわかりますか。出してありますか。

○久貝仁子育て支援課長 県が調査をして回答のあったところによりますと、市立保育所の場合は公定価格上の基本分単価に含まれる保育士数に正規雇用の保育士の占める割合を算出した場合、正規雇用率は71.6%となっております。

○次呂久成崇委員 この補助対象施設のほうでは正規雇用率は95%くらいですが、この対象外となっているところもあるわけなんですよ。その正規雇用率はわかりますか。

○久貝仁子育て支援課長 県は今、正規雇用率を60%ということで指導しております。この正規雇用化も60%をまず満たすということを条件に、施設に対して補助をしております。ただ、今県の調査の中で回答のあった348園のうち、正規雇用率が6割未満となっている施設がまだ107施設ございます。ですので、県としてはこれらの施設を6割以上にすることによって、県全体の雇用率の底上げを図っていききたいというふうに考えています。

○次呂久成崇委員 余り時間がないんですけども、今おっしゃったように、6割超えるというのが今、県の目標ではあるのですけれども、ただ、一方では、もう私立などでもやっぱり9割超えているんですよ。そうすると、県が言っているこれまでの処遇改善の中で、やはり正規化を進めていくというところ

で6割と、残りの4割というのはやっぱり非正規なんですよね。これがやはり私は格差を生んでいると思うんです。保育士の取り合いというんですか、そういう問題も出てくると思うんですよ。ですので、6割をとりあえず目指すということなのですが、最終的に県として何割まで持っていくという目標というのは掲げていますか。

○久貝仁子育て支援課長 公立保育所等も含めてさまざまな体系の園があって、私立保育所の場合は70%を超えていますけれども、園によって正規雇用率が6割に満たないところもございます。先ほど答弁したように、107園の施設がまだ6割に達していませんので、こういったところを6割以上にすることによって、これによって県全体の雇用率の底上げにつながるというふうに考えています。

○次呂久成崇委員 恐らく、私立認可よりも、公立のほうがやはりこの正規雇用率というのは物すごく低いと思うんです。ですので、この第2期の計画策定していく中で、ぜひ市町村のほうにもこの正規雇用化の取り組みというのをしっかり、県としてもこれは指導していく必要性もあると思いますし、また、6割と言わず、やはり7割、8割、全国と比べるとやっぱり低いと思うんですよ。そこら辺の取り組みをやっぱりしっかりやっていただきたいと思いますが、最後にこれだけ聞いて終わりたいと思います。

○久貝仁子育て支援課長 委員おっしゃるとおり、公立保育所については、公立は確かに民間に比べて低いところがございます。我々、指導監査で公立保育所に対しても監査をしておりますので、引き続き粘り強く指導してまいりたいというふうに思っています。

○狩俣信子委員長 亀濱玲子委員。

○亀濱玲子委員 よろしくお願いたします。

まず、生活福祉部から質問させていただきますけれども、平成30年度の主要施策の成果の報告書から質問させていただきます。60ページです。生活困窮者の自立支援事業、とりわけその中でも生活困窮者の住居確保給付事業というのがあると思うんですけど、その実績というか実施状況についてお聞かせください。

○宮城和一郎保護・援護課長 お答えします。

委員御質問の住居確保給付金でございますけれども、この制度は離職等、職を失うなどの理由によって経済的に困窮し、住居を失ったまたは失うおそれの高い生活困窮者に対して、就職に向けた活動をするなどを条件にいたしまして、一定期間、家賃相当額を支給する事業となっております。実施主体は御

案内のとおり、福祉事務所を設置しております県及び市でありますけれども、県については30町村を所管しており、平成30年度の利用件数は、平成29年度36世帯から22世帯増加し58世帯となっております。

○亀濱玲子委員 私、昨年もこれを聞かせていただいたんですね。特段、この事業に関して、北部あるいは離島における潜在的な支援というのにつなぐのが難しいというのが去年も課題に出ました。どのように改善されていますか。

○宮城和一郎保護・援護課長 今御指摘のとおりでありまして、北部地域とか特に小さい離島などの潜在的な支援対象者の周知が課題になっているわけがあります。このことにつきまして特に、昨年と異なった新たな取り組みというのは実はないのでございまして、パンフレットを作成して、町村役場等に置いていただいたり、支援員が直接役場や社協、民生委員、自治会の説明に伺う。また、出張相談というのを鋭意行っておりまして、その際に当該地域でポスティング活動などを行って周知に努めているという状況であります。

○亀濱玲子委員 ありがとうございます。

件数がふえているという状況なので、これについては周知をする方法を自治体としっかりと連携をして進めていただきたいというふうに思います。

引き続き、生活支援、自立支援ですけれども、生活保護の決算書の146ページに、生活扶助の欄があります。その中から聞きますけれども、実は次呂久委員も委員会で聞かれましたけど、その中で宮古、八重山の住宅の家賃の高騰が尋常じゃない状況になっている、当事者が非常に追い詰められている状況というのがあるんですね。これは、ふだんは上げないかもしれないけど、家賃を更新する際とかでは上げる可能性が法的にはあるわけなんです。なので、厚生労働省が平成25年の11月に通達した内容によると、特別基準を設けることができるというふうになっていますので、どうぞ積極的にこれに取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○宮城和一郎保護・援護課長 お答えします。

この問題については委員御指摘のと通りの現象が今、現場で、宮古島市、特に起きているわけでありまして、通常でありましたら、家賃限度額を超える住居に入居されている方に対しては基準内の住居の転居を指導するわけでありまして、そういった家賃が軒並み高騰していて、従来どおりの指導ではなかなか課題が解決できないというようなことがありまして、厚生労働省の社会・援護局長通知に基づいて特別基準を適用することとされています。ちなみ

に基準であると、3万2000円のもの、その基準を適用した場合は4万1000円が可能になると。県といたしましては、地域の実情を注視しながら、保護を受けている方が適切に住宅扶助を受けられるよう、この基準の適用について両市と意見交換を行うなど、各福祉事務所の課題に応じた助言や支援を実施してまいりたいと考えております。

○亀濱玲子委員 県が担当する町村に関しては、さほどそんな大きな影響はないかもしれません。ですけど、石垣市、宮古島市という、福祉事務所が単体であるところ、だけでも問題が、やっぱり県も一緒に意見交換して、これに対応するというのはより積極的であってほしいという、そういうふうな思っている質問ですので、ぜひ宮古島市、石垣市と会議を持って、ヒアリングをして、調整して、何とかそれを、ただし書きに当てはめるようにしていただきたい。いかがでしょうか。

○宮城和一郎保護・援護課長 生活保護行政につきましては、各福祉事務所長の権限によって実施されるわけでありまして、当然、県全体として適切に行われるように、県が連絡会議等において、いろいろな課題について各福祉事務所から意見を聞きながら、適切な方向に向けて助言等を行っているわけでありまして。この問題につきましても、委員御提案のとおり、県として積極的に両市と意見交換してまいりたいと思います。

○亀濱玲子委員 ありがとうございます。

制度があるわけですから、その制度を活用するというのを積極的に進めるというのはできるはずですよ。よろしく願いいたします。

続いて、主要施策の中の64ページですね。障害者の生活支援事業の中の、特段、手話通訳の生活支援に係る実績、課題についてお聞かせ願いたいと思います。

○狩俣信子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、亀濱委員から意思疎通支援に係る生活支援について具体的に聞きたいと補足説明がされた。)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

大城行雄障害福祉課長。

○大城行雄障害福祉課長 お答えします。

意思疎通支援事業の中で、地域生活、専門性の高い支援者の養成・派遣事業ということで実施しております。養成・研修事業については、手話の通訳者を平成30年度においては2名、累計で81名の手話通訳者を輩出しております。それから要約筆記者については8名で、累計で31名というふうになっており

ます。

○亀濱玲子委員 ありがとうございます。

評価をするところであります。障害者情報センターに委託したり、いろんな方法をやっています。せっかく委託しているので、私はこう思うんですよ。今41市町村の中で27市町村しか手話通訳者の設置という状況に至っていません。要綱もそれしかできていません。これが今の実績です、沖縄県の。ですから、ぜひ島々を抱えている沖縄県がやれることは、スマホや一キーステーションをつくって、それから24時間365日、これは部長もお答えいただきましたけども、これは目標ではありませんが、緊急対策としてできる事業なので、ぜひその工夫を来年度していただきたい。よろしくをお願いします。

○大城行雄障害福祉課長 今委員がおっしゃいました遠隔手話通訳サービスの導入については、国において検討されてきた結果、活用に当たっては、現在設置、派遣されている手話通訳者の代替として導入することのないような通知がされています。ただし、県としましては本県においては、今言った国のサービス、国の通知を慎重に対応することも必要ですけども、本県においては小規模離島地域とか、人材確保が難しい地域等もあることから、今後、市町村における実態把握に努めつつ、関係機関とも意見交換をして、これについては対応してまいりたいと考えております。

○亀濱玲子委員 関係機関と意見交換をすることも大事なんですけど、県がどういう方針を持つかですよ。島々にいる、ふぐあいが生じている人たちの生活や安全を考えたら、これを率先してやるというのが県の役割だというふうに思いますので、ぜひこれは具体的な目標を持って実施していただきたい。

続いて行きます。成果の報告書の中の67ページですけど、私はこれ、とても沖縄県には感謝をしている事業です。児童生徒に対して、軽度・中等度の難聴児の生徒たちの補助をしているんですよね、補聴器の補助。ですけど、この執行率が35.1%、とてももったいないというふうに思っています。なので、この実施状況をどう捉えているかということと、あとはその周知ですね。どういうふうな周知の仕方をしているかということをお聞かせください。

○大城行雄障害福祉課長 お答えします。

今御指摘がありました軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業につきましては、実績としてちょっと低いということがありますが、これについては、積算においては市町村の要望をもとに県において予算措置をしておりましたが、実際の助成件数が見込

みを下回ったために執行率が低くなっております。そのことについては、各市町村のそういったニーズの把握方法等の今後調査を行っていきたいというのがまず1点です。それから、そういった周知についてですけども、周知については、県ではことしの2月に全市町村に対して同事業の実施について、市町村の教育委員会や保健医療関係部局とも連携して対応するように通知を行ったところでありまして、今後また未実施の市町村についても、そういった主管課長会議とか連絡会議を通して周知を引き続き図ってまいりたいというふうに考えております。

○亀濱玲子委員 私、教育長にも伺ってみたいです。これは福祉だけで完結できるものではないんですよ。各学校の担任の先生が一番気がつくんです。聞きが悪いとか、聞こえてないだろうなど。ですから、毎年4月に各学校の全校に一沖縄県下の全校にこういう制度があるよというのを周知して、そういう対象になるような生徒はいないのかということを経済委員会も一緒に動かないと、希望する人が窓口に来て申請してくださいと一これは申請主義ですから、申請してくださいでは足りないんですよ。ぜひお考えをお聞かせください。

○平敷昭人教育長 お答えします。

今聞きますと、チラシ等の配布はないようなんですけども、文書等で今、市町村を通して周知しているということですので、子ども生活福祉部のほうとも、この制度の周知の方法等、当然、子供たちの状況というのは担任の先生が一番気づきやすいということはございますので、その制度の周知についてはいい方法をまた考えて、連携して考えてまいりたいと思います。

○亀濱玲子委員 ありがとうございます。ぜひお願いします。予算があるのに必要な子に届かないという状況は、決してあってはならないと思いますので、連携してよろしく願いいたします。

続いて、報告書の111ページ。

これまでも新垣新委員が質問されましたけれども、DV対策推進事業は、実績はお答えいただきましたけど、その中で課題がとても気になります。女性相談所や福祉事務所の体制強化を図ることが求められるというふうに、もう課題は皆さん自覚されている。これをどういうふうに取り組んでいらっしゃるのかということをお聞かせください。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 お答えいたします。

女性相談所の一時保護所につきましては、これまでも体制を強化する観点から人員増加をしてきたと

ころではございます。先ほども答弁いたしましたけれども、現在、全体の相談件数が増加傾向にあるというのもございますし、そういった中で、今後の体制強化が必要ということで考えております。県といたしましては、今後、職員の資質向上も重要ではあるんですけども、相談しやすい体制、入所をしやすい体制ということで、保育士とか保健師等の専門資格を有する職員の配置の検討だとか、連携強化等についても検討しているところでございます。

○亀濱玲子委員 相談を受けた後の自立に向けたステップハウスの事業もここに書かれておりますけれども、私は、余りにも実績が薄いのではないかというふうに思うんですが、これは各市町村、出てくる方々が自立に向けたステップハウスとすると、各41市町村とは、どういふふうに体制、連携はとれているんですか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 お答えいたします。

女性相談所の一時保護所から退所したときに行く場所として、施設としてはステップハウスであったり婦人保護施設、うるま婦人寮とか、あとは実家に帰る方々がいたりします。実際、一時保護所を出た後の転居先で一番多いのが、実家に帰るというケースが47%というような状況になってございます。ステップハウスにつきましては、先ほどもお話ししたように、DVを受けた人を民間アパートで住まわせて自立を促すということでございますので、退所する際に、女性相談所においてはこういった選択肢も提供はするんですけども、やはりDVを受けた女性の方というのは加害者に突きとめられるのを恐れて退職される方が、仕事をやめる方が一般的といえますか、多いような傾向にございます。そうなりますと、その後の生活というのは、経済的基盤がしっかりしていないとなかなか難しいというところがございます。ステップハウスに関しましては、家賃も無料で提供はしているんですけども、その他の生活費等々もあるものですから、それで選択肢を選ぶ過程で、実家に帰るとか、そういった方が多いのではないかというようなことで分析をしておる次第でございます。

○亀濱玲子委員 ありがとうございます。

このステップハウス事業は、希望するところのアパートを借り受けてやるんですか。それとも、決められた圏域にあるアパートに入るんですか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 この保護された方の、例えばお子さんを連れていましたら、どこがいいかということ調整して、本人の希望に応じ

てアパートを一緒に探して、そこで対応するというようなパターンになっています。

○亀濱玲子委員 とてもいい事業だというふうに思います。これは、そこをきちんと希望するところで住めるというのであれば、警察とも連携をして、生活安全課とも連携して、安心してこの方たちの生活が後にできるように、ぜひこの事業は強化していただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

続いて、教育委員会に質問をいたします。392ページに、沖縄型幼児教育推進事業というのがあります。沖縄型の幼児教育推進事業ですから、むしろ今が大事と思うんですけど、もう平成30年度で終わることなので、これについての説明をいただいてよろしいですか。

○宇江城詮義務教育課長 それではお答えします。

事業についてなんですが、小学校と幼児教育施設との結節点となる公立幼稚園にコーディネーターを配置したことによって、各学校施設間の連絡調整が円滑となっております。保幼小連絡協議会や、幼児児童の交流会等がスムーズに実施できたという成果報告も受けております。また、保幼小合同研修会の開催を通して、子供の育ちや学びを確認することができ、指導内容の改善や相互理解が深まり、幼児教育の充実につながっているという事業になっております。

○亀濱玲子委員 この事業は3市のみでされている事業なんですかね、今年度が。それで、これを今年度で終わるというのであれば、新たな展開というのはどのように引き継がれていくか、少なくとも各市町村に引き継がれていくか、研修だけではなくて。それを具体的に次は描かなければいけないと思いますが、これはどのように引き継がれていくのでしょうか。

○宇江城詮義務教育課長 各市町村にコーディネーターが配置された事業でございますので、今後も市町村においてコーディネーターを配置して、市町村の連携体制もぜひ不可欠なことになりますので、次年度からまた県に設置される幼児教育センターにおいて、子ども生活福祉部と連携しながら、幼児教育の充実にも努めていきたいと考えております。

○亀濱玲子委員 よろしくお願いたします。

続いて、395ページ、複式学級教育環境改善事業。これがですね、33設置する予定でありました。27設置されておりますというのが実績です。これについての課題をお聞かせください。

○屋宜宣秀学校人事課長 お答えします。

今委員がお話しになりましたように、平成30年度対象学級33学級につきまして、27学級に26人を派遣いたしました。6学級につきましては派遣することができませんでした。未派遣が生じた理由としましては、離島僻地地区では、本島や都市部に比べて人口が少なく、教員免許保持者の絶対数が少ないということで、人材の確保が困難であったためであります。人材の確保が一番の理由でございます。

以上です。

○亀濱玲子委員 いやいや、大人の側はそれでいいわけなんですけれど、厳しくて派遣できませんでしたというこの6学級は、どういうふうに対応されているんですか。

○屋宜宣秀学校人事課長 この学校につきまして、今の6学級につきまして、派遣できなかったということで、そのまま複式学級のままで、教育というか、授業を行っている状況であります。

○亀濱玲子委員 ぜひ、離島だから、僻地だからという学習権、子供たちの教育を受ける権利というのはしっかり保障していただきたいと思っておりますので、これは引き続き努力をしていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、私はこれ、とても希望というか、沖縄県を評価している、教育委員会を評価していることなんですけど、離島読書活動支援事業というのがあります。414ページなんですけれど、これについての実績と課題を教えてください。

○山城英昭生涯学習振興課長 お答えいたします。

本事業は一括貸し出し、移動図書館、協力貸し出しにより、地域離島への読書環境の提供を図る事業でございます。平成30年度の実施状況としましては、一括貸し出しが177件で2万5623冊、移動図書館が24回実施して、1207名に対して9538冊、協力貸し出しが221件で1077冊となっております。

○亀濱玲子委員 ありがとうございます。

空飛ぶ図書館ですね、私はこれ24カ所はちょっと少ないと思うので、できれば小さな離島にはもっとふやして、本に触れる機会というのをふやしていただきたい。教育長に最後にお伺いしますけれど、沖縄県は離島県ですので、せっかく県立図書館が旭橋からそのまま直で行けるようになっている。離島から出てきた人たちが借りる、できているのは何市町村かあるんですけど、持って帰って自分の住んでいるところで返却することができるというシステムができれば、気軽に離島の方々も図書館を楽しむことができるんです。なので、返却システムというものを

を、急ぎ確立していただきたい。いかがでしょうか。

○山城英昭生涯学習振興課長 お答えいたします。

委員の御指摘のとおり、借りた図書を最寄りの市町村立図書館に返却できる遠隔地返却サービスについては、平成29年度から4館で実施しているところでございます。離島を含めた他の市町村立図書館については、返却に係る市町村への負担等の課題がございますので、今後、意見交換をしながら検討していければと考えております。

以上です。

○狩俣信子委員長 比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 こんにちは。よろしく申し上げます。

では、一応通告を出してありますので、それに沿って質問したいと思います。まず、教育委員会からお願いいたします。沖縄型幼児教育、先ほども質疑がありましたけれども、99%の執行率でございますが、市町村立の、公立の幼稚園が認定こども園に移行していると思っておりますけれども、公立の幼稚園が幾らあって、認定こども園はこれまで何園に移行されているのかということと、その割合は計算すればわかることですが、当初からどれくらい変化したのかということについて伺いたいと思っております。

○宇江城詮義務教育課長 それでは、お答えします。

委員おっしゃるとおり、沖縄型幼児教育推進事業は、平成28年度から平成30年度までの3年間実施しております。この期間中に公立幼稚園から認定こども園への移行は、平成28年度に7園、29年度は12園、30年度は36園となっております。公立幼稚園の占める割合は、平成28年度は97%、平成29年度は95%、平成30年度は83%となっております。

以上でございます。

○比嘉京子委員 おわかりでしたらと思っておりますけれども、その公立幼稚園が認定こども園に変わって、0歳から2歳までを受け入れている認定こども園はあるのでしょうか。

○久貝仁子育て支援課長 認定こども園130施設ございますけれども、公立から認定こども園になって0歳から2歳児を預かっているか。たしか、預かっていないというふうに思います。ちょっと正確な数字は把握しておりませんが、130施設の認定こども園全体で見たとときの答弁でよろしいですか。

○比嘉京子委員 私が今、県内の小学校の敷地の中にある幼稚園が認定こども園になっている状況で、0歳から2歳を受け入れているところは多分ないのではないのかというふうに推察をしています。これは1つには、国が沖縄県の幼稚園のあり方を想定し

て認定こども園をつくっていないというあかしです。ここを踏まえて、私たちは幼児教育を考えないといけなないと、私は一応ここは思っています。なぜかという、本土では、本会議でも言いましたけど、3歳から5歳児を中心に、私立でこれまで幼稚園教育をやってきたわけですよ。その中に、待機児童解消として0歳から2歳を入れたらどうだというふうに、量の解消のために国は考えたわけですよ。だけど、沖縄県はそもそも歴史的にそういう、3歳から5歳児を入れている幼稚園ではなかったわけですよ。その同じ、沖縄を視野に入れた認定こども園ではない。これは公立から認定に行った場合ですよ。そういうことを踏まえて、私は幼児教育を議論しないといけないと思うのです。そういう意味で、先ほど亀濱委員も言われた、言ってみれば沖縄型の幼児教育とは何ですかというところに行き着くわけなんですよ。その歴史的経緯が違う中で、国は沖縄を想定して認定こども園をしたわけではないんですよ。でも、予算的なインセンティブを与えて、そこに導いているわけです。その状況においても、後で質疑をしたいと思います。次に、公立認定こども園になると組織体制はどうなるんでしょうか。公立が認定こども園に、今、小学校の敷地内にある認定こども園ですよ。

○宇江城詮義務教育課長 公立幼稚園においては、これまで校長先生が園長を兼ねておりました。認定こども園になりますと、校長先生が園長ではないのですので、専任の園長先生がおります。そういうところが変わります。認定こども園、公私連携型の認定こども園もございますので、その中でも、また法人のほうが入ってきますので、そういった形で園長先生も変わるようになります。

以上です。

○比嘉京子委員 学校行事等の参加も含めてですけど、幼小の連携は、これまでの公立の幼稚園と認定こども園、特に公私連携型の認定こども園になった場合に、どう変化しそうですか。

○宇江城詮義務教育課長 幼小接続はとても大事なことです。これも組織的な連携体制も重要と考えまして、市町村において、教育委員会と福祉部局との連携体制が構築できるような仕組みづくりを、県としても推進してまいりたいと考えております。小学校と、公私連携の認定こども園が、これまでどおり連携をしながら一緒にやっていけるように努めていきたいと考えております。

○比嘉京子委員 それでも、私が、私はこういう連携はとりませんといった場合に、歯どめはかけられないわけです。ですから今、沖縄県は私たちが持つ

ていたすごくいい財産をなげうっているんです。そこを、私は問題意識を持って考えていかないといけないということを、ぜひ提言したいと思います。それで、認定こども園に対する教育長の見解、また、教育委員会の見解を伺いたいと思います。

○平敷昭人教育長 認定こども園、公立幼稚園から認定こども園に移行してきているという実態がございます。これにつきましては、各市町村のほうで、延長保育とかそういう部分の対応という、ニーズへの対応。先ほど委員からもあった、財政的な話もございましたけれども、さまざまな要因を踏まえて、市町村のほうで認定こども園への移行が進んでいるのかなと思っております。そういう意味で、先ほど来、御指摘のあります幼稚園と小学校との連携という意味で、これまでは校長先生と園長先生が同一だったというのが、人格も変わってきますし、そういう意味で、また、法人が入ってくると、指定管理的な部分になると連携にいろいろ課題が出てくる部分も出てくる可能性もありますので、市町村によって体制は違うんですけども、幼小接続のものについては、幼児教育センターというものも次年度から考えておりますけれども、カリキュラムの策定であったり、また、幼稚園、こども園、保育所という形で通して、幼稚園教諭の保育士の資質向上、教育の質の確保という意味で取り組みを行ってまいりたいと。大きな流れで、こども園への移行というのが進んでいる中で、教育委員会、福祉部連携して取り組んでまいりたいと思っております。

○比嘉京子委員 よろしくお願ひしたいと思います。

それで、今392ページの主要施策を聞いているわけですけども、この事業以降のと、先ほど亀濱委員も聞かれたんですけど、ことしの事業はどういうふうに移行されているんですか。

○宇江城詮義務教育課長 お答えします。

沖縄型幼児教育推進事業というのは、平成30年度で終了いたしました。今年度から、幼児教育連携体制推進事業ということを始めしております。

幼児教育連携体制推進事業の目的につきましては、黄金つ子応援プランの中で提言している沖縄型幼児教育を推進していくために、幼小接続アドバイザーを市町村全体に配置し、公立幼稚園を所管する市町村教育委員会と保育所、認定こども園等を所管する市町村保育主管課との連携体制を構築することで、幼児教育の充実と、小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進を図ることを目的にしております。

以上です。

○比嘉京子委員 では、来年の4月からの幼児教育

センターについて、期待をしております。

では、次に、子ども生活福祉部についてお伺いします。主要施策の72ページ、73ページにおける待機児童解消のための支援ですけれども、まず、それぞれに課題を出しておられますけれども、それらの課題について、両施策について伺います。

○久貝仁子育て支援課長 待機児童の解消に向けて、保育所整備、さまざまな事業を展開しておりますけれども、その課題については、まず、保育士の受け皿の確保、保育士の確保、地域別・年齢別ニーズのミスマッチ、さらには、市町村の財政的負担、こういった課題が上げられます。

○比嘉京子委員 72ページのほうの課題に、ミスマッチという言葉が課題の一つに上げられています。よく使われているんですけど、そのミスマッチということを、県はどのような認識をされているのでしょうか。

○久貝仁子育て支援課長 これは定員割れとも関連するわけですけども、地域別であったり、年齢別であったりのミスマッチです。

○比嘉京子委員 せんだっての本会議で、定員割れが3235名でしょうか、認可であると。公立ではというと、1134名いると。両方合わせると4369名の定員割れがあるわけです。これは、弾力化は入っていないわけですよ。弾力的に入れようと思ったら、もっと入るわけなんです。そのことを考えると、ミスマッチという言葉一つで片づけてはいけないのではないかと。市町村にもっと、例えば人口動態であるとか、ニーズ調査であるとか、もっと精度を高めて市町村から出していかないと、どんどん保育園をつくっていくということをしていいのかと。今、公立の認可園は、先ほど、正規雇用率が5割を切っているというお話がありましたけれども、公務員の保育士を1人募集するのに50人集まってくるんですよ。つい最近。そういうことをやっっているながら、採っていないんですよ。それでもなおかつ、保育園をつくりつづけているんですよ。そこをミスマッチという言葉一つでやっちゃうと、いけないのではないかと。私は、市町村にもっと厳しく正確な数字を出させるべきだと思うんですが、いかがですか。

○久貝仁子育て支援課長 確かに、せっかくの箱があるにもかかわらず、そういったミスマッチがあるというのは大変、県としても重要な課題と思っています。今、県では第2期計画の策定準備をしておりますけれども、市町村ではこの計画の策定に当たりまして、地理的な条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、例えば大きなマンションができたとか、

そういったさまざまな条件、現在の教育・保育の利用状況等を勘案して、保育の量の地域別、年齢別も含めた見込みを算出しているところですよ。こういったことを、あと、保育の無償化もございまして、そういったニーズも踏まえた上で、新しい計画の中に、こういったミスマッチが極力起こらないような保育の定員の確保を目指していきたいというふうに考えております。

○比嘉京子委員 既存の保育園が定員割れの中で、公立はもっといきますよ、どんな形であっても。倒れていく可能性だって十分考えられるわけですよ。その責任は誰がとるんですかということになりかねないんです。そういうことを含めると、今、市町村で子ども・子育て会議等が行われていますね、新しい計画のために。かなり私は、これは具体的な議論がなされていないように聞こえてきます。そのことも踏まえて、私は厳正な、または精度の高いニーズを出してくるよということ、県が主導を持って言わないといけないというふうに申し上げておきたいと思います。

次に行きます。認定こども園の施設整備事業として、74ページ。認定こども園に対する部の考え方を伺います。

○久貝仁子育て支援課長 認定こども園は保護者の就労の有無にかかわらず、利用することができます。また、過疎地域においては、幼稚園、保育所を単独で設置することが困難である場合の集団保育ができるというメリットがあります。各市町村においては、ニーズ調査や地域の実情等を踏まえて策定した市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設の整備等に取り組んでいるところであります。

○比嘉京子委員 では、平成26年度から継続事業をしている平成30年度までの年齢別児童数、特に年齢別の児童数と1号、2号、3号認定についてお伺いします。

○久貝仁子育て支援課長 直近の、平成30年度の統計で回答いたします。認定こども園の年齢別児童数についてはゼロ歳児が384名、1歳児が721名、2歳児が920名、3歳児が1509名、4歳児以上が4581名となっております。また、認可定員数については、1号については2383名、2号が4946名、3号が2220名となっております。

○比嘉京子委員 では、次に、課題解決に向け、国に事務負担の軽減を要望していると。国の二元化に対する事務手続の煩雑さ、それについて要望しているというふうに課題に書いてあるんですけど、どん

なふうな国の対応でしょうか。

○久貝仁子育て支援課長 認定こども園施設整備事業については、幼稚園部分と保育所部分の整備補助分があります。文部科学省と厚生労働省に分かれています。両方の整備計画の事前協議、交付決定や実績報告の作成などに事務負担があるということが課題になっていました。これに対しては、九州知事会や、全国知事会を通して、窓口の一本化について要望しております。現在、国においては、整備計画の協議書、これは別々だった協議書を一本化して、受け付けの時期、これは協議書提出の期限であるとか、内示の時期であるとか、そういった受け付けの時期を統一されています。一定程度、事務負担の軽減は図られているところです。

○比嘉京子委員 認定こども園の許認可を与えている部に確認ですけれども、黄金っ子応援プランの25ページから27ページ、認定こども園に認可を与えるときの考え方というのが出されているんですね。先ほど、キャパがありながら、それだけ認可を与えていくのかという、私、質問をしたところなんですけれども、ここの中には、その需給バランスをよく見るようにと書いてあるわけですが、皆さんこれを十分承知の上でやっていると理解してよろしいですか。

○久貝仁子育て支援課長 先ほど、年齢別の数字、認可定員数、それぞれ述べました。これについても1号、2号、3号それぞれ、あと年齢別含めて計画をつくる予定になっています。市町村のさまざまな地域の実情だとかありますけども、県も市町村に投げているわけではなくて、常時ヒアリングを行っていますし、実際に市町村の現場を訪れて、一緒になって計画づくりに努めています。きちんとした数字を出すためにも、今後も連携してやっていきたいというふうに思います。

○比嘉京子委員 では、3番目の保育士の対策総合支援事業についてお聞きします。この一つでありますけど、支援事業の実績について、先ほど、あれは保育士試験の問題でしたけれど、これは資金の問題なのでよろしくをお願いします。

○久貝仁子育て支援課長 保育士資格取得支援事業ですけれども、これは、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業として実施しています。実績としましては、平成27年度から30年度までに37名の実施計画を承認しており、そのうち14名へ補助を行っております。実績は少ないんですけども、申請期限については要綱上定められておりませんので、年度を越えても引き続き呼びかけを行って、事業の

実施に取り組んでいきたいというふうに考えています。

○比嘉京子委員 2番目に、保育士修学資金等の貸し付けといたしまして、その事業についてお伺いします。

○久貝仁子育て支援課長 保育士修学資金等貸付事業です。大変ニーズの高い事業です。実績を述べますと、平成27年度は貸し付け決定人数は106人、平成28年度は129人、平成29年度は144人、平成30年度は160人ということで、着々とニーズはふえております。

○比嘉京子委員 その方たちはもう既に短大ならば卒業していると思うんですけども、保育士になっているという実績はどうですか。

○久貝仁子育て支援課長 実際の現場への就労というのは、フォローアップは大変大事だと思います。先ほど、平成27年度は106人の決定と言いました。この106人のうち、98人が保育士として就労しています。あと、平成28年度から30年度までの決定者については、現在も在学中の方もいますので、正確な人数については把握をしておりません。

○比嘉京子委員 先ほどから、午前中から、新垣委員も質疑がありましたけれども、保育士確保のために今のような支援も大事だけれど、根本的な問題は国にあるんだと私は思っているんですが、保育士確保の条件整備というのは、どういうことが必要でしょうか。

○久貝仁子育て支援課長 保育士の確保に当たっては、まず給与等の処遇改善も大事です。あと、適切な人的配置、労働環境の改善ですね。こういったことで、職場としての魅力を高めるといいますか、やりがいを感じる、施設に愛着を持つというふうなことが大事だと思います。このため、県では独自事業として、正規雇用化事業、一括交付金を使った年休、休憩取得と、さまざまな事業を展開しております。この給与については、これはもう全国的な課題です。県は九州各県主管部長会議などを通して、現行の職員配置基準より多くの保育士を配置した場合の新たな加算制度の創設であるとか、全国知事会においても保育士の処遇改善について要望をしているところです。ただ、午前中の新垣新委員にも述べましたけれども、こういった保育現場の抱える課題は、いつでも確認しながら、処遇改善の参考になる施設、市町村の取り組み、他県の状況も含めて情報収集を行って、できることがあるかということを引き続き検討していきたいと考えております。

○比嘉京子委員 今、県の問題ではないと、私申し上げたのですが、国にずっと九州担当者会議で言っ

ているという答弁を何度ももらっているんですが、国の対応はどうなんですか。

○久貝仁子育て支援課長 保育士の給与については公定価格で年々向上しています。ことしも1%のアップが図られています。国としても、地方の声を聞いて、できるところから対応しているというふうには認識しております。ただ、まだまだ足りないという現場の声は、これも承知しています。

○比嘉京子委員 ちょっと待ってほしいと思います。人的配置が現状に合っていない。時間が8時間労働分しか来ていない。でも、11時間開所しろと言う。そういう現場に合わない人的配置をした、その国が決めた人的配置の分しかお金は来ていないわけなんです。だから、総理が、3万円アップしました、4万円アップしたって、全員に来ていないんですよ。それを1.5倍や2倍で分けているわけです。だから手元に来ないんですよ。そのことがどれだけ国がわかっているのかと思うんですけど、どうですか。伝わっていますか。

○久貝仁子育て支援課長 保育士の配置についても、例えば1歳児については6対1ですけども、これを4対1とか、そういった形で保育士の負担軽減を図るように、具体的に国に要望しているところです。

○比嘉京子委員 では、最後に、性暴力の被害者支援事業について、ページ113、114についてお聞きします。ことしの8月に開所いたしました。大変喜ばしいと思っております。四、五年の経過を経ての開所です。さて、今後どのような課題があるのでしょうか。

○榊原千夏女性力・平和推進課長 お答えいたします。

性暴力被害者ワンストップ支援センターが、病院拠点型へ移行したことによりまして、性暴力被害者の方に対し、被害直後から医療的な支援を含めました総合的な支援を迅速に提供することで、被害者の方の心身の負担軽減が図られていくものと考えております。ですけれど、被害後はできるだけ早い段階で、医療的支援を含めました適切な支援を受けることが重要と考えておりますことから、今後も引き続き、性暴力被害者ワンストップ支援センターの周知、広報カードを活用した周知等の広報活動の強化を行ってまいりたいと考えております。

○比嘉京子委員 終わります。ありがとうございます。

○狩俣信子委員長 平良昭一委員。

○平良昭一委員 子ども生活福祉部から、主要施策の成果に関する報告書の77から82ページ。

先ほどの保育士確保対策事業についてでありますけど、無償化が進んでいく中で、保育士の処遇に対する具体的な政策が余り見えてこないような感じがしますけど、先ほどの労働環境の問題等もいろいろありますけど、職員のね、その辺を含めて、具体的な対策をどう行ってきたか。

○久貝仁子育て支援課長 保育士確保ということによろしいですか。

○平良昭一委員 確保だけじゃないさ。労働環境の問題とか、処遇も含めてるんだよ。

○久貝仁子育て支援課長 処遇改善も含めてだと思えますけども、保育士処遇改善については、毎年、公定価格の改定が行われています。平成20年度から30年度まで12%の改善が図られ、今年度さらに1%の上乗せを行う予定です。また、平成29年度から技能経験に応じて月額5000円以上4万円以下の処遇改善を実施しています。さらに、県独自の施策として保育士の正規雇用化事業、あと一括交付金を活用した年休取得、休憩取得、産休取得など、さまざまな事業において支援し保育士の処遇改善に努めているところです。

○平良昭一委員 77から82ページというのは、全てにかかわる問題ですよ、ページ数の。いわゆる労働環境というのは、採用された職員の問題ですよ、私が聞きたいのは。無償化というのは、保護者に対する、子供たちに対するものかもしれませんが、この労働環境に対するものは、今、悪化してしようがないという現場からの意見があるんですよ。そういう中での問題提起を含めて、どういう努力をしてきたんですかということを知りたいんです。

○久貝仁子育て支援課長 保育士の、まず離職する理由としては、処遇もそうなんですけども、一番高いのは時間外の勤務が長いとか、休みがとれない、家庭との両立ができないといった労働環境に関するもの、あと、人間関係といったものがございます。そのため、県では、休憩がとりやすい、年休がとりやすい、そういった事業をやろうということで、一括交付金を使って、先ほどの年休取得、休憩取得、また産休取得、そういったものを取り組んで休みがとりやすい休憩がとりやすい労働環境の整備に努めているところです。

○平良昭一委員 やっぱり、いろいろ精神的な負担があるわけですよ。いわゆる、これから無償化に向けてやる対策の中で、給食費は保育園で取りなさいと。これも、もう職員が取るわけですよ。同時に、人間関係が悪くなる。これは大変危惧される場所なんですよ。そういう面を含めて、皆さんのほうで

アクションを起こして、国を動かすような予算獲得の方法もしないといけないと思いますよ。いかがですか。

○久貝仁子育て支援課長 今の質問は、無償化に係る保育士の負担の話だと思います。実際、保育士の処遇が悪化しているという声は聞いておりませんが、今回の無償化に伴って、施設がこれまでの主食費に加えて副食費の徴収をする事務が出てまいります。これらのことによって、現金を持つことこの不安、あと、保護者からの不払い時の対応、こういったことに不安があるという声は聞いておりません。

○平良昭一委員 給与の問題もあると思うんですよ。その給与の問題を含めながら聞きますけど、以前にも聞きましたけど、企業主導型保育施設。これは2月の議会の中で、県内に54カ所あると言っていますけど、今はどうなっていますか。

○久貝仁子育て支援課長 企業主導型保育施設ですが、平成31年4月1日現在で58施設、入所児童数は1117名となっております。

○平良昭一委員 いわゆる認可、認可外の中から、こういうところで引き抜きが始まっているんですよ。そういう条件等の苦慮もしないといけないですよということの中で、かかりますよと。幾ら内閣府の予算の、総務省の予算の中であっても、これまで皆さんのつくり上げてきた基礎的な部分が崩れるという心配もあるわけですよ。そこをしっかりとしてほしいということは、ずっと前から言いましたよ。それに対して、国のほうでも問題提起をされたようなこともございましたけども、これに対して皆さんが対応してきたことはどういうことがありますか。

○久貝仁子育て支援課長 企業主導型保育施設の問題は、さまざまな問題が検討委員会の中からも指摘されています。その中で、自治体との連携不足というのが上げられています。今回、3月の検討委員会の報告書によりますと、まず、従業員枠については利用者意向調査を求めるとともに、地域枠についても保育需要を自治体から確認するというふうなことが方針としてあります。現在、国においては新たなルールづくりといえますか、ほかにもいろいろ提言がございますけども、細かなルールづくりに取り組んでいるところですので、県としてもこういったところは動向を見守っていきたい。地域主導型保育施設からのさまざまな声については、県は直接の窓口ではありませんが、可能な限り拾っているつもりです。課題があれば、実際、この企業主導型の現場に行きましては、県は直接の窓口ではありませんが、可能な限り拾っているつもりです。課題があれば、実際、この企業主導型の現場に行きましては、県は直接の窓口ではありませんが、可能な限り拾っているつもりです。課題があれば、実際、この企業主導型の現場に行きましては、県は直接の窓口ではありませんが、可能な限り拾っているつもりです。

てですけども。必要とあれば、国の育成協会の職員も同行して監査をするなど、企業主導型の質の確保、課題に向けて、県も監査の中で取り組んでいるということでございます。

○平良昭一委員 先ほどの中で、公立の職員の正規が5割しかないという中で、これは、企業主導型はあくまでも認可外保育園扱いですからどうなるかわかりませんが、国からの職員配置の基準はどうなっているのか。これは本来一緒になるべきものだと私は思っていますけど、どうですかこの3つ。

○久貝仁子育て支援課長 企業主導型は、定員が20名の場合は、保育士は50%いればいいというふうな基準になっています。ただ、先ほどの検討委員会の報告会の見直しの中では、75%以上に引き上げようというふうな方針も出されているところです。

○平良昭一委員 その引き上げに関して、皆さんは認可外だということの扱い、いわゆる認可外のものも指導しないといけない立場であるわけ。同じように、私はやらないといけないと思いますよ。これは保育の低下につながるんですよ、どうしても。全体的なものを見てバランスを考えないと、幾ら総務省の予算だからということで、それが勝手に進んでいいよということにはならないと思う。その辺に、この3つの立場の違うような状況がある中で、どう捉えていくかということをお聞かせください。

○久貝仁子育て支援課長 企業指導型は他の認可外と比べて、国の補助を受けて運営をしているという意味では、他の認可外とはちょっと色合いが違っていると思います。ただ、法律上、認可外保育施設の一つになっておりますので、県は年1回の指導監査、立入調査をします。県のほうでは、どちらかというと環境面の監査を中心に行っております。もともとは国の補助を受けて建てられていますので、他の認可外と比べるとかなり優遇された施設ではあると思います。ただ、同じ認可外として質の確保というのは大事ですので、他の認可外と同じように、問題があれば厳しく指導していきたいと思っています。

○平良昭一委員 優遇されてきたということだけで済ませたけど、とにかく皆さんがしっかりと積み上げてきたものが台なしになることだけは避けていただきたい。そういう要望をしながら、またこれは今後とも議論しないといけない問題だと思います。

次に移りますが、120ページの戦没者の遺骨収集事業に関してですけど、このDNA鑑定の方法をいま一度教えていただきたい。

○宮城和一郎保護・援護課長 お答えします。

戦没者遺骨のDNA鑑定につきましては、国にお

きまして平成15年度より実施されております。平成29年度からは、鑑定の対象が従来歯に加えて、手足の骨など四肢骨まで拡大されております。ことしの8月でありますけれども、国の戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議がございます。これを取りまとめた中間報告では、DNA抽出の可能性を高めるため、頭蓋骨も鑑定の対象とすることが望ましいとの提言がなされており、それを受けまして、厚生労働省において鑑定部位の拡大について見直しの検討がなされました。それで、昨日10月16日に、今後は頭蓋骨についても対象としていく旨の方針が示されたところであります。

以上です。

○平良昭一委員 いわゆるフィリピン、南洋、先般、慰霊祭に行つてまいりましたけど、そこではまだ遺骨の収集が行われている最中なんですよ。そのまま頭蓋骨も出てくるわけですよ。これが沖縄の方という可能性が十分にあるということをお聞きされました。今後、県としては、そういう対応をどう行っていくのか。

○宮城和一郎保護・援護課長 お答えします。

委員おっしゃるとおり、海外で沖縄の出身の方が多く亡くなっております。国によりますと、国の事業になるわけではありますけども、海外における遺骨収集では、収骨した遺骨のうち先ほど従前の部位であります歯と四肢骨については、DNA鑑定のための検体として、焼骨せずに焼かずにそのまま日本へ持ち帰り専門機関において鑑定を行い、それ以外の遺骨については、現地で焼いた上で持ち帰っていたところであります。それが、ことしの8月に、先ほど申し上げました国の検討会が取りまとめた中間報告では、海外で収骨された遺骨についても、全ての部位を持ち帰って、これは沖縄県内で収集された遺骨と同じ方法でありますけども、DNA抽出後に焼骨、焼くことが望ましいとの提言がなされました。これを受けて、厚生労働省において、現地における焼骨について見直しの検討がなされているところであります。

○平良昭一委員 これから見つかった国外、要するにフィリピン、サイパン、テニアンとか南洋ありますよね。そこで見つかったものはそのまま持ち帰ってきてDNA鑑定をしますと言いますが、これまで沖縄県にあるものの中で、そういう頭蓋骨が対象になるものもあるんじゃないですか、まだ。

○宮城和一郎保護・援護課長 厚生労働省は従来、県内で収骨された骨については、その骨が見つかった場所、何らか骨を特定するような遺留品があると

か、そういった限定的にやっていたんですけども、現在はそういう制限なしに、遺骨—ただ、全て状態が非常に悪いので全てがDNAを抽出できるというものではないので、その中でDNAが抽出可能なものについては、現在、厚生労働省としては、頭蓋骨を含めDNA鑑定の対象にするということで取り組んでおります。

○平良昭一委員 大体わかりましたけど、担当部署としてお聞きしたいと思いますけど。慰霊祭が7月にフィリピン、8月にサイパンでありました。今度、それが遺族会が中心で、募集型の墓参団は最後になるという言い方をされていたんですけど、担当部としてそれに対しては今後どういう対応をしていきたいと思いませんか。

○宮城和一郎保護・援護課長 これまで長きにわたって、そういった帰還者会とか、ダバオの会の皆さんの御努力でこれだけ大きな慰霊事業が実施されてきたわけでありまして。今後、県といたしましては、こういった尽力された方々の御意見を伺いながら、海外だけではなく、県内も含めて、沖縄戦を次世代にどういうふう継承していくかというのが大きな課題であると考えておりますので、次世代の継承に焦点を当てながら、海外の慰霊のあり方についても検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○平良昭一委員 教育委員会のほうに移らせていただきます。

390ページの琉球王国外交文書等の編集刊行及びデジタル化事業とありますが、具体的に教えていただきたい。

○濱口寿夫文化財課長 お答えします。

まず、歴代宝案というものですけども、これは15世紀から19世紀にかけての444年間にわたる、琉球王国の外交資料です。これがあると、その当時の王国の活動がわかるだけじゃなくて、東南アジア諸国の活動の一部もわかります。物すごく重要な資料です。ですが、残念ながら原本は沖縄戦等で焼失してしまいました。ただ、この原本が焼失する前に、原本から写本、つまり書き写したものであるとか、あるいは鎌倉芳太郎先生とかが写真を撮ったものがあります。これらのものは全て断片的なんですけども、国内外の図書館や博物館等に保管されております。そこで本事業では、現存する資料を可能な限り突き合わせて、歴代宝案の復元を行う、これが中心です。あとは、これにあわせて関連する資料の刊行を行っております。現在のところ、歴代宝案の本体に関しましては漢文ですね、もともと全部漢文なものです

から、漢文版の校訂本というものは15冊全て刊行は終わっております。それから、これを日本語に読み下した訳注本というものは15冊中の、あと3冊を残すのみとなっております。今後は歴代宝案と関連事業のデジタル化というのも今進めておりますので、令和3年度にこれらのデジタル画像をインターネット上で公開すると、このような事業内容になっております。

○平良昭一委員 歴代宝案、これは非常に大事なものだ。いわゆる、これも一つの冊子の事業に入っているわけですね。読ませていただきましたけど、これは大変すばらしいなと思って、いろいろ読んでみますと、教育現場でこれは活用できないですか。そういう方法はないですか。

○濱口寿夫文化財課長 お答えします。

今褒めていただきましたけど、歴代宝案は大変すばらしい資料であると自負しておりますが、ただ、いかんせん内容がかなり専門的でありまして、今まで歴代宝案を刊行するたびに、県内の各学校、それから公共図書館等に寄贈して、県民の皆さんの手の届くところには置かれております。それから今、委員がお持ちになっていた歴代宝案のしおりですね。そういう簡単な概略を説明する冊子も発行して、何とか皆さんに使っていただきたいと思っております。ところがなかなかそれだけでは普及が十分にいかないという課題があります。そこで、近年では、県立の総合教育センターというのがありますが、そこで先生方対象の研修会で、歴代宝案を活用した授業を提案させていただいたりとか、あとは、公文書館や県立図書館、それから県庁の県民ホール等でパネル展を行ったり、いろんな方法で普及に努めているというところであります。

○平良昭一委員 これは琉球の歴史が一目瞭然だなと思って。また、1424年から1867年までの444年間の公的な資料ですね。これは世界的にもまれであるというふうに評価はされているわけですよ。これを生かさない手はないですよ。ぜひ教育長、これをもっともって教育現場に広めていって、沖縄に住んでいることが誇りになるというようなことを、これが十分伝えられると思う。どうでしょうかね、これ。

○平敷昭人教育長 お答えします。

委員御指摘のとおり、この歴代宝案、琉球王国と中国、また、東南アジア諸国との文書のやりとり、外交文書の収集、保管したもの、これが散逸したものを今復元しているわけなんですけども、内容自体は原資料ですので、その原資料をもとにして当時の歴史的な背景とか、いろんな研究の基礎にもなると

思いますけども。これを教育の現場で、授業の中でどのように使うかというのは、せっかくでき上がった資料を生かせるように、今、文化財課のほうで、いろいろパネル展をやったり、いろいろやっているんですけども、また、授業案の提案という形で教育センターのほうでやっているわけなんですけども。そういった取り組みの中で、学校の授業でどのように取り組んでいけるか。学校の授業も時数がかなり限られている中で、歴史教育というか、社会的なものの中でどのように取り入れていけるかは、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○平良昭一委員 わかりました。

ぜひ取り入れていただきたいなということを要望しておきたいと思っております。

これは沖縄県内部の問題でありますけど、次に、420ページの国際性に富む人材育成留学事業ですけど、派遣時までの英語力の取得が課題だというふうに言われていますけど、それに対して、どういう状況になっているのかお聞かせ願います。

○玉城学県立学校教育課長 お答えします。

本事業では、国際社会で主体的に活躍できる人材の育成を目指して、高校生85名を米国、欧州、アジア、南米諸国へ1年間派遣している事業であります。1年間の留学に当たり、一定の英語力が求められており、派遣国ごとに英語力の基準が設けられております。したがって、応募者は英語の試験を受験し、その点数が希望国の基準に達することが出願の要件となります。状況としましては、平成30年度は195名の応募者のうち、希望国の基準を満たすことができずエントリーに至らなかった生徒が25名、約12%がエントリーできずにいる状況です。

○平良昭一委員 非常に気になる事業、耳に挟んだんですけど。これ、沖縄県全域から募集されているかということも耳に挟んだことがあるんですよ。一部の地域からじゃないかということも聞かされたんですから、こういう平等性はちゃんと、しっかりしていますよねということ。

○玉城学県立学校教育課長 お答えします。

これにつきましても、県全域から募集をかけております。

○平良昭一委員 わかりました。

同じ教育にかかわる問題でありますので、知事の公約でもあります中高校生のバス無料化について。委員会の中でもいろいろありましたけど、来年度からいろいろ実施に向けて動きたいというようなことがありましたけど、どのような状況でございますか。

○横田昭彦教育支援課長 お答えいたします。

中高生のバス通学無料化につきましては、現在議会でも教育長が答弁いたしておりますが、実地調査を行っているところでございます。この実地調査につきましては、10月末あたりで集計をいたしまして、12月あたりには目に見える形になるかというふうに考えております。その調査を踏まえて、持続可能な支援のあり方を検討いたしまして、次年度も含めてできる限り早期に実施したいというようなことで取り組んでいるところでございます。予算につきましても、次年度の予算に織り込めるよう、作業を急いでいるところでございます。

以上でございます。

○平良昭一委員 それにかかわるからちょっと聞きたいんですけど、高校生を無償化にするというのが県の姿勢であることは評価します。以前にも聞きましたけど、小学校、中学校の義務教育の中でまだスクールバスでお金を払ってやっているところがあると。前回、1市1町2村の4団体ですかね。そういう地域が高校生は県の姿勢として無償化にしますとしている中で、義務教育に当たっているところが、スクールバスにお金を出して学校に行くという、私はアンバランスな現象が出てこないかなと心配するんです。その辺を議論したときに、これはいわゆる交付税の算定基準のものになるから、これは各市町村単位の中で考えるべきだという答弁だったんですよ。しかし、現実的に高校生を無償化にしようとしている中で、小中学生がスクールバスにお金を出して乗るとするのは、私はちょっとおかしいなと思うんですよ。その辺もう一度議論したいと思います。

○横田昭彦教育支援課長 お答えします。

前年度の議会でしょうか、そういう議論があったということを知っております。小中学校におきましては、基本的に通える範囲で学校が設置をされております。統廃合により、通学が困難となることが生じた場合は、スクールバス等を配置して、通学に備えるという事業がございます。県立高校の場合にはですね、校区が今、全県校区というのがございまして、通学が非常に困難な子供たちがいるということと、小中学校と違いまして徒歩で歩いて行ける学校に限られるということで。バス通学の費用負担につきましては、小中学校ではなかなかなかった負担なんですけど、これが高校生に上がるといきなりバス負担が。これは県の調査によりますと、3万円以上も出している子供がいるということがわかりましたので、これはどうにかしないといけないということで、教育委員会のほうで事業化を進めているところでございます。

○平良昭一委員 県議会でも高校への出前講座をことは3回やっているらしいですよ。その中でやっぱり高校生から出てくるのは、バス料金のことなんですよ。今言っているのはわかりますよ。しかし、これだけ無償にするということであれば、義務教育も当然、無償であるべき。これは合併とかいう問題じゃないんです。歩いて行ける距離だというのが学校であれば、小中学校の範囲であれば、なぜスクールバスに乗って行かないといけないのか。その理由を聞かせてください。

○平敷昭人教育長 小学校、中学校の遠距離通学につきましては、統廃合を契機として遠距離になる場合もありますし、もともと地理的な関係から遠距離通学というのもございます。例えば、南部の市町村で合併してしまいましたが、距離的には近いんですけど、高低差が物すごくあって、ぐるっと回って行かないといけないような場所もあります。そういうことで、もともとスクールバスがあると。それについては、私の記憶では、普通交付税のほうでスクールバスを持っていれば、その台数に応じて一定の金額が、需要額というか、基礎数値に参入されて配慮される、上乘せされるというふうな仕組みになっているかと思っております。それを踏まえて、市町村によっては、無料のところと有償、一部経費を負担してもらっているところがあるというふうに聞いております。それについて、私どものほうで、これは無償化すべきだという指導ができるのかどうかというのは、またいろいろあります。これは市町村のいろんな判断を踏まえてのことだと思っておりますが、交付税上の算定というのは、あくまで標準的な経費という形でやっていますので、あとは、周辺の、他の同様の市町村の状況を踏まえて、取る場合は議会で条例とか恐らく制定していると思っておりますので、その辺でしっかり議論されて必要な見直しを行うなら、見直すというのを自治体としてやっていただくのが大事かなと思っております。

○平良昭一委員 来年度から予算もかけて高校生を無償にするというようなことを県がやるわけですよ。やっぱり、県の姿勢を市町村は見本にしないとけないと思うんですよ。そういう意味では、皆さんのしっかりした姿勢があれば、それは条例改正を各市町村団体でやると思っています。多いところは月1500円ですよ、1人、小学生。子供が3名いる親御さんもいました。4500円出るわけですよ。これこそ子供を教育するのに金がかかるということで、義務教育のところは月に4500円も出るというのは、これはちょっと、私はおかしいなと思うんですよ。その辺も指導

的な立場の中で、県はあるべきだと思います。これはまた、これからの皆さんの課題にもなると思いますので、その辺でおさめておきたいと思っています。

最後に、ちょっと戻りますけど、98ページのひとり親家庭の自立支援の件でマザーズスクエア、非常にこれは評価していますけど、4市で同様の事業をしていると。これは県が出しているわけでもないし、今後もっと広げたいという意向はありましたけど、県の改めての考え方を聞きたいです。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 お答えいたします。

ゆいはあと事業につきましては、ひとり親家庭が地域の中で自立した生活を営むことを目的として、一括交付金を活用して北部、中部、南部の3圏域で生活支援、それから就労支援、子育て支援、子どもへの学習支援等を実施しているところでございます。児童福祉法によりますと、母子保護の実施については県、市、福祉事務所を設置する町村が実施するという役割分担が明記されてございます。それに基づき、現在うるま市、糸満市、宜野湾市、それから石垣市の4市で一括交付金を活用して、ひとり親家庭の生活支援を行う同様の事業を実施しているところでございます。県といたしましては、市以外の町村部分におきまして、3拠点、北部、中部、南部の支援の充実を図るとともに、引き続き事業の充実に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○平良昭一委員 前回は聞きましたけど、いわゆる国の10年間というものの区切りがあるといっています、それで九州の各県の中でもこれを継続していきたい、話題にしていきたいということでありましたけど、その辺どう進んでいますか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 この事業は一括交付金を活用して実施しているところでございます。結構、全国的にも評判がよくて、かなり視察団が頻繁に訪れているような状況でございます。その辺も踏まえまして、九州知事会、それから全国知事会のほうから要望を、全国民にしてくれということ、要望を実施しているところでございます。今後も引き続き各市町村の取り組み状況も踏まえながら、要望を続けていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○狩俣信子委員長 金城泰邦委員。

○金城泰邦委員 休憩を返上して、最後の一人です、よろしくをお願いします。

通告している順を追って質疑をしたいと思っています。

子ども生活福祉部のほうから質疑をします。

初めに、成果に関する報告書をもとに質疑します。59ページに、地域福祉推進事業費、その中で、外国人介護士候補受入施設学習支援事業があります。この外国人介護人材受け入れについては幾つかあるかと思っております、その事業について御説明をお願いします。

○真栄城守福祉政策課長 お答えします。

外国人人材の受け入れ制度につきましては、現在4つの制度がございます。1つ目は、先ほど次呂久委員の御質問にお答えした部分でございますけども、EPAに基づきまして入国をしているものでございます。介護施設等で就労をしながら介護福祉士資格の取得を目指すものとしての受け入れとなっております、資格を取得しましたら、永続的な就労が可能となるものとなっております。2つ目のほうが、出入国管理及び難民認定法で規定します介護の在留資格取得による受け入れでございます、介護福祉士養成施設を卒業しまして、介護福祉士の資格を取得しました外国人に与えられます在留資格となっております。資格を取得した後は、永続的な就労が可能となっております。3つ目のほうが、外国人技能実習制度による受け入れでございます、就労自体が目的ではなくて、日本から諸外国への技能移転を目的とした制度となっております、在留期間は最長5年となっております。4つ目のほうは、特定技能1号による受け入れでございます、一定の専門性、技能を有して、即戦力となる外国人の受け入れを可能とするための制度でございます、在留期間は最長5年となっております。

以上です。

○金城泰邦委員 この事業、実績についてどのくらいあるのか、御説明をお願いします。

○真栄城守福祉政策課長 この4つの制度、いわゆる介護職員として県内のほうに入国をしている実績でございますけれども、まず、1点目のEPAに基づく入国につきましては、外国人介護福祉士候補者が17名、在留資格、介護で在留している者が5名、技能実習生が8名、現在いることを確認しております。それから、4点目の特定技能1号につきましては、現在は沖縄にいないということでございます。

以上です。

○金城泰邦委員 今後、介護は非常に重要ですから、受け入れもふえると思います。恐らく、技能実習に当たるのか、別の業種だと思うんですが、外国から受け入れた、期間が5年間あるということで、受け入れる業者の方が、その外国人の方の環境を整備するという、寮も完備して受け入れる体制を整

える。5年を見込んでやるわけですが、途中で引き抜きにあつていなくなるという状況も、介護とはまた違うんですけども、そういった事例も起こっているんですね。今後こういった介護の事業を進めるに当たって、そこはしっかりと注意して見ていただきたいと思いますが、いかがですか。

○真栄城守福祉政策課長 お答えします。

委員のおっしゃるとおりです。技能実習制度につきましては5年間の期間でございますけども、3年間は実習場所が縛られるようでございますけども、4年目、5年目には場所を選んで、他の場所で実習を受けることもできるという制度になっているようございます。そういった関係で、移るという行為が発生している事例があるかと思っております。介護につきましては、制度がスタートしたのが、まだ3年たっておりませんので、そういう意味では、まだ4年目、5年目に達している方がいらっしゃいませんので、現状ではそういう事案は起こっていないと思うんですけども、今後、例えば制度に違反した形でトラブルが発生するようなことがないように留意してまいりたいと思っております。

○金城泰邦委員 よろしくお願ひいたします。

質問変わります。65ページの地域生活支援事業ですね。障害児等療育支援事業、この事業の中で、医療的ケアの必要な子を受け入れる事業所はどのくらいあるのか教えてもらえますか。

○大城行雄障害福祉課長 お答えします。

障害児等療育支援事業につきましては、県の委託を受けた支援施設等が在宅の障害児者に対して地域巡回や家庭訪問及び外来の方法で、必要な療育指導や、療育に関する相談支援、また、障害児を受け入れている保育所等の職員に対して技術指導を行う事業となっております。直接支援を行う放課後デイサービスとは異なるものであります。ただし、障害児等療育支援事業を実施しているのが11カ所あるんですけれども、そのうちの4事業所において、医療的ケア児にも対応できる医療型障害児入所施設や放課後等デイサービス事業所等を運営しているということで、そのような医療的知見、ノウハウを提供いただいているところであります。

○金城泰邦委員 こういった事業を通して、医療ケアが必要な受け入れ事業所をぜひふやせるような取り組みもお願いしたいと思っております。

その下の(4)の、いわゆるナカボツセンター、これまで拡充を求めてきております。就労支援、生活支援がある中で、皆様の所管は生活支援だと思っておりますが、この辺の拡充はどのように行われたか伺い

たいと思います。

○大城行雄障害福祉課長 お答えします。

障害者就業・生活支援センターにつきましては、これまで県内各圏域ごとに、生活支援担当員2名ずつを配置し、支援を行ってまいりましたが、登録者数の多い南部圏域については、平成30年度から1名を増加配置し、さらなる支援体制の拡充を図っているところであります。

○金城泰邦委員 今後、さらなる拡充が求められていると思いますが、それについては計画があればお願ひいたします。

○大城行雄障害福祉課長 南部圏域については、登録者数も多いということもありまして、今後センターの追加設置等に向けて、関係部局等で取り組んでいるということでもあります。

○金城泰邦委員 その下の(5)の意思疎通支援者の養成ということで、手話通訳とかが足りないということで、関係者の方からは増員の要望が出ていますが、その辺はどうなっていますでしょうか。

○大城行雄障害福祉課長 意思疎通支援につきましては、手話通訳者、平成30年度は2名の養成で、トータルで81名ということですが、まだまだそういった対応、市町村からの要望に対する対応ができていないということで、この人材育成については、地域生活支援事業を活用しまして、本島、石垣、宮古島での手話通訳者の養成研修を通して人材育成を図っているところであります。引き続き同事業を活用して養成に努めてまいりたいというふうに考えています。

○金城泰邦委員 これについては、なるべくボランティアということではなくて、行く行くはなりわいとして成り立っていくように考えていただければなと思います。よろしくお願ひします。

ページ変わります。86ページの放課後児童クラブへの支援。来年4月から制度改正による入所困難な方がふえる可能性があるというふうに伺っておりますが、これについて県の見解を伺いたいと思っております。

○久貝仁子育て支援課長 放課後児童クラブについては、市町村条例により設備基準が定められており、専用区画の面積は児童1人当たりおおむね1.65平方メートル以上とされております。放課後児童健全育成事業を実施する27市町村の状況について確認したところ、10市町村で経過措置を設けており、そのほとんどが今年度末を期限としております。経過措置の終了に伴い、一部クラブの運営者から待機児童が

発生するおそれがあるとの声が出ていることは承知しています。市町村においては、まず1つ目に公的施設を活用した施設整備、2つ目に新設クラブへの運営費等の支援、3つ目にあきのあるクラブへの入所調整等を行っているところです。

○**金城泰邦委員** 制度改正による入所待機者については、対応ができる、カバーできるというふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○**久貝仁子育て支援課長** 先ほど3つほど取り組みをお話ししましたけれども、1つ目の公的施設を活用した施設整備、これは県のほうで今やっておりますけれども、今年度から1支援単位を2支援単位という形で、より量の確保ができるようにということをやっています。現在、浦添のほうでも沢岷小学校、前田小学校、牧港小学校等で、こういった2支援単位の事業を今取り組んでいるところですので、こういった県の事業を使いながら、待機児童が出ないような取り組みをしていきたいと思っています。

○**金城泰邦委員** ぜひよろしくお願ひいたします。

質問通告から107ページの安全なまちづくりの推進ということで、ちゅらさん運動、平成30年度もアンケートをとって把握はされていると思いますが、それ以降どのような取り組みが推進されましたか。

○**金城真喜子消費・くらし安全課長** お答えします。

公共施設の防犯、安全点検のアンケートの意見欄において、教育関係者の方から防犯カメラの必要性を感じるなどの意見などがあり、県教育委員会へ情報提供するなど連携を図って対応しているところであり、今年度は、地域の実情を把握している市町村において設置が進むよう、ちゅらさん運動の一環として、公共施設の防犯、安全点検の説明会を北部、中部、南部、宮古、八重山の5圏域で開催したところであり、また、来月には市町村や事業者等を対象に防犯カメラ設置の促進に向けた講習会を開催する予定であり、設置に向けた機運の醸成に努めてまいります。

○**金城泰邦委員** 9月6日時点でも、ある調査では県内で公園、道路、駐車場、自治会、保育園、その他要望が沖縄県全体で797件の要望が出ているという調査もちゃんと出ておりますから、皆さんはこの取り組みについては、子供たちの安全も含めてしっかりと防犯対策に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

○**金城真喜子消費・くらし安全課長** 当部におきましては、県警察、県教育委員会と数回にわたって情報共有、そういったいろいろな犯罪情勢なども情報を共有し、意見交換を行っているところであり、

その中において、学校に係る防犯カメラについては市町村が設置主体になることから、3者においてそれぞれ防犯カメラの設置が進むよう働きかけを行っていきたくと考えております。

○**金城泰邦委員** ぜひよろしくお願ひします。特に那覇市が一番多くて、797件中271件は那覇市ですので、そういったことも那覇市と連携をとってやっていただきたいと思ひます。

今度は教育委員会のほうに質問したいと思ひます。

397ページの学力向上学校支援事業、この取り組みについて説明をお願いします。

○**宇江城詮義務教育課長** お答えします。

本事業は、学力向上推進室が学校を直接訪問して、訪問校の授業改善を支援することで、学力の底上げを図ることや、それから各地区に授業改善支援員を配置することで、さらに日常的、重点的な授業改善の支援を行うものでございます。全国学力・学習状況調査において、本事業の効果があらわれてきていると考えております。それから、本事業を展開する中で効果を上げている学校の傾向として、学校全体で組織的に授業改善や学力向上に取り組んでいることもわかってまいりました。

以上でございます。

○**金城泰邦委員** 402ページ、就学援助周知広報事業ですが、市町村で、私はばらつきはないかということでこれまで聞いてきましたが、市町村の基準はどうなっているか御説明をお願いします。

○**横田昭彦教育支援課長** お答えいたします。

準要保護者に対する就学援助につきましては、三位一体の改革の際に地方6団体の提言を踏まえて、平成17年度から国庫補助事業に変わりまして、税源移譲や地方交付税措置によって市町村事業となっているところでございます。現在、就学援助は市町村の単独事業というふうになりまして、各市町村の実情に応じて実施されているところであり、認定基準、それから支給額、援助品目において、それぞれ異なっている現状にございます。

○**金城泰邦委員** この基準が違うことによって格差があることは、私はおかしいと思ひしております、それを県がしっかりと格差をカバーするようにということを求めてきていますが、それについて何か動きはありますか。

○**横田昭彦教育支援課長** 現在、市町村の実情に応じて支援が実施されているところでございますが、県教育委員会といたしましては、各市町村の優良事例とか県外の優良事例等を市町村に情報提供するとともに、沖縄県子どもの貧困対策推進交付金を活用

していただいて、支給単価等の引き上げを市町村に促しているところでございます。

○金城泰邦委員 県独自の取り組みを期待していたわけですが、この答弁だと非常に残念な答弁だというふうには言わざるを得ません。

408ページのほうに移ります。これは特別支援教育の推進ということで、医療的ケア児の件ですが、一つの事例を取り上げますと、医療的ケア児は修学旅行に行ったときに移動が大変であると。みんなと一緒にバスに乗って移動することができない。介護タクシーを利用しないといけない。結果、費用が非常に多くなる。しかも、親と一緒にいけない。親の費用も自己負担で起こってしまう。こういった事例を通して、やはり何かしら支援が必要だと思いますが、どうでしょうか。

○玉城学県立学校教育課長 特別支援学校における医療的ケアが必要な児童生徒の修学旅行については、保護者の旅費は特別支援教育就学奨励費制度で必要な援助が行われておりますが、通常の特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者への旅費補助は対象外となっていることから、特別支援教育就学奨励費の拡充について、全国都道府県教育長協議会を通じて国に要望しているところであります。特別支援学校に在籍しない医療的ケアが必要な児童生徒の保護者の負担軽減について、どのような対応が可能か、市町村教育委員会と今後、意見交換をしていきたいと考えております。

以上です。

○金城泰邦委員 続いて、417ページの「知の拠点」施設整備事業、図書館ですが、今、場所が変わりまして、非常にモノレールとの連結等、利便性もよくなっていると思います。新しくなったことによる効果、そして課題について御説明をお願いしたいと思います。

○山城英昭生涯学習振興課長 お答えいたします。

新館が開館後の効果についてでございますけれども、まず、路線バスやモノレールなどの公共交通が結節する利便性の高い場所に立地していることから、大勢の方々が来館しているところでございます。また、開館時間の延長や3階の子どもの読書活動推進エリアとして子供の専用フロアができたことや、4階にビジネスエリアを設けたことで、親子連れや仕事帰りの利用者も多いと考えられております。また、開館の平成30年12月から令和元年7月末までの1日平均入館者数は2448人、1日平均貸出冊数は1699冊となっております。この数値は、平成29年度の1日平均入館者数は1184人、1日平均貸出冊数は1205冊

であったことから、開館後の利用状況は、1日平均入館者数は約2.1倍、1日平均貸出冊数は約1.4倍となっております。

以上です。

○金城泰邦委員 議会改革推進会議で高校生出前講座をやったときに、高校2年生が図書館で受験勉強をやりたいと思って行ったけど入れなかったというか、遠慮するように言われたと。もうちょっと勉強する環境づくりをしっかりとやってほしいという声も直接受けたものですから、それについて県の考えを伺いたいと思います。

○山城英昭生涯学習振興課長 お答えいたします。

まず、県立図書館に関しましては、図書館法第2条におきまして、「図書館」は図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設であると定義されているところであります。

県立図書館は、基本的には図書館資料を利用した読書や調査研究を支援する施設であると考えているところでございます。自主学習をする学生により、本来の目的で訪れている来館者の利用に支障が生じている現状が今でございます。それで対応に苦慮しているところではございますけれども、県立図書館といたしましては、利用する全ての皆様に気持ちよく利用していただけるよう、調整を図っていききたいと考えているところでございます。

○金城泰邦委員 みんなが公平にしっかりと利用できる、そのためにはやっぱりモラルをしっかりとやっていくということが大事だと思います。しっかり頑張ってもらいたいと思います。

最後に今、モラルに関する話もありましたが、恐らく決算書でいきますと、高等学校費の中の学校管理費の中には、役務費というものが款項目節でいけば節の欄で出てくるかと思っております。この役務費につきまして、ことしの7月12日から新聞で出ておりました小禄高校吹奏楽部の県費の不正使用についてでございます。これは新任でついた副顧問をしていた教員が楽器業者と県費の予算、役務費をプールにして楽器の購入費等に回していた。それが約146万円あったということが地元紙のほうで出ております。これについて、当時、教育長のコメントとしては、しっかりと調査をする必要があるということで述べておられますが、その後、調査の状況はどうなっているのか伺いたいと思います。

○屋宜宣秀学校人事課長 お答えいたします。

小禄高等学校におきまして不適切経理があったと

される事案につきまして、関係職員及び楽器販売業者からの聞き取り、書類等の調査を行ったところでございます。その結果、現時点におきまして、平成26年度から29年度にかけて、公費—これは今おっしゃっていた役務費を中心としますが、公費それからPTAの部活動補助金及び学校徴収金から楽器の調整、または修繕の名目で楽器販売業者2社に対し支払いを行っているが、一部を業者に対し預け金として保管させていたこと。それから、業者に保管されていた資金は、後日、楽器や消耗品の購入費、または他の楽器の修繕、調整等に使用されたりすると、予算の項目と異なる支出がなされておりました。現在、こちらが把握しました事実について書面に取りまとめ、関係者に対し事実確認を行っていくところでございます。

○金城泰邦委員 これ小禄高校ということが出ていますが、恐らくこういった事例というのは、小禄高校以外にもあり得るんじゃないかというふうに思うわけでありますが、そういったところは調査の状況としてはどうなっていますか。

○横田昭彦教育支援課長 お答えいたします。

小禄高校以外の学校の調査等につきましては、教育長から全ての機関につきまして調査するようというところで厳命を受けまして、県教育委員会では、ことしの8月に全施設、県立学校を含めた施設について書面調査を行っております。また、8月中旬ごろから部活動を含めた私費会計に関する学校現場での緊急実地調査を行っております。これにつきましては、吹奏楽部等の規模の大きい21校の訪問調査を終えているところでございます。残りの県立高校につきましては39校でございますが、その39校につきましても部活動費を含めた書面調査を行いまして、必要に応じて実地調査を行いたいというふうに考えております。これにつきましては、11月までに調査を完了する予定となっております。現段階ではございますが、21校を調査しておりますが、小禄高校と同じような事案につきましては、見つかってないということでございます。

○金城泰邦委員 そもそも、こういうことがなぜ起こるのか、こういう不正が起こる背景にはどんなことが要因としてあるのか、県はどのように考えていますか。

○屋宜宣秀学校人事課長 同校におきまして、不適正な経理処理が4年度にわたって行われていた原因としまして、予算の年度内消化を優先させていたこと、それから調達業務に携わる職員の公金等の取り扱いの重要性というか、手続を踏むことの重要性に

関する理解及び認識が欠如していたことなどが挙げられると考えております。また、同校におきましては、音楽顧問が見積書の提出依頼、それから発注した役務や物品等の確認事務を行っており、職務の分担による相互のチェックというか、相互牽制が機能しにくい状況となっていたことも背景となっていると考えております。

○金城泰邦委員 この件につきましては、いろいろ調査もしているというふうに伺っております。マスコミにも出ている元副顧問。この元副顧問は、このことに自分が関与している、そういったことに非常に後ろめたさをもって、自分も首も覚悟で告発をするわけです。ということは、やっぱり再発防止ということをしっかりやっけていかなければいけないですし、原因究明、そういったものもしっかりやっけていかなければいけない。なかなかあり得ない話だなと思ったのは、業者と教員の間でプール金というものを扱う関係、こういったものは明らかにコンプライアンス違反であるというふうに思っているんですね。そういった部分はしっかりと原因究明、再発防止、これをしっかりとやっけていかなければいけないと思うのですが、どのように考えていますか。

○平敷昭人教育長 お答えします。

学校人事課長、教育支援課長からもありましたように、特に公費の部分に関しましては、予算というのは議会の議決を経て、その目的を定めているわけですし、そもそもはその細かい中身については学校で用途については、例えば役務費とか、学校に編成をどういうふうに組むかという案を踏まえて、こちらはまた予算案をつくっている部分も一定はございます。そういう意味で、それは置いておいて、結局予算というのは目的に従って執行しないとイケないし、執行に当たっては財務規則等の、財務会計の法令に従ってやるのが当然でございますので、その部分を徹底していくことは当然でございます。その部分に関しましては、現在、今、名前が挙がっている職員もそうですけれども、関係した職員にいろんなこと、事情を聞いて、それが起こった背景も調査をしっかり踏まえて、再発しないように他の職員にもしっかり研修というか法令遵守の視点をしっかり浸透させていきたいと考えております。

○金城泰邦委員 今回たまたまこの副顧問がクローズアップされていますが、やっぱり上司といいますか、そういった方からのさまざまなアドバイスというか指示というか、そういったものに倣って行動を起こしたというふうにありますから、これはかなり根が深い問題だと私は認識しているんですね。しっ

かりとしたコンプライアンスを確立するための取り組みをやっていただく一方で、この原因としてはやはり購入した楽器というものが非常に高価なもので、なかなかPTA費などでは賄えない、そういう現状があつてのことなのかなというふうに受けとめております。市町村などによりますと、こういった吹奏楽部の楽器について一括交付金なども活用して頑張っているところもあるというふうに伺っております。そういった楽器の取り扱いについては、そこも一方で研究すべきではないかと思いますが、県の考えを伺わせていただけますか。

○平敷昭人教育長 市町村でさまざまな財源を活用しているというのは伺っております。なかなか県のほうで財源を活用する理屈立てというのをつくれるかということもありますし、あと、この財源もともかくなんですが、学校教育に関する予算としましては、どうしても限られた予算をどちらに配分するかという視点がございます。どうしても教育課程の円滑な執行をという意味で優先して教育課程に重点的に充てておまして、部活動は、実は教育課程という形の位置づけではなくて、生徒の自主的、自発的な参加という側面がございます。確かにそういった意味でも負担が大きいというのは承知しておりますけども、部活動では所属する生徒としない生徒、あと、部活動の活動の内容によっていろいろな負担も違うというのがございまして、そういった意味で一定の家庭の負担というのが出てきている現状でございます。教育委員会としては、文化部活動もそうですし、体育系の活動もそうなんですが、現在は高文連、中文連、高体連、中体連を通して、大会派遣費という形の支援、その部分について支援を、これでも足りないんじゃないかという意見はいただいておりますけれども、そういう形でやっているところでもありますけれども。楽器とか、その分となりますと、例えば楽器もそうなんですが、スポーツ系のクラブとか、いろんな部分をやっていくものに対して限られた予算でどういうことができるかというのがあります。そういう意味で、引き続きいろいろな議論は必要だと思いますが、現状としては公費執行の公平性というか、そういう観点で教育課程を優先しているという側面があるということで、一定の制約があるのかなというふうに考えております。どのようなやり方があるかというのを引き続き研究してまいりたいと思います。

○金城泰邦委員 ありがとうございます。

以上で、質疑を終わります。

○狩俣信子委員長 以上で、子ども生活福祉部及び

教育委員会関係決算に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から明日の質疑時間5分
を照屋委員に譲渡するとの報告があつた。)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

次回は、明 10月18日 金曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 狩俣信子

令和元年10月17日

令和元年第5回
沖縄県議会(定例会)
閉会中継続審査

土木環境委員会記録

(第1号)

令和元年 第 5 回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

土木環境委員会記録（第 1 号）

開会の日時、場所

年月日 令和元年10月17日（木曜日）
開 会 午前10時2分
散 会 午後3時51分
場 所 第3委員会室

座喜味 一 幸君

※ 決算議案の審査等に関する基本的事項
4（6）に基づき、監査委員である座喜
味一幸君は調査に加わらない。

本日の委員会に付した事件

- 1 令和元年 平成30年度沖縄県一般会計決算
第5回議会の認定について（土木建築部所
認定第1号 管分）
- 2 令和元年 平成30年度沖縄県下地島空港特
第5回議会議別会計決算の認定について
認定第5号
- 3 令和元年 平成30年度沖縄県下水道事業特
第5回議会議別会計決算の認定について
認定第7号
- 4 令和元年 平成30年度沖縄県宜野湾港整備
第5回議会議事業業特別会計決算の認定につ
認定第13号 いて
- 5 令和元年 平成30年度沖縄県中城湾港（新
第5回議会議港地区）整備事業特別会計決算
認定第16号 の認定について
- 6 令和元年 平成30年度沖縄県中城湾港マリ
第5回議会議ン・タウン特別会計決算の認定
認定第17号 について
- 7 令和元年 平成30年度沖縄県駐車場事業特
第5回議会議会計決算の認定について
認定第18号
- 8 令和元年 平成30年度沖縄県中城湾港（泡
第5回議会議瀬地区）臨海部土地造成事業特
認定第19号 別会計決算の認定について

説明のため出席した者の職、氏名

土木建築部長	上原国定君
土木総務課長	金城学君
技術・建設業課長	多和田真忠君
道路街路課長	島袋善明君
道路管理課長	島袋一英君
河川課長	外間修君
海岸防災課長	新垣義秀君
港湾課長	桃原一郎君
空港課長	野原良治君
都市計画・モノレール課長	謝花勉君
都市計画・モノレール課 都市モノレール室長	仲嶺智君
都市公園課長	玉城謙君
下水道課長	渡真利昌弘君
建築指導課長	野原和男君
住宅課長	與那嶺善一君

出席委員

委員長 新垣清涼君
副委員長 照屋大河君
委員 座波一君 具志堅透君
崎山嗣幸君 上原正次君
赤嶺昇君 玉城武光君
糸洲朝則君 山内末子さん

欠席委員

○新垣清涼委員長 ただいまから、土木環境委員会
を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務
に係る決算事項の調査について」に係る令和元年第
5回議会議認定第1号、同認定第5号、同認定第7号、
同認定第13号及び同認定第16号から同認定第19号ま
での決算8件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、土木建築部長の出席を求め
ております。

まず初めに、土木建築部長から土木建築部関係決
算の概要説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 おはようございます。本
日もよろしく申し上げます。

平成30年度土木建築部の一般会計及び下地島空港
特別会計外6特別会計の歳入歳出決算の概要を御説
明いたします。

ただいま、青メッセージで通知しました歳入歳出

決算説明資料（土木建築部）をタップし、資料をごらんください。

それでは、画面をスクロールしていただき、説明資料1ページをごらんください。

土木建築部の歳入総額は、予算現額（A）1215億1181万5361円に対し、調定額（B）905億1396万7616円、収入済額（C）893億3824万2941円、収入未済額（E）11億1636万8582円であり、収入済額の調定額に対する割合、収入比率は98.7%となっております。

また、不納欠損額（D）は5935万6093円となっております。

通知をタップして、2ページをごらんください。

歳出総額は、予算現額（A）1354億285万639円に対し、支出済額（B）964億1489万6560円で、支出済額の予算現額に対する割合、執行率は71.2%となっております。

繰越額（C）は356億2215万5470円で、繰越率は26.3%となっております。

不用額（D）は33億6579万8609円で、不用率は2.5%となっております。

次に、会計ごとの歳入歳出決算状況について御説明いたします。

通知をタップして、3ページをごらんください。

土木建築部の一般会計の決算について御説明いたします。

歳入は、予算現額（A）1070億3637万8590円に対し、調定額（B）760億5030万2587円で、収入済額（C）749億4811万6810円、収入未済額（E）10億4370万9904円であり、収入比率は98.6%となっております。

また、不納欠損額（D）は5847万5873円となっております。

収入未済の主なものを款別に見ますと、（款）使用料及び手数料の収入未済額が6億7486万1688円で、県営住宅の家賃滞納による未収金等であります。

通知をタップして、4ページをごらんください。

（款）諸収入の収入未済額は3億6884万8216円で、談合問題に係る違約金の未収金等であります。

次に、不納欠損額の主なものは、（款）諸収入の4102万8267円で、県営住宅損害賠償金の除斥期間が到来したことによるものであります。

通知をタップして、5ページをごらんください。

歳出は、予算現額（A）1209億2741万3868円に対し、支出済額（B）839億1489万3824円で、執行率は69.4%となっております。

繰越額（C）は343億8017万7170円で、繰越率は28.4%となっております。

不用額（D）は26億3234万2874円で、不用率は2.2%となっております。

繰り越しの主な理由としましては、計画の変更や関係機関等との調整のおくれ等であります。

また、不用額は空港建設事業において直轄事業負担金の繰越額が確定したことによる負担金の不用等であります。

続いて、特別会計の決算について御説明いたします。

通知をタップして、7ページをごらんください。

下地島空港特別会計の決算については、歳入が、予算現額（A）8億834万2000円に対し、調定額（B）7億2284万1325円で、収入済額も調定額と同額であります。

通知をタップして、8ページをごらんください。

歳出は、予算現額（A）8億834万2000円に対し、支出済額（B）7億1224万3860円で、執行率は88.1%となっております。

繰越額（C）は8439万2000円で、繰越率は10.4%となっております。

不用額（D）は1170万6140円で、不用率は1.4%となっております。不用の主な理由は、下地島空港医療資機材車購入に係る入札残等によるものです。

通知をタップして、9ページをごらんください。

下水道事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額（A）115億5196万2640円に対し、調定額（B）113億7747万9872円で、収入済額（C）113億2569万6122円、収入未済額（E）5178万3750円であり、収入比率は99.5%となっております。

収入未済の理由は、談合問題に係る賠償金の未収金であります。

通知をタップして、11ページをごらんください。

歳出は、予算現額（A）115億5196万2640円に対し、支出済額（B）は、100億1951万8045円で、執行率は86.7%となっております。

繰越額（C）は11億59万7500円で、繰越率は9.5%となっております。不用額（D）は4億3184万7095円で、不用率は3.7%となっております。

繰り越しの主な理由は、工事で発生する残土の運搬予定先区画整理造成工事がおくれたため、工事開始がおくれたことによるもの等であります。

不用の主な理由は、維持管理業務委託における入札残及び執行残等であります。

通知をタップして、12ページをごらんください。

宜野湾港整備事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額（A）6億1331万円に対し、調定額（B）7億2441万1811円、収入済額（C）7億1042万

6473円、収入未済額（E）1358万7278円であり、収入比率は98.1%となっております。また、不納欠損額（D）は39万8060円となっております。収入未済の理由は、談合問題に係る賠償金の未収金等であり

ます。

通知をタップして、13ページをごらんください。

歳出は、予算現額（A）6億1331万円に対し、支出済額（B）が6億273万3401円で、執行率は98.3%となっております。

不用額（D）は1057万6599円で、不用率は1.7%となっております。不用の主な理由は、消費税納付金が想定より少なかったことによる公課費の減であります。

通知をタップして、14ページをごらんください。

中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額（A）5億3497万3200円に対し、調定額（B）5億4337万5416円、収入済額（C）5億4289万3256円、不納欠損額（D）48万2160円であり、収入比率は99.9%となっております。

通知をタップして、15ページをごらんください。

歳出は、予算現額（A）5億3497万3200円に対し、支出済額（B）が4億8015万5206円で、執行率は89.8%となっております。

繰越額（C）は322万3800円で、繰越率は0.6%となっております。

不用額（D）は5159万4194円で、不用率は9.6%となっております。不用の主な理由は、工事費の入札及び執行残等であります。

通知をタップして、16ページをごらんください。

中城湾港マリン・タウン特別会計の決算については、歳入が、予算現額（A）3億4677万440円に対し、調定額（B）4億8719万2108円、収入済額（C）4億7990万4458円、収入未済額（E）728万7650円であり、収入比率は98.5%となっております。

通知をタップして、17ページをごらんください。

歳出は、予算現額（A）3億4677万440円に対し、支出済額（B）が1億5661万8467円で、執行率は45.2%となっております。

繰越額（C）は3125万5000円で、繰越率は9.0%となっております。

不用額（D）は1億5889万6973円で、不用率は45.8%となっております。

繰り越しの主な理由は、大型MICE施設整備事業のおくれに伴い、周辺の土地の公募に係る検討に時間を要したことによるものであります。

不用の主な理由は、分譲した土地に対する買い戻しに備えた公有財産購入費が不用になったことによ

るものであります。

通知をタップして、18ページをごらんください。

駐車場事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額（A）1324万1000円に対し、調定額（B）8978万8657円で、収入済額も調定額と同額となっております。

通知をタップして、19ページをごらんください。

歳出は、予算現額（A）1324万1000円に対し、支出済額（B）が1245万7944円で、執行率は94.1%となっております。

不用額（D）は78万3056円で、不用率は5.9%となっております。

通知をタップして、20ページをごらんください。

最後に、中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の決算について御説明します。

歳入が、予算現額（A）6億683万7491円に対し、調定額（B）5億1857万5840円で、収入済額も調定額と同額であります。

通知をタップして、21ページをごらんください。

歳出は、予算現額（A）6億683万7491円に対し、支出済額（B）が5億1627万5813円で、執行率は85.1%となっております。

繰越額（C）は2251万円で、繰越率は3.7%となっております。

不用額（D）は6805万1678円で、不用率は11.2%となっております。

繰り越しの理由は、沖縄市による土地利用計画が見直される可能性が生じたことにより、地盤改良工事等の実施設計ができなかったことによるものであります。

不用の理由は、主として沖縄市による土地利用計画検証作業の影響を受け、予定していた土地造成工事等ができなかったことによるものであります。

以上で、土木建築部の概要説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願ひします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項（常任委員会に対する調査依頼について）に従って行うことといたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る決算事項でありますので、十分御留意願ひします。

要調査事項を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言するものとし、明10月18日、当委員会の質疑終了後に改めて、要調査事項とする理由の説

明を求めることにいたします。

その後、決算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項及び特記事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することにいたします。

委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて譲渡しないことにいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、当該ページをタブレットの通知機能により委員みずから通知し、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

座波一委員。

○座波一委員 ハシゴ道路ネットワークの構築事業についてですが、この事業は社会資本整備総合交付金とか、沖縄ハード交付金とか使ってやっておりますけれども、順調に進まないのが、土地の用地取得の問題が大きいなという感じが見てとれます。その課題の理由はほぼ一緒なんですけどね、用地取得において単価や補償内容に不満、相続人多数で交渉に時間を要するとか、いろいろあるんですね。そこら辺が進まない理由となっているということをもう一度、説明をお願いします。

○島袋善明道路街路課長 本日はよろしく申し上げます。

まず、用地における課題ですけれども、単価や補償内容の不満、あるいは相続関係人多数等で、交渉に時間を要しているということでもあります。

○座波一委員 実際に県の職員が直接やっているというのは少ないと思うんですね。そういう中で、実際にやっているところの話としてそうなんですか。

○島袋善明道路街路課長 委員御指摘のとおり、例えば土地開発公社とかそういったところも我々は活用して、実際に用地の交渉に当たらせていただきます。ただ、土木事務所の職員であれ、出向く土地開発公社の職員であれ、やはり根本的なといいますか、

用地に関する問題というのは、やはり単価への不満ですとか先ほど申し上げましたとおり相続関係だということで、問題自体は一緒だと認識しております。

○座波一委員 このハシゴ道路構築は、非常にピッチを上げて進めないとか一沖縄県の今の交通事情とか経済の振興発展状況に、非常に今タイミング的に遅いんですね。ですから、急ぐためにも用地買収がおくれないといけないんですよ。用地の買収が行われないと、設計もできない、ひいては工事もできないという、まず用地ありきなんですけどね、そこへの取り組みがちよっと遅いんじゃないかなという気がしますけど。

○島袋善明道路街路課長 この辺、土地開発公社の活用につきましても、例えば事業執行の予定の前年度から土地開発公社と協議等を進めて、なるべく早い時期に問題点とか洗い出して、速やかに用地取得をして工事着手できるように努めているところであります。あと、土木事務所等とも執行会議等を密にして、なるべく執行率が上がるように一特に用地に関してもお互い連携しながら進めているところであります。

○座波一委員 例えば、南部東道路の部分、17億円ついている中で用地費と工事費の割合をお願いします。

○島袋善明道路街路課長 31年度歳出予算でいいますと工事請負費が14億円……。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、座波委員が決算ベースで説明するよう求めたが、執行部が今手元に資料がないとのことであったため、後ほど資料として提供することとなった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

座波一委員。

○座波一委員 この用地取得の割合をどう決めるかはかなり大きなポイントとなってくるわけなんですけどね。この部分で、決まった計画ですから、毎年度決まった金額の中で工事と用地代を割り振りして、用地が買えなければ、またこれが繰り越しとなると、不用になるといったりするわけですね。非常に効率が悪い、用地購入の。それを何とか改めて、用地を安定的に購入できるような体制をつくる必要があるのではないかと。用地購入の大切さがあるんですよ、重要性があるんですよ。ですから、方法はないんですかね、債務負担行為をしてこれをしっかり確保して任すというようなやり方などないですかね。要するに、中途の補正は組めないんですよ、用地代というのは。当初予算でしか組めませんよね。そこがあ

る意味ネックとなっているんですよ。

○**島袋善明道路街路課長** 用地費に関しましては、当初予算の段階で余裕を持った配分にしておりまして、例えば途中で新たな買い取り手が出てきて足りないといった場合にも、そういうときは工事費から流用して予算確保をしてやるといったようなことも考えております。行く行くは今おっしゃられる、例えば大規模な補償物件ですとか、そういったものが発生した場合は債務負担なども考慮しながら今後、検討していきたいと思っております。

○**座波一委員** いずれにしても用地取得に対する、やっぱりこういうやり方をもう少し工夫しなければいけないのではないかなと思っておりますが、よろしく。部長などの意見も聞きたいと思っております。

○**上原国定土木建築部長** やはり用地取得が円滑にいかないと事業が円滑に進まないというのは確かにありますので、土木事務所ですとか土地開発公社の活用もありますけれども、しっかり執行体制を強化しながら取り組んでいきたいと思っております。あと、外部に委託する業務もやっておりますので一用地の説明業務とかですね、契約前の事業の説明業務を外注するというようなことも取り組みしておりますので、土木事務所、土地開発公社、外部への委託も含めてしっかり体制を整えた上で円滑にいくように取り組んでいきたいと思っております。

○**座波一委員** 道路防災保全事業は、この財源はどこから持ってきますか。

○**島袋一英道路管理課長** よろしくお願ひします。
道路防災事業につきましては、主にハード交付金となっております。

○**座波一委員** ハード交付金で道路の保全関係は100%やっているんですか。

○**島袋一英道路管理課長** はい、そうです。

○**座波一委員** これはじゃあ保全計画というんですかね、長寿命化計画というのは完成しているんでしょうか。

○**島袋一英道路管理課長** 橋梁関係について長寿命化の計画を立てておりまして、平成30年度にその他の道路施設—トンネルでありますとか、歩道橋関係が終わりましたので、また、そういった施設も新たに今年度から長寿命化計画を作成する計画をしております。

○**座波一委員** 南城市と八重瀬の境にある堀川、あるいは港川の境界にある橋があるんですよ。あれ県道だと思いますけど、その補修計画はどうなっていますか。

○**島袋一英道路管理課長** 先ほどの堀川橋は、南城

市の市道にかかっている橋となっております、令和2年度からの新規事業の予定であります。

○**座波一委員** 次は、老朽化対策緊急事業なんですが、これも長寿命化計画。ページが357です。これの長寿命化計画もあるということですけど。中城湾港港湾計画がありますね。港湾計画と、佐敷の湾岸の護岸の問題があります。その佐敷の湾岸線がかなり老朽化しているわけですが、その港湾計画と並行してここは整備する予定だったものが、この港湾計画が変更になるというふうな動きで今来ていると思っておりますけど、その変更の考え方についてお願いします。

○**桃原一郎港湾課長** 中城湾港の港湾計画の件でございますが、現在、港湾計画の改訂に向けて取り組みを進めてございます。その中で、佐敷一帯の当初のマリン・タウン計画—都市的土地利用のための埋め立てというのが計画されておりまして、要は、佐敷地域が以前は海のほうに展開しないとなかなか土地利用ができないというのがございましたので、平成2年に港湾計画を策定した際に、地域と調整して地元要望を反映して、住宅等の埋め立て、都市的土地利用地域を設定してございます。しかしながら、南城市に統合されたということもございまして、現在はあえて海を埋め立てて、都市的土地利用を得る必要がないというところで、南城市とも調整してございまして、この港湾計画は見直しをしようというところで、今進めているところでございます。

○**座波一委員** 変更になる理由はある程度理解しているんですけど、ただ問題は、そのときに変更計画から外れてしまうと、この老朽化した海岸線が置き去りにされてしまうということが心配されているんですよ。そういう可能性はないですか。

○**新垣義秀海岸防災課長** 当該海岸の護岸につきましては、長寿命化計画の調査を終えておりまして、健全度でいいですと緊急に整備をやる必要があるというところに位置づけされておられませんので、今後、経過を見ながら、港湾計画が仮に変更になった場合にはそれに対応した護岸の整備計画などについて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○**座波一委員** 港湾計画の変更と関係なく新たに整備計画をするということでもいいですか。

○**新垣義秀海岸防災課長** 関係なくといいますか、やはり港湾計画と整合のとれた護岸の計画を検討してまいりたいと。

○**座波一委員** あそこは海拔2メートルとか5メートルの非常に低地帯ですので、災害意識が非常に、防災意識が強いところなんですね。そこで、またさ

らに一部護岸がないところがあるんですよ、なぜか知らないけど。用地買収ができなくて、200メートルぐらいないところがあって。ここも最近大潮のときに入ってきたりして住民が非常に心配していますので、そこはぜひ現場を見て、全体の計画も含めて検討してほしいと思いますけど、どうでしょうか。

○新垣義秀海岸防災課長 そういった実際に被害があるのであれば、現場を調査しまして地元の意見などを聞きながら整備の可能性について検討してまいりたいと思います。

○座波一委員 居住支援協議会事業推進補助金の件ですが、30年度の実績では居住支援協議会が実施する事業に対して補助金を行ったとありますね。これは実際、補助金を出して活動を支えたわけですよね。

○與那嶺善一住宅課長 30年度は当初予算900万円の予算額を居住支援協議会に対して補助をしております。

○座波一委員 その下のほうの4のその他で、「市町村居住支援協議会設立に向けての勉強会、新たな住宅セーフティネットの周知に努めた説明会を行った。」とある。設立に向けてということは、まだ設立されていないところがあるのか。あるいは一何ですかこれは一つじゃないんですか、市町村単位でつくるんですか。

○與那嶺善一住宅課長 現在、沖縄県の居住支援協議会が一つで、その構成員として市町村は那覇市、沖縄市、うるま市、宜野湾市、浦添市の5市を会員として協議会を運営しているところですが、今後、市町村ごとの協議会設立ということで一現在は市町村での協議会が設立されておられませんので、それに向けた課題の整理とか、そういったものを市町村と連携して勉強会を行っているところでございます。

○座波一委員 高齢者の居住困難問題は日増しにふえてきていると思いますけれど、これは土木部だけの問題ではなくて、福祉分野からの連携もあるんですか。

○與那嶺善一住宅課長 居住支援協議会の構成員には県の福祉の担当課及び先ほど申しました5市の福祉部局も構成員として参加しております。それ以外に、県の社会福祉協議会、沖縄県の地域包括在宅支援センター協議会ということで、福祉関係団体も協議会の構成員として一緒に連携して協議を行っているところでございます。

○座波一委員 わかりました。

次に、空港の消防関連でお伺いします、消防体制の。沖縄県那覇空港も非常に過密なダイヤになって

いて、非常に消防とか防災体制が大事なんですけど、下地島空港もそうなんですけど。緊急の防災車両も購入しましたよね。購入したのはいいんですが、県管理の消防職員の教育訓練とかそういう体制は、平成30年度はどれくらいやりましたか。

○野原良治空港課長 県管理空港においては、2年に1回の総合訓練や部分訓練、年2回の図上訓練等を実施しております。

○座波一委員 空港単位の訓練ですよ、年に1回ですか。

○野原良治空港課長 2年に1回の総合訓練や部分訓練、年2回の図上訓練等を実施しているところです。

○座波一委員 那覇空港の過密さに加えて、沖縄県の空港管理職員、空港消防隊員のレベルをもっと上げるべきじゃないかという声もありますから、これはぜひ一今、日本でも長崎のほうに世界的にも有名な訓練センターができていますので、そういうところでしっかり訓練しておかないといけないんじゃないかなと思いますが。

○野原良治空港課長 現在実施している訓練等も含めて、そういった他県の状況とかも含めて、実施に向けては取り組んでいきたいと考えております。

○座波一委員 ぜひ、当初予算からしっかり組んで、訓練体制を整備したほうがいいと思います。

最後に下水道事業です。八重瀬町が公共下水等々の整備がなかなか進まない状況なんです。広域化の可能性がかなり厳しいという議論もありますが、今どのような打ち合わせになっていますか。

○渡真利昌弘下水道課長 よろしく申し上げます。

広域化共同化計画については、来年度から計画策定に向けています。令和4年度に計画策定をする予定でして、この計画策定の中で、八重瀬町とかの意見も聞きながら広域化共同化、農業集落排水とかも検討していきたいと思っています。

○座波一委員 農集排との併用という考え方があるかと思いますが、これが沖縄ちゅら水プランの方針に入っていくということですか。沖縄ちゅら水プランだと思いますけど、農集排の設備と広域下水道を一元化していくような考え方も県は持っているんですか。

○渡真利昌弘下水道課長 ちゅら水プランにおいては、下水道等、農業集落排水、浄化槽も含めて効率的に早期に整備する構想であります。今回の広域化共同化においては、下水道、農業集落排水、あと漁業集落排水も含めて、ハードの部分で統廃合も検討していく計画となっています。その中で、八重瀬町

も含めて、ほかの市町村の事業の統廃合も検討をしていくことになっています。

○座波一委員 これはですから、国の厚労省と農水省とのそういった方針に沿った考えでいいんですか、考え方。

○渡真利昌弘下水道課長 広域化共同化計画については、平成30年1月に総務省、農水省、国土交通省、環境省連名による要請で、各都道府県において令和4年度までに広域化共同化計画を策定することを求めています。令和4年度までに策定することが、令和5年度以降の交付金の交付要件となっています。

○座波一委員 さっき触れていましたけど、農集排もかなり施設が多くなると維持費が大変になってきているんですね。こういった統廃合も含めて一公共との合体というんですか、それもぜひ沖縄においてはやるべきだと思いますよ。そういう意味からいってぜひ、令和4年までに計画をまとめるということではありますけど、しかしながら喫緊の課題が八重瀬にはありますから、それもまた急ぎながら対応してほしいんですが。

○渡真利昌弘下水道課長 八重瀬町の下水道事業においては、ちゅら水プランで公共下水道で計画することになっていまして、単独公共となっています。令和5年度以降に計画ということになっています。

○座波一委員 八重瀬のほうは、本当に下水道問題は喫緊の課題です。例えば、屋宜原団地あたりは独自の浄化槽も持っているんですけど、これがもうパンク状態に今なって、かなり心配されていますので、県が積極的にその辺の技術的なアドバイスも含めて、今の農集排と合体した中で解決するとか、そこら辺も検討しないとイケないと思いますからよろしくお願いします。

○島袋善明道路街路課長 先ほどの338ページの南部東道路の決算額の内訳ですね。16億4500万円のうち、工事が約15億5000万円、用地補償費が9500万円となっております。済みません、おくれまして。

以上です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 よろしく申し上げます。

30年度決算をこれから審査をするわけでございますが、その前に県全体の決算の資料等々を見ますと、各資料おおむね良というふうな形で、健全的な財政運営が行われているだろうというふうな評価もあるのですが、他方、予算現額7977億円余りに対して、決算、歳入歳出それぞれ600億円から700億円程度の

減になっている、前年度を下回って決算を終えております。かなり予算確保に大きな課題を残したなどというふうな感想を持っております。

そこで、土木関係でいいますと、土木費が191億円の減少によると。せんだって皆さんから資料提供していただいた土木の執行額を見ると、267億円が平成29年度から減額になっております。そのもろもろの決算ベースで見る減額が大きな影響を与えているだろうと思うんですが、部長として、その辺のところ土木建築部としてどういった影響が決算であらわれてきているのか、今後どういうことが望ましいと思われるのかということ等を伺いたいと思います。

○上原国定土木建築部長 決算額が前年度に比べて約191億円、大幅な減額となっております。ただこれは、決算といいますのは前年度からの繰越金も含めた額でございます。平成29年度の決算で執行率が上がったということがありまして、繰越額が平成29年度から平成30年度に対しての繰越額は約122億円減ったということもありまして、今回、決算額で大幅な減になっております。また、ハード交付金の予算が沖縄都市モノレールの延長事業の終了に伴って減ってきているということもございまして、そういう数字になっておりますけれども、今後しっかり減額の影響を最小限にとどめられるように、事業効果を早期に発現できるような箇所への予算の張りつけですか、翌債等をしっかり活用しながら、事業費を確保しながらやっていくということもありますし、市町村に対する配分もなるべく要望に合った形で配分できるように、しっかり協議しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○具志堅透委員 予算確保に今後も努めていきたいというふうな話ではあるんですが、今年度の見通しとしてはどんな感じですか。

○上原国定土木建築部長 現在、令和元年度予算一繰り越しも約330億円抱えていまして、現年度予算と合わせて1161億円持っております。上半期の執行も執行目標に対して若干下回っている部分がございます。これは例年どおりでございますので。ただ、工事等の執行がなかなかうまくいかない部分が一不調・不落が多く出ているということもありまして、なかなか予定どおりの事業の進捗にいけないということもございまして、しっかり執行に努めて、できる限り繰り越しも圧縮しながらやっていきたいと。ただ、建設業の業界団体からは、やっぱり工事発注の平準化という要望もありまして一なかなか集中して発注して繰り越しも大幅に減るといことよりも、年間通して仕事があったほうが良いというお話もご

ざいますので、その辺しっかり平準化にも取り組みながら、翌債手続等を取りながら、また次年度の前倒しも考えながら、今年度もしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

○具志堅透委員 今年度の見通しを聞いたら、いろいろ言っているんですが、それはそれでいいでしょう。その中で、先ほどの説明の中で、繰り越しがちょっと気になっていて、先ほど部長は、計画変更あるいは関係機関との調整のおくれ等々を言っていたのですが、再度詳しく説明願えませんか。

○上原国定土木建築部長 繰り越しの要因別で見ますと、計画変更と関係機関調整のおくれといったことが主なところでございますが、先ほども不調・不落等があるということは申しましたけれども、繰越額のうち計画の変更に伴って繰り越しとなったものが約4割ということになっております。また、関係機関との調整のおくれということも約25%ほど、4分の1ほどはその理由。あと、用地取得難ということも約9%がその理由でもって繰り越しに至っているということでございますので、用地取得についても民間コンサルタントに委託等もやっているという話をさせていただきましたが、そういったことも取り組みながらしっかり執行に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○具志堅透委員 あえてなぜそれを聞くかということ、予算減による繰り越しになっているという工事が無いのかですね。例えば、せんだって委員会で議論したら、国道449号で計画を立てて何年度完成というのができていたものが、今、完成年度がわからなくなっている。そういった状況というのは、これやはり予算が影響しているだろうと思うんですね。皆さん、繰り越しをしていくんだけど、これは予算減によるものがないのかどうか、その辺がちょっと懸念しているものですからあえてそのことを聞いているんですが、どうですか。

○上原国定土木建築部長 要望額どおりに予算がつかないというのは確かにございますけれども、その辺もしっかり影響がないような予算の配分等を考えているところではございますが。委員がおっしゃるように、予算がつかないので繰り越しが出るということはほとんどございませぬ。あくまでも今回、決算で出している繰り越しというのは、予算の単年度主義の中で予定していた工事なり、用地補償なりが、用地交渉の状況ですとか、工事の状況によって、次年度に繰り越して完成せざるを得ないというようなところで繰越手続をとってやっているところがございます。予算の減額があるからといって、繰り越し

がふえるというようなことは、基本的にはないというふうに考えております。

○具志堅透委員 単年度の予算、あるいは決算という中ではそういうことはないだろうと思いますが、やはり県全体の予算の減というのは大きな一僕はやはり課題だと思います。これは部長に言っても始まらない話ではあるんですが、しっかりと部長のほうからも、知事、副知事等々へしっかりとアピールをしながら、土木予算の確保、所要額の確保をしっかりとやっていただきたいなという思いで聞いておりますのでよろしくお願いします。

それでは、主要成果のほうに移っていきたく思います。まず、宮古広域公園基本設計について伺いたいんですが、地元住民というか、自治体等々と意見交換等々終えながら基本設計が行われてきたんだろうというふうに推察するんですが、どの程度のヒアリングをしたり、どう反映されているのかという部分を少し説明願います。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 よろしく願います。

宮古広域公園の基本設計につきましては、遊具広場やレクリエーション施設等を検討する上で、市民を対象としたワークショップを実施しております。また、地域住民への説明会も実施し、それらの意見を踏まえ遊具広場やレクリエーション施設等の配置を検討しております。県では現在、基本設計に基づき、環境影響評価や都市計画決定に向けた手続きに取り組んでいるところであり、引き続き宮古島市と連携しながら令和2年度の事業着手に向けて取り組んでまいります。

○具志堅透委員 この計画、基本設計の中に、僕らも意見交換させてもらって、そこの視察も行ったのですが、おもてがビーチになっていますよね。その中で、そのビーチの活用等々も含めた中で公園計画を立ててほしいみたいなお話もあったんですが、その辺のところどうですか。宮古島市が管理しているビーチがあると。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 このワークショップの中で、森づくりとか、公園の遊び場、スポーツパーク、そういったものの検討とか、あと、ビーチというのは与那覇前浜のビーチだと思うんですけど、そこも隣接してしまっていて、そこへのアクセスもできるように公園のほうで計画をされています。

○具志堅透委員 アクセスということではわかるのですが、そこの取り組んだ形での云々があったと思うのです。今回の基本設計の中でこういったイメー

ジをしているのか、絵があればわかりやすいので、後ほど資料としていただければ幸いです。今後のスケジュール感なのですが、こういった形で進んでいくのか伺っておきたいと思えます。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 今現在、都市計画案の縦覧、それから環境影響評価準備書の縦覧を終えまして、環境影響評価書につきましては、今後県からの意見書が出る予定になっています。それから、案のほうにつきましては公告・縦覧が終わりました、それと環境影響評価の評価書のほうの準備をしまして、令和2年の一予定では2月ごろに都市計画審議会を持ちまして、広域公園の都市計画決定をしたいと考えております。

○具志堅透委員 ありがとうございます。

次に移ります。次は、342ページの沖縄らしい風景づくり促進事業なのですが、その事業内容を書いてあるんですが、少し細かく、詳しく説明願えませんか。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 県では、沖縄らしい景観、風景を次世代に守り継ぎ、個性豊かな風景づくりに貢献できる人材を地域住民、地域活動のキーマン、市町村職員と役割を区分し、それぞれの人材育成に取り組んでおります。風景づくりサポーターは、景観に係る地域活動に参加する幅広い次世代の住民でワークショップを開催し、各地域の景観のあり方や、そのためにどのような活動が必要かを話し合っただき、その中で提案された花壇の整備や美化活動、地域の特色を生かした風景づくりの取り組みなどに対し、おおむね4年をめどに活動費の助成や講師の派遣などを行っております。地域景観リーダーは、地域の意見をまとめ景観づくりの活動を推進していくキーマンで、風景づくりのサポーターの中から人材を発掘し、学習会や情報交流会を行うなど、地域間のネットワーク構築にも取り組んでおります。また、景観行政コーディネーターは、市町村職員を対象にして、住民と行政と協力して地域の風景づくりに取り組めるよう、研修会や先進地の視察などを行っております。

○具志堅透委員 その実績を見ますと、人材育成等々627名を実施した6地区という話があるんですが、それは地区指定というのはどういうふうになっているのか。県全域を今のような事業目的でやろうとしていないのか。6地区において627名を養成したということではあるんですが、その辺のところはどうなっていますか。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 今、県内の中で特に景観に配慮する地区ということで、沖縄ミュー

ジウムという地区を特定したものを考えているんですけど、その中で12地区ほどありまして、その中から6地区を選定して、人材育成についても活動を広めているということです。現在、取り組んでいる6地区につきましては、壺屋地区、那覇市の金城町地区、うるま市の浜比嘉地区、豊見城市の宇豊見城地区、座間味村の座間味地区、それから、竹富町の竹富島地区の6カ所になっております。

○具志堅透委員 観光立県として非常にいい事業だなと思いつつ、今質疑をさせてもらっているんですが、できるだけ県全体に広げるといふような課題があるんじゃないかなと思っています。その中で、先ほど説明のあった沖縄ミュージアムの中から一候補地区の中から選定をしているということなのですが、その候補というのかね、各全県へ広がる候補というのはどんな形でしているのか。あるいは、予算が限られているので6地区程度にしか絞られないということなのか、その辺のところ。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 先ほど、沖縄ミュージアムについて候補が12地区と申しあげましたが、ちょっと訂正させていただきます。候補地としましては24地区ございまして、その中から先ほどの6カ所を選定したところです。これから一応、人材育成については大体4年間をかけてやるんですけども、その4年後はまた違う地区に変えて、どんどん広げていきたいなと思っています。

○具志堅透委員 その事業、先ほども言ったんですが、沖縄観光立県としては非常に今後もっと取り組んでいただきたいなというふうな思いがありますので、できるだけ全県に広げられるように次年度以降はやっていただきたいなと思います。

済みません、ちょっと通告の追加でお願いしたいのですが、利便性の高い公共交通ネットワークの構築、モノレールの云々が349ページになっているんですが、その事業の説明願えますか。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 事業の中身としましては、まず、主要施策からの349ページに載っていますように、1番目としまして、沖縄都市モノレール推進事業費としまして、モビリティーマネジメントの業務を1つ行っています。それから、沖縄都市モノレール株式会社が延長整備に係るインフラ外事業等に対し出資金を出しております。もう一点が、沖縄都市モノレールの多言語化事業としまして、多言語化のガイドブックを作成しております。それを必要な箇所に配布しております。以上が、推進事業の主な概要になっています。

○具志堅透委員 事業費が5億3500万円あるので、

かなり高額だなと思って見ているんですが、そのモビリティーマネジメント云々はわかります。あと、その出資という部分に関して、どういった目的で、どういうあれでやっているんですか。金額まで含めてわかりましたら。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 これは、モノレールの浦添までの延長整備事業でモノレール株式会社が145億円の事業費が必要なんですけども、その資金の調達の中で、県と那覇市と浦添市がその20%は出資金で賄うという協定を結んでいまして、その年度割りの配分がありまして、30年度は5億2395万円の出資金をモノレール株式会社に行っております。

○具志堅透委員 これは平成31年、あるいは令和元年、2年と続いていくものなのですか、出資金というものは。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 平成31年度で最終の精算をする予定になっていまして、今年度で最終の精算になります。

○具志堅透委員 次に、がんじゅーど一事業について。これは事業実施場所、県内2路線において弾性舗装等とあるんですが、場所を教えてください。

○島袋一英道路管理課長 30年度につきましては、宮古の高野西里線と石垣の石垣浅田線の2路線になります。

○具志堅透委員 その場所選定に対しては、どういう経緯で行っておりますか。

○島袋一英道路管理課長 こちらにつきましては、平成26年度に設計業務を行いまして路線選定を行っております。

○具志堅透委員 設計業務をして路線選定はするんですけど、例えば希望が、これも全県でほかでもあるんだろうと思うんですが、宮古と八重山に絞ったというのはどういう理由なのか、これ何か基準があるんですかということです。

○島袋一英道路管理課長 がんじゅーど一事業につきましては、北・中・南部、宮古、八重山で各1路線となっております。こちらにつきましては、先ほど言いました設計業務の中で、利用状況を確認しながら各事務所1路線を設定しているところでございます。

○具志堅透委員 ということはこれまで、今回は宮古、八重山になっているんですが、これまでの事業の中で北・中部も行ったということで理解していいですか。

○島袋一英道路管理課長 そのとおりでございます。

○具志堅透委員 そこで、その事業を実施した後、効果としてジョギングの運動人口増加に寄与したと

いうことになってはいますが、それは確認はとれていますか。大体利用率がどうあってとか、その辺のところはどう活用されているかということは、とれていますよね。

○島袋一英道路管理課長 今年度、利用状況調査を行っています。これは土木事務所職員のほうになるんですけども、まず平成27年度の時点では平均して1日187名でしたけども、今回の調査で約1.5倍の1日平均288名になっております。

○具志堅透委員 ありがとうございます。

それで今、これ令和3年度までの事業になっているんですが、今後の予定、これまで終わったところをお願いします。

○島袋一英道路管理課長 完了路線といたしまして中部の沖縄環状線、それから南部の奥武山米須線が終わっております。残りが北部の古宇利屋我地線、それから先ほど申しました宮古と石垣島の2路線となっております。今後につきましては、現在の利用状況を再度確認しまして効果を検証した後に、新規路線についてはまた検討していきたいと思っております。

○具志堅透委員 これはまだ新規をやる予定があるんですか。

○島袋一英道路管理課長 この辺は、実際に維持管理費用の面の絡みがありますので、その辺もまた考慮しながら検討していきたいと思っております。

○具志堅透委員 それも、やはり健康長寿を目指す中で必要な事業だと思います。しっかりとできるだけ多くの、県全域でできるように努めていただきたいと思って質疑をいたしました。ありがとうございます。

次に、海岸環境整備事業に移ります。まず、今年度の工事、事業に対する説明を少し加えてください。それと翌年度の繰り越しが出ておりますが、そこも合わせてこれも説明をお願いします。

○新垣義秀海岸防災課長 お答えします。

金武町のギンバル訓練場の跡地において、金武町の金武町ふるさとづくり整備事業と連携しまして、海岸部に人工海浜の整備を行っております。これまでに南側突堤、一部護岸の整備を実施したところであります。平成30年度末の事業の進捗は約39%となっております。令和元年度中に北側突堤、残る護岸の整備を行い、養浜についても令和元年度から一部着手することとしております。令和2年度につきましては、残る養浜、飛砂対策としての植栽の整備を行う予定となっております。令和2年度完成に向けて予算の確保に努めていきたいと考えております。

○具志堅透委員 繰り越しがかなりあるなという感がするのですが、何か事業を進める上で弊害等々ありますか。

○新垣義秀海岸防災課長 繰り越しにつきましては、現時点で約2億500万円、決算では繰り越しが2億2709万7000円となっておりますけれども、そのうちの約90%については契約済みとなっております、残額についても護岸の進捗に合わせて執行する予定となっております。この年度末までには完成する予定となっております。

○具志堅透委員 ありがとうございます。

その中で、課題として皆さんが上げていることがどういうことなのかなど。金武町が事業を進めると、それと合わせて背後地で合わせてやる課題があると、必要があるとされているので、その辺のところの説明願います。

○新垣義秀海岸防災課長 県が行います護岸の整備に当たっては、まず、金武町が先に整備します町道を工事用道路として使用する計画となっております。また、護岸の整備後に金武町が護岸背後地の公園の整備をする予定となっておりますので、それぞれの事業に遅延が生じないように工事のスケジュール等の調整を行っております。実際、町道のほうを工事用道路として県の工事は現在のところは順調に進んでおります。今後もお互いに連携しながらスケジュール調整を行っていききたいと、そういった意味でございます。

○具志堅透委員 よろしくお願ひします。

次に、無電柱化推進事業について伺います。その事業は、令和3年までの事業になっているんですが、これ計画的なものの中で進めているということではないですか。要請者負担方式というの理解はしています。そういった中での県の計画等々があれば伺いたいなど。

○島袋一英道路管理課長 沖縄県全域における無電柱化推進事業は、沖縄21世紀ビジョン実施計画において、現在令和3年度までの整備延長目標を173キロとしており、平成30年度末で154キロメートルの整備が完了しております。無電柱化推進事業は、沖縄総合事務局、沖縄県、関係市町村及び電線管理者で構成される沖縄ブロック無電柱化推進協議会において、整備箇所と整備延長等を定めた無電柱化推進計画を策定し、それに基づき事業を進めております。ですので、現在の目標は令和3年度になりますけれども、そのブロック協議会のほうで、また随時、箇所とか、延長がふえるということになります。

○具志堅透委員 これは3年度で終わっては困るな

という思いで、今後も続けていくというふうなことでありますのでいいでしょう。そしてその中で、無電柱化の1と2、11路線と4路線、少し場所を説明願いますか。そこを先にやった理由も含めてあわせて説明願えればありがたいですが。

○島袋一英道路管理課長 無電柱化につきましては、合意路線につきましては、国道330号那覇市内、それから、名護宜野座線の名護市内、東風平豊見城線の豊見城市内、平良久松線の宮古島市内、それから、要請者負担方式の中の工事の部分としましては、国道390号の宮古島市内、それから、同じく国道390号の石垣市内、それから、県道114号線の本部町内、それから、那覇糸満線的那覇市内となっております。

それから、要請者負担方式につきましては、県道16号線のうるま市内、それから、県道49号線的那覇市内、国道390号の宮古島市内、先ほど申しました国道390号の石垣市内というふうになっております。

○具志堅透委員 次に進みます。

本部港の整備、337ページなんですが、事業期間というか、令和2年度までになっていて、その事業の中身と今どの程度の進捗でどうなのかという部分をお願いします。

○桃原一郎港湾課長 本部港の整備の状況についてお答えいたします。本部港は国際旅客船拠点形成港湾に指定されたことから、岸壁の改良、ジャケット部の整備、ドルフィン部の整備を進めており、平成30年度当初予算額につきましては、港湾改修事業費が20億6128万円と、あと北部振興事業がありまして、それが5億円となっております、合計は25億6128万円の当初予算額があります。平成30年度決算額につきましては、港湾改修事業費10億4697万円と北部振興事業3億9433万円となっております、合計は14億4130万円の決算額となっております。港湾改修事業費の内容ですが、先ほどもお話ししましたように、岸壁マイナス10.5メートルの整備及び泊地のしゅんせつ等を実施しております。北部振興事業につきましては、防波堤沖のケーソン製作、据えつけ及び上部工の施行を行っているところでございます。

○具志堅透委員 クルーズ船寄港予定である整備に関するものとは別のということか、それに付随する工事でもあるんだろうと思うんですが、この部分に関してのおくれというのはないということでしょうか。

○桃原一郎港湾課長 実際、翌年度にわたる繰り越しをしております。繰越額は9億1430万円でございますが、これはジャケットの据えつけ—この前現場で委員も一緒に見られたジャケット部の据えつけと、

あとドルフィンの設置に関しまして—これは契約繰越として7億円余りの繰り越しがあって、今年度完了に向け事業を進めておると。あと未契約が1億5000万円ありますけど、これは増額変更の予算としておりますので、我々としてはこの事業につきましては、今年度順調に進んでいきますというところで

○**具志堅透委員** しっかり取り組んでいただきたいと思えます。

最後に、圏域の拠点港湾等整備という一延命、緑地、船揚場等々の整備があるんですが、場所と事業内容の説明をお願いします。

○**桃原一郎港湾課長** 圏域の拠点港湾等の整備という主要施策でございますが、沖縄県内の港湾管理者は、沖縄県、那覇港管理組合、宮古島市及び石垣市の合計4団体でございます。その港湾管理者に対して直轄事業を除いて、自主でやる港湾改修事業、緑地等整備事業につきましては、県から間接補助を行っております。平成30年度当初予算2億3588万円に対し、決算額が1億9475万円となっております。内訳としましては、宮古島市は当初予算1億1400万円に対し決算額は9589万円、石垣市は当初予算1億2188万円に対し決算額9885万円となっております。内容としましては、平良港の漲水地区におきまして、多良間フェリーが新造船で大きくなるものですから、新たにその物揚場—要するに岸壁整備として物揚場ブロックの工事及び泊地しゅせつ工事を行っております。石垣港におきましては、老朽化した係留施設等の補修及び人工海浜及び緑地の整備をこの事業で行っているところです。

○**具志堅透委員** ありがとうございます。

済みません、最後と言ったんですけど1つ残してました。フラワークリエイション事業ですね。41路線について事業を行っているんですが、それによってほぼ主要道路というのですか、幹線というか、観光地と補完できているのかという部分をお願いします。

○**島袋一英道路管理課長** 41路線につきましては、現段階でその路線を進めたいと思っております。あと、観光客に対しまして観光地の主要道路としてふさわしい道路景観であるかということアンケート調査を実施しております。そこで、平成30年度につきましては満足度92%を得ておまして、ある程度、一定の効果をj得ているものと思っております。

○**新垣清涼委員** 照屋大河委員。

○**照屋大河委員** 主要施策の成果に関する報告書、ページ335の中城湾港の整備についてということで、

平成30年度の事業の実績の説明をお願いできますか。

○**桃原一郎港湾課長** 中城湾港の整備状況でございますが、中城湾港におきましては現在、泡瀬地区の事業及び人工島の整備事業と、新港地区において物流機能強化の事業を行っております。泡瀬地区におきましては、スポーツコンベンション拠点の形成を図るため、緑地道路、港湾施設整備と人工島へのアクセス橋梁の整備を進めておまして、平成30年度は人工ビーチの養浜、緑地護岸、橋梁下部工等の工事を実施しております。同区域では、環境に配慮し海上工事の施行期間に制約があると同時に、県工事と並行して国の埋立工事も実施していることから、海上や仮棧橋上での作業に当たっては工事の錯綜が起りやすくなっております。そのため国等と連携を図り、工程を確認しながら工事を進めているところでございます。また、新港地区におきましては産業支援港湾としての整備を進めており、東埠頭の荷さばき施設の整備及び自動車貨物を一時保管するモータープールの整備を行っております。同地区では京阪航路の定期航路就航に向けた実証実験にも取り組んでおり、引き続き物流機能強化のための港湾施設の整備に取り組んでいきたいと考えております。

○**照屋大河委員** 今、新港地区、泡瀬地区ということで説明いただきましたが、範囲としては、うるま市の州崎のほうから、今お話があった泡瀬の人工島というのは埋め立ての賛否があった場所まで含むということですか、この中城湾港というのは。

○**桃原一郎港湾課長** この主要施策では、泡瀬と新港地区の両方の事業をやっております。

○**照屋大河委員** 先ほど泡瀬地区について、スポーツコンベンションの拠点の形成ということでありました。国の事業との錯綜もあってということではありますが、この泡瀬地区の人工島の事業というのは、今どれぐらいの状況なんですか。事業の実績状況。

○**桃原一郎港湾課長** 泡瀬地区埋立事業の現在の進捗状況でございますが、平成30年度末時点で国は埋立面積ベースで約70%、県は事業費ベースでございますが約52%となっております。

○**照屋大河委員** 事業の完了見込みというのはいつごろですか。

○**桃原一郎港湾課長** 埋立工事につきましては、令和7年度の完成を予定としてございます。

○**照屋大河委員** 新港地区の定期船の実証事業等について、これはもう既に何年か経過していると思うんですが、もう少し詳しく状況のほうを教えてくださいませんか。

○**桃原一郎港湾課長** 中城湾港新港地区の—この主

要施策の中で例えば物流拠点化促進調査という事業を実施しています。これは定期船就航に向けた実証実験を行っているというところまでございまして、本事業は中城湾港新港地区を含む背後圏の企業の活性化及び誘致促進を図るため、定期航路化の実現を目指し実証実験を実施しております。具体的には、那覇港を発着する既存の京阪航路を中城湾港新港地区に寄港するルートに延伸し、当該地区に寄港する運航経費の一部について補助を行っております。現在の貨物等の状況でございますが、平成30年度の実証実験では31回の寄港があり、1航海当たり409トンの荷物を運んでございます。これは周辺企業の生産品や中古自動車、建設資材等での利用がございまして、また今年度は新たに稼働した民間の物流倉庫の貨物も利用されています。本事業により中城湾港新港地区を含む背後圏の企業の物流コストが低減され生産性の向上が見込まれることから、事業の拡大や新たな企業の誘致促進が見込まれているところでございます。

○照屋大河委員 この誘致促進という点ですが、これは土木建築部のほうでやられているんですか。例えば経済部とか、そういう皆さんとの連携というふうな形で成り立つんですか、この事業については。

○桃原一郎港湾課長 やはり定期船が就航するまでにはある程度の呼び水といいますか—実証実験をもって船を走らせてみて、背後圏から出る貨物を京阪方面に出せれば、やはり船社のほうも今後—貨物が見込まれれば継続していけるというのがありますので、この実証実験というのは我々のほうで担当してございますが、県の商工労働部企業立地推進課のほうとは当然連携してございます。背後地には、やはりそういった港湾を利用する物流系の企業等が立地してまして、船がないときには那覇港まで横持ちをしていたのが—現在409トンという新たな貨物を掘り起こしてありますが、それが中城から貨物として横持ちせずに京阪に向けて出荷できるというところがございます。

○照屋大河委員 実証実験というのは、何年ぐらいやられていますか。30年度が最初ですか。

○桃原一郎港湾課長 平成29年度から始めており、3年度程度でめどがつくのではないかと考えてございましたが、貨物量がまだ足りないのではないかと—というのと、あと今RKK、琉海さんが総合物流センターを整備してございます。そういった背後地が今どんどん貨物が出るような状況になってございますので、我々としては、あとしばらく継続したほうがいいのではないかと考えてございまして、背後地に

立地する企業さん及び船社さんとも、その辺であとどのくらい継続できたら航路が就航できるかというのを現在、調整、検討しているようなところがございます。

○照屋大河委員 地域においても、地元においても非常に期待の大きい事業です。今おっしゃられた継続したほうがいいという現在の状況であれば、新港地区における企業の皆さんの組織もあると思いますのでよくお話を聞いていただいて—なかなか3年間という形で、短期で物流を確実にしていくというのは厳しいと思いますので、ぜひ事業継続の方向で。この中部地区、これは事業年度見たら昭和47年から一埋め立ての時代からだと思うんですが、半世紀に及ぶ事業ですので、中部地区の東海岸を活性化しようという目標の中で進められた事業だと思っていますので、ぜひ先ほど言った実証実験なども継続し、あるいは、今、課題とされる背後地における企業などの誘致も合わせてやっていただきたいと思うんですが、この点を改めてお伺いします。

○桃原一郎港湾課長 我々も東海岸地区の発展ということで、中城湾港の整備は一先ほどもありましたように古いときから継続して、今やっと航路、定期船が就航できるのではないかと—ところまでございまして。現在、我々のほうは中城湾港の港湾計画の改訂というのを—行っております。その中で、やはり那覇港と中城湾港のすみ分けをする必要があるだろうと。今、中部地区で生産品とかありますけれど、どうしても那覇港に横持ちをしているという実態がございまして。那覇港に一極集中ということで、その運ぶ道路も渋滞させている、那覇港も現在手狭なので、彼らとしても事業展開ができないというところがございまして。我々は、那覇港と中城湾港のすみ分け—要は中部で出る荷物は中部で出荷しましょうというところを頑張って今やっておりますので、背後地の企業関係さんとも一緒になって、関係する市町村も一緒ですけど、連携しながら—どんどん進めていきたいと考えております。

○照屋大河委員 ぜひよろしくお願ひします。

この定期船は継続して進めていただいて。クルーズ船の入港というか、状況というのはいかがですか。定期船と重ならないですか、そういう視点で。

○桃原一郎港湾課長 中城湾港は、実は人流としてのクルーズの位置づけは現在のところは—ありません。マイナス13メートル岸壁という大きい岸壁がございまして、そこの既存ストックを活用してクルーズ船が今、入港しているというところでございまして。令和元年度におきましては49回を予定しているような

ところがございまして、今後、やはり今聞きますとクルーズが大分人気で沖縄のほうに発着しております。那覇港も一要はバッシングがありまして、那覇港を見ますと若狭の第8号以外にもガントリークレーンのところまで接岸されております。要はそこまで、那覇港のほうでたくさんあるものですから中城湾港に回ってもらえないとか、せっかく沖縄にいらっしゃるのであればその辺をとということで一今、人流としての位置づけはございませんが、既存ストックを利用してこういうクルーズ船を受け入れているというところはございます。クルーズがどんどん伸びる傾向が見込まれておりますので、我々としては中城湾港でも人流の位置づけ、クルーズの位置づけができないかというのを、現在港湾計画の改訂の中で検討しておりまして、これにつきましても当該市町村、地元と連携しながらやっていきたいと考えているところでございます。

○照屋大河委員 その港湾計画の改訂作業は今どのような形ですか。いつごろにそれが示されるというような状況ですか。

○桃原一郎港湾課長 港湾計画の改訂に向けて、現在は各自自治体さんとか地域にヒアリングを行っているという状況でございまして、昨年度から、平成30年度から港湾計画の改訂に向けた作業は進めておりまして、おおむね3年程度をめどに、令和2年度中に改訂計画、来年度中にできないかなと思ってございます。ただ、これからは港湾の長期構想検討委員会と有識者を交えた意見交換会を設けたりして、先ほどもお話ししていましたように那覇港とのすみ分けとか、今一番これがとても大きい話でございまして、その辺を長期構想検討委員会の中で調査を進めていくというようなところでございまして、おおむね令和3年度を目標に今、改訂の作業を進めているところでございます。

○照屋大河委員 ぜひ、物流の視点、人流の視点を含めて計画、地域の声も、先ほどからありますようによく聞いていただいて、実現できるようにお願いをします。

続いて、345ページお願いします。

建設業経営力強化支援事業ということで、30年度の事業の実績等について説明をお願いします。

○多和田真忠技術・建設業課長 よろしくお願いたします。

本事業は、経営改善や新規事業の取り組みなどを気軽に相談できるよう相談窓口を設置し、いつでも支援できるような体制を構築しております。平成30年度は350件の相談、12回のセミナーに313名が参加し、

また、支援を受けた3社が経営革新計画の承認を取得しているところでございます。

○照屋大河委員 相談窓口ということですが、事業の目的、内容にも示されているように、厳しい経営環境にある県内建設業者の経営改善等ということですので。皆さんのほうにも届いていると思うのですが、中小企業家同友会ですか、この平成30年度の事業を踏まえても、次年度に向けて建設業の課題、生産性の向上とか、建設業のイメージアップとか、将来の担い手確保とか、切実な声が県政にも届けられていると思うんですが、この事業、30年を通して、今後この事業をどう効果をあらわしめるかという点についてお伺いできますか。

○多和田真忠技術・建設業課長 この本事業の中では、経営力向上セミナーの中で、今、課題となっております人手不足等の求人採用とか人材育成に関するセミナーが3回。あと、専門家の派遣等いろいろやっているところでございます。また、今この事業と合わせて担い手不足に対する課題対策として、建設産業の魅力発信、建設現場親子体験バスツアーでありますとか、あと、沖縄建設フェスタ、高校の生徒指導の先生を対象とした見学会、建設業団体が主催する合同企業説明会開催への協力。この経営力支援事業につきましても、これ以外に、今県のほうでは沖縄県建設産業ビジョン2018というのを策定しておりまして、建設企業、建設業界団体、行政機関、それぞれで連携して、総合的、計画的に取り組んでいくということにしております。その中の一つとして現在の取り組みを行っているところでございます。そういう中で県としましては、今、大きな一委員がおっしゃられたように、人材の確保等でありましたら週休2日に向けての取り組みであるとか、あと、社会保険の取り組みであるとか、技術者への研修でありますとか、いろいろ総合的に、県だけではなくて業界とも連携しながら今、進めているところでございます。

○照屋大河委員 沖縄、離島地域も抱えて、またそれぞれ地域の課題もあると思います。つい先日も宮古から中小の代表者が人を探しに人夫さんを探しに、沖縄本島に来たんだというような形でお話を伺う機会がありました。そういうことも含めて、建設業の皆さんに対する一その課題、提言・要望も具体的に県に示されているというふうに思っていますので、ぜひ、その辺の対応もしっかりやっていただきますようお願いをして終わります。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時15分再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 歳出の決算の5ページの(款)土木費の中の河川海岸費と、主要施策の362の河川海岸費の治水対策事業について伺いたいと思います。

国場川の水系なのですが、これが明治橋から南風原町の宮城橋の中の構想なんです、決算の中で整備箇所と、それから、その事業内容についての説明をお願いしたいと思います。

○外間修河川課長 よろしく申し上げます。

国場川に係る整備箇所、あと事業内容についてお答えします。国場川の整備は河口の那覇港から、南風原町字大名の県道南風原与那原線、宮城橋付近に至る整備延長約8.3キロメートル、総事業費約393億円の河川改修事業であります。国場川における平成30年度の決算額に係る事業内容は、那覇大橋下流部のしゅんせつ工事約5000立米、南風原町内の兼平橋上流部の延長80メートルの護岸工事及び用地補償費等であります。また、県では、平成18年度に係る自治体と連携し、国場川水系水に親しむ川づくり整備構想を策定しております。当該構想は、河川と管理用通路及び周辺の公用地等について、都市部における自然ふれあいの場、オアシス空間の創出の視点を取り入れた河川整備を実施するものであります。現在、当該構想を踏まえた河川整備に取り組んでいるところであり、平成30年度末時点の進捗率は事業費ベースで87%となっております。

○崎山嗣幸委員 ただいまの説明で、明治橋から南風原を過ぎて宮城橋付近、8.3キロという壮大な事業なんです、昭和47年からだから、終わるのが令和9年というからもう50年近くの事業になるんですね。この構想を私も見て、河川敷を使っての管理用道路、その散策路としての整備を進めてくれということで、従来私も話をしてきました。この事業そのものについての、今話があったように進捗が87%ということになっているんですが、私はきのう、おととい、2回にわたってオートバイで明治橋から河川敷をずっと走ったんですが、やっぱり寸断されているところとか、一体的になっていないところがあったので、この箇所をどうつなぐかについてが課題ではないかなと思って。明治橋近辺からはすごく管理用道路もいいんだけど、真玉橋近辺でまた寸断されて、一日橋から途中から歩けなくなって、それが上流側の南風原を過ぎたところからは極めてまた親水性のある護岸になっていて、皆さんが言われるバル

コニーもそうなんだけど、親水用のテラスも含めて整備されている感じがしました。でも、やっぱり明治橋から最終的な宮城橋まで含めて、河川敷を使って管理用道路の整備をして、これが人々が散策をしたりウォーキングをしたり、健康増進にもなるし、また交通渋滞緩和にもなるような意味で、そこを使えるようなオアシスというか皆さんが目指す構想は極めてすばらしいと思って、これを促進してもらいたいということでもあります。今、言われた中で進捗率もそうなんです、きのう私が歩いたところで、明治橋から管理用道路を渡って真玉橋のところを過ぎたところで、真玉橋から国場に抜けるところの100メートル近辺で寸断されていて、そこが通貫されると一日橋までずっと散策できるのではないかと私は思ったんですが、これが皆さんが検討するということでしたので、真玉橋の上流部の右岸、そこについての護岸工事と管理用通路についてはどうなっているか、そこをまた説明をお願いしたいと思います。

○外間修河川課長 委員のおっしゃる真玉橋上流部の右岸については約100メートルの区間が未整備となっておりますが、去る9月に河川改修事業に契約して着手しているところであります。当該事業の実施により、那覇市内の護岸工事は全て完了する予定となっております。管理用通路についても連続性が確保されることから、施設を管理するための機能の向上と、あと散策路などの地域住民の利用に寄与する施設としての機能も増進されるものと考えております。

○崎山嗣幸委員 私が、今聞いている寸断されている100メートルの工事の、皆さんの計画というか、ここを説明してくれますか。

○外間修河川課長 工事については、護岸と管理用通路を一体的に整備いたしますので、護岸と同時に管理用通路も連続するものと考えております。

○崎山嗣幸委員 これは工事予定されているのですか、ここの区間。

○外間修河川課長 契約が9月で、契約工期としては年度末の3月を予定しております。

○崎山嗣幸委員 工期はいつからいつまでですか。

○外間修河川課長 工期は9月27日から令和2年3月24日までとなっております。

○崎山嗣幸委員 ここの100メートルの工事が令和2年で完了すると、先ほど言ったように、管理用通路を使って真玉橋から一日橋まではずっと歩けるように、そこはそういうふうになりますかね、皆さんの考え方としては。

○外間修河川課長 この工事が終われば、連続が確

保されると思っています。

○**崎山嗣幸委員** それから、一日橋まで流れてそこからは県道ですかね、一日橋の県道に直面するんだけど、渡るときの河川は反対側になっていて、またここで県道というか、渡らないといけないところがあって、そこからは反対側の道路を渡って、それから左側の河川のほうから全部何百メートルかな、500メートルぐらい草刈っているところあったんだけど、そこにつながるような計画なんですかね。一日橋からの通路の件です。一日橋からの先。

○**外間修河川課長** 一日橋の上流側ということで認識していますけども、管理用通路については連続している状況です。

○**崎山嗣幸委員** まだ未整備じゃないかなと僕聞いているんだけど、そこは。

○**外間修河川課長** 左岸側については、一部通れないところがあって、右岸側については連続した状況となっています。

○**崎山嗣幸委員** 今、真玉橋のところ聞きましたよね。そこは今、工事をなされるというから、散策道路が開通するから、真玉橋から一日橋までは、僕は行くことができるということで、オートバイ乗って着いた。そこから国道があって、一日橋でとまったんですよ。そこで私は、そこからどこにつなげるかなと思って、探し切れなくて、渡ったんだけど左側のところに、左岸側のところで草刈っているところ、約300メートルぐらいあったんだけど、そこにつなぐのかなと思ったんですが、違うのかなという確認をしたい。左岸。向かって左側、左岸側の管理用通路ですよ。そこには橋は一どこかな、下茂橋というのかな。

○**外間修河川課長** 委員のおっしゃる場所については、管理用通路としてはつながっております。

○**崎山嗣幸委員** いずれにしてもつながっているということですから、私オートバイで行ったけど、とてもじゃないけど管理用通路らしい道路ではなくて、草刈っているだけだったんだけど、そこから一日橋に上がっていく階段がないとここに上がれないわけよ、相当な高さがあったんで。つなげるんだったら、そこはやっぱり階段つけて通れるようにやらないと意味がないかなと思ったので、ここは改めて検討してもらいたいというふうに思います。これ何か考えていますか、階段か何かで。上がりようがないし、どうしようもないと思ったんだけど、これはそのままなのか。つなげるという皆さんの一体的な考え方について、階段なり何か、つなげる考え方は持っているのか、そのままなのかどうかについては答弁を

お願いします。

○**外間修河川課長** これについては現地を再度、確認しまして、必要であれば階段等を検討したいと考えています。

○**崎山嗣幸委員** これはそれだけ。

それから、私は、これはメリットは、管理用通路を使って、皆さんの書いてあるように、本当に連続性のあるオアシスをつかって、都市部から南風原に向かってウオーキングできたり、散策できたり、そこにバルコニーがあったり、親水性があるということの構想はすばらしいと思うものだから。明治橋から行くときというのは、そのまま、またそこに道路ができたりすると、道路の橋の下を渡れないものだから。橋から上がって道路から通る那覇大橋とか幾つかあるんだけど、架橋の下をやるというのは治水の問題と関係すると思うんだけど、架橋の下が歩けるところと、危ないからって道路を渡るところあると思うんだけど、この辺はどんなふうに連続性を持ってするのかについて答弁願えますか。

○**外間修河川課長** 管理用通路については、どうしても橋梁等にぶつかることについては、橋梁の高さとか、中をくぐれるかとか、あと、これを橋梁のほうにつないだ場合、安全性とか交通容量の問題がありますので、その辺、極力、連続性を持たすように努めていきたいと考えています。

○**崎山嗣幸委員** いずれにしてもこの国場川水系だけじゃなくて、また長堂川もあるようなんだけど、特に国場川水域は都市部に入るという意味では、今、部分的に切れてしまうと、きのう歩いているところでも、ウオーキングしたり散策したりとか、やっぱり一部なもんだから一部の区間で終わっていて、一部はほとんどいかなかったりするところがあるから。先ほどから言っているように、連続的に明治橋から南風原の最後の宮城橋近辺まで行くことができると、そういった、県民がというか、憩いの場として河川敷使ったり、散策したり、それから水に親しむ、親水性があるようなことができるんではないかなと。かつてはそこは、洪水であふれたりすることも含めて、皆さんの努力でここは解消されてきているわけだから、せっかくそこはきれいな河川敷をつくってもらいたいということで思いますので、ぜひ整備されていない箇所、幾つか寸断されているところがあるので、そこはぜひつながるように、いろんな専門的なことを駆使して、全体的につなげる努力をまずしてもらいたいということを思いますので。結構、進捗はしているんだけど、残された区間、つながらない部分についてはつなげる努力をしても

らいたいと思いますが、そこは最後に答弁お願いしたいと思います。

○外間修河川課長 今後、河川整備等の実施に向けては、委員おっしゃる管理用通路、地域に利用しやすいような、極力連続性があるよう取り組んでいきたいと考えています。

○新垣清涼委員長 赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 通告した中で聞きたいんですけど、過去5年間の入札の不調・不落について教えてください。

○多和田真忠技術・建設業課長 お答えいたします。

土木建築部発注工事における入札不調・不落は、平成26年度が20%、平成27年度22%、平成28年度21%、平成29年度20%、平成30年度22%となっております。

○赤嶺昇委員 よくこのことで質疑させてもらっているんですけども、相変わらず20%台ですよ。これが改善されない理由は何ですか。

○多和田真忠技術・建設業課長 不調・不落の原因が、技術者不足、あと、積算単価と予定価格と現場での必要経費との乖離というふうなのがアンケート等に出ております。今、沖縄県につきましては、建設工事の出来高、民間工事とも年々増加しております。平成26年度に比べますと3割以上増加しているという状況でございます。そういう状況の中で、対策としましては、技術者の兼任、小規模工事をまとめて発注する、あとは、離島における必要経費の計上であるとか、対応はやっているところではございますけれども、実際、先ほど説明したように、建設投資がかなり伸びているということの中で少子高齢化、そして、若い人の入職者が少なく人手不足というふうなもので、複合的な要素が加わって20%で推移しているというふうなことが考えられます。

○赤嶺昇委員 他府県の状況はどうなんですか。

○多和田真忠技術・建設業課長 他府県につきましては、申しわけございませんが、データとして持ちあわせてございません。

○赤嶺昇委員 これ毎回聞いているし、5年間ほぼ変わってないんですよ。皆さんの説明も変わらないんですよ。5年間も同じような推移できていて、他府県の状況も把握していないということは、今後九州も含め、そこの状況も調べたほうがいいと思えますよ。いかがですか。

○多和田真忠技術・建設業課長 委員の提案のありました他府県の状況、九州につきましても調査してみたいと思います。建設産業ビジョンの中で、今こういういった建設企業、業界団体、行政機関と一緒に、

総合的に計画的に取り組んでいるんですけど、そのビジョンの柱も人材確保、育成ということを柱に据えて、連携しながら今、取り組んでいるところでございます。

○赤嶺昇委員 先ほど人材不足ということだったんですけど、積算単価が企業との乖離があるというのが前から言われていて、その辺はどのように改善していきまされたか。

○多和田真忠技術・建設業課長 実施設計単価につきましては、年2回から4回の見直し、あと、離島において職人等を手配する必要な経費の計上、変更による対応、そして離島において積算単価に乖離があるものについては見積もりを採用する等の形で、対応を今行っているところでございます。

○赤嶺昇委員 対応していると思うんですけど、やっぱり20%台をずっと推移しているというのは、やっぱり改善—数字がそうあらわしているの、だからここを県としてやっぱり、そもそも皆さんは何%ぐらいにしたいという目標みたいなものはあるんですか。

○多和田真忠技術・建設業課長 具体的な数字は今、何%というのは持ってはないんですけど、当然ながら不調・不落というのは県民の公共サービスにとってもいいことではございませんので、しっかり改善できるような形で取り組みたい。今の現況をしっかりと調査して対応を検討していきたいと、引き続き。

○赤嶺昇委員 要は、不調・不落はもうなくしたいというのが、皆さんの本来の希望じゃないですか。

○多和田真忠技術・建設業課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○赤嶺昇委員 そうだと思いますよ。だから、不調・不落をゼロにしていくということ、やっていることは理解しているんですよ。ただ、やっぱり改善されないというのは、5年間も変わらないというのは、根本的に対応していかないとまずいと思えますよ。努力しているかもしれないですけど、やっぱりこれをゼロにしていくということは大事なことじゃないかなと思っています。ちなみに過去5年間の入札、応札ゼロについて教えてください。

○多和田真忠技術・建設業課長 応札ゼロについては、今調査できたのは過去3年分しかできなかったんですけども、平成28年度が56件、平成29年度が33件、平成30年度が68件となっております。

○赤嶺昇委員 だから、応札ゼロが30年度が68件ということで、前年度の33件の2倍以上ですよ。応札すらしらないというのは、県が発注かけてもゼロというのは、やっぱり大変な問題だと思うんですよ。

そもそも応札ゼロというのは、皆さんどのように分析していますか。

○多和田真忠技術・建設業課長 応札ゼロの傾向として、主なものが小規模工事、あと、離島関係工事になっております。

○赤嶺昇委員 応札しないというのは企業の皆さんが、いわゆるこの工事をとっても割に合わないと思っているからとらないんですよね。どうなんですか。

○多和田真忠技術・建設業課長 不調・不落のアンケート調査では、技術者が不足でありますとか、積算と実際の工事に必要な予算の乖離でありますとか、そういうのが原因ということ。我々としても小規模工事をまとめたりとか、離島の単価の実際の必要な経費の計上でありますとか、対応しているところではございますけれども、実際、年度によって小規模工事の数でありますとか、まとめられるものと、そうでないものでありますとか、離島工事の数とか、いろんなものがちょっと影響しているのかなと思います。

○赤嶺昇委員 決算の中で、平成30年で68件なんですけど、今年度、現時点での応札ゼロというのはわかりますか。

○多和田真忠技術・建設業課長 今年度のものは、手持ちで持っておりません。

○赤嶺昇委員 不調・不落と応札ゼロについては、引き続き対応をお願いしたいなと思っています。

次に、県道の除草の問題についてよく質疑等が出るんですけど、除草について、相変わらず国道も含めて伸びているなという実感を私はしているんですけど、いかがですか。

○島袋一英道路管理課長 県管理道路においては近年、除草等に係る県単独費を増額しまして、年2回から4回程度の除草を実施しております。観光地へアクセスする主要幹線道路等においては、沖縄フラワークリエイション事業を活用した重点的な植栽管理を行っており、その他道路ボランティアとの協議による道路の美化にも取り組んでいるところです。また、各種イベントがある際には、国との連携が必要な場合、除草時期について国と調整して実施しております。県としては今後とも必要な予算確保に努め、良好な道路景観の創出、向上に向け、効率的、効果的な維持管理に努めていきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 それでは、過去5年間の除草作業にかかっている経費というのは、それぞれ年度ごとに出してもらっていいですか。

○島袋一英道路管理課長 除草にかかる費用としま

しては、平成27年度が約7億8000万円、28年度で9億円、29年度も9億円、30年度10億円、令和元年度が約12億円となっております。

○赤嶺昇委員 少しずつふえてはいるんですけども、皆さんは今の年に2回から4回、今の予算でもう十分という認識なんですか。

○島袋一英道路管理課長 今の予算では、はっきり言って全体はできていないんですけども、基本的に観光施設とか、あとは、イベントに関連しても、どうしてもメリハリをつけたような実施しかできてないというか、そういう状況であります。

○赤嶺昇委員 最近、会派で東南アジア、東アジアをよく回っているんですけども、視察に行っているんですけどシンガポールはもともときれいなんですけど、最近、深圳に行ってもかなりきれいなんですよ。そうなると、定期的に除草作業、道路もきれいに整備されているものですから、沖縄は観光立県として売っている以上、やっぱりそこは大事だと思うんですけども。皆さんとしては年に何回、除草作業で、予算は幾らぐらいというのは本来あったほうがいいということを考えていますか。

○島袋一英道路管理課長 具体的な予算については出しておりませんが、現段階で2回から4回程度しかできていないので、その単純に1.5倍とか、それぐらいになるのかなというふうには感じております。

○赤嶺昇委員 今回の回数を、要は何回やればこの除草の問題は、いわゆる一多くの県民が指摘するんですよ、指摘されなくなるのは、何回やればできるというふうに理解していますか、皆さんは。

○島袋一英道路管理課長 県の道路緑化計画の中では年4回程度ということにはなっていますが、近年どうしても亜熱帯地方は雨とかそういうものが多いものですから、少しふえている状況一雑草が繁茂する状況には少なくなっているかと思っています。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員から明確に答弁するようにとの指摘があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

島袋一英道路管理課長。

○島袋一英道路管理課長 全路線を4回やるというのが理想であります。現在は年4回やるには予算もありますので、県のほうでは沿道景観ガイドラインというのをつくってございまして、その中で除草剤を使ったりしてコスト削減をしたり、あとは植物自体で雑草を抑えるアレロパシーという植物がございまして、そういった植物を使うことによってコスト縮

減を、下げられるような工夫がないかどうかというのを検討しているところです。

○赤嶺昇委員 全路線、年4回やると予算は幾らですか。

○島袋一英道路管理課長 先ほどの、5年間の除草にかかる費用訂正がございまして。先ほど申しました金額は、高木の植栽管理も入っております。除草剤だけだとすると大体、年平均6億円ございまして、これを年4回、全路線行うとすると約10億円ということになります。

○赤嶺昇委員 ぜひ、この10億円獲得に向けて、そこはこれぐらい予算かかるよということ—除草だけじゃなくて別の対応も含めて、言われたいような対応をお願いしたいなということをお願いしておきたいと思っています。

次に、沖縄県建設産業ビジョンについてなんですけれども、やっぱり今後、さっきの入札の不調・不落も応札ゼロについても、課題はかなり分析されているんですよ、この中身。この産業ビジョンについての、これやっぱりやっていくことが今後、県の土木建築行政については大事だと思うんですけど、部長、この件についてお聞かせください。

○多和田真忠技術・建設業課長 平成30年3月に沖縄県建設産業ビジョン2018を策定し、建設企業、業界団体、行政機関の各主体が連携を図りながら、各種取り組みを連携、共同のもと、総合的かつ計画的に取り組んでいくこととしております。将来にわたり、重要な役割を担う建設産業の持続可能な発展を推進するため、人材の確保、育成及び企業の経営力強化等を取り組みの柱としております。雇用条件、労働環境の改善や建設産業の魅力発信のための広報活動の充実、さらに、建設企業の経営基盤、企業体質の強化などに取り組んでいるところでありまして、引き続き連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○赤嶺昇委員 私は非常にいいものだと思うんですよ。ですから、そこを着実に、せっかくつくっていただきますので、これをしっかりと業界の皆さんとやっていくことが、今の課題を解決する。ただつくって終わるんじゃないで、そこは生かしていくことが大切だと思いますので、しっかりやっていただきたいと思っています。中身についても通告しているんですけど、それはなしにして、ぜひとも今後これをベースにいろいろ聞いていきたいと思っていますので、お願いしたいなと思っています。

次に、最近の台風で、県外で川が決壊したり氾濫していますよね。あれぐらいの台風が沖縄に来た場

合、あれだけの雨が来た場合に、沖縄は大丈夫なんですか。

○外間修河川課長 去る19号台風、最大の降雨量が972ミリだったと思いますけども、これについては過去最大の降雨量ということになっておりまして、現在の河川事業の整備水準については、30年に1回か50年に1回の整備水準で改良をしております。今972といいますと、数千年に1回というオーダーになってしまうので、現状の河川ではオーバーフロー等あると考えます。

○赤嶺昇委員 そうすると、あの台風が万が一沖縄に来ていたら、間違いなく氾濫したり、同じようなことが起きていたということは予測つくんですか。

○外間修河川課長 現在、避難等については、考え得る降雨量ということで浸水想定をしております。これについては情報を、水位周知河川という—8河川あるんですけども、都市部の河川ですけども、これについては策定次第、市町村にも情報を提供しているところであります。

○赤嶺昇委員 今、県内の県管理の河川で、一番氾濫、もしくは決壊の可能性があるのはどこですか。

○外間修河川課長 県内の河川の形態というのが、内地の河川と比べて一流域面積とか、あと、護岸の形態が河川の河床と住宅地と同じ高さだったり、途中で堤防形式というのが内地では案外見られますが、県内ではほとんどの河川が地盤よりも下のほうに河川があって、決壊するとなるとこの一部分だけ浸食とかになるんですけども、内地のそういう一箇所が破堤したらこの流域全部浸水ということには、県内では少ないのかなと考えています。

○赤嶺昇委員 西原町あたりで、よく西原町町民から—小波津川ですか、よく水が氾濫するということを知っているんですけど、いかがですか。

○外間修河川課長 今、小波津川については整備の途中で、ちょうど下流側についてはほとんど概成しまして、今、途中で平園ハイツという分譲住宅があるんですけども、この手前で橋梁整備がありまして、この橋梁整備が立ち上がると川幅がぐっと広がりますので、この時点で大分浸水については解消されるのかなと考えています。

○赤嶺昇委員 この小波津川以外で、今現時点で、いわゆるオーバーフローで水があふれたりするところはほかにもありますか。

○外間修河川課長 今、整備着手している河川の中では、与那国の田原川あたりは、早急にそれを改善するために、今取り組んでいるところです。

○赤嶺昇委員 今回、毎日のようにニュースで見る

と県外は大変だなと思って、形態は違っても、あれぐらいの雨量が沖縄に来た場合に、これも千年に1度とかと言わず、やっぱり少し沖縄に来ていた場合に大変なことになっていたと僕は思うんですよ。それについてやっぱり想定しておくということは大事だと思うんですよ。このあたりについて、もう一度。

○外間修河川課長 委員のおっしゃるとおり、県ではハード対策とソフト対策—ハードについては整備水準を確保するためにやっております、ソフト対策としては河川のカメラとか、あとは水位情報とか、これについてはインターネット等やホームページ、あとはNHKのほうにも情報を提供しております、地域の県民が早目に対応できるようにということですので、取り組んでいるところです。

○赤嶺昇委員 ぜひ、皆さんだけの部署じゃないと思うんですけど、防災担当も含めて、市町村との連携も含めて—今回県外の70名以上の方が亡くなったとか、いろんな問題が出ているので、それはやっぱり沖縄県にも来るということも含めて、しっかりと教訓にしてもらいたいなということを、土木建築部としてもやっていただきたいなと思っております。

最後にモノレール浦西駅、浦添線がオープンしたんですけど、駐車場、今スタートしたばかりなんですけれども、利用率って何%今占めていますか。

○仲嶺智都市計画・モノレール課都市モノレール室長 パーク・アンド・ライド駐車場の利用率のことだと思うんですけども、パーク・アンド・ライド駐車場のほうですね、今現在なんですけれども、定期駐車契約数が171名となっていて、日常の車庫の出入りに関しては約370台の車庫の出入りがあるような状況となっております。

○赤嶺昇委員 これは何台中ですか。

○仲嶺智都市計画・モノレール課都市モノレール室長 1000台中です。約1000台のパーク・アンド・ライド駐車場となっております。

○赤嶺昇委員 利用者数ですね、利用率というか、浦添まで4駅できましたよね。現在がどれぐらいの量か、皆さんの見込みと比較していかがかというのを教えてください。

○仲嶺智都市計画・モノレール課都市モノレール室長 4駅開業しまして、1万2000人需要が伸びるということを予測しているところなんですけれども、今現在、開業から14日までの推計なんですけれども、こちらのほうで約9600人の方の利用がありまして、ただし、その間には那覇まつりとかそこら辺を含んでいるものですから、もうしばらく様子を見ないといけないかなと考えております。

○赤嶺昇委員 以上です。

○新垣清涼委員長 上原正次委員。

○上原正次委員 主要施策の成果に関する報告書を見て、352ページの公営住宅整備事業について伺います。事業の内容として、健康で文化的な住民生活基盤とする住宅を確保するとありますので、なかなか表に出ない部分の今回の質疑になると思いますが、ちょっとかかわりありますので、あえて質疑させていただきます。糸満のほうで先々週に、糸満の県営住宅のほうで飛び降りの自殺がありましたけど、住宅課としては把握していますか。

○與那嶺善一住宅課長 指定管理者のほうから報告は聞いております。

○上原正次委員 10月8日だったと思っておりますけど、9日に私のほうに電話がありまして、住民の方からお話がありました。築20年になります—今、団地名は言わないですけど、築20年で結構あるということで、今、件数自体は私たちも把握していないんですけど、築20年でこの自殺の件数がわかれば答弁いただきたいんですけど。結構あります。

○與那嶺善一住宅課長 正確な統計とかはとっていないんですけども、最近3年間で、県営団地の中で26件発生していると報告……。

○上原正次委員 26件とは1団地の話ですか。

○與那嶺善一住宅課長 県営団地内で発生した過去3年間の件数でございます。

○上原正次委員 私も以前団地に住んでいまして、高層階にいました。今、築20年の団地ができて、その団地は13階建て、私が住んでいたところは10階建てで、築30年ちょっと超えていますけど、頻繁にあったんですね。私のうちも10階で、朝早い時期に女性の方、若い子が立っている状況を見て、住民じゃないのはすぐわかりました。声をかけて、ちょっと気になって—頻繁にありましたから、声をかけたんですけど、その後ちょっと急いでまた帰ってみたら何ともなかったんですけど。その後、今の13階建ての団地ができて—亡くなった方には申しわけないですけど、私が住んでいた団地よりはやっぱり高いということで、その築20年の団地のほうで、結構、頻繁に話を聞きます。これはなかなか表に出ない部分で、警察等も調べて、住宅課も表に出さないようなこと、なかなか新聞紙面もマスコミ等も報道ないんですね。あるのは、身元がわからない場合とか、そういったことについては市の広報とか、糸満ですので市の広報とかで載ったりはしていました。高層階ですので、糸満だけではなく、県内の高層県営住宅ができて、ずっと3年で26件ですから、なかなか—

これ本当に20年、30年前からある高層階を調べたら、怖いぐらいなんですね。住んでいる方はやはり、高層階の方は、私も以前住んでいましたし、夜帰ってきてエレベーター乗ってきたりしたら、夜は皆さん怖いということで、これはもうつくづく感じました。1階—下のほうの方々も、やっぱり余りいいもんじゃないということで、地域の方々はそのようなことを余り表に出さないでそのままきていますけど。各県営団地の自治会からはそういった対策をとってくれとは一どうなんですか、こういった高層階の対策をしてくれとか、そういった要望等は自治会からはありますか。

○與那嶺善一住宅課長 現在のところ、自治会からそういった要望は上がっておりません。

○上原正次委員 住宅課として対策をとらないと—これだけ3年で26件、本当に20年、30年前のものを調べたらとんでもない数だと思うんですけど。県営団地ですから、不特定多数の方々が入り出すのは簡単なんですよ。今、民間の大きなマンションもありますけど、なかなかセキュリティがあって簡単に入れない状況があるということで、言い方悪いんですけど、県営住宅の高層階に来ている状況はあると思うんですよ。それはやっぱり、柵をやるとか、金網をやるとかというのは一例ええ今回あった13階だったら、10階から上のほうとか、そういった対策はとるべきだと思うのですが、どうでしょうか。

○與那嶺善一住宅課長 先ほど26件と言ったのは、転落事故も含んでおまして、その辺の詳細については警察や消防のほうから県のほうに情報はないところですので、確実な数字というのは一いわゆる飛び降りというものについての数字というのは把握できない状況でございます。委員がおっしゃる対策についてなんですけども、県営住宅の団地の中では、一部の団地では部外者立入禁止とかそういった広報とかをしているんですけども、全ての団地でできていない状況ではあります。転落防止柵の設置についてですけれども、県内の県営住宅で約3分の1程度が高層階をもっている団地でございますので、数的にも多いということと、高層階への柵の設置ですね、あと、それに関する維持管理とか、そういった課題もあるものですから、他県の情報も踏まえて、今後研究していきたいと考えています。

○上原正次委員 私が今—答弁で転落事故も含めてとあるんですけど、今言っているのは、みずから命を絶っている方が多いということなんですね。私が住んでいたところも警察が来て調べている状況と

いうのは、靴を置いて飛び降りたと、こういうのは実際起きています。築20年のところも、何かのはずみで転落したという事故ではないんですね。あえて、住宅のベランダ側からとは違って通路側からの—これは大人だったら自分で飛び越えないと、子供たちにはまた高いしふざけて遊ぶとかそういった状況ではないんですよ、10階から13階というのは。子供たちもそれはもう危険だと思っています。先ほど言った転落、事故みたいな言い方していますけど、それはちょっと考え方が、自分からしては甘いんじゃないかなと思うんですけど。他県の事例とか言っていますが、これは沖縄県で実際に起きていることなので、真剣に考えてほしいと思っています。なかなか表に出ていない部分がありますので、これは本当に対策として、予算的にもそんなに全階やりなさいと言っていることではないので、地域から自治会から要望がないということなので、今、私のほうからやりなさいとは言いませんけど、住民の方は高層階の2、3階でも何かやってもらったほうがいいんじゃないかというお話でしたので、ぜひ真剣に考えていただきたい。20年、30年先から調べたらとんでもない件数だと。私は、糸満だけで結構ありますから、全県下含めたらすごい数あると思っています。

ちょっと話は変わりますが、県営団地の老朽化した団地内の公園遊具の撤去があるんですけど、撤去した後の遊び場、子供たちが遊ぶ遊具が古いということで撤去して、そのままの状態が多いので、各自治会から要請等があると思いますけど、いかがですか。

○與那嶺善一住宅課長 県営住宅におきましては、これまで新規の建設時に遊具や東屋などの整備を実施しております。その後、維持管理しながら使っているんですけども、老朽化により安全性の観点から耐用年数が経過した場合は修繕自体も難しいということで、撤去を実施しているところがございます。住民からの設置の要望も指定管理者のほうにあると聞いておりますので、その辺の要望の状況も踏まえて、あと、維持管理費の予算の状況、そこも指定管理者と検討しないといけないんですけども、その辺を勘案しながら、再設置について団地の自治会から要望があれば検討していきたいというふうに考えております。

○上原正次委員 ぜひ、早目に対応をお願いします。

続きまして367ページの急傾斜地崩壊対策事業について、糸満市議会から意見書が上がっています。武富地域の急傾斜地崩壊危険区域（武富ハイツ内）の防災対策工事を求める意見書。長年にわたって武富

ハイツの方々が大変苦しんでいる状況がありますけど、県の部分は今、工事を進めています。今、糸満市とずっと協議をしているC・Eブロックに関して、県のほうに一県区分へ移行して速やかに実施することを強く要望するとありますが、これ上がってきてまだ日にちたっていませんけど、県の所管課としての考え方をお聞かせください。

○新垣義秀海岸防災課長 武富ハイツについての県の対応状況についてお答えします。武富ハイツ北側斜面の一带は、過去に県と那覇市が急傾斜地崩壊対策等の工事を実施した区域であります。近年、その一部区域において施設の老朽化、斜面の変状等が見られ、県ではこれまでも現地調査を行い、維持補修工事を実施したところであります。平成27年度からは新たに老朽化した施設の改良工事を行っております。

一方、糸満市が道路災害復旧事業一市単独事業で対策を行った地区については、糸満市の事業として対策を行うよう糸満市と協議を行い、一部については糸満市のほうで事業化しております。今後、引き続き残りの地区について、県としましては糸満市の事業化に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

○上原正次委員 今、県が行っている部分に関しては、もう工期は終えたのですか。今、県の部分やっていますよね。これはもう、工期はいつまで、抑止工の部分は、向こうは何ブロックなのかな。

○新垣義秀海岸防災課長 現在、県で行っている事業につきましては、平成27年度から令和4年度までを予定しております。

○上原正次委員 ぜひ、早目の対策をお願いします。それと、武富ハイツの自治会のほうに説明会一今、イエローゾーンということで、レッドゾーンに指定するみたいな話が、説明会を開きたいということがあるんですけど。これはレッドゾーンに指定一今、基準はあると思うんですけど、指定するということが危険な状態だからイエローゾーンからレッドゾーンに指定するのか、その部分をお聞かせ願えますか。

○新垣義秀海岸防災課長 これは土砂災害警戒区域指定についての御質疑だと思いますけども、現在、イエローゾーンについては全県でほぼ1000カ所ほど指定されておまして、これが一巡、一回りしまして、現在は昨年あたりからレッドゾーン一危険箇所の中でも特に危険性がより高い箇所については、レッドゾーンの指定を平成30年度から進めているところであります。委員がおっしゃいました武富地区についても、レッドゾーンに該当する箇所が実際にござ

いまして、地元説明会とかそういったものを計画しているところであります。

○上原正次委員 レッドゾーンに指定されるということは、相当危険な状態だと県も把握していますので、ぜひ糸満市と協議をして早目にハイツの方々を安心させてください。

以上で終わります。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から自殺に係る県営住宅の高層階への対策をしっかりと検討してほしい旨の話があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

玉城武光委員。

○玉城武光委員 成果報告書の337ページ、本部港の整備。先ほど具志堅委員からもあったと思うんですが、その執行率が58.6%ということになっているんですが、その要因は何ですか、執行率の悪さ。

○桃原一郎港湾課長 本部港の執行率の低さについて御回答いたします。本部港は国際旅客船拠点形成港湾に指定されたことから、20万トン級のクルーズ船の接岸に向け、ジャケット式栈橋、ドルフィン式栈橋の整備を進めております。ジャケット式栈橋につきましては、波の繰り返し荷重の検討の必要がございまして、その設計を見直して部材規格がちょっとふえるなどありましたので、その検討に時間を要したことと、あとドルフィン部がございまして、ドルフィン部については航行安全検討委員会の中で、船が風に影響を受けて接岸する際にぶつかる可能性があるので、防舷材をもうちょっとしっかり見直ささいという指導がございました。そのため、工事発注がおくれたことによりまして、当該年度の執行率が58.6%となっております。しかしながら、ジャケット部の据えつけに、繰越額として3億6430万円、ドルフィン部については3億9815万円の繰り越し、これは契約繰越として令和元年度に7億6245万円の繰り越しをしておまして、あと、未契約が1億5000万円余りありますので、合計金額として9億1400万円の繰り越しがありますが、これは全て今年度、契約繰越の中で全て執行していきます。今、繰り越しのこういった理由でもって時間を要して工事発注がちょっとおくれたところがございます。

○玉城武光委員 繰り越しをしたから、令和元年度で工事の完了は見込んでいたわけですね。

○桃原一郎港湾課長 翌債工事では実は昨年度からやっておりますので、一発で契約して、今年度、全てこれは未契約分も増額して全部全て執行するということとなります。残工事につきましては、約13億

円ほどあります。最後のドルフィン部の上部工とか、あと、しゅんせつ工とかが残っていますが、これは現在国のほうに予算の要望をしております、我々が船社と今連携してやっているクルーズの事業の中で、確実に令和3年度にはクルーズを就航させたいというところで、目標を持って事業執行しているところでございます。

○玉城武光委員 次に、338ページのハシゴ道路の件です。用地取得に相当な時間を要しているという課題を上げているのですが、先ほど座波委員にも答えていたんですが、用地買収がなかなか進まないという話の中ですが、これは事業開始する前に、事前に地権者との相談という形ではやったんですか。

○島袋善明道路街路課長 今おっしゃることですけども、例えば土地計画決定の手続等において原案を作成した後に、住民の説明会や公聴会を実施しております。当然、地元市町村への意見照会の実施等、事業を円滑に進めるために作業を行っています。また、実施設計が終わった段階で地権者に対し説明会を行い、用地交渉に臨んでおります。しかしながら委員御指摘のとおり、個別交渉に入ったときには一やはり単価とかあるいは補償内容、相続関係人が多いとか、こういった不満等も出てきますので、相当な時間を要しているのが現状でございます。今後の対策としては、用地買収の業務等は一部、補償コンサル、民間のコンサルタントを活用しながら、あと地元の協力も必要不可欠になりますので、事業の推進を図っていきたくと考えております。

○玉城武光委員 用地費の不満というのは何ですか。大体私が思っているのは、単価というのはある一定一変わらないですよ、その場所的には。そこに何で不満が出るんですかね。

○島袋善明道路街路課長 一例を申し上げますと、御本人が例えばここは宅地見込みではないかとか、我々としては例えば雑種地ではないかという不動産の鑑定とかやりますよね。そういったときにやはりお互いの意見の相違等があったり、その辺で単価に開きが出たりする場合がございます。

○玉城武光委員 事前にそういう説明もしたわけですよ。その中で、単価に対して不満が出ると。これ、解決できない場合は、どういうことをするんですか。

○島袋善明道路街路課長 基本的には、粘り強く用地交渉を重ねていきますけれども、どうしても交渉決裂とか、そういった場合には収用裁決申請という手続もございます。

○玉城武光委員 最終的には強制収用するという方

向でいくという方針ですか。

○島袋善明道路街路課長 ある程度期間も要して、例えば8割ぐらいの地権者の同意もいただいている。残り分、困難といいますか、用地獲得が困難な場合については、今おっしゃったとおり収用裁決も一つの手続ですので、念頭に入れていきます。

○玉城武光委員 何割ぐらい今、用地の取得はできているんですか、交渉の中で。

○島袋善明道路街路課長 今、全体的な話は手元にはないんですけど。例えば338ページにある代表的な南部東でいいますと、今現在3工区、4工区、5工区で事業を実施していますが、4工区については用地は100%、3工区は23%、5工区については32%の取得状況になっています。

○玉城武光委員 2割、3割の用地取得で、今、3工区、4工区は2割、二十何%、これは事業年度に完了する見込みありますか。

○島袋善明道路街路課長 現在、令和8年度の暫定供用開始に向けて職員一同頑張っているところであります。

○玉城武光委員 ぜひ頑張って、あちら辺を見たらなかなか進んでいないなということが地元からもみんな出ていますから、先ほど座波委員もおっしゃっていたから、ぜひこれは頑張っていたきたいということをお願いします。

次は、354ページの住宅リフォーム促進事業。これは平成30年度、13市町村にふえたと言っているんですが、この13市町村名を教えてください。

○與那嶺善一住宅課長 平成30年度実施市町村は、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、宮古島市、伊江村、読谷村、北谷町、西原町、与那原町、南風原町、竹富町の計13市町村となっております。

○玉城武光委員 この住宅リフォーム促進事業が、まだ13市町村ですが、この事業の概要を教えてください。

○與那嶺善一住宅課長 この事業は、沖縄県内にある住宅につきまして、その住宅のバリアフリー化、あるいは省エネ、耐久性向上などの改修工事を行うに際しまして、市町村が補助する額—これがおおむね工事費の20%を市町村が補助しておりますけれども、その20%のうちの45%を国費で補助しまして、残りの55%を市町村と県で半分ずつ負担するという制度になっております。

○玉城武光委員 今おっしゃったのは、県が45、国が。

○與那嶺善一住宅課長 8割は民間がやりまして、2割のほうを、20%を市町村が補助します。その20%

のうちの45%が国、20%のうちの55%を市町村と県でやるということで、55%のうちの半分を県が支援しているという事業でございます。

○玉城武光委員 この事業がなかなか進まないという、事業実施しないというのは、80%は自己資金ですよね、自分で出すんですよね。あとの20%は国が55、県が45という補助率ですよね。この補助率を変えたらもっと進むと思うんですが、リフォーム事業が。どうですか。

○與那嶺善一住宅課長 市町村から事業を実施しない理由としまして一過去にアンケートをとりましたが、その中では、市町村としてはやりたいけども財政的に厳しいでありますとか、あるいは事務負担が大きいために現在のマンパワーでは対応ができないという回答があります。市町村の中ではアンケートとった中では、前向きに今後やりたいという市町村もございます。

○玉城武光委員 事業をぜひ推進してほしいというのは、これ工事受けるのは大体、中小企業の皆さんですよね、一人親方とかね。仕事量がふえて非常にいいことが生まれるんですが、ぜひ市町村の要望も聞いて取り組んでいただきたいと思います。

次は356ページ、そこの橋梁補修の部分ですね。15路線を補修、長寿命化計画に係る設計を行った。この15路線名、教えてください。

○島袋一英道路管理課長 道路保全事業における橋梁補修は、沖縄県が管理する橋梁長寿命化修繕計画に基づいて工事を進めているところです。平成30年度につきましては、北部のほうで国道331号、それから、国道449号、それから、国頭東線、名護運天港線、県道104号線、県道9号線。それから、中部におきましては、県道37号線、県道26号線、県道146号線。それから、南部地区におきましては、那覇糸満線、県道39号線。宮古におきましては、池間大浦線、下地島空港佐良浜線。八重山のほうで、国道390号、白浜南風見線の15路線となります。

○玉城武光委員 橋の長寿命化。

○島袋一英道路管理課長 橋梁名が、北部から伊是名橋、それから、安和橋、炭焼橋側道橋、それから、名護運天港線の1号橋、伊那嘉原橋、それから、大保大橋。中部におきましては、屋慶名橋、平田橋、若松橋。それから、南部が東風平大橋、むつみ橋。宮古のほうで、池間大橋、国仲橋。八重山のほうが宮良橋と浦内橋となります。

○玉城武光委員 これまで終わったと。今後の計画は、どういうところが残っていますか。

○島袋一英道路管理課長 橋梁長寿命化につしまし

ては平成22年度に策定しておりまして、この中で平成24年度から10年間ということで計画しています。ここで672橋のうち544橋を対策することが必要となっております。30年度末時点で198橋、約36.4%となっております。その他の橋についてはまだこれから実施していくということになります。

○玉城武光委員 なかなか予算がつかなくてという話もあるんですが、予算はどういう状況ですか。ふえているんですか、減っているんですか。

○島袋一英道路管理課長 橋梁補修につきましては、少しずつですがふえている状況にあります。ただ、国のほうから法定点検として5年の点検というのがありまして、その点検にも費用がかかっている状況ですので、全てが橋梁補修の工事に回っている状況ではありません。

○玉城武光委員 ぜひ頑張ってくださいと思います。

先ほど座波委員に説明していた、南城市の市道になっている橋の堀川橋、あれの計画が令和2年。

○島袋一英道路管理課長 令和2年度から新規事業として要望しているところです。

○玉城武光委員 要望ですか。

○島袋一英道路管理課長 現時点では要望です。令和2年です。

○玉城武光委員 これは南城市からあったわけでしょう、要望が。

○島袋一英道路管理課長 各市町村からヒアリングを受けまして、その要望については全て要望する形でございます。

○玉城武光委員 次、357ページ。このほうに、海岸老朽化対策事業ということで、そこの中の沖縄県内とって、水管理・国土保全局所管というのがあるんですが、これは、所管というのは教えてもらえますか。水管理・国土保全局所管というのは、川の管理なのか、どういうことですか。

○新垣義秀海岸防災課長 海岸には、海岸法に基づく管理する分につきましては、国土交通省が管理する海岸、その中に水管理・国土保全局の管理する海岸と、あと港湾局、一般的な港湾区域とか、そういったところで管理する港湾海岸と、あと、農林水産部が管理する海岸、3種類の海岸がございます。

○玉城武光委員 その水管理・国土保全局所管というのは、どこの地域ですか。

○新垣義秀海岸防災課長 今この357ページの30年度の事業の予定としましては、宜野湾市の伊佐海岸、嘉手納町の兼久海岸が対象となっております。

○玉城武光委員 ほかに水管理・国土保全局所管と

いう海岸はあるんですか、ほかの地域に。

○新垣義秀海岸防災課長 水管理・国土保全局所管の海岸保全区域としましては、沖縄県全体で87海岸ございます。

○玉城武光委員 具体名は後で聞きます。

最後に361ページ。この耐震化対策、民間住宅・建築物の総合的な耐震化対策というのですが、この対策も執行率が44.9%。予算をつけてもなかなか執行できないという理由は何ですか。

○野原和男建築指導課長 お答えします。

民間住宅建築物等の総合的な耐震化対策のうち、住宅・建築物安全ストック形成事業の執行率が低い理由は2つあります。1つ目は、耐震改修工事における工事期間の変更や、建てかえ工事に伴う設計段階において不測の時間を要したことによる工事着手のおくれ等により、年度内に完了できず次年度に繰り越したものです。2つ目に、耐震改修工事に係る設計作業を予定していた建築物について、建築主等の都合で着手できなかったことにより、不用となったものであります。

以上です。

○玉城武光委員 その事業の概要、補助率が何%なのか、そういうのを教えてもらえますか。

○野原和男建築指導課長 耐震診断事業の補助率は3分の2で、補助限度額が1件当たり8万9000円となっております。

○玉城武光委員 この8万9000円の補助というのは、1件につきですよね。1件につき8万9000円をつけて、これは設計費用ですか、設計の費用に対する補助ですか。

○野原和男建築指導課長 耐震診断に要する費用であります。

○玉城武光委員 耐震診断に対する費用が8万9000円の補助ですね。これは上限ですか、最大で8万9000円ですか。

○野原和男建築指導課長 はい、上限です。

○玉城武光委員 耐震化工事した場合は、そこには補助とか、そういうのはないんですか。

○野原和男建築指導課長 耐震診断の後に、耐震設計の費用に3分の2の補助もありまして、その後に改修や建てかえをするときに、これはまた補助率23%で、補助限度額が823万円の補助制度があります。

○玉城武光委員 沖縄で耐震診断して工事した率というのはわかるんですか。件数でもいいですよ。

○野原和男建築指導課長 住宅の耐震診断の実績はゼロ件です。

○玉城武光委員 耐震化工事したところは公共です

か。これは全部、公共施設を耐震化したということですか。

○野原和男建築指導課長 民間建築物です。

○玉城武光委員 民間住宅を耐震化した件数は何件ですか。

○野原和男建築指導課長 民間住宅における耐震診断と改修の実績は現在、ゼロです。

○玉城武光委員 予算もあるわけですから、そういうのを周知徹底して、耐震化に備える事業をぜひ促進していただきたいと要望して終わります。

○新垣清涼委員長 糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 主要施策のもので通告も出ておりますので、まず、那覇港の整備に関する件で。これは那覇港管理組合が主体的に取り組んでいる事業なのですが、県は6割を負担している立場上、やはりこの辺はきちんと掌握しているものだろうと、また、しないといかんという視点からお聞きします。皆さん方の課題の中にもありますように、かなり輸入という面では、随分観光客もふえているんですが、逆に輸出、移出については、輸出で5割、移出については9割が空コンテナという、これが実際の実情だというふうに皆さんも課題として上げておりますが。まず、空コンテナに対する対策についてどのように取り組んでおられるか伺います。

○桃原一郎港湾課長 空コンテナ対策は、那覇港における人流・物流拠点港湾整備事業のうち那覇港輸出貨物増大促進事業の中で実施されております。那覇港では、コンテナ貨物のうち、輸出が約5割、移出の約9割を空コンテナが占める状況でございます。輸入・移入超過の片荷輸送の状況でありまして、海上輸送コストが割高になる一つの要因となっているものと考えられます。那覇港管理組合によりまして、片荷輸送の解消の対策として、荷主を対象とした支援事業に加えて、那覇港へ寄港する外航船社へ海上輸送に係る費用の一部を負担する支援事業を実施しているとのことであります。また、ことし5月に那覇港総合物流センターの供用が開始されたことから、物流機能の高度化等が図られ、集荷・送荷が促進されることで、貨物量の増大につながるものと考えております。

○糸洲朝則委員 私も1期は那覇港管理組合にいましたからよくわかるんですよ。ずっともう同じ状態なんです。管理者も変えたり、いろいろやって何とか荷物をつくろうと頑張るんだけど、全然改善されない。というのは、荷物をつくる一例えば沖縄は製造業が弱いというんだけど、そういったものがやはり那覇港だけの中でやっている間は、絶対解決し

ないんです。全庁的な取り組みをしないといけないと思うんです。企画も農林もみんな全て、商工も含めて、いかにすれば荷物をつくることができるかということのほうが、取り組みがされていない。これは部長どう思われますか。これは土建部だけの問題じゃないと思うんですけどね。

○**桃原一郎港湾課長** 那覇港の取り組みを、直近の状況をお答えしたいと思います。先ほど荷主支援に係る輸出貨物増大促進事業が、平成25年から那覇港の単独費の中で実施しているところがございます。荷主がコンテナ単位などで輸出する状況において社会実験を実施しておりまして、コスト、リードタイム等の検証を行いまして、物流コストの低減、輸送システムの改善等の検討を行い、輸出貨物に対して補助を実施しておりまして。最近の状況でございますが、平成30年度の社会実験では、県内外の荷主企業21社が参加したとのことです。ドライコンテナで4938TEU、リーファーコンテナで33TEU、混載貨物で36.4立米、中古車で131台、今支援をしたというところございまして、品目で見ていきますと、中国の輸入規制がありましたことで古紙などは減少しましたが、泡盛、ビールについては、好調に輸出货量増大が図られているとのことです。

○**糸洲朝則委員** 泡盛とビールの話をしたかったけど。さっき出た那覇総合物流センター、これは送荷という意味では大きなインパクトを期待しているんですが、これの入居企業も含めた現状について、また、今後の取り組みについて、まず皆さんの把握している範囲で結構ですから教えてください。

○**桃原一郎港湾課長** 那覇港総合物流センターの現状と今後の見通しでございますが、那覇港管理組合に確認したところ、那覇港総合物流センターは、開業初年度の集荷・送荷計画として、来年3月までに7万7910フレートトンの集荷、及び4537フレートトンの送荷を行うこととなっております。

5月から7月までの取り組み状況としては、集荷量は冷凍食品や家電など1万2250フレートトンであり、1年度の計画貨物量に対して3カ月で16%程度の達成状況とのことであります。送荷量については、冷凍食品へのラベル張りや電子機器の簡易組み立てなど、付加価値を高めた貨物が728フレートトンになっており、こちらも1年度の計画貨物量に対して3カ月で16%程度の達成状況となっております。施設開業直後の状況としては順調に推移しており、今後、物流センターの稼働が本格化し、計画貨物量を達成する見込みとのことでございます。

○**糸洲朝則委員** 希望のあるお話をしていただきま

したけど、今の物流センターの入居企業、何社でどういった業種が入っているか、それはわかりますか。

○**桃原一郎港湾課長** 入居企業でございますが、1階、2階が冷凍・冷蔵設備対応、3階がドライ対応となっております。テナントとしましては、7社の企業が入居しているとのことです。入居状況としまして、全ての区画—これは15区画ございますが、全て埋まっている状況とのことでございます。

○**糸洲朝則委員** 全て埋まっている—結構なことですが、これは2期、3期と続く予定なんですよ。だから、そうすると2期を前倒しでやるとか、3期を前倒しでやるとか、そういったことは考えていませんか。

○**桃原一郎港湾課長** 総合物流センターの第2期予定及び第3期予定の件でございますが、那覇港総合物流センターの2期、3期の整備につきましては、那覇港管理組合において—実際、地盤状況が悪かったところもありましたので、ボーリング調査を実施しまして、概算事業費等をはじめ、その結果を踏まえて、平成30年12月から、実は民設民営を含めた事業化の可能性調査業務を実施しておりまして、入居が想定される企業の実態調査、分析、本センターに付加できる新たな機能や民設民営の可能性の検討、課題等の把握の検討を行っているとのことです。

那覇港管理組合においては、引き続き、調査結果の内容を精査するとともに、入居の可能性が高いと見込まれる企業へのアンケートやヒアリング等、マーケット・サウンディングや、公募要件の設定に向けた取り組みを進めていくとのことであります。

○**糸洲朝則委員** 今、民設民営の話が出たんですが、現在運営している会社がやるのか、それとも別法人がやるんですか。予定として。

○**桃原一郎港湾課長** そのあたりも現在、検討しているということでございます。

○**糸洲朝則委員** 何でそういうこと聞かかという、今言われるボーリング調査の云々という話が出たんですけど、向こうは70メートルから80メートルの、コンクリートのくい打ちをやっているんです。つまり地下の一階から下の工事だけでも大変な費用がかかる。果たしてそれを、民設民営でやれるのかとちょっと疑問に思いましたけど。公設民営ならわかりますが、いかがですか、再度。

○**桃原一郎港湾課長** その点も含めて検討しているとのことでございます。

○**糸洲朝則委員** 宮古広域公園。午前中に具志堅委員が質疑をしておりました答弁で、都市計画決定に向けた取り組みと環境影響評価の話が出ました。か

なり具体的に取り組みをしているなどと思って聞いておりましたが、今後の工程というか取り組みについて、その先を教えてくださいませんか。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 お答えします。

宮古広域公園につきましては、去る6月に環境影響評価準備書の公告・縦覧をしまして、その後、県からの意見書が出る予定になっています。それを受けて、次に環境影響評価書のほうの作成を行います。都市計画の案につきましては、同じように公告・縦覧をしているところで、それにつきましては、環境影響評価書の提出とあわせて、最終的に都市計画決定審議会に持ち込む予定になっています。その予定としましては、令和2年2月を予定しています。

○糸洲朝則委員 都市計画決定、環境影響評価、そういったものが整って令和2年の2月からという。その先はどうなりますか。実際、着手とか、いろいろ設計等もあると思うんですけど。

○玉城謙都市公園課長 今、都市計画・モノレール課のほうで、2月までに都市計画区域決定を行って、うちの都市公園課のほうで現在、令和2年度の新規事業ということで予算を要望しているところであり、計画決定が終わりましたら事業認可をいただいて、4月以降、事業に着手していくという計画であります。

○糸洲朝則委員 今のそういったフローチャートとか工程とか、あるいはまた具志堅委員が要望したマスタープラン的なものがあるはずなんですけど、それを後でいただけますか。これをいただいた後に質疑したいけど、今回はいただくので。

次に、モノレール旭橋駅周辺の再開発事業。立派な再開発ビルができていくわけですが、どうですか、再開発事業の差し当たっての効果、どういったものが出ておりますか。

○野原和男建築指導課長 お答えします。

モノレール旭橋駅周辺地区再開発事業については、平成15年度に事業を着手して以来、平成30年9月に北工区の施設建築物が完了し、補助事業としては完了しております。本事業の実施により、バスターミナルの利便性向上による公共交通結節機能の強化が図られ、また、各施設をデッキでつなぐことでバリアフリー化された安全で快適な歩行者空間も整備されました。また、施設については高度利用を図り、業務、商業、宿泊、居住等、多様な都市機能を導入することで、風格ある那覇市の玄関口にふさわしい、豊かで彩りのある都市空間が形成されております。本事業により、施設完成後はモノレール旭橋駅周辺地区の1日当たりの平均乗客数や、地区内での就業

者数が増加するなどの効果が出ております。今後は10月に延長開業した沖縄都市モノレールの連携により、さらなる交通結節機能の強化、観光客増加に伴う周辺への消費拡大、那覇市への税収効果等の波及効果が期待できるものと考えております。

以上です。

○糸洲朝則委員 たしか地下は駐車場か何かになっていると思うんですが、それはどのような一僕もまだ現場を見ていないので具体的にはわかりませんが、地下の状況、駐車場なのか。

○野原和男建築指導課長 施設の地下には、バスターミナル駐機場が入っております。バスの駐機場です、失礼しました。

○糸洲朝則委員 きのうあるところで、実はその駐車場に入る車路が狭くて急だと。本当は僕はこれを質疑する前にきのう行きたかったんですよ。残念ながら時間がなくて、見ていないんですが。ましてや、今、聞いたらバスでしょ。これはね、よもや設計ミスじゃないか。それ確認したほうがいいと思いますよ。そういう声がありましたが、あるところから、あれ厳しいですよと。これはちゃんと確認はしてください。

○野原和男建築指導課長 早速、確認してまいります。

○糸洲朝則委員 次、建設リサイクル、ゆいくるの制度活用事業ですが、これは前もやりましたので、今の循環型社会を形成していく中で大事な事業だと思うんです。したがって、ゆいくる事業、これの普及啓発、またこの効果、これは当然皆さん方はそこら辺を想定してこの事業を展開していると思いますが、ここら辺について御説明をお願いします。

○多和田真忠技術・建設課長 お答えいたします。

土木建築部においては、公共事業におけるゆいくる材の利用促進を図るため、路盤材やアスファルト等について、原則ゆいくる材を使用することとしており、またホームページ等でゆいくるの材の認定資材の状況を公開し、関係者を対象とした研修会や県民環境フェアでのパネル展示等で、建築リサイクル資材認定制度の普及を図っております。ゆいくるの材は平成17年度から本格的に利用されており、全体の出荷量としては、平成17年度52万トン、平成29年度は172万トンとなっており、120万トンの増加で3倍の伸びとなっております。また、コンクリート破片、アスファルト破片と瓦れき類の再利用率は、平成15年度88%、平成29年度98%と10%上昇しており、再資源化が図られております。

○糸洲朝則委員 ちなみに、このゆいくる認定を受

けた事業者はどれくらいありますか。

○多和田真忠技術・建設業課長 今、手元に認定した会社数はわからないですけど、認定した資材の数としましては566資材となっております。

○糸洲朝則委員 これは推進をしていただきたいと思います。それで、皆さん方の事業内容の中に、沖縄県リサイクル資材評価委員会の設置と運営とありますが、これがゆいくる認定作業の機関になるかなと思うんですが、まず、これについての説明をお願いします。

○多和田真忠技術・建設業課長 今の御質疑の前に、先ほどお答えできなかった製造業者の数ですけども、今手元にございまして、製造業者は85になっております。

それでは、評価委員会について御説明いたします。沖縄県リサイクル資材評価委員会は、県が実施するリサイクル資材の評価に関する事項を審議するため設置しており、学識経験者、業界関係者、行政関係者で構成されております。評価委員会においては、認定申請されたリサイクル資材について、品質、性能、再生資源の含有率、環境に対する安全性、環境負荷、コストなど、建設資材として総合的妥当性を審議することとなっております。

○糸洲朝則委員 ぜひ頑張って、どんどん県も普及してください。

重複したり、あるいはいろいろありますので、全部はできないので飛ばしまして、下地島空港の周辺用地の有効利用促進事業について質疑いたします。これについては、通告で公共施設の整備についてということを出しておりますが、そこら辺から現状と今後の取り組みについてお願いします。

○野原良治空港課長 公共施設の整備についてですけども、利活用業者であります三菱地所株式会社が実施する旅客ターミナルの整備と連携した駐車場や空港内道路の整備など、県として取り組むべき関連公共施設の整備を実施しております。旅客ターミナル施設の供用、平成31年3月までに工事を完了させております。

以上です。

○糸洲朝則委員 今、三菱地所のお話が出ましたけど、ちょうど土木環境委員会で富士山静岡空港の視察に行ったとき、向こうは本当に民間化された空港で、しかも国際路線を多く取り入れているという。向こうで聞いた話が、下地島空港も同じ三菱地所だから、そこの路線開発というのはぜひやりたいというお話も記憶にありますけど、そこら辺の取り組みというのはどんなですか。実際、動いていますか。

路線開設の。

○野原良治空港課長 新規路線の開拓につきましては、観光部局のほうで取り組んでいるということで聞いております。

○糸洲朝則委員 わかりました。

これは、皆さんは施設をつくる、あるいはまた、運営を担う部署だと思しますので、それについてはそれ以上は聞きません。しかしながら、間違いなくあの空港は国際線を中心にした路線拡張、あるいは、国内でも地方空港との、今静岡の話を出しましたように、そういう可能性というのが出てくる。当然、施設も、三菱地所さんのほうは広げていくでしょう。そこに対する皆さんの対応というのが問われると思いますが、今後の取り組みについてお願いします。

○野原良治空港課長 今後の展開ということについてですけども、平成30年度予算で完了して、整備は一旦完了しているのですけれども、旅客ターミナル開業後の利用状況により、旅客ターミナル事業者や、旅客関係機関等から駐車場の拡張整備や空港内道路の延長整備など、新たなニーズがあれば必要な施設整備を検討していきたいと考えております。なお、現時点で旅客ターミナル事業者などからの新たなニーズはない状況です。

以上です。

○糸洲朝則委員 最後に、離島空港保安管理対策事業、これは権限の一部移譲云々というふうに書いてありますが、それについて御説明をお願いします。

○野原良治空港課長 県が管理する12空港のうち、訓練飛行場として設置された下地島空港を除く11の空港については、沖縄県空港の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則に基づき、当該空港の所在する市町村へ空港管理に関する権限の一部を移譲しております。移譲している主な事務の内容ですけども、空港使用届け出の受理及び使用許可、航空機の停留する区域の設定等に関すること、空港内での禁止行為及び許可に関すること、航空機事故等による消火救難活動に関すること、空港施設の維持管理等となっております。

○糸洲朝則委員 2点目の空港保安管理規程、これよくわからないけど、これはどういうことですか。

○野原良治空港課長 空港保安管理規程は、空港法第47条の2に基づき空港の保安を確保するための管理の方針、体制及び方法を定めた規程となっております。空港保安管理規程には、空港制限区域内への立入許可や空港施設の維持管理、空港内での車両運転規則など、具体的な空港の運用手順が定められております。また、航空機事故発生時の対応計画や危

険物及び高圧ガスの取り扱いなど、安全対策の詳細についても定められているものであります。

○糸洲朝則委員 小さな空港で事件・事故は起きないだろうという安心はあるかもしれませんが、やっぱり空港ですから、一定のきちんとした安全管理というものはやるべきだろうということでこういった事業があると思いますから、引き続き頑張ってください。

終わります。

○新垣清涼委員長 山内末子委員。

○山内末子委員 通告はしていないんですけど、先ほど午前に照屋大河委員のほうからありました中城港湾整備事業の中で、新港地区の定期船就航についての実証実験のことがありました。私きのう、たまたまですけど、RKKの物流センターを視察してきましたので、大変可能性が高いということを感じながら、期待を込めて質疑をさせていただきます。先ほど課長のほうから、これまでの利用回数というのが31回の寄港とありましたけれども、ルートというんですか、どこかの寄港になっているのか教えてください。

○桃原一郎港湾課長 今、実証実験を行っているところは、京阪航路でございまして、まず、県内への移入としては那覇港に一度寄ります。那覇港からリードタイム—そんなに、ちょっと時間かかってもいいようなお荷物が乗ってきて、南回りで中城に入港して、それから京阪向けに北上しているという航路でございまして。

○山内末子委員 これは今そういうルートですけど、今後のルートの拡大可能性、展開というのは今のままでそのままやっていくのか、それとも新たに航路を開設していくのか、その辺についてスケジュール感を教えてください。

○桃原一郎港湾課長 やはり、荷主さんのお話、調整が必要かなど。要するに、関東方面に主力で出している荷主さんがいたり、九州方面とかもあります。要は、それだけ航路として必要、ニーズがあるとわかれば、船社さんと調整して、そういった京阪以外にも、九州の航路というのはいり得るのかなど考えております。

○山内末子委員 国内だけではなくて、やっぱりアジアに向けて、海外に向けてということではどうですか。

○桃原一郎港湾課長 これまで、中城湾港での外貿の状況としましては、県のアジア経済戦略課で中古車ビジネスモデル実証事業というのを行いました。平成28年度には、自動車専用船を使ってレンタアッ

プ車320台をスリランカへ輸出してございます。あと、うるま市のほうが国際トライアル推進事業という実証事業を現在行っておりまして、それでは台湾航路をトライアル事業として実施しているというところがございます。このように、うるま市さんもやはり国際物流拠点形成の一環として航路は必要と考えておりまして、このような実証実験に取り組んでおります。中城湾港から呼び水として少しでもこういった貨物、荷物が出るようであれば、やはりそこから要は、先島から今、台湾、アモイと行っている航路がありますので、それもうまく使いながら外貿の展開というのは可能性があると思っております。

○山内末子委員 せっかくの航路、その施設を—例えばこのセンターなんか、すごいアジア最大、沖縄県でも最大の物流設備ではあるんですけど、物が入ってこない、船がまず入ってこないと何もできないということを考えますと、実証実験ではなくて、定期的きっちり確実に入ってくるというのを予想しながらスケジュール感を見ながらやっていかないといけないと思うんですけど、その辺の見通しというか、いつごろまでには定期的に船をこの中に入っていくのかと。それがないと、このセンター、宝の持ち腐れになってしまうんですね。その地域でどれだけ物流の拠点をつくったとしても、物が入ってこない限りはその効果、活用ができてこないということを考えますと、その辺の事業についての効果性というのが、ちょっと危険性が出てくるかと思うんですけど、それについてのお考えはどうでしょうか。

○桃原一郎港湾課長 午前中もお話ししましたように、我々、実証実験は平成29年度から取り組んでいるところで、1航海当たり平成29年度が428トン、平成30年度が409トンというところで、まだ始めたばかりでございまして、まだ微々たる、数量は変わるんですけど、まだこの伸びが見えないということで、我々はまだ継続してやる必要があるのではないかと考えております。今後の見通しでございまして、中城湾港新港地区におきましては企業の集積が進んでおりまして、今年度から民間の物流倉庫が2棟稼働しているほか、隣接地におきましては大手コンビニストアのデザート工場が稼働しております。また、今後も建設資材や食品を製造する企業の立地も予定されております。これらの企業活動が活性化することで、今後、実証実験の取り扱い貨物量が増加することが期待されるため、定期航路化の可能性もさらに高まると考えております。

○山内末子委員 そのためには、どうしてもハードの部分の整備というのがとても大事になってくるか

と思いますので、今のままでは、もう少し大きな大型船の着港が厳しいかと思います。そういう意味でのしゅんせつの事業ですとか、周りの道路の整備とか、そういうハード部分についてもやはり総合的な考え方を持っていかないといけないのかなと思うんですけど、その辺の計画については何か持っていますでしょうか。

○桃原一郎港湾課長 現在、中城湾港新港地区の東埠頭につきましては、マイナス7.5メートル岸壁の延長が780メートル及びマイナス11メートル岸壁の延長が190メートル整備済みでございます。しかしながら、実際、実証実験で就航している琉球海運からお話を聞きますと、RORO船が大型化しておりまして、実証実験船が泊まる一マイナス11メートル岸壁の190メートルは係留はできるものの、船舶延長に対して岸壁延長が少々不足しておりまして、RORO船は両方で乗り入れができるような構造になっておりますが、現状は片口のランプでの荷役となって効率が悪いというところがございます。このことから、両口ランプでの荷役が可能となる岸壁整備が必要ということで琉球海運からは聞いております。あと、やはり東埠頭に至る航路でございますが、現状では、港湾計画上は岸壁の延長が位置づけられております。航路のしゅんせつも位置づけられておりますが、まだ一要はそれだけ航路、船が入ってきておりませんので、航路としては幅員が240メートル程度で整備を行っております。暫定的な施工というところで、先ほど言いましたように、マイナス11メートル岸壁190メートルに入港できる船の基準の規格で整備はしてございますが、実際運航されている琉球海運からは、要は、夜間に入港するものですから、もうちょっとしゅんせつ、拡幅をしてほしいという要望は伺っております。やはり航路の安全就航のためにはそういったお話もありますので、我々としましては、この整備につきましては直轄事業になりますので、国と相談しながら、あと船社さんや地域の市町村さんとも連携しながらこの要望を聞いていきたいということで、今後、検討課題の一つとして捉えているところでございます。

○山内末子委員 ハードの部分については相当な予算もかかることでしょうし、国の協力も得ないといけないと思いますし、いろんな意味で、とにかく可能性が高い地域でもありますので、この事業の確実性を早目に定期的なものができるような形でぜひ頑張ってくださいと思います。よろしく願います。

次に、主要施策の成果のほうから344ページ、沖縄

建設産業グローバル化推進事業について伺います。

この事業の概要から、まずお聞かせください。

○金城学土木総務課長 沖縄建設産業グローバル化推進事業について、事業内容をお答えいたします。沖縄建設産業グローバル化推進事業は、島嶼性、亜熱帯性などに対応した沖縄独自の建設技術を海外に販売、展開する県内建設関連企業について、旅費や通訳料等の支援を行うものでございます。

○山内末子委員 何を売るんですか。この事業の内容の、何をアピールしているのか。

○金城学土木総務課長 例えば赤土流出防止等の技術やのり面の工事技術でございます。

○山内末子委員 どこの国に、何カ国に今やっていますか。

○金城学土木総務課長 現在やっているところは、フィジー共和国とかバヌアツ共和国、ミクロネシア連邦とか、あと台湾などでございます。

○山内末子委員 これは、この技術をその国に販売するという形—それを教えながら、指導しながら販売をしていく形というふうに捉えていいんですか。

○金城学土木総務課長 技術的な支援ということになります。

○山内末子委員 これによって、どういう効果が出ておりますか。

○金城学土木総務課長 成果といたしましては、例えば先ほど台湾とお答えしましたが、そこでの設計業務を受託するような、受注を受けるという成果が出ております。

○山内末子委員 余り理解ができていないんですけど。とにかく技術を提供して、技術を売っていく、これがこれからも外国の幅を広げていって、どんどん技術を売っていくという、そういうふうに理解していいんですか。

○金城学土木総務課長 今後この技術を広げていくというか、展開していくという方向で進んでいくことになります。これまでの成果といたしまして、先ほどの台湾では、企業が独自で保存するのり面対策法について、現地の大学の協力のもと試験施工及びモニタリングを実施して現地に適合した商品開発を行うとともに、現地での工法採用に向けて取り組んでいるところでございます。あと、サモアにおいては、ヤシ繊維を活用した汚濁処理対策が平成28年度のJICA中小企業海外展開事業に採択されて、平成29年度から次の段階の普及実証実験に進んでいるという効果が出ております。

○山内末子委員 余りわからないんですけど、とりあえず海外に行って、ちゃんときちんと私たちの持つ

ている技術を提供しながら、そちらで設計だとか、いろいろな効果を出しながら寄与しているというふうに考えてもいいですか。

○金城学土木総務課長 そういうことになります。

○山内末子委員 ありがとうございます。
進みます。

公営住宅整備事業についてですけど、先ほど少しありましたけど、今の公営住宅の待機者の推移について、この3年ぐらいの推移についてお聞かせください。

○與那嶺善一住宅課長 お答えします。

待機者という言葉は使っていないんですけど、入居倍率ということで表現いたしますと、平成29年度の入居倍率は6.1倍、平成28年度の入居倍率は5.8倍、平成27年度の入居倍率は7.4倍となっております。

○山内末子委員 どちらも、ここ6倍ぐらいと大変高い倍率の中で入居が決まっていくということで、今、本当に低所得の皆さんたちの公営住宅に対する希望者の高さというのを感じておりますけれど、今この公営住宅の県営住宅については、今回の事業も含めて、これから先、あとどれぐらいの住宅の建てかえ、あるいは新築、それが今、計画されているのかお聞かせください。

○與那嶺善一住宅課長 県営住宅の建てかえにつきましては、令和8年度までを期間とする沖縄県公営住宅ストック総合活用計画というものに基づいて事業を実施しております。現在実施している事業、工事中の団地が4団地、設計中の団地が5団地、個別団地再生計画作成中—設計前段階の計画策定中の団地が5団地となっております。現在、事業が決まっているのはこの団地でございます。それ以外にもこのストック総合活用計画の中に位置づけておりますけれども、まだ事業の実施時期のめどが立っていないという団地もございます。

○山内末子委員 先ほどは、公営住宅への入居希望者がやっぱり6倍ぐらいで推移しているということをお考えますと、これから建てかえというのはあつたにせよ、なかなかこれが低くなる状況ではないと思うんです、入居の希望者が。それについては、低所得者の皆さんへの住居の確保ということで、県としては計画性を持って、やはりその率を下げるということをどのように捉えながら、どのように計画していくかということをお聞かせください。今の関連で、今の率で、先ほど答えておりました、幾つか、5団地ですとか、計画。これができ上がったときに、この今の6倍ぐらいの倍率が低くなるのかどうか、この辺をお聞かせください。

○與那嶺善一住宅課長 県営住宅の供給戸数といいますが、どれぐらい県営住宅を整備・供給するかということにつきましては、住生活基本計画というものの中で計画しております。これは住宅土地統計調査というものに基づきまして数字を算定しております。その中では2万1000戸という数字を目標に、今、県営住宅の建てかえ、あるいは空き家待ち募集とかですね。それ以外にその2万1000戸の中で、公営住宅の供給は1万4400戸、それ以外、公営住宅以外の公的賃貸住宅も6600戸供給するという目標を立てております。ですから、公営住宅だけではその住宅確保要配慮者というのに対して対応できないということで、民間住宅も活用しながら、住宅確保要配慮者についての入居促進について推進しているところでございます。

○山内末子委員 わかりました。

続きまして、地すべり対策について、365ページ。まず、この事業の概要についてお聞かせください。

○新垣義秀海岸防災課長 お答えします。

まず、地すべり対策事業は、地すべり防止区域内において、地すべりの崩壊による被害を除去し人家、耕地、公共施設等を守るために、地すべり防止施設の整備を行うことを目的としております。平成30年度は地すべり対策事業費により、豊原地区ほか6地区で工事、調査、測量、設計などを行っております。また、総合流域防災事業費（地すべり緊急改築）により、南風原兼城地区で、工事、調査、測量、設計などを行っております。

以上です。

○山内末子委員 執行率が45.7%となっておりますけど、この要因についてお聞かせください。

○新垣義秀海岸防災課長 主な要因としましては、事業用地の同意取得に時間を要したこと、また、台風により現在調査中であつた斜面に変状が生じまして、その設計調整に不測の日数を要したこと、またさらに補正がございまして、2月の補正となりまして所定の工期がとれなくて繰り越しをしたと、そういったものが主な要因となっております。

○山内末子委員 ではその地域については、今後の見通しというのはもうついたんですか。

○新垣義秀海岸防災課長 工事につきましては、来年3月までには完了する予定となっております。

○山内末子委員 ありがとうございます。

続きまして無電柱化推進事業について、先ほども場所についてはありましたけど、先ほどから台風の件でありますけれど、やっぱり沖縄もいつでも、毎年、台風の被害というものは免れないということをお

考えますと、これからの台風というのが、これまでの想定外ではなくて、もういつでも大きな台風が想定内ということを考えていかないといけないということを見ると、やっぱりこの無電柱化というのはとても沖縄県の問題としては大きな、防災対策も含めて必要なんじゃないかというふうに思っています。今の現状としては、この無電柱化になっているところは県全体のどのぐらい、何%が今、無電柱化になっているのか、その辺お聞かせください。

○島袋一英道路管理課長 無電柱化の整備率につきましては、先ほど申し上げました沖縄地方ブロック推進協議会のベースでいきますと約75.3%です。これは現時点での合意の延長ですので、先ほど申し上げましたように、協議会においてまた随時、箇所であるとか延長とか変わってきますので、整備率もそのたびに少し変わってくるようになります。

○山内末子委員 今までの中ではこのままでいいかなとは思いますが、先ほどから言うように、やっぱり今、この無電中化を進めていく、推進していくという作業が急務ではないのかなというふうに思うんですけど、この辺についてはどうなんでしょうか、部長。

○島袋一英道路管理課長 無電柱化推進についてですけれども、全国的なベースをお話いたしますと、全国の平均が1%に対しまして、県は約1.6%、全国10位、九州では1位となっております。ちなみに、最も無電柱化率が高い東京都でもまだ5%という状況ですので、沖縄県についてもどんどん合意路線について進めていきたいと思っております。

○山内末子委員 部長が早くやれて言えばいいさという言葉聞いていいか、その気持ちが確実にあるというふうに理解してよろしいですね、部長。

○上原国定土木建築部長 必要な事業だと思っておりますので、しっかり進めていきたいと考えております。

○山内末子委員 もう一点だけ、下水道事業について。先ほどの台風に関連して、河川の氾濫ですとか、それから先ほど赤嶺委員からもありましたけど、沖縄県の場合にはある意味、浸水とかについては本土と構造が違うということはあるんですけど、雨水・排水で下水道とのこの関連の中で、これまでの下水道のあり方と、余りにも大雨であったり、台風の大雨の被害とか、河川のとても大きな氾濫とかというのは、やっぱり今出てきているじゃないですか。そういう流れの中でのその排水の下水道との関連性というんですか、その辺の心配というものは、今の敷設管の状況の中で大丈夫なのか。今、本土のほうで

あるのは、やっぱりその雨水と排水が一緒になってかなり大きな被害になっているということがありますので、この辺は沖縄県の場合には大丈夫なのかどうか、どうなっているのかお聞かせください。

○渡真利昌弘下水道課長 今回の台風の災害は、広域的な雨によって河川が氾濫というものでこういった災害が起きているんですけど、下水道の雨水の排水の考え方は、内水の整備一外水の氾濫に対しての防除・整備ということで、集中豪雨とかで河川から流れてきたものを想定して排水を考慮しているわけではなくて、内水で降った雨、集中豪雨で入ってきた雨を排除するために整備しています。今の河川の氾濫に対して、雨水の整備というのは、今の下水道では検討には入っていません。下水道の排除方式には、合流式と分流式の2種類があります。合流式とは、雨水と汚水を同一管で収集するものであり、分流式は雨水と汚水を独立したタンクで収集する方式です。合流式下水道は、一定以上の降雨時に一部の汚水が汚水終末処理場へ送られず、未処理のまま河川に放流されるため、公衆衛生、水質保全、景観に影響を及ぼします。本県では全市町村において、雨水と汚水を区別した分流式を採用しております。そのため、汚水は全て終末処理場で処理をした上で海域へ放流していることから、大雨においても公共用水域の水質環境に影響を与えることはありません。

以上です。

○山内末子委員 それを確認をしたかったんです。本土のほうではこれが統合されているところが多いということがありましたので、そういうことが県内ではないことを確認したかったということです。部長、これからの土木の中で、どうしても台風、災害、大きな被害に対することが、これまでの計画の中でさらに上回った対策が必要になっていくのかなと思いますけど、この辺のことを21世紀ビジョンやその形の中で、何らかの形で改める時期にきているんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。見直しをすること。

○上原国定土木建築部長 今21世紀ビジョン基本計画の総点検報告書の中でいろいろ内容を吟味しながら、基盤整備部会という部会の中で議論を進めているところがございます。この防災対策につきましても、やっぱり時代とともに変化していかなければならないのかなという気はしておりますけれども、議論はまだこれから進めていく段階でございますが、近年のこういった気象状況の変化をしっかりと踏まえた上で、計画の変更の必要があればしっかり対応していきたいと考えております。

○野原和男建築指導課長 先ほど、玉城委員の住宅建築物安全ストック形成事業について、補足訂正をさせていただきたいと思います。民間住宅の実績はゼロ件なのですが、民間建築物、これはホテルですが平成30年度は3件ありまして、耐震改修工事を平成30年度に3件行って、執行率44.9%で繰り越しを行っているという補足です。大変失礼しました、済みません。

以上です。

○新垣清涼委員長 以上で、土木建築部関係決算に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

次回は、明 10月18日 金曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼